

令和 6 年度

包括外部監査の結果報告書

保健福祉局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に
ついて（関連する施設・外郭団体を含む。）

令和 7 年 3 月

京都市包括外部監査人

有 田 耕 介

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査の対象期間	1
5. 外部監査の方法	1
5.1 監査の着眼点	1
5.2 実施した主な監査手続	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人及び補助者の資格・氏名	2
7.1 包括外部監査人	2
7.2 包括外部監査人補助者	2
8. 利害関係	3
第2 保健福祉局の概要	4
1. 保健福祉局の組織	4
2. 保健福祉局の令和5年度の予算及び決算の概要	6
2.1 予算編成に当たっての考え方	6
2.2 主な新規・充実事業	6
2.3 決算総括	7
2.4 決算額	7
2.5 令和5年度主要施策の概要と当初予算及び決算	9
第3 保健福祉局の事業の概要	13
1. 基本方針について	13
2. 令和5年度における重点取組の実績	14
2.1 「いのち」と「暮らし」	14
2.2 共生社会の実現に向けた取組の推進	16
第4 健康増進対策	17
1. フレイル対策支援事業について	17
1.1 フレイル対策支援事業の概要	17
1.2 監査内容	18
2. がん対策について	19
2.1 がんについて	19
2.2 京都市におけるがん対策等について	21
3. がん対策（ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託）について	23

3.1 ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託の概要.....	23
第5 生きがい・社会参加.....	25
1. 公益社団法人京都市シルバー人材センター運営補助について.....	25
1.1 センターの概要.....	25
1.2 決算数値の推移.....	25
1.3 監査内容	25
2. 高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務等）について.....	26
2.1 高齢者就労援助事業委託の概要.....	26
2.2 歴史	27
2.3 監査内容	27
2.4 監査結果	27
3. 全国健康福祉祭参加者派遣等事業について.....	29
3.1 全国健康福祉祭の概要.....	29
3.2 支出状況	31
3.3 事業の効率性及び今後について.....	32
3.4 効果	34
4. 敬老乗車証	35
4.1 敬老乗車証の概要.....	35
4.2 事業の経費	45
4.3 IC化について.....	46
4.4 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」の策定.....	46
第6 在宅福祉施策.....	49
1. 社会福祉法人京都市社会福祉協議会.....	49
1.1 市社協の概要.....	49
1.2 決算の推移	51
1.3 健康すこやか学級事業.....	51
2. 成年後見制度の推進事業.....	57
2.1 成年後見制度の概要.....	57
2.2 成年後見制度推進事業実施に至る背景と概要.....	57
2.3 京都市成年後見支援センター（ひと・まち交流館内）の主たる事業.....	58
2.4 令和5（2023）年度の実績.....	59
2.5 委託費詳細	61
2.6 成年後見制度の現状と課題.....	62
第7 障害者福祉.....	66
1. 京都市の障害者福祉施策.....	66
1.1 京都市における障害者数の推移.....	66

1.2 京都市の障害者福祉施策.....	67
2. 京都市の障害者福祉予算.....	70
2.1 京都市の障害者福祉の当初予算.....	70
2.2 予算額と決算額との差異について.....	71
2.3 障害者福祉の各事業の当初予算額・決算額・予実差異について.....	71
2.4 予実差異についての考察.....	80
3. 京都市の障害者福祉の各事業に関する個別論点.....	82
3.1 京都市独自の障害者福祉事業に対する評価.....	82
3.2 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」について.....	83
3.3 障害者福祉施設・事業所に対する指導監査について.....	84
3.4 「障害者相談支援事業」に係る消費税問題について.....	86
3.5 「COCO・てらす」について.....	87
3.6 「京都市みぶ身体障害者福祉会館」について.....	88
第8 生活保護.....	92
1. 生活保護.....	92
1.1 生活保護扶助費.....	92
1.2 京都市の取組.....	95
1.3 ケースワーカー.....	100
2. 生活保護等自立支援事業.....	105
2.1 概要.....	105
2.2 自立相談支援事業.....	105
2.3 ハローワークやカウンセラーによる支援.....	105
2.4 就労支援事業.....	105
3. ホームレス自立支援事業.....	107
3.1 概要.....	107
3.2 京都市ホームレス居宅定着支援事業.....	111
第9 医療対策.....	114
1. 急病診療所運営について.....	114
1.1 京都市急病診療所運営について.....	114
1.2 京都市休日急病歯科中央診療所運営について.....	115
2. 休日・夜間救急患者受入体制確保.....	115
3. 看護師等養成所運営助成.....	117
4. 看護師確保対策事業.....	119
5. 市立病院機構運営費交付金.....	121
第10 感染症予防対策.....	123
1. 予防接種事業について.....	123

1.1 事業目的及び概要.....	123
1.2 京都市が実施する子どもの定期予防接種.....	123
1.3 予防接種（HPV ワクチンを除く。）の接種件数及び接種比率	125
1.4 HPV ワクチンの定期予防接種について	126
1.5 新型コロナワクチン接種.....	128
1.6 京都市の予防接種勧奨.....	129
2. 感染症その他疾病予防対策事業.....	130
3. エイズ対策	132
4. 結核対策	134
4.1 結核患者医療費公費負担.....	134
4.2 結核定期健康診断.....	134
第11 生活衛生対策	136
1. 環境衛生関係営業施設対策.....	136
1.1 事業の概要	136
1.2 民泊通報・相談窓口運營業務.....	136
1.3 宿泊施設に対する管理運営状況調査業務.....	138
1.4 「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務.....	140
2. 食品営業許可、監視指導.....	141
2.1 事業の概要	141
3. 衛生環境研究所運営.....	143
3.1 事業の概要	143
3.2 施設の概要	143
3.3 各部門の取組について.....	144
3.4 京都市衛生環境研究所の運営に係る費用.....	147
4. 京都動物愛護センター運営等.....	147
4.1 事業の概要	147
4.2 施設の概要	148
4.3 犬・猫の引取数、譲渡数等の統計（数値実績）について.....	150
5. 中央斎場運営	151
5.1 事業の概要	151
5.2 施設の概要	152
5.3 中央斎場運営に係る費用.....	152
5.4 残骨灰から発生した貴金属の売却について.....	152
6. 墓地・墓園運営	156
6.1 市営墓地	156
6.2 京都市深草墓園.....	157

第12 地域福祉	159
1. 社会福祉協議会助成事業	159
1.1 事業目的及び概要	159
1.2 補助金対象事業の概要	159
1.3 助成金支給金額について	159
2. 福祉ボランティアセンター運営	161
2.1 事業目的及び概要	161
2.2 福祉ボランティアセンターの事業	161
2.3 事業の実施状況	162
2.4 令和5年度 福祉ボランティアセンター運営費用の内訳	164
3. 区ボランティアセンター運営	164
3.1 事業目的及び概要	164
3.2 各区ボランティアセンターの事業	164
3.3 各区ボランティアセンター事業の収支決算書	164
4. 日常生活自立支援事業	166
4.1 事業目的及び概要	166
4.2 日常生活自立支援事業とは	167
4.3 事業の実績	168
5. 地域あんしん支援員設置事業	169
5.1 事業目的及び概要	169
5.2 地域あんしん支援員と支援状況	169
6. 民生児童委員活動支援事業	172
6.1 民生児童委員	172
6.2 事業目的及び概要	172
6.3 民生児童委員活動費について	174
6.4 民生児童委員活動支援	175
7. 不良な生活環境を解消するための支援及び措置	177
7.1 事業目的及び概要	177
8. ひきこもり支援	178
8.1 事業目的及び概要	178
8.2 ひきこもり支援事業補助金	180
8.3 ひきこもり支援委託事業	182
第13 災害対策	185
1. 避難行動要支援者名簿の活用事業	185
1.1 事業目的及び概要	185
1.2 避難行動要支援者名簿	185

1.3 避難行動要支援者.....	185
1.4 記載内容	185
1.5 提供先	185
1.6 提供した個人情報の取扱い.....	186
1.7 避難支援等	186
1.8 令和5年度事業費の内訳.....	188
1.9 避難行動要支援者名簿の利用.....	190
2. 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業.....	191
2.1 事業目的及び概要.....	191
2.2 京都市における取組.....	191
第14 国民年金事務その他	193
1. 国民年金事務	193
2. 社会福祉法人等の指導監督.....	194
2.1 事業目的及び概要.....	194
2.2 監査実施状況.....	195
3. 京都市くらし応援給付金支給事業.....	196
4. 高齢者福祉施設等における物価高騰への対応.....	198
4.1 食材費高騰対策支援金.....	198
4.2 物価高騰対策支援金.....	201
第15 総括	203
1. 保健福祉の社会的意義.....	203
2. 持続可能な社会の実現に向けて.....	203
<指摘事項・意見一覧>.....	204

※ 本報告書内で用いる数値については、端数処理の関係で合計等の計算結果が一致していない場合がある。

※ 【指摘事項】は、法律や条例への適合性・合规性のみならず、経済性・効率性・有効性の観点から法律や条例で規制されない事項にあっても直ちに改善を求める事項について記述している。

※ 【意見】は、将来的に検討・改善することが望ましい事項を記述している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

保健福祉局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（関連する施設・外郭団体を含む。）

3. 特定の事件を選定した理由

新型コロナウイルス感染症の流行は京都市の事業においても大きな影響を与えることとなったが、当該感染症が令和5年5月8日に「5類感染症」に移行したことで、令和5年度における事業はコロナ対策から通常の事業へちょうど切り替わるタイミングとなった。京都市のコロナ対策の中核を担ってきた保健福祉局においては事業の大きな転換期になったことが推測される。今後も起こり得るパンデミックに備えて、どのような感染症対策を実施するかは非常に重要な項目である。

また、少子高齢化が進む日本の現状の中で、京都市においても例外なく重要な課題であり、感染症対策にも関連する高齢者の健康増進は注目される政策の一つとなっている。さらには、コロナ禍による収入の減少から生活困窮者が増加した事実があり、生活保護等の福祉政策も重要な項目であると言える。

京都市では「はばたけ未来へ！京プラン 2025（京都市基本計画）」を策定し、健康長寿、保健衛生・医療といったテーマに対応する基本方針並びに施策を掲げており、長期的な視野に立った事業を推進している。

以上のことから、保健福祉局の事業が取り巻く環境の変化や課題への対応が適切になされているか、保健福祉局の事業に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の京都市の行政運営にとって有意義なものであると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、監査の対象期間は、原則として令和5年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和6年度以降の状況についても言及している。

5. 外部監査の方法

5.1 監査の着眼点

京都市保健福祉局の事務事業の執行について以下の着眼点から監査を実施した。

①法令遵守（合规性）について

事務事業の執行が法令等の規定に則っているか。また財務管理は京都市会計規則に従い適法に行われているか。

- ・ 予算の執行は適法に行われているか
- ・ 固定資産や物品の取得及び管理は適切に行われているか
- ・ 施策に係る各種契約は適法に行われているか
- ・ 関連施設の管理は適切に行われているか
- ・ 外郭団体等との取引やその管理は適正に行われているか

②事務事業の経済性、効率性及び有効性について

基本方針に沿った取組が着実に実行され、またその効果について検証がなされているか。

- ・ 取組内容は基本方針に則っているか
- ・ 進捗管理は適正に行われているか
- ・ 安全管理が適切かつ効果的に行われその検証がなされているか
- ・ 資質向上のための研修が行われているか
- ・ 設備投資は財務状況に見合っているか、また、その効果はみられるか
- ・ 関連部局や関連施設と効率的連携をもって運営されているか

5.2 実施した主な監査手続

①監査関係書類の収集（関係書類及び資料の監査）

監査関係書類並びに資料の提供を求め、それらを閲覧するとともに分析を行った。

②担当課への質問（ヒアリング）

書類等の監査では理解不十分な点や疑問点等につき、各所属の担当者に対し質問し説明を受けるとともに、追加資料等の提供を受けた。

③往査（実地監査）

監査対象を選定し、現地に出向いて視察、確認、突合等を行った。監査対象の選定にあたり、実地監査の結果が偏ることがないように留意した。

6. 外部監査の実施期間

令和6年5月27日から令和7年3月27日まで

7. 包括外部監査人及び補助者の資格・氏名

7.1 包括外部監査人

税理士 有田 耕介

7.2 包括外部監査人補助者

税理士 東 紘太郎

税理士 市木 雅之
税理士 黒田 晃代
税理士・公認会計士 西田 博昭
税理士 藤村 朋子
税理士・不動産鑑定士 松岡 保彦

8. 利害関係

京都市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 保健福祉局の概要

1. 保健福祉局の組織

部名等	課名	主な業務内容
保健福祉部	保健福祉総務課	庶務事務・計理事務・労務事務・調査統計事務・局の職員の服務監察に関する事務・不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する事務・マイナンバー制度に係る保健福祉局内の連絡及び調整に関する事務・個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置の実施に関する事務
	監査指導課	社会福祉法人等の指導及び監督に関する企画及び調整に関する事務（ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く）・社会福祉法人等の指導及び監督等に関する事務（ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く）・指定管理者選定委員会（局が所管する公の施設に関するものに限る）に関する事務
障害保健福祉推進室		「はぐくみ支え合うまち・京都はほえみプラン（2024-2029）」等に関する事務・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事務及びみやこユニバーサルデザインの推進に関する事務・就労支援に関する事務・社会参加促進に関する事務・在宅福祉等に関する事務・障害支援区分認定に関する事務・障害者の医療に関する事務・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者等の指定に関する事務・精神保健福祉に関する事務のうち精神科病院の実地指導に関する事務・障害者福祉施設の運営指導及び整備等に関する事務・ホームヘルパーの派遣の実施に関する事務 ※精神保健福祉に関する事務のうち精神保健福祉に関する企画立案、精神科救急医療システムに係る事務の統括、「きょういのちほっとプラン」の推進に係る連絡・調整等・※難病対策に関する事務
	地域リハビリテーション推進センター	企画課 ア センターの庶務、計理、施設の管理に関する事務、使用料及び手数料の調定及び徴収事務、地域リハビリテーション推進の企画調整に関する事務 イ 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センター間の連絡・調整及び地域連携に関する事務
		相談課 ア 身体障害者の福祉に関する調査、研究及び資料の収集、提供に関する事務、身体障害者の更生に関する相談、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事務、補装具に関する事務、在宅重度身体障害者訪問診査に関する事務、診療所に関する事務、診療所に係る使用料及び手数料の徴収事務 イ 地域リハビリテーション推進の事業に関する事務 ウ 身体障害者手帳の審査・交付及び身体障害者福祉法による医師の指定に関する事務
		高次脳機能障害支援課 ア 障害者総合支援法による自立訓練及び施設入所支援を行う事業として、自立訓練 イ 高次脳機能障害支援に関する事務
	こころの健康増進センター	相談援助課 精神保健福祉に関する技術指導、教育研修、普及啓発、調査研究、専門相談、組織の育成、精神障害者保健福祉手帳に関する事務、精神医療審査会事務局としての業務、障害者総合支援法による自立支援医療費の支給（精神通院医療に関するものに限る）、保健福祉センターにおける地域精神保健福祉活動の統括、法に基づく診察・移送業務及び精神障害者地域移行促進事業に関する業務、自殺対策に関する施策の推進等、知的障害者の医学的・心理学的及び職能的判定並びにこれに付随する指導等
		デイ・ケア課 精神科デイ・ケア事業として社会参加の促進に関する生活指導・技術指導・就労支援等、精神障害者家族への支援、関係機関等への教育研修、技術指導及び技術援助により精神障害者の自立と社会経済活動への参加の促進。 発達障害者支援センター 発達障害者及びその家族に対する相談及び助言、発達支援及び就労の支援、研修等
生活福祉部	生活福祉課	部の庶務事務・生活保護の実施事務等・生活保護業務の運営指導事務・生活保護の不正受給対策に関する事務・救護施設整備事業に関する事務・低所得者支援対策事務・生活困窮者自立支援法の実施に関する事務・再犯防止対策に係る企画、連絡及び調整に関する事務・京都市くらし応援給付金の支給に関する事務・遺族援護事務
	保険年金課	国民健康保険事業の運営管理事務・国民健康保険事業に関する指導事務・国民健康保険法等による診療報酬の審査に関する事務等・国民年金及び年金生活者支援給付金等事務・特定健康診査等に関する事務・生活習慣病に係る重症化予防に関する事務・後期高齢者医療制度に関する事務・重度障害老人健康管理費に関する事務・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料にかかる過誤納金の還付に関する事務

部名等	課名	主な業務内容
健康長寿のまち・京都推進室	健康長寿企画課	室の庶務事務・保健福祉センターの一般管理事務・地域福祉の推進に関する企画調整事務・高齢者の社会参加に関する事務・地域支援事業等に関する事務・「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトに関する事務・京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プランに関する事務・骨髄バンク等に関する事務・介護予防に関する事務・計画推進に関する事務・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事務 ※地域保健に関する事務・※衛生教育に関する事務・※健康づくり事業に関する事務・※栄養改善に関する事務・※国民健康・栄養調査に関する事務・※青年期健康診査事務・※歯科保健に関する事務・※生活習慣病対策に関する事務・※献血推進に関する事務・※保健所運営協議会に関する事務
	介護ケア推進課	調査、研究等に関する事務・京都市民長寿すこやかプランに関する事務・介護保険事業に関する企画等に関する事務・保険給付の適正化に関する事務・被保険者の資格管理等に関する事務・要介護認定等に係る事務・介護サービス事業者の指定等に関する事務・老人福祉施設の運営指導及び整備等に関する事務・在宅要介護高齢者福祉に関する事務・高齢者の権利擁護に関する事務・敬老乗車証に関する事務・老人医療費に関する事務・総合事業等に関する事務・介護支援専門員に関する事務
医療衛生推進室	医療衛生企画課	室の庶務事務・肝炎対策に関する事務・家庭用品衛生に関する事務・と畜場法に基づく事務・衛生環境研究所に関する事務・動物愛護に関する事務・京都市ペット霊園の設置等に関する条例による事務・臨床検査技師等に関する法律に関する事務・施設の管理運営事務・斎場運営に関する事務・休日及び時間外の緊急時における医療の確保に関する事務・病院群輪番制病院運営事業に関する事務・医療従事者の確保に関する事務・医療施設審議会及び地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会に関する事務・旧看護大に関する事務・地方独立行政法人京都市立病院機構に関する事務 ※健康危機対策に関する事務・※結核予防に関する事務・※エイズ予防対策事務・※性感染症予防対策業務・※結核・感染症発生動向調査に関する事務・※予防接種に関する事務・※食品衛生に関する事務・※食鳥肉衛生対策事務・※衛生上の試験検査関係事務・※原子爆弾被爆者の医療各種手当の支給等に関する事務・※石綿健康被害救済給付業務に関する事務・※医療関係法令に関する事務・※医療安全相談窓口に関する事務・※施術所関係の届出に関する事務・※環境衛生営業関係事務・※墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務・※温泉法に基づく事務・※化製場等に関する事務・※鉱泉源保護設備補修等補助金交付制度に関する事務・※毒物及び劇物取締法に関する事務・※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務・※飲用水衛生対策事務・※特定建築物衛生に関する事務・※狂犬病予防事務等・※ねずみ族、昆虫駆除対策事務・※住宅宿泊事業に関する事務
	医療衛生センター	※センターの庶務事務・※食品衛生に関する事務等・※旅館業法に関する事務等・※住宅宿泊事業法に関する事務等・※宿泊施設の監視指導に関する事務等・※公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所及びプール等の営業に関する事務等・※飲用水衛生対策に関する事務等・※特定建築物衛生に関する事務等・※温泉に関する事務等・※墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務等・※ねずみ族、昆虫駆除対策に関する事務等・※狂犬病予防事務等・※京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例による相談等に関する事務
	衛生環境研究所	管理課 ア 研究所の庶務事務 イ 微生物、生活環境、環境衛生、食品衛生等に関する情報発信及び普及啓発 ウ 衛生動物に関する調査研究、試験検査及び研修指導及び普及啓発 各部門 ア 感染症、生活環境、環境衛生、食品衛生及び環境汚染等に関する調査研究、試験検査及び研修指導並びに環境汚染等の監視及び測定 イ 中央卸売市場において営業者が取り扱う食品、添加物及び器具等の衛生監視及び検査並びに獣畜の生体、枝肉及び内臓の検査及び処分 ウ 京都市感染症情報センターとして、感染症情報の集計、解析、医療従事者及び市民等へ解析結果の提供
	動物愛護センター	犬、猫及び小鳥等の健康相談、飼育相談や正しい飼い方の啓発指導、狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する法律等による事務

※京都市保健所関連の事務事業

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

2. 保健福祉局の令和5年度の予算及び決算の概要

2.1 予算編成に当たっての考え方

新型コロナウイルス感染症から市民のいのちと健康を守る万全の対策を引き続き行うとともに、長期化するコロナ禍に物価高騰が重なるなど、様々な困難に直面した方々の暮らしを支える取組を確実に実行していく。

一方、京都市財政は、危機的な状況こそ脱したものの、少子高齢化の進展などにより社会福祉関連経費の更なる増加が見込まれるなか、これまで守り続けてきた京都市独自の施策理念を活かしつつ、セーフティネットの役割を将来にわたって持続的に果たしていけるよう、引き続き行財政改革を進めることが重要である。

また、人生100年時代を見据えた市民が主役の健康づくり、フレイル・オーラルフレイル対策の取組を継続するとともに、年齢や障害の有無に関わらず、一人ひとりが地域でいきいきと生活できる環境整備を進めていく必要がある。

こうしたなか、保健福祉局においては、「人生100年時代に対応する『地域力・福祉力を高めて支え合うまちづくり戦略』」を重点戦略に位置づけ、行財政改革計画に基づき、集中改革期間における事務事業の見直しを進めるとともに、限られた財源の中で、持続可能な社会を目指すSDGsが掲げる「すべての人に健康と福祉を」との目標の実現に向け、次の2つの方針に基づき令和5年度予算を編成している。

①「いのち」と「暮らし」

コロナ禍において、すべての市民の皆様の、かけがえのない「いのち」と、年齢や障害の有無に関わらない、いきいきとした「暮らし」を守ります。

②共生社会の実現に向けた取組の推進

世代や分野を超えて、すべての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

2.2 主な新規・充実事業

①敬老バス回数券交付事業及び民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大

全体事業費 5,736,511 千円（うち充実分 903,265 千円）

②総合的な権利擁護の取組の推進

全体事業費 48,705 千円（うち充実分 14,000 千円）

③障害者ピアサポート研修事業 1,700 千円

④農福連携による障害者雇用創出の更なる推進【令和7年度まで】 2,500 千円

⑤高齢者インフルエンザ予防接種の接種環境の充実

全体事業費 1,085,474 千円（うち充実分 113,630 千円）

⑥民生児童委員活動支援事業 全体事業費 14,700 千円（うち充実分 9,500 千円）

⑦主な新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルスワクチン接種 5,803,962 千円

新型コロナウイルス感染症対策

(相談・検査体制、患者入院治療費及び保健所体制強化等) 11,668,840 千円

2.3 決算総括

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが2類相当から5類に移行され、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があるなか、高齢者施設等における検査や新型コロナワクチン接種機会の確保など特に重症化リスクのある高齢者等への支援を実施してきた。

加えて、続く物価高騰に対し、住民税非課税世帯等への給付金の支給や社会福祉施設の安定的な運営に向けた支援を引き続き実施するほか、生活困窮者への支援を強化するなどの対策を講じてきた。

また、SDGsが掲げる「すべての人に健康と福祉を」や「誰一人取り残さない」といった目標の実現に向けて、地域リハビリテーション推進センター・こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備事業(愛称「COCO・てらす」として令和6年1月供用開始)や、高齢者インフルエンザ予防接種の接種環境の充実、敬老バス回数券の新設や民営バス敬老乗車証制度の適用地域の拡大等にも着実に取り組んできた。

各施策の実施に当たっては、持続可能な制度となるよう必要な見直しを行いつつ、少子高齢化の進展や孤独・孤立の深刻化など保健福祉行政を取り巻く状況を踏まえ、保健・福祉・医療の連携を一層進め、地域共生社会の実現を目指していく。

2.4 決算額

①一般会計

ア 歳入

(単位：千円)

款	予算現額 A	収入済額 B	翌年度繰越額 C	差引 A - B - C
分 担 金 及 び 負 担 金	1,762,503	1,621,058	-	141,445
使 用 料 及 び 手 数 料	1,101,926	1,061,272	-	40,654
国 庫 支 出 金	128,265,896	119,168,112	3,019,741	6,078,043
府 支 出 金	27,206,714	26,136,594	222,700	847,420
財 産 収 入	196,651	211,887	-	△ 15,236
寄 附 金	11,400	21,910	-	△ 10,510
繰 入 金	436,231	406,782	-	29,449
諸 収 入	4,579,557	4,669,571	-	△ 90,014
計	163,560,878	153,297,186	3,242,441	7,021,251

イ 歳出

(単位：千円)

款項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
保健福祉費	284,682,800	272,308,471	3,396,200	8,978,129
保健福祉総務費	60,682,925	55,800,606	3,091,500	1,790,819
生活保護費	72,684,821	72,008,923	-	675,898
障害者福祉費	70,629,628	69,827,465	73,800	728,363
老人福祉費	57,689,881	55,986,319	230,900	1,472,662
保健費	3,226,126	3,110,267	-	115,859
予防費	14,085,257	10,210,823	-	3,874,434
生活衛生費	748,857	671,826	-	77,031
保健福祉施設整備費	4,935,305	4,692,242	-	243,063
子ども若者はぐくみ費	81,292	80,723	-	569
子ども若者はぐくみ事業費	81,292	80,723	-	569
計	284,764,092	272,389,194	3,396,200	8,978,698

②国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

	予算現額	決算額	翌年度繰越額	差引
歳入	141,349,000	139,917,198	-	1,431,802
歳出	141,349,000	139,112,354	-	2,236,646

③介護保険事業特別会計

(単位：千円)

	予算現額	決算額	翌年度繰越額	差引
歳入	163,171,000	159,261,678	-	3,909,322
歳出	163,171,000	156,634,381	-	6,536,620

④後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

	予算現額	決算額	翌年度繰越額	差引
歳入	25,771,000	25,164,803	10,000	596,197
歳出	25,771,000	24,344,401	10,000	1,416,599

⑤京都市立病院機構病院事業債特別会計

(単位：千円)

	予算現額	決算額	翌年度繰越額	差引
歳入	1,625,000	1,589,681	-	35,319
歳出	1,625,000	1,589,681	-	35,319

※歳入における翌年度繰越額は、未収入特定財源である。

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

2.5 令和5年度主要施策の概要と当初予算及び決算

令和5年度における主要施策の概要と予算決算の比較は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	主要施策の概要	R5年度予算額	R5年度決算額	差異
	一般会計合計	250,287,292	272,389,194	△ 22,101,902
	特別会計合計	328,121,000	321,680,816	6,440,184
健康長寿推進		61,612,760	59,487,415	2,125,345
健康増進対策	健康長寿のまち	9,424	7,668	1,756
	フレイル対策支援事業	29,800	20,340	9,460
	がん対策	509,386	489,337	20,049
	生活習慣予防対策	16,642	15,796	846
	食育推進事業	9,138	7,437	1,701
生きがい・社会参加	老人福祉センター等運営	255,204	253,652	1,552
	すこやかクラブ助成	67,113	64,540	2,573
	シルバー人材センター運営助成	51,752	51,750	2
	全国健康福祉祭派遣	14,605	12,545	2,060
	高齢者市バス・地下鉄乗車券	5,736,511	4,969,058	767,453
在宅福祉施策	ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付	3,432	4,194	△ 762
	長寿すこやかセンター運営	149,333	149,330	3
	成年後見制度の推進	48,705	47,967	738
	高齢外国籍市民福祉給付金支給事業	3,264	2,278	986
	認知症あんしん京づくり推進事業	5,392	5,292	100
	認知症疾患医療センター運営事業	3,621	3,621	0
介護基盤等整備	特別養護老人ホーム整備助成	1,226,420	811,306	415,114
	小規模多機能型居宅介護拠点整備助成	38,700	42,084	△ 3,384
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備助成	14,000	14,135	△ 135
	特別養護老人ホーム多床室の改修支援	56,600	53,675	2,925
	介護療養病床の転換補助	367,170	396,665	△ 29,495
	介護施設等の創設に伴う広域型施設の大規模修繕及び大規模修繕に合わせて行うICT導入事業	75,900	82,634	△ 6,734
	多床室の個室化・簡易陰圧装置等設置助成事業	83,766	83,766	0
	認知症高齢者グループホーム整備助成	87,380	93,024	△ 5,644
	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援	114,019	89,613	24,406
	高齢者福祉施設自家発電整備助成	33,600	18,975	14,625
介護保険関連施策	介護保険事業特別会計繰出金	25,646,000	24,552,981	1,093,019
	認知症高齢者等措置	8,380	5,865	2,515
	介護施設等サービス継続支援事業	354,000	736,067	△ 382,067
入所施設	養護老人ホーム措置費	2,153,836	2,100,082	53,754
	ケアハウス事務費補助	416,163	405,289	10,874
	民間社会福祉施設単費援護	35,938	32,311	3,627
後期高齢者医療 その他	後期高齢者医療特別会計繰出金	5,016,000	4,999,741	16,259
	後期高齢者医療広域連合負担金	17,599,037	17,599,036	1
	後期高齢者歯科健康診査	4,313	3,971	342
	老人医療支給事業	172,032	154,635	17,397

項目	主要施策の概要	R5年度予算額	R5年度決算額	差異
介護保険事業特別会計		161,300,000	156,634,380	4,665,620
	保険給付費	150,366,486	144,458,290	5,908,196
	地域支援事業費	7,286,117	7,035,113	251,004
	介護給付費準備基金積立金	1,912	373	1,539
	事務費など	3,645,485	5,140,604	△ 1,495,119
	一般会計からの繰入金	25,646,000	24,552,981	1,093,019
後期高齢者医療特別会計		25,771,000	24,344,401	1,426,599
	後期高齢者医療広域連合納付金	25,313,630	23,957,071	1,356,559
	事務費など	457,370	387,330	70,040
	一般会計からの繰入金	5,016,000	4,999,741	16,259
障害者福祉		73,729,820	74,449,761	△ 719,941
障害者自立支援給付	介護給付費・訓練等給付費	45,690,153	46,011,109	△ 320,956
	補装具交付等	370,028	361,056	8,972
	自立支援医療	9,411,014	9,019,696	391,318
	障害児・者福祉サービス利用支援策	243,767	233,422	10,345
	民間社会福祉施設単費援護	111,732	107,313	4,419
	強度行動障害児者入所支援事業	25,000	37,791	△ 12,791
	障害者総合支援法施行事務費	688,502	663,553	24,949
	障害者支援施設等整備助成	-	200,100	△ 200,100
	地域リハビリテーション推進センター運営	229,566	150,547	79,019
	京都ライトハウス運営	87,554	87,553	1
	地域リハビリテーション推進センター等一体化整備事業	3,456,504	3,571,153	△ 114,649
	身障害者福祉センター整備事業	-	277,209	△ 277,209
	新型コロナウイルス感染症対策	42,000	18,370	23,630
障害者地域生活支援事業	移動支援事業	1,391,240	1,453,679	△ 62,439
	地域活動支援センター運営	56,124	49,472	6,652
	訪問入浴利用助成	106,928	99,722	7,206
	障害者地域生活支援センター運営	415,311	583,229	△ 167,918
	障害者24時間相談体制等構築事業	15,658	15,586	72
	日常生活用具給付	433,139	428,576	4,563
	障害者権利擁護推進事業	56,543	63,918	△ 7,375
	身体障害者社会参加促進事業	86,304	86,214	90
	在宅心身障害児・者療育支援事業	16,177	16,089	88
	発達障害者支援センター運営	75,253	75,431	△ 178
	重度障害者等就労支援特別事業	21,558	17,819	3,739
精神障害者保健福祉施策	こころの健康増進センター運営	39,179	31,144	8,035
	こころのふれあい交流サロン運営	47,639	37,362	10,277
	命の大切さ支援の充実	39,479	33,739	5,740
在宅福祉施策	重度心身障害者医療費支給事業	2,242,920	2,236,297	6,623
	重度障害老人健康管理費支給事業	1,364,942	1,173,988	190,954
	精神医療対策	62,211	60,480	1,731
	精神科救急医療システム運営	94,888	98,930	△ 4,042
	いきいきハウジングリフォーム	21,295	17,719	3,576

項目	主要施策の概要	R5年度予算額	R5年度決算額	差異
在宅福祉施策	重度障害者タクシー料金助成	133,018	143,556	△ 10,538
	特別障害者手当	784,731	785,816	△ 1,085
	外国籍市民重度障害者特別給付金支給事業	9,774	8,615	1,159
	心身障害者扶養共済事業	580,032	577,021	3,011
	身体障害者等市バス、地下鉄等無料化	1,308,862	1,315,213	△ 6,351
社会参加促進	障害者スポーツセンター運営	175,488	175,488	0
	障害者教養文化・体育会館運営	19,697	19,697	0
	障害者スポーツ振興	32,427	30,085	
	「障害者芸術」の魅力発信事業	2,735	2,735	0
	障害者就労支援推進事業	49,217	47,562	1,655
	農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	2,500	2,500	0
難病対策	特定医療費支給事業	3,382,511	3,728,060	△ 345,549
生活保護		70,540,823	71,789,981	△ 1,249,158
生活保護	生活保護扶助費	68,958,000	70,306,747	△ 1,348,747
	生活保護等自立支援事業	599,942	429,737	170,205
	ホームレス自立支援事業	291,918	263,025	28,893
	保護施設等衛生管理支援事業	554	0	554
	中国残留邦人支援事業	308,089	213,868	94,221
保健衛生対策		26,038,320	13,574,141	12,464,179
医療対策	急病診療所運営	456,994	446,228	10,766
	休日・夜間救急患者受入体制確保	68,216	67,420	796
	看護師等養成所運営助成	45,682	45,682	0
	看護師確保対策事業	29,806	26,595	3,211
	医務、薬務許可、監視指導	9,070	8,220	850
	市立病院機構運営費交付金	1,683,000	1,669,789	13,211
	市立病院分	1,433,000	1,421,413	11,587
	感染症・結核医療負担金	237,704	417,716	△ 180,012
	救急医療負担金	445,605	279,508	166,097
	保健衛生行政負担金	34,129	33,791	338
	高度医療負担金	213,603	200,026	13,577
	企業債元利償還金負担金	479,309	467,722	11,587
	運営費交付金	22,650	22,650	0
	京北病院分	250,000	248,376	1,624
	へき地医療負担金	5,372	4,408	964
	救急医療負担金	39,003	38,118	885
	特殊医療負担金	19,373	18,017	1,356
	企業債元利償還金負担金	31,637	30,266	1,371
	不採算地区病院負担金	148,590	151,795	△ 3,205
	医師確保対策負担金	525	525	0
	運営費交付金	5,500	5,247	253
感染症予防対策	予防接種	10,425,561	6,708,474	3,717,087
	感染症・結核医療負担金その他疾病予防対策	11,867,147	3,381,079	8,486,068
	エイズ対策	50,273	48,989	1,284
	結核対策	105,900	69,916	35,984

項目	主要施策の概要	R5年度予算額	R5年度決算額	差異
生活衛生対策	環境衛生関係営業施設対策	94,231	87,880	6,351
	食品営業許可、監視指導	71,404	51,730	19,674
	衛生環境研究所運営	110,907	93,948	16,959
	京都動物愛護センター運営等	45,849	37,075	8,774
	中央斎場運営	717,606	587,132	130,474
	墓地、墓園運営	114,772	106,050	8,722
市立病院機構病院事業債特別会計		1,625,000	1,589,681	35,319
	貸付金	480,000	467,000	13,000
	公債費	1,145,000	1,122,681	22,319
地域福祉その他		18,365,569	53,087,896	△ 34,722,327
地域福祉	社会福祉協議会助成	361,408	361,408	0
	福祉ボランティアセンター運営	240,264	241,584	△ 1,320
	区ボランティアセンター運営	6,270	6,270	0
	日常生活自立支援事業	177,115	176,249	866
	地域あんしん支援員設置事業	83,559	81,972	1,587
	民生児童委員活動支援事業	14,700	13,127	1,573
	不良な生活環境を解消するための支援及び措置	1,836	1,294	542
	ひきこもり支援	81,292	80,723	569
災害対策	避難行動要支援者名簿の活用	15,461	13,901	1,560
	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	9,200	4,933	4,267
国民年金事務その他	国民年金事務	59,300	54,148	5,152
	みやこユニバーサルデザインの推進	2,462	1,320	1,142
	社会福祉法人等の指導監督	9,030	7,941	1,089
	再犯防止推進事業	9,500	8,964	536
	施設証明設備のLED化	11,140	10,232	908
	個人住民税の均等割減免制度廃止に伴う福祉施策の経過措置	98,000	85,053	12,947
	京都市くらし応援給付金支給事業	-	27,412,886	△ 27,412,886
	高齢者福祉施設等における物価高騰への対応	320,331	4,297,547	△ 3,977,216
	基金積立金	455,515	3,515,454	△ 3,059,939
国民健康保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	15,141,921	15,580,926	△ 439,005
国民健康保険事業特別会計		139,425,000	139,112,354	312,646
	保険給付費	98,880,819	96,966,209	1,914,610
	国民健康保険事業費納付金			
	医療分	24,637,000	24,637,212	△ 212
	後期高齢者支援金分	8,981,000	8,980,973	27
	介護納付金分	3,452,000	3,451,771	229
	国民健康保険事業基金への積立	-	1,900,000	△ 1,900,000
	事務費など	3,474,181	3,176,189	297,992
	一般会計からの繰入金	15,141,921	15,580,926	△ 439,005

(京都市 HP より外部監査人作成)

第3 保健福祉局の事業の概要

1. 基本方針について

京都市においては、京都市基本計画で重点戦略の一つとして「人生 100 年時代に対応する『地域力・福祉力を高めて支え合うまちづくり戦略』」を掲げており、その基本的な考え方として「誰一人取り残されることがないよう、市民・事業者・行政相互の信頼・地域力・福祉力を高め、持続可能な福祉・医療・地域づくりを進めることで、安心・安全で生涯にわたって活躍できる支え合いのまちをつくる。」としている。

保健福祉局で取り組む政策分野の基本方針は、以下のとおりである。

政策分野	目的	取組内容
障害者福祉	障害のある人もない人も、すべての人が尊重し合い、地域社会のなかで、お互いに認め合い、支え合い、安心してくらせるまちづくりの推進	障害のある人が、地域で自立した生活を営み、社会のさまざまな分野の活動に参加できるよう、障害者施策の総合的、分野横断的な展開を図る。
地域福祉	世代や分野を超えて、すべての人や団体が、地域、くらし、生きがいをともにつくり、高め合うことで、地域住民が安心して生活し続けることのできる地域共生社会の実現	①家族形態や雇用形態の変化など、社会経済情勢の変化を背景に、複雑化、多様化する地域の福祉的課題に対して、地域住民が主体となり、地域の関係機関との連携の下、課題を共有し、それぞれの強みをいかながら解決につなげる協働の取組の推進 ②地域だけでは対応が困難な複合的な課題を行政や専門支援機関等がしっかりと受け止め、分野横断的に支援
健康長寿	人生 100 年時代を見据え、京都ならではの地域や人とのつながりのなかで、市民が主役となって楽しみながら健康づくりに取り組むとともに、社会や地域全体で健康づくりに取り組んでいく環境づくりを進める。	①高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組み、働き手や地域活動の担い手として活躍できる環境づくりの推進 ②支援が必要になっても、医療や介護をはじめとする多職種の専門職や関係機関、地域住民との協働による、医療・介護・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域づくりの推進
保健衛生・医療	市民が安心してくらせる社会を実現	①適切な医療サービスが受けられる体制の構築 ②感染症や食中毒等の健康危機事案が発生した際には、迅速かつ的確に対応できる体制の確立 ③人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会の実現

以上のことから、京都市では保健福祉局の分野においては、地域と行政の関係性に注力し

ていることがわかる。

また、京都市基本計画の分野別計画として、京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画（2021 年度～2023 年度）「第 8 期京都市民長寿すこやかプラン」、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」（2018 年度～2023 年度）、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（2019 年度～2023 年度）を掲げており、それぞれにおいて具体的な取組内容が記載されている。

2. 令和 5 年度における重点取組の実績

2.1 「いのち」と「暮らし」

取組名と実績のまとめ

取組名	実績
高齢者インフルエンザ予防接種の接種環境の充実	- 重症化リスクの高い 75 歳以上の後期高齢者の自己負担額を 1,500 円から 1,000 円に軽減 - 例年に比べ異例の早期流行となったため、接種開始時期を 10 月 15 日から 10 月 1 日に前倒しして実施 令和 5 年度接種実績：54.74% (内訳) 65～74 歳：46.02%、75 歳以上：61.06%
新型コロナウイルス感染症対策	令和 5 年 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類に移行し、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本とする対応に転換された。国方針を踏まえ、経過措置を設けた段階的な見直しについて適切に対応。 ○ 5 月 7 日以前 「きょうと新型コロナ医療相談センター」において、夜間や医療機関が休みのとき、また、かかりつけ医のいない方などの電話相談に対応 「京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター」（以下「FUC」という。）の体制拡充等により保健所体制を確保 - 高齢者施設等における従事者への集中的検査、高齢者施設等新型コロナ医療コーディネートチームの設置、高齢者施設の施設内療養者に対する施設訪問診療等協力機関及び協力医療機関等による往診に対する協力金の支給等を実施 - 休日の診療・検査体制整備支援金を交付し、日曜、祝日及びゴールデンウィークの診療・検査・相談体制を確保 - 医療機関や訪問看護ステーション等と連携した健康観察業務を実施 - 訪問診療による 24 時間体制の医療管理体制を整備し、自宅等で療養される重症化リスクが高い方への医療提供体制を確保 ○ 5 月 8 日以降 上記 1、2 及び 3 を継続実施（「FUC」は「京都市療養者相談ダイヤル」に改称） ※ 上記の取組は、令和 6 年 3 月末で全て終了

取組名	実績
新型コロナウイルスワクチン接種	希望される全ての方が安心・安全かつ円滑に接種いただけるよう、身近な診療所・病院等における「個別接種」を基本とし、同時に、地域の拠点となる医療機関や京都市が運営する会場での「集団接種」を実施 令和5年度接種実績（令和6年7月時点） ○令和5年春開始接種（対象人口における接種率） ・全体：17.52%・65歳以上：49.99% ○令和5年秋開始接種（対象人口における接種率） ・全体：18.55%・65歳以上：48.01%
京都市くらし応援給付金	物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯への支援金を支給 ・3万円給付の支給実績 (住民税非課税世帯：251,230世帯・家計急変世帯：345世帯) ・京都市くらし応援給付金追加支援（7万円・10万円）の支給実績 (住民税非課税世帯：254,237世帯、住民税均等割のみ課税世帯：893世帯) ・低所得の子育て世帯への加算（5万円給付）の支給実績 (15,847世帯（26,569人）)
生活困窮者への支援の強化	・生活にお困りの方からの相談に対応するため、生活困窮者自立相談支援員を令和5年4月に1名、7月に更に1名増員し、相談体制を確保 ・生活にお困りの方の生活支援に取り組む民間団体に対し、必要な経費を助成（1団体当たり上限100万円、助成件数：12件）
高齢者・障害者施設における運営費に対する支援	高齢者及び障害者施設・事業所（入所・通所・訪問）のサービス提供に係る必要経費のうち、物価高騰に係る費用を施設及び事業者に対して支給することで、安定的な施設運営を支援 ・上半期：高齢者3,959施設・事業所、障害者2,147施設・事業所 ・下半期：高齢者3,986施設・事業所、障害者2,205施設・事業所 ・追加支援：高齢者3,884施設・事業所、障害者2,214施設・事業所
高齢者・障害者施設における食材費に対する支援	高齢者及び障害者の入所・通所施設、要介護高齢者等を対象とした配食サービスにおいて提供される食事について、食材費の高騰分を施設及び事業者に対して支給することで、利用者負担を増額することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事が提供されるよう支援 ・上半期：高齢者926施設・事業所、障害者392施設・事業所 ・下半期：高齢者915施設・事業所、障害者420施設・事業所 ・追加支援：高齢者905施設・事業所、障害者419施設・事業所

（京都市 HP より外部監査人作成）

2.2 共生社会の実現に向けた取組の推進

取組名と実績のまとめ

取組名	実績
敬老バス回数券 交付事業及び民 営バス敬老乗車 証制度の適用地 域の拡大	・利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上につなげるため、令和5年10月に制度見直しを実施（敬老バス回数券の新設、民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大） ・交付者数：109,964 人、交付率：36.76%（令和5年10月末時点）
総合的な権利擁 護の取組の推進	成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進のため、成年後見支援センターに利用促進支援員を2名増配置、成年後見制度に関するセミナーや講座の開催、身近な立場で支援する「市民後見人」の養成講座を開催
障害者ピアサポ ート研修事業	・障害のある人の自立に向けた意欲向上や地域生活の不安解消を図るため、京都府と連携しピアサポートの取組推進や理解促進を図る研修を実施 ・京都市障害者ピアサポート基礎研修の開催（令和5年11月）（研修修了者数71名）※専門研修は京都府において開催（令和6年2月）
地域リハビリテ ーション推進セ ンター、こころ の健康増進セン ター及び児童福 祉センターの一 体化整備事業	・地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設一体化整備を実施（竣工：令和5年10月、開所：令和6年1月） ・障害種別を超えた多様なニーズや複合的な課題への対応、ライフステージを通じた切れ目のない支援など各施設が連携した重層的な支援を充実 ・従前の建物の老朽化、バリアフリー機能や相談室等の不足の問題を解消
農福連携による 障害者雇用創出 の更なる推進	・障害福祉サービス事業所と農林業者を対象に、農福連携事業の説明会およびマッチング会を開催（令和5年8月）（障害福祉サービス事業所19事業所、農林業者12名が参加し、6組のマッチングが成立） ・障害福祉サービス事業所が大原百井町産菊芋クッキー、ドーナツを開発
身体障害者福祉 センター整備事 業	老朽化や耐震性能の不足といった課題のあった京都市みぶ身体障害者福祉会館を、同じく老朽化により再整備を進めていた京都社会福祉会館との合築施設として整備（竣工：令和6年3月末、開所：令和6年4月）
民生児童委員活 動支援事業	新たに民生児童委員活動支援員（1名）を配置し、学区民生児童委員協議会からの相談に対する必要な助言や対応等のサポートを実施。また、ホームページ等で民生児童委員制度や活動について市民周知や啓発を実施。

（京都市 HP より外部監査人作成）

第4 健康増進対策

1. フレイル対策支援事業について

1.1 フレイル対策支援事業の概要

1.1.1 概要

「フレイル」とは、日本老年医学会が2014年に提唱した言葉であり、語源は海外の老年医学の分野で使用されている英語「Frailty」（フレイルティ）である。その言葉は厚生労働省によれば「健康な状態と要介護状態の中間の段階」を指す、と定義されている。更にフレイルは大きく以下3種類に分かれると同省によれば定義されている。

① 身体的フレイル

運動器の障害による移動機能の低下、筋肉の衰え等

② 精神・心理的フレイル

高齢による定年退職やパートナーの喪失により引き起こされる、うつ状態や軽度の認知症の状態等

③ 社会的フレイル

加齢に伴って社会とのつながりが希薄化することで生じる、独居や経済的困窮の状態等

同省によれば、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができるとされており、予防の柱としては以下の3点が挙げられている。

① 栄養

バランスのよい食事、十分な水分摂取等

② 身体活動（運動）

歩いたり、筋トレをしたりする等

③ 社会参加

就労や余暇活動等

わが国の総人口に占める高齢者の比率は2023年に29.1%（出典：総務省統計局資料）となっており、その比率は年々増加傾向にある。京都市においても同様の状況であり、令和4年時点での高齢者比率は28.5%である。京都市は高齢者に対するフレイルに関する情報提供や取組に対する補助を行うことで、市民の健康な生活を支援している。

京都市はフレイル対策に関する予算を計上しており、市内12か所に設置されている「地域介護予防推進センター」において運動や栄養・口腔に関する教室の開催や地域で介護予防活動に取り組むグループ支援等の介護予防・フレイル対策の取組を実施している。さらに、フレイル対策支援事業として、医療専門職によるグループ支援や健診未受診等の市民への体力測定会を開催している。なお、教室は65歳以上の市民を参加対象者としており、参加料は一部教材費の実費相当分の負担を除けば無料である。

1.1.2 決算規模の推移等

以下表に記載のとおり、近年増加傾向にある。

項目	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度予算
フレイル対策支援事業	約1,500万円	約2,000万円	約2,900万円

1.1.3 参加実績

令和4（2022）年9月15日時点の京都市の65歳以上の高齢者の人口は約41万人である（統計解析No.134（令和4年9月16日発行））。

このうち、前述の教室参加実績者数の延べ人数は123,640人で、フレイル対策支援事業により支援したグループ数及び人数（実数）は116グループ1,550人、体力測定会の参加者数は838人となっている（令和5年度年間実績）。

1.1.4 フレイル予防の重要性

フレイルには「可逆性」という特性があり、自分の状態を把握し、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態へと戻すことが可能といえる。

医療費の観点から見ても「病気になってから」治療するよりも、「病気になりにくい」予防策を実行する方が、結果的に医療費が軽減されることは明らかとされている。

1.1.5 支出の内訳

前述のとおり、令和5年度のフレイル対策支援事業に対する支出額の実績額は約2,000万円である。その支出の内訳のうち主要なものは以下である。

項目	令和5年度実績額
フレイルに関する体力測定のデータ化支援等	約550万円
フレイル対策支援事業 委託料 ※12 推進センター合計、四半期ごと	約650万円
京都市地域介護予防推進センター運営委託料 ※12 推進センター合計	約400万円
地域高齢者への個別案内状の作成発送業務 ※四半期ごと	約350万円
その他	約50万円
合計	約2,000万円

（令和5年度支出一覧「事業内容」「フレイル対策支援事業」）

1.2 監査内容

支出額のうち、1事業者への支出が最大である「フレイルに関する体力測定のデータ化支援」に関する委託契約書（契約金額 約550万円）の内容を確認した。

契約書に付随する「委託仕様書」によれば、「業務完了後は、本市に業務完了報告書を提出すること」という記載があるため、業務完了報告書の監査を行った。その結果、業務完了報告書は存在・保管されており、事業完了報告書とは別の詳細な資料については事業者から提供されており、ノウハウ・資料等の蓄積ができていた点を確認した。

フレイルは予防が重要であり、まずは高齢者に「フレイル」という単語を認知してもらい、京都市がフレイル予防のために情報発信や様々な取組を実施していることを知ってもらうことが第一歩といえる。しかし予算の内訳をみると、フレイル事業の認知（PR）に対する予算配分が少ない状態といえる。

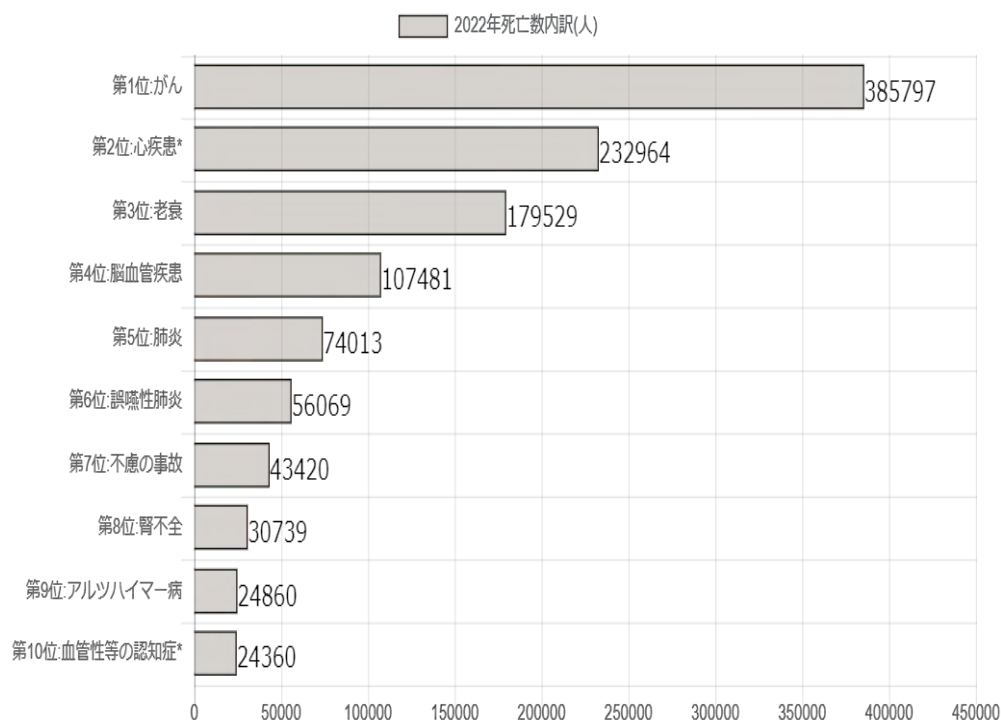
【意見】「フレイル」対策支援事業への認知の向上、広報活動の充実

高齢者が自ら「フレイル」という単語を検索することを期待して待つのではなく、高齢者が通う可能性の高い場所（図書館、公共交通機関の駅等）に広告を掲示して「フレイル」という単語を認知してもらい、京都市主催のフレイル対策支援事業のコースに参加してもらうか、自宅でもできるフレイル対策を自宅で実施してもらう、等の広報活動を推進されたい。

2. がん対策について

2.1 がんについて

2.1.1 日本人の死因のトップ



(公益財団法人日本対がん協会 HP)

公益財団法人日本対がん協会によれば、令和 4（2022）年のがんで死亡した人は約 39 万人であり、死亡総数の約 25%を占めるものであり、昭和 56(1981)年から連続して死因のトップとなっている。

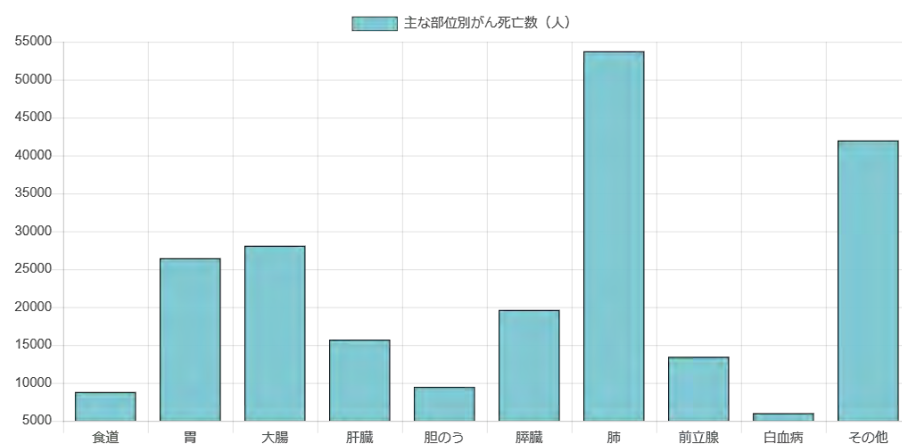
死因トップであるがんの中でも、主要ながんである胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がんは早期発見・早期治療により 90%以上が治る、とも言われており、早期・定期的ながん検診を受診することが重要である。

2.1.2 主な部位別がん死亡数

がんと言っても多種多様ながんが存在している。公益財団法人日本対がん協会によると、主な部位別がん死亡数及びその構成比率は、以下となっている。

男性

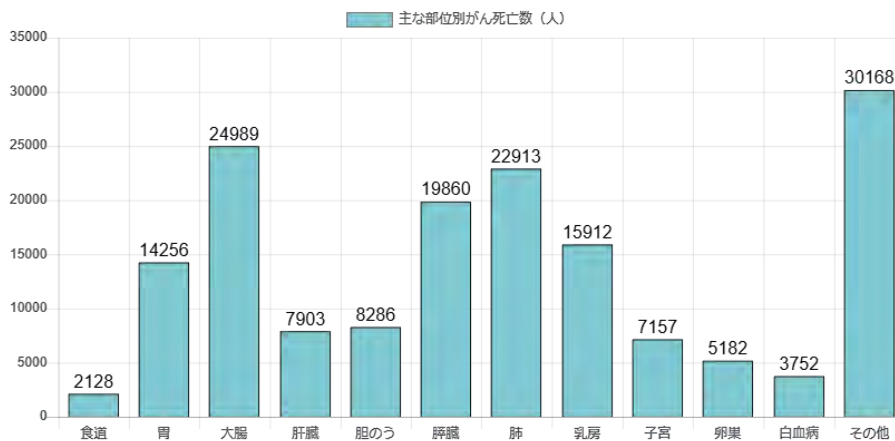
- ① 肺がん 約 55,000 人（がん全体に占める割合 約 25%）
- ② 大腸がん 約 28,000 人（同 約 13%）
- ③ 胃がん 約 26,000 人（同 約 12%）
- ④ 膵臓がん 約 20,000 人（同 約 9%）
- ⑤ 肝臓がん 約 15,000 人（同 約 7%）



主な部位別がん死亡数（2022 年）男性 （公益財団法人日本対がん協会 HP）

女性

- ① 大腸がん 約 25,000 人（がん全体に占める割合 約 15%）
- ② 肺がん 約 23,000 人（同 約 14%）
- ③ 膵臓がん 約 20,000 人（同 約 12%）
- ④ 乳がん 約 16,000 人（同 約 10%）
- ⑤ 胃がん 約 14,000 人（同 約 9%）



主な部位別がん死亡数 (2022 年) 女性 (公益財団法人日本対がん協会 HP)

2.2 京都市におけるがん対策等について

2.2.1 京都市のがん検診の実施について

京都市もより多くの市民が早期・定期的ながん検診を受診できるように、がん対策のための予算を確保し、各種の支援策を市民に提供している。

(1) 各種がん検診の受診料の補助

例：胃がん検診の場合、保険外診療約 18,000 円が 3,000 円で受診可能 (15,000 円補助)

(2) 各種がん検診の受診料の免除

特定のがん検診の受診料をゼロ (免除) とする制度である。

例：特定の年齢の女性が受診する子宮頸がん検診、受診日時点で 70 歳以上の市民が受診するがん検診 等

2.2.2 がん検診の実績数の推移

京都市のがん検診の受診数の実績推移は以下表のとおりとなっている。

検診の種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
胃がん検診	4,224 人	4,056 人	4,337 人
大腸がん検診	19,706 人	20,884 人	20,537 人
肺がん検診	12,774 人	16,330 人	18,349 人
乳がん検診	13,477 人	12,585 人	12,730 人
子宮頸がん検診	20,424 人	19,542 人	19,846 人
前立腺がん検診	3,069 人	3,451 人	3,377 人
胃がんリスク層別化検診	419 人	378 人	144 人
合計	74,093 人	77,226 人	79,320 人

2.2.3 がん対策の支出実績について

京都市の令和5年度の主要な支出は以下のとおりである。

支出内容	支出相手	金額
子宮がん検診委託料	(一社) 京都府医師会	約 126 百万円
乳がん検診委託料	(一社) 京都府医師会 等	約 72 百万円
がんセット検診委託料	(一社) 京都予防医学センター	約 63 百万円
胃がん検診委託料	(一社) 京都府医師会	約 54 百万円
大腸がん検診委託料	(一社) 京都府医師会 等	約 31 百万円
前立腺がん検診委託料	京都府国民健康保険団体連合会等	約 14 百万円
ナッジ理論等を用いた 個別受診勧奨等業務委託料	(株) Godot	約 9 百万円
胃がんリスク層別化検診固定事務費	(一社) 京都府医師会	約 6 百万円
肺がん検診に係る固定事務費	(一社) 京都府医師会	約 3 百万円
子宮頸がん検診委託料	京都府国民健康保険団体連合会等	約 1 百万円
その他		約 97 百万円
合計		約 476 百万円

(令和5年度会計帳簿(支出一覧))

2.2.4 がん検診の単価

上記の委託料を検診実績数で除して単価を試算した結果が以下の表である。

支出内容	令和5年度 支出金額	令和5年度 検診実績数	件数当たり 単価※	がん検診ガイド 記載の助成額
子宮がん検診 委託料	約 126 百万円	19,846 件	約 6,300 円	7,000 円
乳がん検診委託料	約 72 百万円	12,730 件	約 5,700 円	7,700 円
胃がん検診委託料	約 54 百万円	4,337 件	約 12,500 円	8,000 円 または 15,000 円
大腸がん検診委託料	約 31 百万円	20,537 件	約 1,500 円	1,700 円
前立腺がん検診委託料	約 14 百万円	3,377 件	約 4,100 円	2,500 円

※「支出金額(百万円)」÷「検診実績数」の計算結果を100円未満四捨五入で算出

(令和5年度会計帳簿(支出一覧))

上記表のとおり、件数あたり単価と実際の助成額とに大きな乖離はなく、異常な点はなかった。

【意見】 がんの早期発見のための情報発信

がんは早期発見、早期治療をすることで本人の健康状態が良好になることに加えて、医療費の抑制もできることは明白である。絶えず情報発信を様々なツールで行うなど、より効率的な事業の執行を図る必要がある。

3. がん対策（ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託）について

3.1 ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託の概要

がん対策は前述のとおり、総額で約 476 百万円を支出している大規模なものであるが、その中の大半は一般社団法人京都府医師会に対して支出する検診委託料である。それ以外に株式会社 Godot に対して支払っている「ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託料」約 9 百万円という支出実績があったため、同業務に対して監査を行った。

3.1.1 ナッジ理論とは

「ナッジ理論」とは、英語のナッジ（nudge）のことを指し、人間の性質や行動原理に基づき自発的に行動するきっかけを提供する手法のことである。本来は「相手をひじで突く／そっと押す」という意味を表すが、比喩的に「相手の行動に関してそっと変更を促す」ことを表すようになったとされている（e-ヘルスネット（厚生労働省 HP））。

スウェーデン・ストックホルムにある地下鉄の駅では、階段をピアノの鍵盤に見立ててデザインし、階段を上がると、実際に音が奏でられるような工夫をした結果、普段よりも多くの人々がエスカレーターではなく階段を利用するようになった事例もある。

（e-ヘルスネット（厚生労働省 HP））



3.1.2 監査

株式会社 Godot と締結した「委託契約書」を閲覧するとともに、「実施報告書」を閲覧した。京都市からの情報発信方法を工夫することで、受診率にどの程度の改善・効果が見られるのかを分析している様子が確認でき、実際に受診率が向上していた結果である旨の報告書であることを確認した。

情報発信ツールの多様化の中で、いかに情報を伝えるかを模索していること自体は意義があると言える。特にがん検診は「早期検診、早期治療」が肝要であることから、いかに早く検診に関する情報を検診経験のある人や、今まで検診したことのない新規の人に情報を伝えるかがカギとなる。

【意見】 がんの早期検診、早期治療のための情報発信の工夫

ハガキによる受診勧奨に加えて、ポスターでの周知、公式 LINE からの通知等様々な角度からアプローチし、より効果的な事業の執行を図る必要がある。特に現代では LINE が国民的コミュニケーションツールとして広まっていることから、「まずは京都市公式 LINE と友達になる」点から始めることが重要なので、推進されたい。

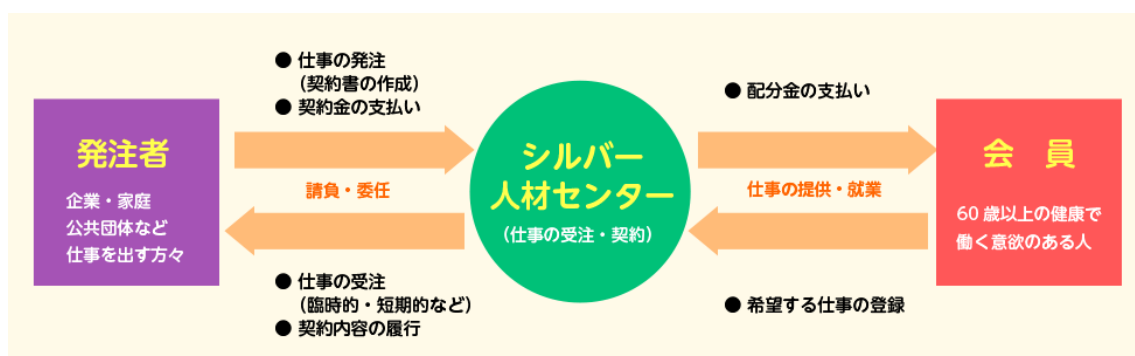
第5 生きがい・社会参加

1. 公益社団法人京都市シルバー人材センター運営補助について

1.1 センターの概要

公益社団法人京都市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は昭和 61 年に設立された団体であり、「自主・自立、共働・共助」の理念の下に会員が自主的に運営に参加し、お互いに協力しながら働くことを目的としている。「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき高齢者に就業機会を確保・提供する機関として国及び地方自治体の援助を受けて設立された営利を目的としない公益的、公共的な団体と記載されている（シルバー人材センターHP より）。

京都市在住の 60 歳以上の健康・働く意欲のある人でシルバー人材センターに登録した者が会員となり、シルバー人材センターは発注者から請負・受任した仕事を就業機会として会員に提供し、会員が雇用によらない形で就業して仕事を完成させている。



（シルバー人材センターHP より抜粋）

1.2 決算数値の推移

項目	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
シルバー人材センター運営補助	約 51.6 百万円	約 51.6 百万円	約 51.7 百万円

（京都市保健福祉局決算）

なお、令和 5 年度の支出実績の内訳のうち主要なものは以下である。

京都市シルバー人材センター運営補助金 約 49 百万円（上半期及び下半期分）

（令和 5 年度会計帳簿（支出一覧））

1.3 監査内容

シルバー人材センターは公益法人であるため、決算及び事業実績・事業報告について HP 上で公開している。その情報を整理すると以下のとおりとなっている。

単位：百万円

項目	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 予算	備考
受託事業収益	1,331	1,435	1,406	
受取補助金	97	96	95	
その他収入	42	47	52	
経常収益計	1,470	1,578	1,553	収入の合計
事業費	1,468	1,536	1,534	
その他支出	23	24	26	
経常費用計	1,491	1,560	1,560	支出の合計
当期経常増減額	△21	18	△7	
正味財産 残高	167	185	177	
会員数	5,018 人	5,072 人	5,182 人 (目標値)	

(シルバー人材センターHP)

上記表のとおり、収入に該当する経常収入は約 1,500 百万円で安定しており、正味財産も 180 百万円近くで安定している。シルバー人材センターの会員の平均年齢は約 75 歳であり、高齢者の増加に伴いシルバー人材センターの会員数は引き続き増加する可能性が高いといえる。

シルバー人材センターに対する助成として毎年概ね 50 百万円が支出されているため、「京都市シルバー人材センター運営補助金交付要綱」を確認した。この補助金はシルバー人材センターが「京都市シルバー人材センター運営補助金交付申請書」を京都市に対し提出し、京都市は申請書到達後 14 日以内に支給の有無、金額等を決定するものとされている。

シルバー人材センターからの申請金額は、厚生労働省職業安定局長が毎年度各都道府県労働局長宛てに通達している「高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）の執行方針について」上に細かく規定されている金額に基づいて助成額を決定しているため、京都市特有の事情が入る余地がほとんどない状況である点を確認した。

2. 高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務等）について

2.1 高齢者就労援助事業委託の概要

京都市では高齢者のライフスタイル（暮らし方、生き方）に応じた生きがいがづくりや就労を支援するために、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験・技能を、就労や社会参画など社会の様々な分野に生かす取組を推進している。

様々な取組がある中で、予算規模が大きい事業としては「公益社団法人京都市シルバー人材センター」事業の充実が該当する。シルバー人材センターの会員数や契約高の更なる増加

に向けた支援を行っており、その事業の一環として、市内の公園に係る除草業務等を委託している。

なお、本事業は以下 2 点の理由により、「政策随意契約」として締結しており、契約締結のプロセスが他の一般的な随意契約とは異なっている。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること
- (2) 高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること

2.2 歴史

当該事業は元々、失業対策事業からスタートしており、数多くの公園で除草作業を実施していた。その後、失業対策事業の終了及び当該事業を履行できるシルバー人材センターに京都市は公園の除草業務等に関する委託を続けている。なお、上記に挙げた失業対策事業とは、昭和 24（1949）年 5 月 20 日に制定・施行された緊急失業対策法（昭和 24 年法律第 89 号）に基づき、戦後の多数の失業者を救済する目的で始められた国の事業である。

2.3 監査内容

支出額のうち、多額である「令和 5 年度高齢者就労援助事業（公園の除草業務等）委託について」に関する委託契約書（契約金額 約 2,000 万円/年）の内容を確認した。

2.4 監査結果

① 委託内容

京都市は以下の 14 公園に係る除草業務等を委託しており、作業回数は各箇所 25 回（月 2 回除草、年 1 回機械除草。2 回×12 カ月＋1 回＝25 回）である。散乱ゴミ及び落葉の掃き集め、ゴミ籠等のゴミの回収、危険ゴミの撤去、草丈 30cm 以上の雑草の引抜きが作業内容とされている。

（除草業務等対象公園一覧）

公園名	所在地	面積（㎡）	公園名	所在地	面積（㎡）
船岡山公園	北区	56,284	西浦公園	南区	5,656
西浦東公園	南区	2,671	政所公園	南区	1,814
西政所公園	南区	3,440	高畑公園	南区	1,942
竹尻公園	南区	2,595	吉祥院公園	南区	43,907
上鳥羽公園	南区	6,276	渡瀬公園	伏見区	2,539
堀端公園	伏見区	2,173	須釜公園	伏見区	7,753
鳥羽離宮跡公園	伏見区	19,033	城ノ越公園	伏見区	2,756
14 公園 総合計		158,839			

（保健福祉局提出資料より外部監査人作成）

京都市内の公園総数は 959 であり、区別では伏見区が最も多く 283、続いて左京区の 125、西京区の 118 と続いている（出典：京都市統計書令和 5 年版：京都市統計ポータル）。

除草作業の対象となっている公園の所在地にかなり偏りがあると考えられるが、前述したように失業対策事業から当該事業は当初数多くの公園で除草作業を実施していた。しかし、失業対策事業の終了及び当該事業を履行できるシルバー人材センターの会員の有無等の影響により、除草公園数は減少し、現在の 14 公園となっている。

実際の公園の写真

雑草が一部伸びているものの、概ね成人の足首程度の長さであり、少なくとも何カ月も除草作業が実施されていないような様子は写真のとおり、見受けられなかった。

（政所公園：令和 6 年 9 月 3 日撮影）



（西政所公園：令和 6 年 9 月 3 日撮影）



② 委託料

前述のように約 2,000 万円/年（消費税等・事務費を含む。）で契約しており、約 160 万円/月となっている。シルバー人材センターが受託している仕事のうち除草・機械刈り費用は 1,200 円/時、この費用以外に 10% の事務費が加算されるとなっている（出典：シルバー人材センターHP「お仕事紹介」）。

この年間の委託料約 2,000 万円の妥当性を検証しているのかについて、「1 公園の 1 回当たりの支払金額は、必要人員数及び従事時間が変わるため単純計算では算出できない」旨の

説明を受けたが、前述のとおり時間単価の情報が公開されているため、ある程度の検証は可能であると考ええる。

委託する業務内容が比較的単純作業であるため、「どの程度の時間を要するか」が想定可能であり、その想定と近い時間を要することを委託者として受託者と確認すべきではないかと考える。委託契約書（別表１）の支払額の算出根拠が不透明であり、委託者として「この程度の面積に対してであれば、この程度の金額になるであろう」と推測できる程度までは検証をすべきと考える。特に契約の相手方は対象業務の時間単価を公表しているため、当該時間単価を用いれば「ある程度の」金額の妥当性の検証は可能と考える。委託業務が比較的単純作業であるため、高齢者の方が行う作業とはいえある程度の時間あたり面積について想定ができると思われる。また、民間事業者複数社の除草作業の単価を調べて対象面積を乗ずれば想定金額の算出は可能であろう。

【意見】 公園の除草業務等に係る委託料の妥当性の検証不足

高齢者の就労支援という事業の趣旨は意義があるものだが、京都市の支出額が妥当である検証は行われたい。

3. 全国健康福祉祭参加者派遣等事業について

3.1 全国健康福祉祭の概要

3.1.1 概要

高齢化社会において高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会の実現を目指すための施策の一つとして全国健康福祉祭（以下「ねんりんピック」という。）の開催がある。これはスポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的としている。

競技の参加者は、基本的に 60 歳以上の各都道府県・政令指定都市の代表選手であるが、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるように、誰でも参加できるイベントも多数開催されている。

シンボルマークは、老いも若きも仲よく、ともに生きていく社会をふたりの人物で表しており、また 2 つの円は、その組み合わせにより、お互いに助け合い、健康と福祉の輪が未来に向かって広がっていくことを意味している。



3.1.2 歴史

厚生省（現：厚生労働省）創立 50 周年に当たる昭和 63（1988）年に開始されて以来、毎年開催されている。主催者は厚生労働省・開催都道府県（政令指定都市）・一般財団法人長寿社会開発センター、共催者はスポーツ庁である。

直近の開催状況は次のとおりである。

令和 2 年度開催予定のぎふ大会は新型コロナウイルス感染症の影響により翌年に開催延期になったが、令和 3 年度は開催中止となった。

	令和元年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催地	和歌山県	神奈川県	愛媛県
愛称	ねんりんピック紀の国和歌山 2019	ねんりんピックかながわ 2022	ねんりんピック愛顔のえひめ 2023
期間	令和元年 11 月 9 日（土）～ 12 日（火）	令和 4 年 11 月 12 日（土）～ 15 日（火）	令和 5 年 10 月 28 日（土）～ 31 日（火）
延べ参加 人員	56 万人	62 万人	53 万人

（（一財）長寿社会開発センターHP より外部監査人作成）

3.1.3 参加者

参加者は一般公募のうえ、種目ごとの予選会により決定する。また直近の参加者は次のとおりである。

年度		合計（選手、監督）				役員 等	総合計	平均年齢			最高年齢		
		チーム	男	女	計			男	女	全体	男	女	全体
令和 元	京都市	22	96	57	153	10	163	69.9	70.3	70.1	87	83	87
	全国	1,324	6,242	2,789	9,031	615	9,646	69.4	69.9	69.5	100	96	100
令和 4	京都市	20	95	50	145	11	156	71.9	70.8	71.5	89	87	89
	全国	1,473	7,310	2,963	10,273	706	10,979	69.8	70.9	70.1	97	93	97
令和 5	京都市	21	96	53	149	10	159	71.7	72.0	71.8	87	89	89
	全国	1,296	6,905	2,954	9,859	678	10,537	69.6	71.0	70.0	98	94	98

（（一財）長寿社会開発センターHP より外部監査人作成）

3.2 支出状況

3.2.1 支出

直近3年間における全国健康福祉祭参加者派遣等事業に関する支出は次のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総額（単位：千円）	5,506	12,049	12,545

（保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

※令和3年度は、開催事務局から大会中止通知が発出された日（令和3年9月2日）までに要した費用となる。

3.2.2 委託費内訳詳細

直近3年間において、ねんりんピック参加者派遣のため一般社団法人京都市老人クラブ連合会及び公益財団法人京都市スポーツ協会と委託契約を締結しており、前者については主に選手選考会企画（スポーツ協会未加盟種目）や選手団引率等の派遣を、後者については主に選手選考会企画（スポーツ協会加盟種目）を委託している。選定基準は、高齢者の健康増進や社会参加を促進するという事業目的を十分に理解するとともに、参加者・競技団体及び開催都道府県の実行委員会等との確な連絡調整を行うことができる事業者であることにあり、当該両事業者は法人の事業目的や活動等から条件を満たしている。

京都市の全国健康福祉祭参加者派遣等事業実施要綱（平成16年3月31日施行）において、参加経費については以下のとおりとされている。

（参加経費）

第3条 福祉祭参加に要する経費の負担は次のとおりとする。

- （1）スポーツ交流大会等の参加料については、原則として京都市が全額負担する。
- （2）選手の選考に要する経費については、選考のために予選会を行う競技団体等に対して、京都市がその経費の一部を負担する。
- （3）参加者の交通費等の経費については、京都市がその一部を負担する。

一般社団法人京都市老人クラブ連合会より提出された令和5年度全国健康福祉祭事業（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）報告書及び委託料精算書の詳細については、以下のとおりである。

①予選会費用

京都市スポーツ協会非加盟団体に対して、参加者の選考（予選会）を依頼し、そのうち予選会を開催した団体について、京都市代表選手の推薦を依頼し、京都市が負担する予選会会費経費請求に基づき上限56,000円で支払っている。

②ねんりんピック参加料

大会参加費151,000円（選手・監督数151人×1,000円）が支払われている。大会参加

費確定後 2 名が出場を辞退されており、辞退者参加料返金については、大会事務局により 7 月 21 日以降の参加取消しについては返還は行わないと定められているため、辞退者 2 名はこのために該当し返金はされていない。

③引率者経費

引率者とは、各種目で種目代表者として選任される。役割としては、引率者会議を行い、大会についての決定事項の説明及び大会物品の配布等を行っている。

引率者の経費は、種目ごとの参加者数に応じて 7,000 円から 11,000 円を上限に、連絡調整にかかった実費費用が支払われる。当大会の実費費用総額は 58,320 円であり、主として申請書郵送等に係る通信運搬費や引率者会議出席に係る交通費である。

④国内旅行傷害保険加入

京都市代表選手（監督含む。）、種目専属引率者、役員、閉会式参加者について、名鉄観光サービス株式会社を通して、東京海上日動火災保険株式会社の国内旅行傷害保険に加入し、保険代金 71,391 円（参加者 159 人×449 円）が名鉄観光サービス株式会社へ支払われている。交流大会試合中にラグビーフットボールの選手の怪我により保険の支払いが行われた。なお、当該保険料については京都市が全額負担をしている。

⑤参加者に対する助成金

当該助成金は、前述の全国健康福祉祭参加者派遣等事業実施要綱第 3 条（参加経費）に該当し、大会参加を通じ、健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図ることを目的としている。大会終了後、引率者から提出された助成金請求書（委任状を添付）に基づき、交通費（往復）・宿泊費・市指定ユニフォーム購入代等の参加経費に対して上限一人 30,000 円（開会式に参加できなかった方については 15,000 円）の助成金が引率者指定の口座に支払われた。開会式不参加者への助成金減額については、開会式は各選手団の入場行進等があり、各種目の交流大会と同様に重要なイベントと考えられており、派遣目的の 50% を棄権したとみなされるためである。

当該ねりんピックには役員 5 名（委託受託者職員及び市職員）が参加しており、交通費については事業の履行に必要な経費として京都市が全額負担をしている。

3.3 事業の効率性及び今後について

3.3.1 近隣指定都市との比較

	令和 4 年度		令和 5 年度	
	派遣人数	決算額	派遣人数	決算額
京都市	145 人	12,049 千円	149 人	12,545 千円
大阪市	137 人	14,372 千円	116 人	12,154 千円
堺市	127 人	11,453 千円	82 人	9,862 千円

3.3.2 事業の効率性

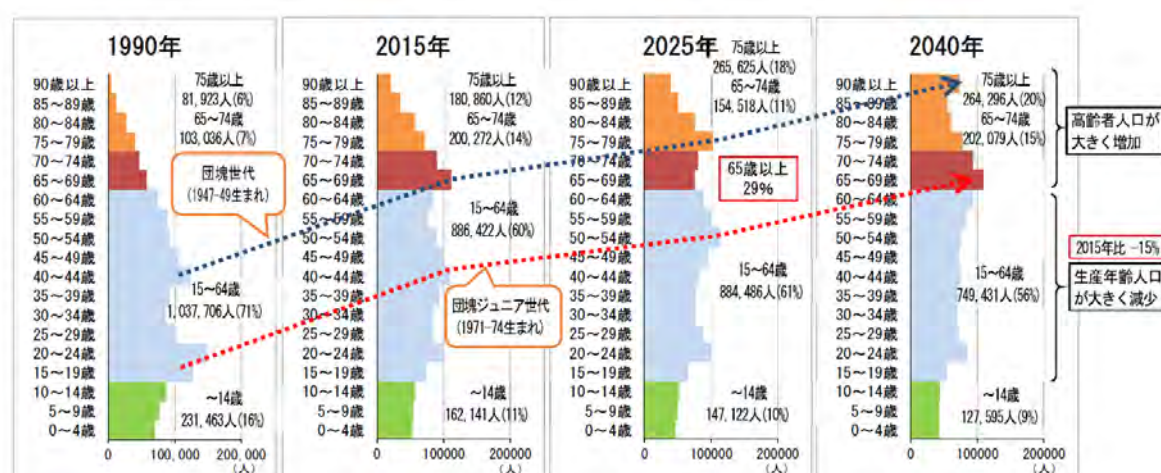
令和3年度は大会が中止されているため、交通費の乖離が大きく生じていないか近隣指定都市(大阪市、堺市)との令和4年度及び令和5年度における一人当たり経費を算出した。京都市は、令和4年度と比較してほぼ増加することなく一定額で収まっている。他2指定都市と比較してもコストが抑えられていると考えてよいと判断する。

	区分	単位	令和4年度	令和5年度
①	京都市選手団派遣人数	人	145	149
②	上記①に係る年間経費	千円	12,049	12,545
③	単位当たり経費 (②÷①×1,000 円)	円/単位	83,096	84,194

	区分	単位	令和4年度	令和5年度
①	大阪市選手団派遣人数	人	137	116
②	上記①に係る年間経費	千円	14,372	12,154
③	単位当たり経費 (②÷①×1,000 円)	円/単位	104,905	104,775

	区分	単位	令和4年度	令和5年度
①	堺市選手団派遣人数	人	127	82
②	上記①に係る年間経費	千円	11,453	9,862
③	単位当たり経費 (②÷①×1,000 円)	円/単位	90,181	120,268

3.3.3 今後の対策案



(第8期京都市民長寿すこやかプランより)

ねんりんピックへの派遣人数はある一定数で決まっているとのことである。しかし、京都

市では、65 歳以上の占める割合が 2025 年で 29%、2040 年になると 35%になると試算されているように、ねんりんピックへの参加対象である 60 歳以上の人口は全国でも増加していくことは周知の事実である。選手団派遣人数が今後増加していくことも予想され、交通費や宿泊費にかかる経費も高騰していくと考えられるため、高齢者の社会参加の促進に向けたこの取組を継続的に行えるように、自己負担分も含め詳細な経費枠を早急に考えておくことが重要であると考えます。

3.4 効果

3.4.1 経済波及

ねんりんピックは毎年開催されており、京都市も第 6 回（平成 5 年）を開催し、延べ 46 万人が参加された。

「ねんりんピック愛顔のえひめ 2023」の開催地である愛媛県は事業費として、令和 5 年度当初予算（案）15 億 9,425 万円があげられており、前年度予算 9,977 万円に対して約 16 倍の予算計上となっている。しかし、日本経済新聞（2024 年 2 月 2 日 22：30web 掲載）によると「愛媛県がねんりんピックの経済波及効果は 129 億 1700 万円、参加者や来場者の消費支出などの直接効果は 85 億 6400 万円と発表した」こともあり、今後も高齢者の健康づくりや生きがいづくりのため、また開催地の経済波及効果もあり継続開催されることに意義があると考えられる。

3.4.2 参加者

ねんりんピック参加選手の体験談が、一般財団法人長寿社会開発センターの HP から閲覧することができる。競技によっては、京都市チームと京都府代表チームがあり、大会前から対抗戦や練習会等で親睦を深められたり、大会中も他県のチームの方たちと応援をしあったりするなどの交流を深めることができ、前述したように高齢者の健康づくりや生きがいづくりのために重要な大会であると考えられる。

【意見】ねんりんピック参加者への助成の在り方の検討について

参加者への助成金（30,000 円）は交通費（往復）・宿泊費・市指定ユニフォーム購入代等の経費としている。開催地により京都からの交通費の差異・宿泊費の違いも生じると考えられるが、現在は開催地による助成金の上限額変更はしていない。開催地若しくは開催地域によって助成金の上限額を設定する等、助成の在り方を検討されたい。

【意見】ねんりんピック事業費について

ねんりんピック参加者は 60 歳以上となっており、超高齢化社会が進む中で参加人数の増加も考えられ、物価高騰もさらに続く中で、参加者への助成金（30,000 円）を維持していくことは難しくなると考える。京都市の予算総額を開催地域によって定めておくなど、今後

の税収入面を鑑みて監査対象年度の予算額から増やさず、事業を継続できる方法を考えていただきたい。

4. 敬老乗車証

4.1 敬老乗車証の概要

4.1.1 概要

高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的（京都市敬老乗車証条例第1条）として、市内在住の交付開始年齢に到達した方のうち、希望される方に対して、市バス・地下鉄等で利用できる敬老乗車証を交付している。

4.1.2 制度の変遷

敬老乗車証制度は、昭和 48（1973）年に、高齢者の社会参加支援を目的に開始した福祉施策であり、敬老乗車証各制度については下記のとおりである。

時期	内容
昭和 48（1973）年 11 月	市バス・地下鉄敬老乗車証 制度開始。70 歳以上の市民に対し無料で配布。
昭和 57（1982）年 4 月	民営バス敬老乗車証 制度開始
平成 9（1997）年 6 月	市バス・地下鉄敬老乗車証に岩倉・大原地域の京都バスを適用
平成 9（1997）年 10 月	市バス・地下鉄敬老乗車証に山科・醍醐地域の京阪バスを適用
平成 16（2004）年 10 月	配布方式から申請方式へ変更
平成 17（2005）年 4 月	市バス・地下鉄敬老乗車証に京北ふるさとバスを適用。
同年 9 月	無料制度を廃止、所得に応じて 3,000 円～15,000 円/年までの市民負担を設定。
平成 18（2006）年 10 月	市バス・地下鉄敬老乗車証に醍醐コミュニティバスを適用
平成 24（2012）年 4 月	民営バス敬老乗車証に雲ヶ畑もくもくバスを適用
令和 4（2022）年 10 月	交付開始年齢の段階的引き上げ開始（70 歳→75 歳へ、2 年で 1 歳引上げ）。交付対象者の所得制限、負担金の引上げ
令和 5（2023）年 10 月	敬老バス回数券の新設及び民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大

（「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」

（平成 25 年 10 月 京都市作成資料）に記載されている表より外部監査人加筆）

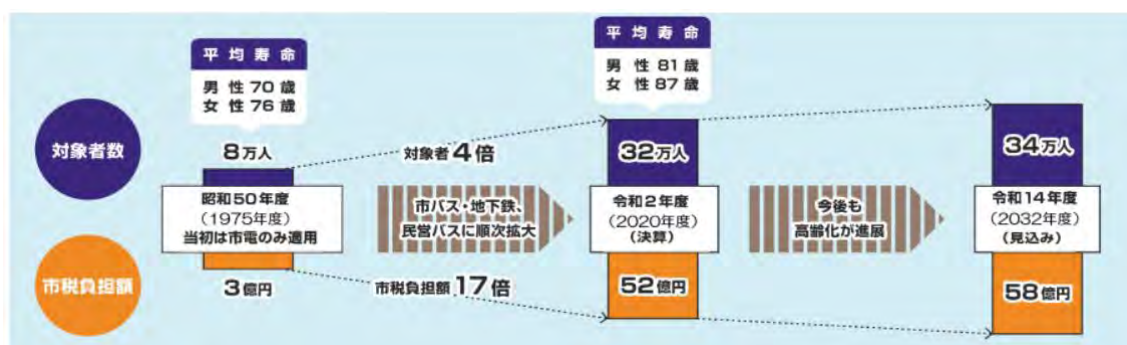
4.1.3 過去からの推移と現状

年度	対象者数	交付者数	交付率
昭和 50（1975）年度	約 8 万人	データなし、不明	同左
平成 14（2002）年度	約 19 万人	約 15 万人	78%
平成 17（2005）年度 ※有料化開始	約 20 万人	約 12 万人	58%
平成 21（2009）年度	約 23 万人	約 12 万人	52%
平成 24（2012）年度	約 25 万人	約 13 万人	50%
令和 2（2020）年度	約 32 万人	約 15 万人	47%
令和 4（2022）年度 ※利用者負担金 段階的引き上げ。 交付開始年齢の 段階的引き上げ。	約 31 万人	約 12 万人	38%
令和 5（2023）年度	約 30 万人	（注）約 11 万人	37%
令和 14（2032）年度 （見込み）	約 26 万人 （見込み）	（注）約 16 万人 （見込み）	60% （見込み）

注：フリーパス証及び回数券の交付人数

（「敬老乗車証の交付率（全市）の推移等（資料 1－①）（京都市 HP）等」）

制度開始から約 50 年が経過し、平均寿命は男女ともに 11 歳延び、対象者は 8 万人から約 32 万人に増加するなど、社会情勢の変化に伴い、市税負担額も開始当時の 3 億円から令和 3 年度には 52 億円に増加しており、このままでは令和 14（2032）年度には 58 億円となることが見込まれていた。



（敬老乗車制度の見直しについて 2023 年 11 月 27 日 京都市情報館）

4.1.4 負担金額別交付者数の推移

市民の負担金額は導入当初は無料であったが、平成 17（2005）年度から有料化を開始し、更に制度が大きく変わったのは令和 4（2022）年度である。令和 4 年度の前後での変遷は以下のとおりとなる。

令和 2 年度（旧制度）

階層区分	負担金 (年額)	人数 構成比率	交付者数※	市民負担	市民負担 構成比率
生活保護受給者等	0 円	5%	約 8 千人	0 円	0%
市民税非課税	3,000 円	64%	約 95 千人	約 2.9 億円	50%
合計所得 200 万未満	5,000 円	23%	約 35 千人	約 1.8 億円	30%
合計所得 200 万 ～700 万	10,000 円	7%	約 10 千人	約 1 億円	17%
合計所得 700 万以上	15,000 円	1%	約 1.6 千人	約 0.2 億円	3%
合計	-	100%	約 150 千人	約 5.9 億円	100%

（「敬老乗車証制度の見直しに係る FAQ」（令和 3 年 12 月 13 日時点））

※令和 2 年度敬老乗車証交付人数合計約 15 万人×人数構成比率で外部監査人が算出。

令和 5 年度（新制度 2 年目）

階層区分	負担金 (年額)	人数 構成比率	交付者数※	市民負担	市民負担 構成比率
生活保護受給者等	0 円	7%	約 6.5 千人	0 円	0%
市民税非課税	<u>9,000 円</u>	66%	約 63 千人	約 5.7 億円	54%
合計所得 200 万未満	<u>15,000 円</u>	21%	約 20 千人	約 3.0 億円	28%
<u>合計所得 200 万 ～400 万</u>	<u>30,000 円</u>	5%	約 4.5 千人	約 1.4 億円	13%
<u>合計所得 400 万 ～700 万</u>	<u>45,000 円</u>	1%	約 1 千人	約 0.5 億円	5%
合計所得 700 万以上	<u>交付 対象外</u>	-	-	0 円	0%
合計	-	100%	約 95 千人	約 10.6 億円	100%

（京都市提出資料（直近 3 年間（令和 3 年度、同 4 年度、同 5 年度）交付状況））

※下線部が従来からの変更箇所である

※令和 5 年度フリーパス証交付人数合計約 9.5 万人×人数構成比率で外部監査人が算出。

上記比較から、以下のことが読み取れる。

- (1) 「市民税非課税」の層が対象人数として最も多く、全体の 60%以上を占めており、同層の負担額も市民負担額の最多である約 50%を占めている。
- (2) 「合計所得 400 万円～700 万円」の層は全体の 1 %に過ぎず、同層の負担額も市民負担額の 5 %に過ぎない。

4.1.5 他都市の同制度の導入状況

他の指定都市における高齢者を対象とした交通料金優待政策については、以下のとおりである。

都市名	人口	同制度の有無	年間最大自己負担額	対象年齢	様式	備考
札幌市	200 万人	有り	17,000 円	70 歳以上	IC カード	全員一律※
仙台市	110 万人	有り	25%負担	70 歳以上	IC カード	
さいたま市	130 万人	なし	なし	なし	なし	
千葉市	100 万人	なし	なし	なし	なし	廃止済
横浜市	380 万人	有り	20,500 円	70 歳以上	IC カード	
川崎市	150 万人	有り	12,000 円	70 歳以上	IC カード	全員一律※
相模原市	70 万人	なし	なし	なし	なし	
新潟市	80 万人	有り	50%負担	65 歳以上	IC カード	全員一律※
静岡市	70 万人	なし	なし	なし	なし	廃止済
浜松市	80 万人	なし	なし	なし	なし	廃止済
名古屋市	230 万人	有り	5,000 円	65 歳以上	IC カード	
京都市	150 万人	有り	45,000 円	75 歳以上	磁気カード	
大阪市	270 万人	有り	上限なし※	70 歳以上	IC カード	全員一律※
堺市	80 万人	有り	100 円/回	65 歳以上	IC カード	全員一律※
神戸市	150 万人	有り	50%負担	70 歳以上	IC カード	全員一律※
岡山市	70 万人	なし	50%負担	65 歳以上	なし	全員一律※
広島市	120 万人	なし	なし	なし	なし	廃止済
北九州市	90 万人	なし	なし	なし	なし	
福岡市	160 万人	有り	12,000 円	70 歳以上	IC カード	
熊本市	70 万人	有り	20%負担	70 歳以上	IC カード	全員一律※

※大阪市の「1 乗車あたり 50 円負担」であり、市民負担額の上限はなし

※全員一律：所得制限等がなく、交付希望者全員同じ料金負担となっている

(仙台市作成資料「他都市の敬老乗車証等の制度状況について」を一部改変)

(総務省 HP 「指定都市一覧」(令和 4 年 7 月 5 日現在)

(各指定都市 HP)

京都市の年間負担額の最大 45,000 円は他指定都市と比べて突出して高額であると言わざるを得ない状況である。そのため、例えば日本経済新聞 2021 年 8 月 11 日電子版の記事「京都市の敬老乗車証、市民負担最大 4.5 万円 改定案」という新聞記事が掲載されてしまい、結果的に「最大 45,000 円負担」という点だけがクローズアップされてしまっていると言える。

前述のとおり、この最大額 45,000 円を負担している対象者は全体の 1%に過ぎない。合計所得 400 万円以上とは、年金収入に換算すると約 600 万円となり、応能負担の観点で言えばこの層は敬老乗車証の対象外とする、としても許容できる範疇といえるのではないかと考える。

また、応益負担の考え方と言えば他都市の中にも「〇〇%負担」や「〇〇円/回負担」という自治体があるように、所得に応じた負担額ではなく利用頻度に応じた負担額設定も一つの選択肢ではないかと考える。

4.1.6 段階的見直し

前述のとおり平均寿命の延びや高齢者数の増加等、本制度を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、本制度を将来にわたって維持していくため、令和 4（2022）年 10 月から敬老乗車証制度の見直しが行われた。見直しの詳細は以下のとおりであり、大きく分けて 2 段階に分けての見直しとなる。

① 令和 4（2022）年 10 月からの見直し

まずは、交付開始年齢を 70 歳から 75 歳へ、段階的に引き上げる（2 年で 1 歳引上げるため、引き上げ完了まで 10 年を要する）。詳細は以下の表のとおりである。

（参考）生年月日対応表	
生年月日	交付開始年齢
昭和 27 年 10 月 1 日まで	70 歳
昭和 27 年 10 月 2 日～昭和 28 年 10 月 1 日	71 歳
昭和 28 年 10 月 2 日～昭和 29 年 10 月 1 日	72 歳
昭和 29 年 10 月 2 日～昭和 30 年 10 月 1 日	73 歳
昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 31 年 10 月 1 日	74 歳
昭和 31 年 10 月 2 日以降	75 歳

（京都市 HP）

さらに、所得に応じて交付対象者を以下のとおり変更した。

- A：合計所得金額 700 万円（給与収入で約 900 万円）以上 → 交付対象外
 B：合計所得金額 200 万円以上 700 万円未満 → 2 階層に細分化

負担金も段階的に引上げ（令和 4 年度：年額 6,000 円～30,000 円、令和 5 年度：年額 9,000

円～45,000 円) を行った。ただし、生活保護受給者等は見直し後も無料である。

中学生・高校生の市バス・地下鉄定期券(年額:約9万円)の約10%～50%

見直し前の負担金		見直し後の負担金	
階層区分	負担金	階層区分	負担金
市民税非課税	3,000円	市民税非課税	6,000円 令和4年10月1日～令和5年9月30日 9,000円 令和5年10月1日～
市民税課税で 合計所得金額が	200万円未満	200万円未満	10,000円 15,000円
	200万円以上 700万円未満	200万円以上 400万円未満	20,000円 30,000円
	700万円以上	400万円以上 700万円未満	30,000円 45,000円
		交付対象外	

※生活保護受給者等は見直し後も無料

(京都市 HP)

② 令和5(2023)年10月からの見直し

利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上にもつながる手法等を新たに2つ設けた。

A: 敬老バス回数券の新設

負担金の額ほどフリーパス方式の敬老乗車証(以下「フリーパス証」という。)を利用しない方等の社会参加を支援するため、京都市バスのほか10社の民間バス市内路線に利用できる敬老バス回数券を新たに導入し、交付対象者は敬老乗車証の交付対象者であって、フリーパス証の交付を受けない方としている。利用負担額は、年間最大10,000円分の回数券綴りの半額の負担であり、有効期限は設定されていない。ただし、生活保護受給者は全額公費負担である。

回数券の種類及び組み合わせ例は以下のとおりである。申請の際に交付を受ける券種を選択することができ、1年の申請期間内に1回限り交付を受けることができる。

敬老バス回数券の券種一覧				
種別	利用できる路線 (市内路線のみ)	券種	1冊当たり の金額	利用者 負担額
A 共通券 [9種類]	市バス、京阪バス、 京都バス、 京阪京都交通、 阪急バス、 西日本JRバス、 京都京阪バス、 ヤサカバス、 京北ふるさとバス	150円券×11枚	1,500円	750円
		170円券×11枚	1,700円	850円
		190円券×11枚	1,900円	950円
		210円券×11枚	2,100円	1,050円
		230円券×11枚	2,300円	1,100円
		250円券×11枚	2,500円	1,250円
		270円券×11枚	2,700円	1,350円
		290円券×11枚	2,900円	1,450円
		310円券×11枚	3,100円	1,550円
		330円券×11枚	3,300円	1,650円
B 単独券(近鉄バス) [2種類]	近鉄バス	170円券×11枚	1,700円	850円
		260円券×11枚	2,600円	1,300円
C 単独券(醍醐コミュニティバス) [1種類]	醍醐コミュニティバス	210円券×11枚	2,100円	1,050円

回数券の組み合わせ例				
	選択券種、冊数	回数券綴り金額 最大10,000円	自己負担額 最大5,000円	乗車可能回数
均一区間をよく利用 する場合の例	共通券230円券×24枚を2冊	計10,000円	5,000円	230円区間 48回乗車可能
特定の民間バスも利用 する場合の例	共通券250円券×11枚を1冊 単独券(醍醐)210円券×11枚を 3冊	計 8,800円	4,400円	250円区間 11回 、 210円区間(醍醐) 33回 計44回乗車可能

(京都市 HP)

B：民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大

従来「京都市バスが運行していないが、民営バスが運行している特定の地域」に居住の市民には、フリーパス証に加えて、その地域に走行する特定の民営バスを乗車できる「民営バス敬老乗車証」を交付しているが、より多くの方の利便性を向上させる観点から、適用地域を拡大した。適用拡大地域と対象バス路線は次のとおりである。

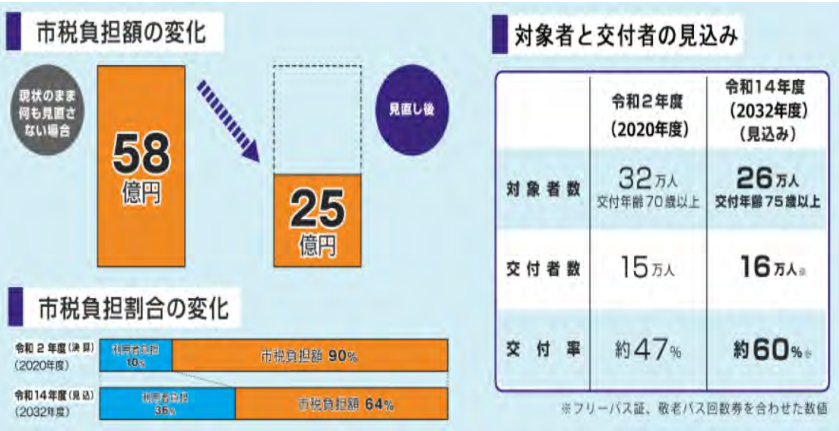
考え方	適用拡大地域		利用できるバス	利用できる路線(主な行先) (地域内最寄りのバス停から)
A	西京	松室地家町、松尾井戸町、松尾万石町、松尾上ノ山町、松尾神ヶ谷町、山田開き町、山田北ノ町、山田葉室町	京都バス	J R京都駅行
		大原野北春日町	京阪京都交通	J R京都駅行
		大原野石見町、大原野上羽町	阪急バス	J R向日町駅行
		大原野灰方町	京阪京都交通 阪急バス	J R京都駅行 J R向日町駅行
B		大原野出灰町	京阪京都交通	J R京都駅行
C	洛西	洛西ニュータウン地域、大枝東長町	ヤサカバス 京阪京都交通	J R桂川駅行
		大枝塚原町	ヤサカバス 京阪京都交通	J R桂川駅行 阪急桂駅・J R桂川駅行
		大枝中山町	京阪京都交通	阪急桂駅・J R桂川駅行
		大原野上里北ノ町・大原野上里南ノ町・大原野上里紅葉町・大原野上里勝山町・大原野上里鳥見町・大原野上里男鹿町・大原野東野町	阪急バス	J R向日町駅行
		大原野南春日町	京阪京都交通 阪急バス	J R京都駅行 J R向日町駅行
		桂坂地域	ヤサカバス 京阪京都交通	J R桂川駅行 阪急桂駅・J R桂川駅行
	右京	梅ヶ畑地域(鳴滝の一部地域を含む)	西日本JRバス	J R京都駅行

(京都市 HP)

4.1.7 見直し効果予想

上記の段階的見直しを行うことにより、令和 14 (2032) 年度(交付開始年齢引上げの経過措置終了後)の市税負担額は約 25 億円と、令和 3 年度の負担額 52 億円の半額となる見込みである。見直しを実施しない場合に想定される市税負担額約 58 億円に比べて、約 33 億円(市税負担額△57%)の財政効果が見込まれる。

また、令和 5（2023）年 10 月の見直し後の想定交付率は令和 14（2032）年度に約 60%（フリーパス証：約 30%、回数券：約 30%）と予想している。



(京都市 HP)

4. 1. 8 令和 5 年度実績

① 敬老バス回数券について（有効期限なし）

交付実績（令和 5 年 10 月末時点）は以下のとおりである。この時点での交付率は 5. 09%（1 万 5, 235 人）、令和 6 年 3 月末時点では交付率 6. 38%（1 万 9, 091 人）となっている（出典：読売新聞オンライン 2024. 5. 27）。

券種	共通券※1									近鉄		醍醐	計
	150	170	190	210	220	230	230※2	240	250	170	260	210	
冊数	511	1, 263	347	674	598	2, 556	21, 271	1, 563	624	95	42	322	29, 866

※1：11 枚綴り

※2：230 円のみ、24 枚綴りがある

(保健福祉局提出資料より外部監査人作成)

② 民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大

拡大地域を含む民営バス敬老乗車証適用地域の交付実績は対象者人口 27, 331 人に対して交付者数 7, 477 人となり、交付率は約 27. 3%となる（令和 5（2023）年 10 月末時点）。正確な数字を把握するためには月ごとの実績を依頼したが、交付金額算定の基となる 10 月末実績しか抽出していないため、月ごとの実績は回答できない、との回答が京都市よりあった。

各民営バス会社への支払実績は以下のとおりであり、※印の民営バス会社が適用拡大地域で利用できるバスである。

民営バス会社	負担金補助及び交付金	
	上半期	下半期
雲ヶ畑自治振興会（彌榮自動車）	1,461,600 円	1,461,600 円
近鉄バス	22,192,380 円	22,192,380 円
京阪京都交通※	6,076,080 円	15,630,883 円
京阪バス	8,215,776 円	8,215,776 円
西日本 JR バス※	5,142,240 円	9,825,027 円
阪急バス※	140,400 円	4,531,843 円
京都バス※	21,475,584 円	23,518,944 円
京都京阪バス	8,399,160 円	8,399,160 円
ヤサカバス※	—	12,221,866 円

（保健福祉局提出資料より外部監査人作成）

また、適用拡大地域のうち利用できる民営バスが複数社ある適用拡大地域は以下のとおりである。

適用拡大地域		利用できる民営バス会社
洛西	大原野灰方町	京阪京都交通、阪急バス
	洛西ニュータウン地域（29 町）、大枝東長町	ヤサカバス、京阪京都交通
	大枝塚原町	ヤサカバス、京阪京都交通
	大原野南春日町	京阪京都交通、阪急バス
	桂坂地域（16 町）	ヤサカバス、京阪京都交通

（京都市 HP より外部監査人作成）

市バスと民営バスが競合している地域については、各社の「路線規模（路線距離×運行回数）」を基に算定する、「分担率」を乗じて、交付金を算出している。

【分担率の算定方法（例：桂坂地域のヤサカバス）】

ヤサカバス分担率＝ヤサカバス路線規模／（ヤサカバス路線規模＋京阪京都交通路線規模＋市バス路線規模）

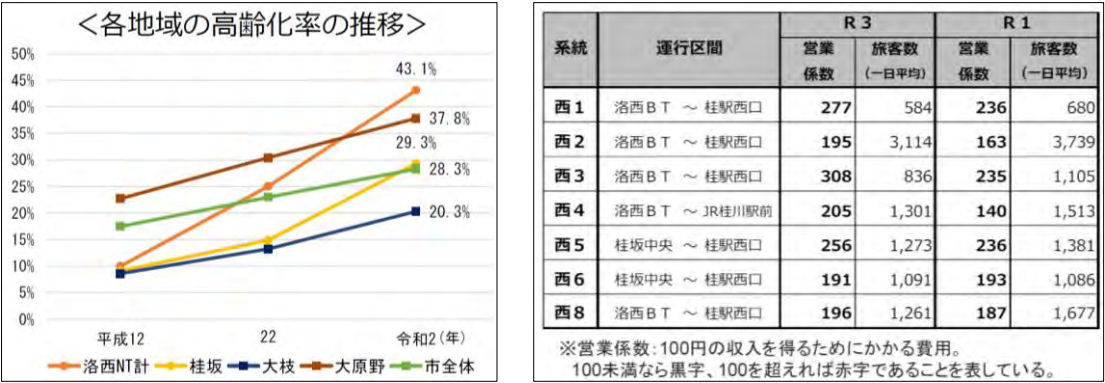
現在の乗車証では、複数社が競合している地域においては上記のような分担率を用いて各社へ支払金額を算出する方法に一定の合理性はあると考える。しかしこの分担率とはいわば「一定の想定(仮定)」に基づいた計算の制度であり、その想定(仮定)と実績(実態)に乖離が生じた場合は、あるべき支払方法である「実績払い」から乖離していると言わざるを得ない。

現状では実績乗車人数を明確に把握できていないため、早急に「実績払い」による支払方法に変更することは難しいと思われるが、現状のような分担率による支払方法を今後も継続していくことに疑問が生じる。なぜならば、令和 5 年 10 月見直しによる民営バス敬老乗

車証の適用を拡大した洛西ニュータウンや桂坂等は 30～40 年以上前に開発された住宅地が中心であり、現在では人口減少と高齢化が急速に進行している地域であるため、当初の想定とは実体が違ってきている可能性があるからである。

「洛西地域における公共交通の現況・課題（令和 5 年 3 月 6 日第 2 回京都市洛西地域公共交通会議）」資料によると、洛西地域の人口は約 5 万人減少しており、高齢化率が 20 年間で 10%から 43%へと急速に上昇している。その結果、地域内を運行する交通事業者はいずれも厳しい経営環境にあり、市バスにおいては洛西地域内を運行する系統はすべて赤字である。

特に民営バス会社が赤字路線をいつまでも継続するという判断には至らないと考えるため、実績乗車数を把握することにより路線運営を効率的に変更することも可能であるが、現在の分担率では判断材料としては乏しい数字だからである。



（「洛西地域における公共交通の現況・課題」 令和 5 年 3 月 6 日第 2 回京都市洛西地域公共交通会議）

民営バス会社においても同様に厳しい経営環境にあると考えられ、支払金額を分担率ではなく実績把握に変更していかなければならない時期に差し掛かっているのではないかと考える。例えば、神戸市が運行する乗合バスでは、平成 20 年度から敬老優待乗車証の IC カード化が実施されて利用実績が把握できるようになっているが、利用実績と神戸市から各バス事業者へ配分される負担金に大きな乖離が生じたままであることに対し、公益社団法人兵庫県バス協会が神戸市長に対して敬老優待乗車制度・福祉乗車制度ともに抜本的制度見直しと利用実績に見合った負担金の支払いを求める「神戸市敬老優待乗車制度および福祉乗車制度の負担金にかかる緊急要望書（令和元年 6 月 12 日）」を提出した、といった事例がある。

京都市においてはこのような事例は現時点では生じていないと考えるが、IC 化が急速に進んでいる現代社会においては実績数で把握することが十分可能であるため、なるべく早い段階で実績数での運用が望まれると考える。

なお、競合して運用している京都市交通局・京阪京都交通・ヤサカバス・阪急バスのうち、IC サービス未導入のヤサカバスも令和 6（2024）年度中を目途に導入予定とされている（京都市「洛西地域における各バス事業者の運賃制度比較：参考 4」）。

4.1.9 令和5（2023）年度実績と令和14（2032）年度予想との比較

比較をすると以下ようになる。

	京都市 交付率（令和5年度実績）	京都市 交付率（令和14年度予想）
フリーパス証	31.67%	約30%
回数券	5.09%	約30%
合計	36.76%	約60%

（実績値 読売新聞オンライン 2024.5.27 15:54 より外部監査人作成）

（京都市交付率（令和14年度予想） 京都市公表資料「敬老乗車証制度の見直しについて 2023年11月27日。ページ番号290133」）

※令和14年度予想はフリーパス証と回数券を合わせて約60%（フリーパス証：約30%、回数券：約30%）を見込んでいる。

フリーパス証については、段階的見直し前の令和3（2021）年44.67%（14万2,652人）に対して、令和4（2022）年37.67%（11万7,717人）、令和5（2023）年は31.67%と予想を少し上回っているが、年々交付率は下がっている状況である。

回数券については、約5%と当初予定していた30%を大きく下回っている。

結果として、令和5（2023）年時点で9年後の全体予想の60%弱しか達成しておらず、前述した見直し効果予想も順調に達成できる確率も低くなると予想する。原因としては、見直したことによる制度の複雑化及び周知不足も挙げられるが、ICカード化の導入がされていないことにより磁気カード及び紙券という旧来型の乗車証の交付を継続しているため、実績数を把握できていない状態での見直し効果予想をたてることに限界がある。

今後9年間のうちにICカード化が導入された場合は、実績に近い数字に修正していくことができるが、このまま旧来型の乗車証を継続していくならばもう少し厳しい効果予想に見直す必要がある。

4.2 事業の経費

直近3年間における敬老乗車証交付事業に係る歳出、歳入は次のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳出	5,897,186千円	5,674,226千円	4,969,058千円
歳入	588,111千円	909,075千円	※1,250,000千円
市税（京都市）負担額	5,309,075千円	4,765,151千円	3,719,058千円

（京都市HP（令和3、令和4、令和5年度決算値））

※令和5年度の歳入は外部監査人が試算した値を記載

4.3 IC 化について

現状は磁気カード及び紙券という旧来型の乗車証の交付をしているが、前述のとおりほとんどの他指定都市はすでに IC 化を済ませている。利用者の利便性もさることながら、京都市としても IC 化することにより以下のメリット・デメリットが想定される。

メリット 1 : サーバーで大量の情報を蓄積することが可能のため、回数券情報も IC カードに集約可能となる。そのため、紙の回数券の配布が不要となる。

メリット 2 : IC チップ内に大量の情報を蓄積することが可能のため、個人ごとの乗車データ、利用頻度等の情報が蓄積可能となる。

メリット 3 : 改札作業のスピードが上がるため、利用者の利便性が増す。

デメリット 1 : 導入コストが多額に発生する。

なお、デメリット 1 に挙げられる導入コストは約 28 億円と見積もっており、内訳は以下表を見込んでいる。

IC カード導入コスト 内訳

内容	金額（百万円）	備考
PiTaPa（IC）システム改修費用等	815	
民間鉄道との相互乗り入れに係るシステム改修、民営バス車載器改修等	578	京都バス車載 217 百万円 等
IC カード発行対応の敬老乗車証用システムの新規開発	468	
市バス車載器（約 800 台）改修 IC データサーバー等改修	400	
地下鉄改集札機（約 190 台）等 駅務機器改修等	250	
その他広報、事務経費	257	
合計	2,768	

（京都市作成資料「IC 化の初期コスト内訳（概算）」）

4.4 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」の策定

敬老乗車証制度について、平成 25(2013)年 7 月に提出された京都市社会福祉審議会答申「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」の内容及び市民意見募集の結果等を踏まえ、より利用実態に見合った形で高齢者の社会活動を支援し、かつ、今後の交付対象者数の増加を見据えた持続可能な制度としていくため、今後における本制度の基本的な枠組みを示す目的として、「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」の

策定がされた。

① 経過

平成 24（2012）年 10 月 30 日	京都市社会福祉審議会に諮問
平成 25（2013）年 2 月 7 日	第 1 回敬老乗車証の在り方検討専門分科会審議
平成 25（2013）年 3 月 27 日	第 2 回敬老乗車証の在り方検討専門分科会審議
平成 25（2013）年 5 月 2 日	第 3 回敬老乗車証の在り方検討専門分科会審議
平成 25（2013）年 6 月 21 日	第 4 回敬老乗車証の在り方検討専門分科会審議
平成 25（2013）年 7 月 9 日	京都市社会福祉審議会からの答申受理
平成 25（2013）年 7 月 24 日	敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本方針（案）の取りまとめと市民意見募集の開始
平成 25（2013）年 8 月 23 日	市民意見募集の締切

② 具体化に当たって

基本的な考え方の具体化にあたっては、「円滑な導入に向けた環境整備等に留意するとともに、市民意見募集の結果等も踏まえつつ、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られるものとなるよう、IC カード化を前提として、十分時間をかけて今後の詳細な制度設計等に取り組んでいく」、とされている。

具体化にあたっての留意事項として 4 点が挙げられているうち、IC 化については「現行の敬老乗車証は磁気カードであるが、IC カード乗車券の普及が進む中、磁気カードについては、今後生産が中止されることも予想されている。このような状況から、敬老乗車証についても、利用実態を正確に把握することができ、事業効果のよりの確な検証が可能となるうえ、1 枚のカードで他社路線への乗り継ぎが可能となり、また、更新手続き等の簡素化が図れるなど、利用者の利便性が格段に向上することが期待できる IC カードを導入する」と記載されている。

IC カード導入最大の障壁は導入の際の初期投資約 28 億円だと推測するが、前述した利用者のより詳細な利用状況のデータ収集、利用者の利便性向上のためにも、IC カード導入を進めるべきと考える。現状では利用者の利用状況の膨大・詳細なデータが収集できていないため、「応能負担ではなく、応益負担とすべきか」の判断すら不可能な状態と言える。

【指摘事項】敬老乗車証の IC 化

平成 25（2013）年時点で検討していたが、約 10 年経過した現在でも IC 化が依然未実現である。導入コストは多額に発生するものの、敬老乗車証の IC カード化を導入し、利用者のより詳細なデータ入手を進めるべきである。利用者のより詳細なデータを入手・分析することでより時代・実態に適した敬老乗車証の制度設計が可能になると言える。

【意見】 敬老乗車証の負担額の更なる見直しの検討

敬老乗車証の負担額の見直しを行う。具体的には以下が例として挙げられる。

- (1) 合計所得 400 万円以上の層を敬老乗車証の対象外とする
- (2) 将来的には応益負担化も一つの可能性として、検討・検証を続ける

第6 在宅福祉施策

1. 社会福祉法人京都市社会福祉協議会

京都市は高齢者が住み慣れたまちで健やかに生活を送れるよう、相談・講座・研修や交流会の開催、広報啓発等の様々な事業を長寿すこやかセンター（ひと・まち交流館 京都）において総合的に実施している。社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が指定管理者としてこの長寿すこやかセンターの施設運営に当たっている。

指定管理者とは、地方自治法の一部改正で「官から民へ」の行政改革が行われ、平成 15（2003）年度に地方公共団体の施設の管理事務に民間事業者の参入を可能にする指定管理者制度が導入され、その指定を受けた団体のことである。

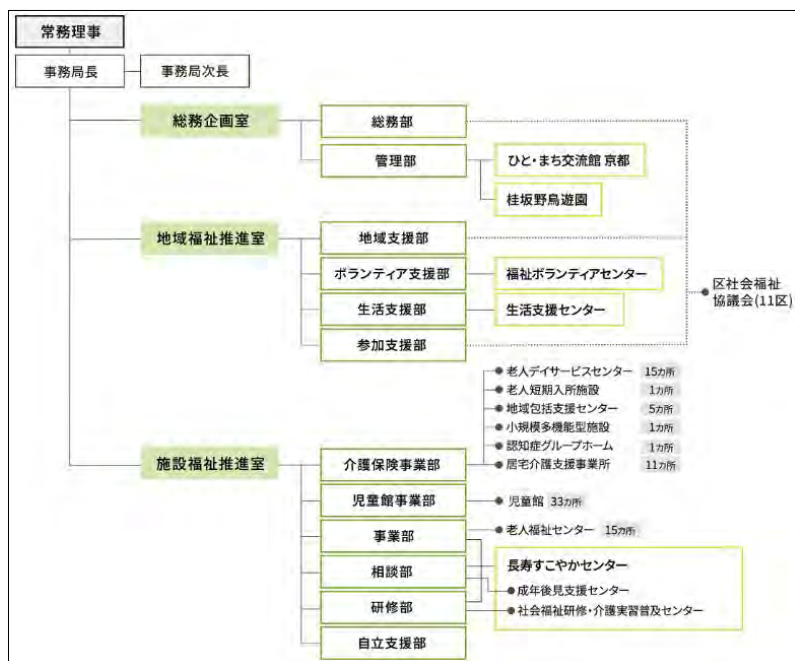
1.1 市社協の概要

市社協は、住民主体の地域福祉活動を推進することを目的とした民間団体である。社会福祉法第 109 条に位置付けられ、全国の都道府県・市町村に設置されており、京都市では市社協と 11 の各区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が設置されている。民間としての「自主性」をもつと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」をもつ組織であり、地域の様々な関係団体をはじめ、福祉施設・当事者団体・ボランティア団体・民間事業者・行政など多くの団体によって構成されている。これらの団体が連携・協働しあって、「住民参加」と「住民主体」の考え方をもとに「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っている（市社協 HP より）。

京都市域においては、昭和 26（1951）年に伏見区社会福祉協議会が発足、その後各区社会福祉協議会が結成され、昭和 27（1952）年に市社協連合会が結成された。昭和 36（1961）年に社会福祉法人格を取得し、市社協が設立された。

1.1.1 市社協の仕組み

市社協事務局の仕組みは以下のとおりである。



(市社協 HP より)

1.1.2 監査内容

市社協は社会福祉法人であるため、決算及び事業報告について HP 上で公開している。その情報を整理すると以下のとおりとなっている。

項目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
受託金収入	2, 670, 893 千円	2, 415, 895 千円
経常経費補助金収入	606, 885 千円	722, 824 千円
事業収入	265, 755 千円	284, 778 千円
その他収入	2, 333, 060 千円	2, 197, 261 千円
事業活動収入計	5, 876, 593 千円	5, 620, 758 千円
人件費支出	4, 272, 630 千円	4, 282, 801 千円
事業費支出	661, 073 千円	636, 338 千円
事務費支出	725, 635 千円	629, 632 千円
その他支出	31, 263 千円	27, 251 千円
事業活動支出計	5, 690, 601 千円	5, 576, 022 千円
事業活動資金収支差額	185, 992 千円	44, 735 千円
資金収支差額	1, 154 千円	814 千円
期末支払資金残高	1, 286, 808 千円	1, 287, 623 千円

(市社協 HP より外部監査人作成)

上記のとおり、資金収支差額は2期ともに黒字、期末支払資金残高も約1,280百万円で推移しており、安定した運営資金があると考えられる。

1.2 決算の推移

在宅福祉施策のうち、市社協が実施する以下の監査対象事業の京都市の過去3年間の決算推移は以下のとおりである。

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
健康すこやか学級事業	74,523千円	92,449千円	97,543千円
成年後見支援センターの設置 及び法人後見に対する支援※	35,517千円	33,591千円	47,967千円

※法人後見に対する支援は令和4年度から廃止している。

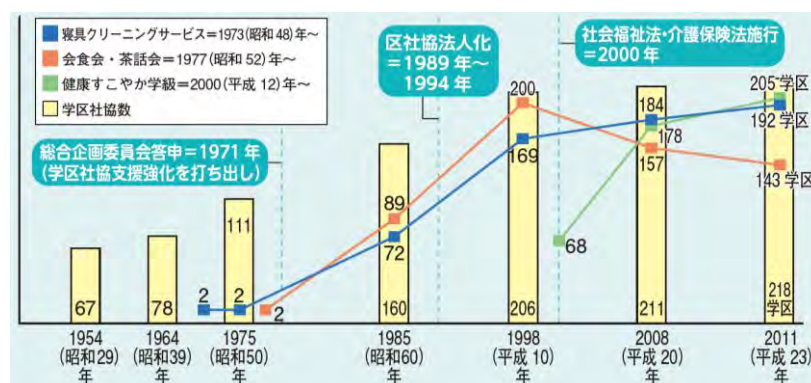
(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

京都市は、市社協に対し上述の事業に係る委託料を支出している。令和5(2023)年度においては、予算編成に当たり充実事業「総合的な権利擁護の取組の推進」として14,000千円を予算計上し、在宅福祉施策全体として約145,510千円を支出した。

1.3 健康すこやか学級事業

1.3.1 概要

以前から市社協で取り組まれていた主な学区活動に「会食会」、「寝具クリーニングサービス」があり、この会食会の一部が、平成12(2000)年4月介護保険法施行に伴い京都市受託事業である介護予防のための「健康すこやか学級」へと発展した。



(市社協創立60周年誌：概要版)

学校の空き教室などを活用して当事業が実施されており、京都市内にお住いの、概ね65歳以上の方で現在介護を受けておられない方を対象に、介護予防に関する知識の普及・促進を目的とした講座等の開催、介護予防に資する軽易な運動、レクリエーション、健康状態の確認及びその他市長が必要と認めるサービスの提供などを行っている。京都市から市社協が委託を受け、各区社協に再委託し、学区社協活動に位置付けて実施している。

1.3.2 委託内容

京都市から市社協への委託内容詳細は以下のとおりである。

- ①健康すこやか学級の実施に関する業務及び介護予防研修会の開催に関する業務について委託する。
- ②健康すこやか学級については、1日につき概ね2時間程度、1の実施箇所において月1回程度実施するものとし、1の実施箇所において責任者を定め、1人以上の職員を配置するものとする。
- ③介護予防研修会については、健康すこやか学級の実施に携わる者等に対して、介護予防に関する知識の習得及び研修会参加者の意識の向上を図ることを目的として介護予防に関する研修等を各区及び複数の実施箇所単位で行うものとする。

1.3.3 委託費

委託費については、令和5（2023）年度の決算額は97,543千円である。うち44,100千円は主に事務員及び指導員人件費、損害保険料等であり、53,443千円は主に管理費、遠隔地手当（京北地域のみ対象：一律15.7千円）、遠隔地移動用車両維持経費、会場使用料及び賃借料、諸謝金、介護予防研修会開催費用などに支出されている。

なお、後者は概算払いであり、著しく事業実績が下回る場合は減額変更契約を締結することとなっている。令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により再委託先での事業実績（実施回数）が大幅に減ったため減額変更契約を行ったとの報告があったが、令和4（2022）年度以降は著しく事業実績が下回る場合に該当する再委託先はなく、概算払の精算により返還を求めることはあったが、減額変更契約を行うまでには至っていないとのことである。

〈委託料の支払方法〉

第4条 委託料は、第11条に規定する契約の期間（以下「契約の期間」という。）を次の各号に掲げる期間に分けて、受注者の請求により当該期間の最初に当たる月に支払うものとする。

- (1) 令和5年4月1日から同年6月30日までの期間
- (2) 令和5年7月1日から同年9月30日までの期間
- (3) 令和5年10月1日から同年12月31日までの期間
- (4) 令和6年1月1日から同年3月31日までの期間

2 委託料のうち、次の各号に掲げる額44,100,600円については、前金払とする。

- (1) 事務員人件費
- (2) 指導員人件費
- (3) 損害保険料等

3 委託料のうち、次の各号に掲げる額56,418,000円については、概算払とするが、著しく事業実績が下回る場合は減額変更契約を締結することとする。

（京都市健康すこやか学級事業の実施に関する業務委託契約書より一部抜粋）

また、令和5（2023）年度においては概算払委託料に対して2,975千円の残額が生じたため委託料の返還を受けている。このことについては、京都市健康すこやか学級事業の実施に

関する業務委託契約書第5条（精算）によって規定されている。反対に、概算払委託料に不足が生じた場合は、京都市がその理由を適当であると認めたときに追加して支払うことが同契約書第4条（委託料の支払方法）の4によって規定されている。

すべてが委託費でまかなわれているのではなく、健康すこやか学級を利用した者は、当該サービスにおいて食事が提供されたとき、実費に相当する金額を負担することとなっている。

1.3.4 機能

当該事業の機能としては以下の3つが挙げられるように、高齢者の社会参加の促進及び介護予防に関する意識の向上を図ることが目的である。

①介護予防の場として

心身機能の向上を目指し、運動機能や栄養状態の改善のための体操や講座・情報提供をはじめ、参加者の交流を促すレクリエーション、認知症の予防につながるゲーム等を取り入れ、参加者全員で楽しく体を動かし学べる場である。

②社会参加促進の機会として

定期的な外出の機会を提供することや、参加者とのふれあいを深め交流することは、社会参加を促進し、孤立・孤独の予防につながる。また、これまでの経験やキャリアをいかして活躍いただく等、参加者のやりがい・生きがいがづくりになる。

③身近な地域福祉活動の拠点として

地域にある保健・福祉・医療の専門機関や、施設・病院・診療所、あるいは地域内の各種団体との連携を深めるきっかけになる。地域住民が気軽に参加して多様な主体とつながる地域福祉活動の拠点になる。

1.3.5 実績

プログラム内容は、スタート時より知識普及・軽易な運動・認知症予防・健康状態確認などが取り入れられている。

①スタート時～令和元（2019）年

スタート当初は実施地域数 68、延べ利用者数は 12,945 人であった。実施地域数及び延べ利用者数ともに令和元（2019）年までは年々増加しており、ピーク時には実施地域数 215、延べ利用者数 12 万人超となっている。

以下のグラフを見ても分かるとおり、女性利用者数は男性利用者数の約 5 倍であり、この男女利用者比率は令和 5（2023）年においても男性 17,689 人、女性 89,600 人と女性利用者数が約 5 倍である。令和 6（2024）年 10 月現在の京都市 65 歳以上人口の男性 170,496 人、女性 238,265 人と人口比率では女性が男性の約 1.4 倍の差でしかいないため、男性利用者数が伸びないことについての検証調査が必要ではないかと考える。

②令和 2（2020）年～令和 4（2022）年

令和 2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活にも多大な影響が及ぼされ、地域活動の停滞を招くこととなった。施設の休業もあり利用者数が大幅に減少している。

■ 住民主体の地域福祉活動の推進（健康すこやか学級事業）



（市社協 令和 5 年度事業報告）

③令和 5（2023）年度

行政区別の実績は以下のとおりである。

行政区	実施地域数 (延べ)	実施 回数	助成対象 回数	参加 者数	運営 者数	広報周知 回数	再委託費 (千円)
北区	173	388	293	8,502	3,186	388	—
上京区	177	699	459	9,877	3,035	525	4,538
左京区	232	468	368	6,476	2,893	423	3,710
中京区	259	1,071	786	21,422	6,837	1,067	7,472
東山区	116	350	275	6,386	2,804	213	2,873
山科区	107	318	252	6,236	2,492	318	—
下京区	128	183	173	3,546	1,544	180	1,955
南区	130	267	238	4,169	1,645	252	2,540
右京区	215	1,014	743	15,966	4,484	1,004	10,085
西京区	184	606	501	9,390	3,399	544	—
伏見区	354	973	865	15,319	5,727	842	8,128
合計	2,075	6,337	4,953	107,289	38,046	5,756	41,301

（保健福祉局提供資料及び各区社協 HP より外部監査人作成）

実施回数と助成対象回数に乖離が生じているのは、市社協において助成対象は 1 学区に対して年間 50 回までとする内部ルールを設けているためである。

また、実施回数と広報周知回数にも乖離が生じているのは、広報周知は2カ月分の予定をまとめて広報するためである。

再委託費については、京都市では再委託金額の内訳が分かる報告を受けていないため、各区社協の決算資料で確認をしたが、北区、山科区及び西京区については詳細が把握できないため空欄としている。おおよそが助成対象回数に比例した再委託費になっていると思えるが、右京区への再委託費割合が他区と比較して上回っているような印象を受ける。京都市は、各区より京都市健康すこやか学級事業の実施に関する業務委託契約書第10条（実績報告）により「実施した事業に関する実施報告を翌月末日までに発注者（京都市）に報告しなければならない」と規定しているため、再委託費についても把握することが必要であると考えます。

1.3.6 介護予防研修会の実績

①実施回数及び費用

介護予防研修会は各区社協（11区）で年3回ずつ実施されており、1回につき31,000円支払われているため、研修会は合計33回実施、支出総額は1,023,000円となった。

前述した委託費詳細に記載しているとおおり、この介護予防研修会開催費用は53,443千円に含まれている。31,000円/回は市社協から各区社協へ支払われているが、再委託金額の内訳報告がなされていないため確認はできない。

②研修会内容

開催内容の確認のため、京都市より上京区の健康すこやか学級介護予防研修会報告書を提出してもらい、以下が詳細である。参加者層は、学区社協会長・健康すこやか学級の実務担当者・上京区内の居場所運営団体の運営者である。

日程	参加人数	実施内容
4月18日（火）	13名	・学区の健康すこやか学級全般に関する情報・意見交換 ・手引きの説明
9月28日（木）	27名	健康すこやか学級事業研修交流会 内容：相手の心に響くコミュニケーション① 講師：京都府立大学 教授 中村佐織氏
11月28日（火）	21名	健康すこやか学級事業研修交流会 内容：相手の心に響くコミュニケーション② 講師：京都府立大学 教授 中村佐織氏

③成果点及び今後の展望

成果点については、今後の健康すこやか学級事業がいかせるような内容について意見交換ができたという一方、学区社協活動助成に関して物価高騰により学区の負担が大きくなっていることを知ったという意見があった。学区負担については、上京区社協の決算

報告を確認したが、詳細が分かりかねるため、京都市からのヒアリングが必要であると考える。

今後の展望については、最終的には「良い交流の機会だった」や「大事だと思った」などの声があったとのことだが、学区の担い手と居場所運営者との間の考え方の違いや意見の食い違い等が生じることが前年度に引き続きあったようである。前述したように介護予防研修会は健康すこやか学級の実施に携わる者等に対して、介護予防に関する知識の習得及び研修会参加者の意識の向上を図ることを目的として行われている研修会であり、この場での考え方の違い及び意見の食い違い等を全くゼロにすることは難しいとは考えるが、少しでも双方が歩み寄れるように、学区と京都市が対策を考えることも必要である。

【指摘事項】健康すこやか学級事業の学区負担について

学区社協活動助成に関して物価高騰により学区の負担が大きくなっているとの指摘がある。市社協から各区社協への再委託金額の内訳が分かる報告書の提出は受けていないため、今後は報告書の提出を求め、学区負担の詳細を確認されたい。

【意見】介護予防研修会の学区担い手と居場所運営者との交流について

学区の担い手と居場所運営者との考え方の違いや意見の食い違いが生じたことがあり、研修会がスムーズにいかない場面があったように、介護予防研修会は高齢者の社会参加の促進及び介護予防に関する意識の向上を図ることを目的とする健康すこやか学級事業を進めていく上では重要な研修会であると考え。よって双方が少しでも歩み寄れる対策を京都市と学区が共同で検討することが望まれる。

【意見】健康すこやか学級事業再委託費について

京都市は、各区より京都市健康すこやか学級事業の実施に関する業務委託契約書第 10 条（実績報告）により「実施した事業に関する実施報告を翌月末日までに発注者（京都市）に報告しなければならない」と規定しているが、再委託費については毎月では事務が煩雑になるため、年ごとに把握することが必要であると考え。よって、業務委託契約書にその旨を追加する方向で検討することが望まれる。

【意見】健康すこやか学級事業の男性利用者数について

当該事業はスタート時から現在に至るまで男性利用者数が女性利用者数の 5 分の 1 となっている。男女の人口差はそれほど大きくはないため、男性利用者数が伸びない理由の検証調査が必要と考える。当事業は高齢者の社会参加の促進及び介護予防に関する意識の向上を図ることが目的であり、全ての高齢者に対して平等にこの目的が達成されることが望ま

れる。

2. 成年後見制度の推進事業

2.1 成年後見制度の概要

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、1人で決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を1人で行うのが難しい場合がある。

また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもある。このような1人で決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが平成12（2000）年4月に施行された成年後見制度である。この制度には、大きく分けると、法定後見制度・任意後見制度の2つの制度がある。また、成年後見制度が施行される以前は、現行の成年後見制度に対応する制度として禁治産者制度があった。

2.2 成年後見制度推進事業実施に至る背景と概要

以前より日常生活自立支援事業を活用した支援を市社協が行っているが、認知症高齢者や知的・精神障害者の増加に伴い、京都市を含め、全国的に待機者が生じていることが課題になっている。

また、京都市においても認知症高齢者の増加によって、日常生活自立支援事業及び成年後見制度のニーズの増加が見込まれているなか、市民の方々が同制度を円滑に利用できるよう、平成24（2012）年4月から「京都市成年後見支援センター」を設置し、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行えるようにし、同時に市民後見人の養成も開始した。

市政の基本方針として、平成11（1999）年12月17日策定された「京都市基本構想：21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想（目標年次：2025年）」の分野別計画として「京・地域福祉推進指針（2019～2023年度）」が示された。本指針は、福祉分野に限らず、あらゆる関係者が地域づくりをキーワードに横につながり、ともに取組む京都ならではの共生の文化を推進するために策定するものであり、成年後見制度の利用促進に関する内容については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、京都市における成年後見制度利用促進計画として位置づけられた。成年後見制度利用促進計画については以下のとおりである。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

なお、国の基本計画は、同法第12条第1項に基づいて、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成29年度から概ね5年間の「成年後見制度利用促進基本計画」として策定され、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられています。

＜成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)＞

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(^{みやこ}京・地域福祉推進指針 2019年3月より)

上記のように、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされており、国においても「第一期成年後見制度利用促進基本計画」(2017～2021年度)が策定された。

その後、令和4(2022)年3月に、成年後見制度の更なる利用促進と運用改善を図るため、国において「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(計画期間：2022年度～2026年度)が閣議決定され、利用者の判断能力の低下に伴う日常生活自立支援事業から成年後見制度への適切かつ円滑な移行をはじめとした、総合的な権利擁護支援策の充実の必要性が示された。

なお、京都市の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」については、計画の見直しサイクルが3年で、今後の国の動向に合わせた見直しを進めやすく、かつ認知症施策や地域包括ケアの取組とも連携しやすいことから、「第9期京都市民長寿すこやかプラン」と一体的に策定し、引き続き関係機関との連携の下、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるものである。

2.3 京都市成年後見支援センター(ひと・まち交流館内)の主たる事業

京都市成年後見支援センターは成年後見制度の利用を必要な人が円滑に制度利用できるよう、制度の利用促進を図る「中核機関」であり、主たる事業は以下のとおりである。

①成年後見制度に関する相談及び利用支援

成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度の利用が必要な場合は適切に利用できるよう、手続の説明や助言等の申立支援を行う。

- ・一般相談、専門相談
- ・成年後見制度利用のための専門職相談派遣事業

これらの事業利用対象者は、自宅又は病院等で生活する、判断能力が低下した本人（京都市民に限定）を支援する、福祉・医療・地域等の関係者や成年後見人等により構成するチームとする。

②「市民後見人」の養成及び支援

成年後見制度の利用が増えるなか、後見業務の新たな担い手として、親族や専門職以外の一般市民を「市民後見人」として養成し、後見業務の受任や活動への支援を行う。

なお、「市民後見人」とは、成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意がある市民で、講座により後見活動に必要な法律・福祉の知識や実務対応能力を備え、成年被後見人等の権利を擁護するために継続的に活動を行う者をいう。

③成年後見制度に関する広報及び啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会等の開催など、市民、関係団体等を対象として、制度利用等に関する幅広い広報及び啓発を行う。主な活動として、成年後見セミナー及び成年後見講座の開催がある。

2.4 令和5（2023）年度の実績

（1）取組

日常生活自立支援事業の利用者をはじめ、権利擁護支援を必要とする方々に対する、成年後見制度の更なる利用促進により、尊厳のある本人らしい生活の継続が可能となる権利擁護の取組を推進する。

具体的には、京都市成年後見支援センターに、新たに利用推進支援員を2名配置することで、以下の取組を推進する。

- ・ 日常生活自立支援事業の利用者が認知機能の低下や身体状況の悪化等により、利用者自身が介護サービスの契約ができない場合等に、当該利用者を支援するチームに利用促進支援員を参画させ、成年後見制度の手續支援を行うなど、迅速かつ適切に成年後見制度の利用に繋げ、利用者の意思決定の支援を推進する。
- ・ 増加する成年後見制度に関する相談に引き続き丁寧に対応できるよう、相談、広報、啓発及び申立ての支援を推進する。

(2) 成年後見制度に関する相談件数

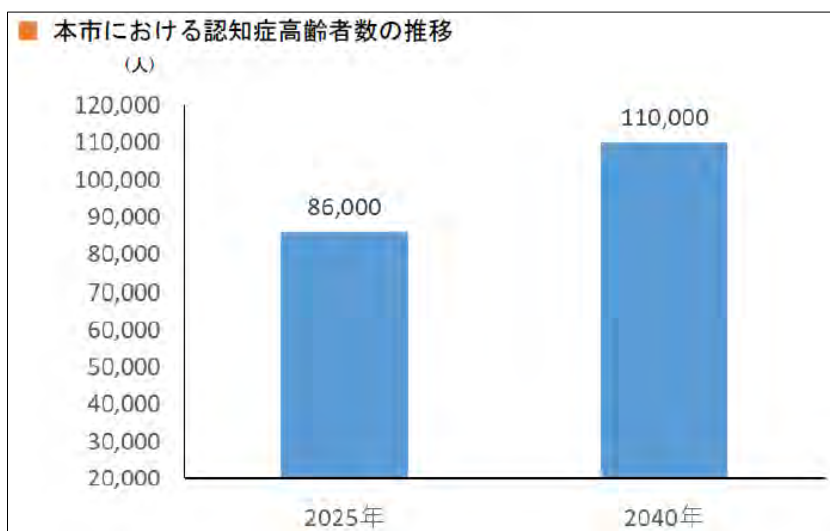
センター事業		件数	
		令和4年度	令和5年度
センター事業担当職員による相談（電話も含め）		1,380 件	1,660 件
専門職による相談	来所	33 件	37 件
	派遣	0 件	6 件
利用支援※		54 件	233 件

※相談受付件数のうち、手続支援の相談を受けた件数

（保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

件数については、センター事業担当職員による相談・専門職による相談及び利用支援いずれについても前年度より増加しており、成年後見制度を必要としている市民が多いと考えられる。

ただし、京都市では令和7（2025）年には高齢者の5人に1人にあたる約86,000人が認知症になると見込まれており、比較年度の微妙なずれがあるがセンターへの相談を利用している件数は認知症の高齢者のわずか1%を満たしているに過ぎないと考えられることもできる。



（第9期京都市民長寿すこやかプラン）

令和5（2023）年度は、4月から新たに利用推進支援員を2名配置され、後述しているが主たる業務として制度の利用が必要と考えられる人に対して制度の説明等をされている。そのことにより、利用支援件数が前年度比約4倍の233件となっている。令和5年度予算編成に当たり、充実事業「総合的な権利擁護の取組の推進」として14,000千円計上したことによる一定の効果はあったとは考えられる。

(3) 市民後見人による受任

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 年度における新規受任件数	9	11	5	10	9
② 受任件数（事業開始からの累計）	56	67	72	82	91
③ 市民後見人候補者名簿登録者数	77	79	87	93	104

（市社協 HP 事業報告及び保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

京都市においては、市民後見人候補者名簿登録者数に対して各年度における実働総件数の割合は 23%前後と低く、養成研修を修了した市民が後見人として十分に活用されていないと考えられる。全国自治体でも同様であり、令和5年4月1日時点で養成者数 23,323 人に対して成年後見人等の受任者数 1,904 人となっており養成者数の約 8.1%で十分に活用されていない。

(4) 成年後見制度に関する広報及び啓発

成年後見制度に関する講演会等の実績

講演会等	参加者等	
	令和4年度	令和5年度
成年後見セミナー（年2回）	810 人	743 人
成年後見講座	14 回：249 人	11 回：230 人
「市民後見人」を養成する講座	25 人	20 人

（保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

成年後見セミナーについては、6月・11月に会場開催（約5時間）があり、動画配信も約1カ月間ずつ行われた。内容は、見守り契約・任意後見契約の内容、後見になったらどのような業務をするのかなど制度の目的から具体的な後見人の業務までを学べる講座である。

また、「市民後見人」を養成する講座については、ガイダンスが1回開催され、55時間にわたる講座の受講を必須としている。

セミナー及び講座（成年後見講座、「市民後見人」を養成する講座）ともに、令和5（2023）年度は対前年比で約10%参加人数が減少している。成年後見制度は今後重要な制度となるため、セミナーや講座（市民後見人も含め）へ興味をもっていただく市民を少しでも増やして、裾野を広げることが重要である。

2.5 委託費詳細

委託費については、令和5年度予算編成に当たり、充実事業「総合的な権利擁護の取組の推進」として14,000千円が予算計上されている。

①支出明細

決算額の支出明細は以下のとおりである。事業内容からも分かるように大半が人件費に充てられている。

明細	支出額
人件費	43,155,750 円
相談業務	1,076,570 円
市民後見人養成、活動支援等	1,803,500 円
広報等	945,000 円
消費税（増税対応分）	985,791 円

（保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

②体制

前述したように令和 5（2023）年度は新たに利用推進支援員を 2 名配置（4 月から）されたことにより職員数は常勤 8 人、非常勤 6 人体制で以下の業務を遂行された。

- ・市民後見人に関すること（養成、受任調整、活動支援）
- ・制度に関する市民や関係機関からの相談受付
- ・申立てに係る支援
- ・制度の普及啓発

利用推進支援員として配置された 2 名の主な業務は以下のとおりである。

- ・要支援者の関係機関との会議に出席し、制度利用の助言等を行う
- ・制度の利用が必要と考えられる人に対して制度の説明等を行う

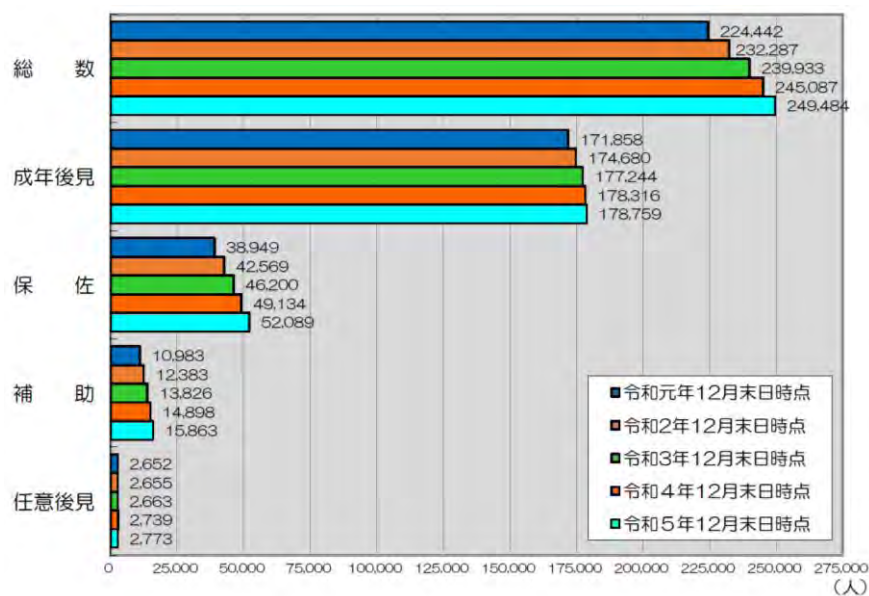
2.6 成年後見制度の現状と課題

2.6.1 全国の実況

①成年後見制度の利用者数

全国利用者数の成年後見制度の過去 5 年間（令和元年～令和 5 年）の推移は以下のとおりである。

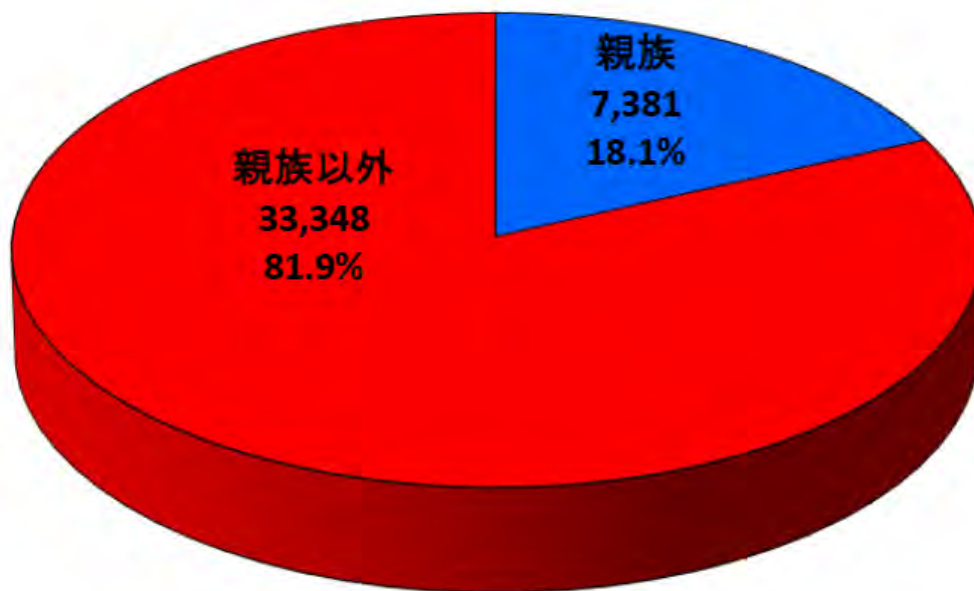
令和 5 年 12 月末時点においては、成年後見制度の利用者数は 249,484 人であり、対前年比約 1.8%の増加となっている。認知症の高齢者は令和 6（2024）年に全国で 471 万 6,000 人となり、団塊ジュニアが 65 歳以上になる令和 22（2040）年には 584 万 2000 人にのぼると推計されており、令和 6（2024）年で高齢者のおよそ 15%、6.7 人に 1 人が認知症と推計されている（NHK 首都圏ネットワーク 2024 年 5 月 8 日：2040 年 高齢者の約 15%が認知症 全国で 584 万 2000 人と推計“地域でどう支えるかが課題”）。これらの数字を基にすると、成年後見制度を利用している認知症の高齢者は 5%に満たない。



(最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況 令和5年1～12月)

②後見人と本人との関係

令和5年1～12月の後見人と本人との関係割合は、親族が18.1% (7,381人)、親族以外が81.9% (33,348人)である。

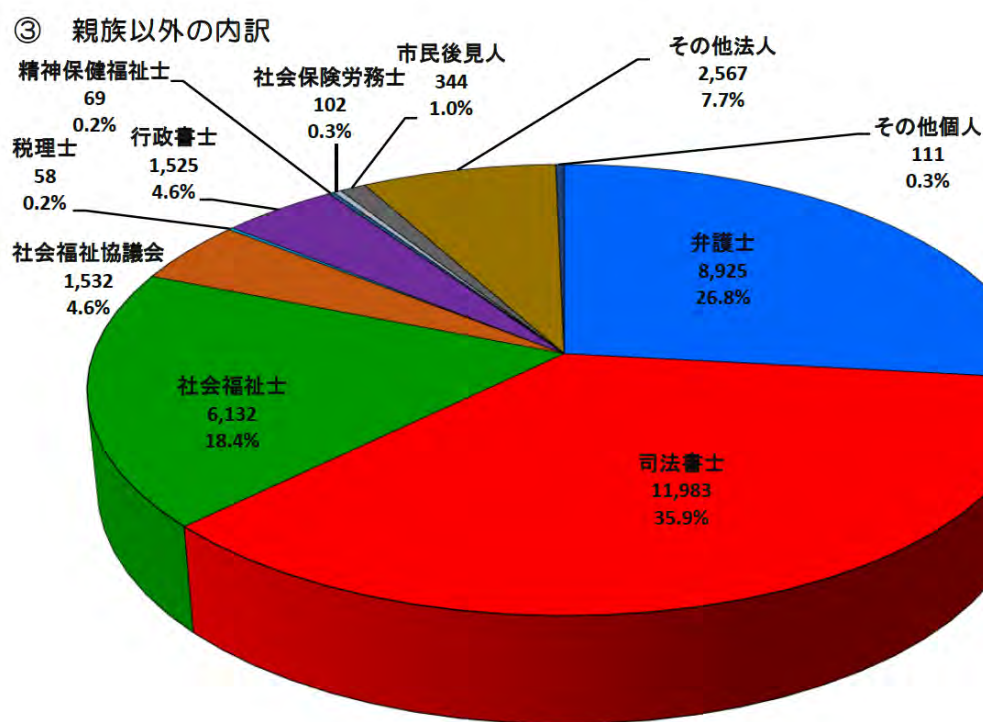


(最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況 令和5年1月～12月)

成年後見制度の創設時(平成12年)、後見人の選任数全体に占める親族の選任数の割合

は91%とされているが、令和5年では18.1%と大幅に減少している。理由としては、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により本人の後見人となるべき親族が見当たらない、親族後見人による不正が多いことから家庭裁判所が親族後見人の選任に消極的になっており第三者後見人を選好する傾向にある、ということがある（地域後見推進プロジェクト「8. 成年後見制度の現状と課題」：東京大学教育学研究科障害学習論研究室＋地域後見推進センター）。

そのうち81.9%を占めている親族以外の内訳は、司法書士 35.9%（11,983人）、弁護士 26.8%（8,925人）、社会福祉士 18.4%（6,132人）という順番である。後ほど問題点として挙げる市民後見人は1.0%（344人）に過ぎない。



（最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－）

平成12年に全体のわずか8%であったとされている専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が、令和5年にはおよそ85%と大きく増加している。ただし、専門職についてはその絶対数が限られているなどの理由から、後見の需要増のすべてに対応できるわけではない。

2.6.2 京都市の現状

京都市の令和5年度市民後見人については前述しているように登録者数104人（前年よ

り 11 人増)、実働総件数に対して 23%前後しか活用されていないため十分とはいえない状況であり、国全体の状況と同じである。

高齢化社会がますます進み、専門職の絶対数も限られているなかで、市民後見人の登録者数を増加させることができる取組を早急に今後も進めていく必要があると考える。

2.6.3 問題点と課題

成年後見制度の現状の利用者数及び後見人について述べてきたが、成年後見制度の問題点や課題としては以下のことが挙げられる。

- ・成年後見制度の利用者が伸び悩んでいる。
- ・本人の親族が後見人として選任されにくくなっている。
- ・市民後見人が十分に活用されていない。

市町村計画の策定状況は 1,741 市町村のうち 1,210 市町村 (69.5%) が策定済みであり、京都市もこの中に含まれている。また、中核機関として整備済みの市町村は 1,741 市町村のうち 1,070 市町村 (61.5%) であり、京都市も指定管理者制度により、京都市長寿すこやかセンターの指定管理者を市社協に指定、実施業務に成年後見支援センターの運営を含めており、このセンターを中核機関として整備している。権利擁護の相談支援機能に関する取組もすでに京都市は行っており(厚生労働省「令和 5 年度成年後見制度促進施策に係る取組状況調査結果(詳細版)」)、京都市の成年後見制度取組は十分であると考えられる。

以上のように、京都市の中核機関と地域連携ネットワーク状況は十分に整備されているが、国全体同様に養成された市民後見人が十分に活用されていないことが今後の課題であると考ええる。

【意見】市民後見人の利用者数増加の推進

単身世帯や身寄りのない高齢者が増加しているため、今後、成年後見制度を利用したいと考えている市民やその家族に早い段階で制度を利用していただけるように、成年後見制度の広報活動等を今以上に活発に行っていくことが望まれる。

【意見】市民後見人の活用促進

全国では、単身世帯や身寄りのない高齢者が増加したことなどにより親族以外の後見人が増加し、その内訳の大半を専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)が占めている。専門職の人数も限られており後見の需要増に全て対応することは不可能である。少子高齢化が急激に進む中で、現状が継続されると後見人不足が明らかである。そのため、京都市においても、現在十分に活用されていない市民後見人の活用方法を再考することが望まれる。

第7 障害者福祉

1. 京都市の障害者福祉施策

京都市の障害者福祉施策は、国の障害者福祉に関する政策の影響を大きく受けている。一方で、京都市の障害者の状況を反映しようとしていることも事実であろう。そこで、まず、京都市における障害者数がどのような傾向にあるかを確認し、次に、京都市の障害者福祉の施策について概観する。

1.1 京都市における障害者数の推移

障害者手帳交付者数の推移

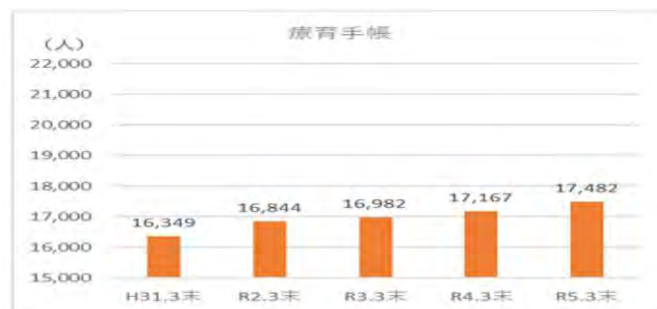


(はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン (2024-2029))

京都市の障害者数について、身体障害者数に関しては身体障害者手帳交付者数が、知的障害者数に関しては療育手帳交付者数が、精神障害者数に関しては精神障害者保健福祉手帳交付者数が、それぞれその傾向を最もよく表す数値と考えられることから、ここではこれらの数値の推移を見てみることにする。

京都市における身体障害者手帳交付者数は、平成30年度から令和4年度にかけて、毎年減少傾向を示している。この間の各年度末時点の身体障害者手帳交付者数の推移を見ると、約8.1%の減少となっている。

療育手帳交付者数の推移



(はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン (2024-2029))

一方、療育手帳交付者数は平成 30 年度から令和 4 年度にかけて増加傾向を示している。上記と同様に、平成 31 年 3 月末から令和 5 年 3 月末までの 4 年間を見ると、約 6.9%の増加となっている。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



(はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン (2024-2029))

精神障害者保健福祉手帳交付者数についても年々増加傾向にある。これに関しても上記と同じ 4 年間を見ると、約 22.9%の増加となっており、特に増加の傾向が顕著となっている。

1.2 京都市の障害者福祉施策

京都市では、昭和 56 年の国際障害者年で目標とされた「完全参加と平等」の実現に向けて、「国際障害者年京都市行動計画」(昭和 58 年度～平成 4 年度)を策定し、以後、「国際障害者年第 2 次京都市行動計画」(平成 4 年度～平成 13 年度)、「京都市障害者いきいきプラン」〔第 2 次行動計画の後期計画〕(平成 10 年度～平成 14 年度)、「京都市障害者施策推進プラン」(平成 15 年度～平成 24 年度)、「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン」〔障害者施策推進プランの後期計画〕(平成 20 年度～平成 24 年度)、「支えあうまち・京都ほほえみプラン」〔京都市障害者施策推進計画〕(平成 25 年度～平成 29 年度)、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(平成 30 年度～令和 5 年度)に基づき、総合的な障害者施策を推進してきた。「京都ほほえみプラン」では、基本方針を「障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」として掲げ、後述の 5 つの施策目標のもと施策を推進してきている。

1.2.1 「京都ほほえみプラン」の基本方針等

京都市では、「障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」という基本方針のもと、「お互いに認め合い支え合って暮らすまち

づくり」、「地域で自立して生活できる仕組みづくり」、「安心して生活できる社会環境の整備」、「生きがいや働きがいをもてるまちづくり」、「障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実」といった5つの施策目標を定め、施策目標における施策体系ごとに具体的施策を策定している。

1.2.2 5つの施策目標と主な取組事業例

(1) 施策目標1「お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり」

お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくりのために、相談支援の充実や差別解消法に基づく取組、コミュニケーション支援の強化などを「啓発」、「相談支援」、「意思疎通支援・情報保障」、「手話」の観点から進める。

●主な取組事業例●

- ・京都市障害者休日・夜間相談受付センターの設置（平成30年度～）
- ・障害者休日・夜間緊急対応支援事業の開始（平成30年度～）
- ・視覚障害のある人の入院中の意思疎通支援事業の開始（平成30年度～）
- ・発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を新たに配置し、事業所等へのコンサルテーションを開始（令和2年度～）
- ・発達障害者支援センターにおいて、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した総合的な支援を行うため、関係機関の連携・情報共有ツールとして京都市版「個別支援ファイル」の配布を開始（令和2年度～）
- ・年齢や施策ごとに分かれていた、ひきこもりに関する相談窓口を一つにまとめ、「よりそい・つなぐ」相談窓口（京都市ひきこもり相談窓口）を開設する等、ひきこもり支援を強化（令和2年度～）
- ・会議やイベントなどを対象とした「移動型ヒアリンググループ」の無料での貸出を全区役所・支所等で実施（令和2年度～）
- ・京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センターの一体化施設整備（令和5年度）

（はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029））

(2) 施策目標2「地域で自立して生活できる仕組みづくり」

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、健やかに暮らすことができるよう、「福祉サービス」、「住まい・暮らし」、「地域交流」の観点から、障害特性に合わせた適切な障害福祉サービスや保健・医療サービスの提供、長引くコロナ禍に引き続く原油価格・物価高騰に対して、障害者支援施設の運営費支援、食材費高騰に対する利用者支援に取り組む。

●主な取組事業例●

- ・強度行動障害児者入所支援事業を開始（令和３年度～）
- ・医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業の開始（令和３年度～）
- ・自殺対策の指針となる第３次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定（令和４年度）
- ・物価高騰対策のため、障害者施設に対する運営費支援を実施（令和４年度、５年度）
- ・物価高騰対策のため、障害者施設の食材費高騰に対する支援を実施（令和４年度、５年度）

（はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029））

（３）施策目標３「安心して生活できる社会環境の整備」

障害のある人や難病患者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「健康・医療」、「こころの健康」、「難病支援」、「ユニバーサルデザイン」、「災害対策」、「権利擁護」の観点から、社会環境の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各種対策事業を実施し、障害のある人の日々の生活を守る取組を進める。

●主な取組事業例●

- ・府市協調による難病相談・支援センターの共同設置（平成３０年度～）
- ・京都市版ヘルプカードの配布を開始（令和元年度～）
- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別避難計画の作成を開始（令和元年度～）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障害福祉サービス等事業所へのマスク・消毒液の配布や障害児施設における衛生用品等確保の支援（令和２年度、３年度）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、就労継続支援Ｂ型事業所において、生産活動収入が減少し、一定の工賃の支払が困難な場合に本市独自に工賃を助成（令和２年度、３年度）
- ・障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業を実施（令和２年度～）
- ・京都市避難行動要支援者の情報提供等に関する条例を制定し、「地域における見守り活動促進事業」を充実（令和３年度～）
- ・地下鉄烏丸線にバリアフリー化を推進した新型車両を導入開始（令和３年度～）
- ・地下鉄烏丸線（北大路駅）への可動式ホーム柵の設置（令和４年度）

（はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029））

（４）施策目標４「生きがいや働きがいをもてるまちづくり」

「社会参加」、「文化・スポーツ」、「就労」の観点から、障害のある人が生きがいをもって社会参加できるまちづくりのために、就労や社会参加の場の確保を図るとともに、支援する体制の整備に取り組む。

●主な取組事業例●

- ・「障害者芸術」の活性化を契機とした新たな文化芸術の魅力発信事業を開始（平成30年度）
- ・2020年東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興の実施（平成30年度）
- ・就労の場を拡大するため、伝統産業事業者と連携し、伝福連携担い手育成支援事業を開始（平成30年度～）
- ・農業の新たな担い手確保と障害のある人の就労機会の創出・工賃の向上のため、農福連携事業を実施（令和2年度～）
- ・重度障害者等就労支援特別事業を開始（令和3年度）

（はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029））

（5）施策目標5「障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実」

障害のある児童が生き生きと成長していくことができるよう、「早期発見・早期支援」、「相談・支援・連携体制の強化」の観点から特性や状況に応じた支援を提供する。

●主な取組事業例●

- ・医療的ケア児保育支援事業の実施（平成30年度～）
- ・放課後等デイサービス事業所への巡回指導を開始（令和元年度～）
- ・医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援を実施（令和4年度～）
- ・医療的ケア児等地域支援コーディネート事業を実施（令和5年度～）

（はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029））

2. 京都市の障害者福祉予算

2.1 京都市の障害者福祉の当初予算

障害者福祉の動向や傾向について、京都市の保健福祉局の障害者福祉担当者がどのように考え、そして把握しているかという点が最も映し出されているのが当初予算である。予算編成において様々な施策を立案し、必要な予算額を計上するが、そのプロセスにこそ担当者の考え方などが反映される。そこで、ここでは京都市の障害者福祉予算について概観することとする。また、当初予算額と決算額との比較（予実比較）についても後述するが、決算額は単なる結果と捉えることもでき、予算立案の背景を理解してこそ、予実比較の有用性は高まるものと思料する。

保健福祉局の各年度の当初予算のうち障害者福祉に関する予算額は、令和3年度が62,665,642千円、令和4年度が68,053,735千円、令和5年度が73,729,820千円となっており、障害者の増加に伴って障害者福祉の予算額も増加傾向を示している。

2.2 予算額と決算額との差異について

京都市では各年度の決算を公表しているが、保健福祉局もこの中で決算の概要を公表している。そして、その中で主要施策ごとに「当初予算額」、「(予算)増減額」、「予算現額(当初予算額+増減額)」、「決算額」、「翌年度繰越額」、「不用額(予算現額-決算額-翌年度繰越額)」を公表しているが、ここでいう「不用額」は「当初予算額」に年度途中での「増減額」を合計した額から「決算額」と「翌年度繰越額」を控除した額となっており、年度途中で予算を補正した後の金額が基準となってしまう。そこで、障害者福祉予算の当初の見込み額と実績額との比較を行うという意味で当初予算額と決算額の差異に着目することとした。

障害者福祉予算の全体について過去3年度を見てみると、令和3年度の当初予算額と決算額との差異は649,767千円であり、このうち214,000千円が翌年度繰越となっている。同じく令和4年度の差異は1,950,679千円で、このうち696,700千円が翌年度繰越、令和5年度の差異は▲719,941千円で、さらに133,800千円が翌年度繰越となっている。

2.3 障害者福祉の各事業の当初予算額・決算額・予実差異について

次に、京都市の障害者福祉の各事業について、その当初予算額・決算額・予実差異を検証する。なお、以下の表中の網掛け部分は令和3年度から令和5年度まで連続して当初予算額が決算額を上回っている項目であり、太枠部分は令和3年度から令和5年度まで連続して当初予算額が決算額を下回っている項目である。

2.3.1 障害者自立支援給付

障害者自立支援給付は「障害者総合支援法」で定められたもので、障害者が利用するサービス費用の一部を行政が個別に給付するというものである。障害者自立支援給付の基本的な運用ルールは国が定めることとなっている。

障害者自立支援給付のうち大きな割合を占めるのが「介護給付費・訓練等給付費」である。障害者が「居宅介護」、「重度訪問介護」、「生活介護」、「短期入所」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所介護」といった障害福祉サービスを受ける場合に給付されるのが介護給付費であり、「自立訓練支援」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「共同生活援助」といった障害者福祉サービスを受ける場合に給付されるのが訓練等給付費である。

(1) 障害者自立支援給付予算

京都市の障害者自立支援給付の予算額は令和3年度から令和5年度まで毎年50億円以上の増額となっており、特に「介護給付費・訓練等給付費」の増加が顕著である。それ以外にこの期間には、障害種別を超えた多様なニーズや複合的な課題への対応、ライフステージを通じた切れ目のない支援など各施設が連携した重層的な支援を充実させるための「地域リ

ハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備事業」の予算が計上されており、これも予算額増加の大きな理由となっている。

同様に、令和3年度から令和5年度にかけては、老朽化や耐震性能の不足といった課題のあった京都市みぶ身体障害者福祉会館を、同じく老朽化により再整備を進めていた京都社会福祉会館との合築施設として整備するための「身体障害者福祉センター整備事業」も予算計上されている。

また、令和5年度には新規に「障害者ピアサポート研修事業」が予算化されている。これは他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とした研修を実施するという事業である。

(2) 障害者自立支援給付における予実差異

障害者自立支援給付においては次ページの表のとおりである。なお、各項目の上段の数値は当初予算額、中段の数字は決算額、下段の数値は当初予算額と決算額の差額（予実差異）となっている。また、予実差異の数値で正の数字になっているのは当初予算額が決算額を上回っていることを表し、負の金額になっているのは当初予算額が決算額を下回っていることを表している。

「補装具交付・修理・貸与」、「自立支援医療」、「障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」」、「民間社会福祉施設援護費」、「地域リハビリテーション推進センター運営」、「京都ライトハウス運営」の各事業で、過去3年度のすべてで当初予算額が決算額を上回っている。

特に「自立支援医療」は、決算額は年々増加しているものの、例年3億円～4億円ほど当初予算額が決算額を上回っている状況である。

また、「地域リハビリテーション推進センター運営」は、保健福祉局によれば主に施設の維持管理費を計上しているとのことであるが、令和5年度においては決算額が令和4年度よりも約14,000千円減少している。それでも当初予算額が決算額を80,000千円近く上回っている状況である。

一方で、「補装具交付・修理・貸与」については、各年度とも当初予算額が決算額を上回っており、特に令和4年度から令和5年度にかけては決算額も大きく増加しているものの、当初予算額と決算額との差額は年々小さくなっている。

当初予算額・決算額・予実差異（当初予算額と決算額との差額）の推移

（単位：千円、上段：当初予算額 中段：決算額、下段：予実差異）

項目	主要施策の概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援給付	介護給付費・訓練等給付費	38,211,611	41,938,518	45,690,153
		38,465,061	41,236,567	46,011,109
		▲ 253,450	701,951	▲ 320,956
	補装具交付・修理・貸与	386,376	363,533	370,028
		325,613	329,082	361,056
		60,763	34,451	8,972
	自立支援医療	9,156,160	9,196,333	9,411,014
		8,743,125	8,883,342	9,019,696
		413,035	312,991	391,318
	障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」	236,684	239,060	243,767
		230,549	228,811	233,422
		6,135	10,249	10,345
	民間社会福祉施設援護費	114,664	113,293	111,732
		111,222	108,187	107,313
		3,442	5,106	4,419
	強度行動障害者支援事業	12,500	28,500	25,000
		—	—	37,791
		12,500	28,500	▲ 12,791
	障害者総合支援法施行事務費	616,287	635,527	688,502
		613,569	657,703	663,553
		2,718	▲ 22,176	24,949
	地域リハビリテーション推進センター運営	161,962	165,075	229,566
		149,310	164,492	150,547
		12,652	583	79,019
	京都ライトハウス運営	119,201	87,554	87,554
		119,200	87,553	87,553
		1	1	1
	地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備事業	400,000	1,577,670	3,456,504
		307,429	1,386,229	3,571,153
		92,571	191,441	▲ 114,649
	身体障害者福祉センター整備事業	25,000	309,100	—
		4,629	13,477	277,209
		20,371	295,623	▲ 277,209
	障害福祉サービス等事業所サービス継続支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）	52,000	42,000	42,000
		102,505	53,993	18,370
		▲ 50,505	▲ 11,993	23,630
計		49,664,530	54,791,688	60,473,147
		49,326,719	53,149,436	60,738,872
		337,811	1,642,252	▲ 265,725

資料：外部監査人が作成

2.3.2 障害者地域生活支援事業

障害者地域生活支援事業も障害者自立支援給付と同じく「障害者総合支援法」に定められたものであるが、こちらは国が一律に運用ルールを定めるのではなく、一人での外出が困難な障害者等の移動を支援する事業や手話通訳者の派遣等を行う事業など、障害者が暮らす各地域で運用ルールを定めて実施する方が効果的な対応が期待できる事業や一般的な相談対応のような個別給付には当たらない事業がこれに該当する。

(1) 障害者地域生活支援事業予算

京都市の障害者地域生活支援事業の予算は令和3年度から令和5年度にかけて、おおむね横ばいとなっている。項目ごとに見ても、その傾向は大きく変わらないが、「訪問入浴利用助成」、「障害者権利擁護推進事業」は増加傾向を、逆に「在宅心身障害児・者療育支援事業」、「発達障害者支援センター運営」、「重度障害者等就労支援特別事業」は減少傾向を示している。

(2) 障害者地域生活支援事業における予実差異

障害者地域生活支援事業においては、「地域活動支援センター運営」、「訪問入浴利用助成」、「障害者24時間相談体制等構築事業」、「身体障害者社会参加促進事業」、「在宅心身障害児・者療育支援事業」、「重度障害者等就労支援特別事業」の各事業で、過去3年度のすべてで当初予算額が決算額を上回っている。

この中で「地域活動支援センター運営」は、施設の運営、人件費相当の給付費（扶助費）のための予算であるが、決算額は年々減少しており、そして毎年度一定額について決算額が当初予算額を上回っている。

また、「訪問入浴利用助成」は、決算額自体は年々増加しているが、令和4年度、5年度と決算額が当初予算額を大幅に上回っている。

「重度障害者等就労支援特別事業」は令和3年度に新規で予算計上された事業である。令和3年9月から、重度障害者等の通勤や職場等での就労を支援するため、当該対象者が就労を継続するうえで必要不可欠な支援（喀痰吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等）に対し、障害福祉サービスに相当する費用を助成する事業であるが、前掲の当初予算額の推移によると令和3年度が71,000千円、令和4年度が43,550千円、令和3年度が21,558千円と当初予算額は年々減少しているものの、決算額は995千円、10,737千円、17,819千円と年々増加している。一方、当初予算額と決算額との差額は年々小さくなっている。

他の3事業については、決算額は横ばいないしは微増といった状況であり、当初予算額が決算額を上回ってはいるものの、年々その差は小さくなっている。

当初予算額・決算額・予実差異（当初予算額と決算額との差額）の推移

（単位：千円、上段：当初予算額 中段：決算額、下段：予実差異）

項目	主要施策の概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者地域生活支援事業	移動支援事業	1,367,431	1,360,052	1,391,240
		1,232,509	1,342,280	1,453,679
		134,922	17,772	▲ 62,439
	地域活動支援センター運営	57,910	56,328	56,124
		53,469	50,544	49,472
		4,441	5,784	6,652
	訪問入浴利用助成	92,647	100,437	106,928
		91,165	93,031	99,722
		1,482	7,406	7,206
	障害者地域生活支援センター運営	409,497	407,224	415,311
		408,487	400,215	583,229
		1,010	7,009	▲ 167,918
	障害者24時間相談体制等構築事業	15,780	15,658	15,658
		15,694	15,590	15,586
		86	68	72
	日常生活用具給付	430,029	423,733	433,139
		412,002	426,466	428,576
		18,027	▲ 2,733	4,563
	障害者権利擁護推進事業	52,637	53,068	56,543
		62,082	68,043	63,918
		▲ 9,445	▲ 14,975	▲ 7,375
	身体障害者社会参加促進事業	90,185	86,524	86,304
		83,654	85,774	86,214
		6,531	750	90
	在宅心身障害児・者療育支援事業	18,917	16,220	16,177
		14,481	15,619	16,089
		4,436	601	88
	発達障害者支援センター運営	91,416	90,888	75,253
		90,968	90,412	75,431
		448	476	▲ 178
	重度障害者等就労支援特別事業	71,000	43,550	21,558
		995	10,737	17,819
		70,005	32,813	3,739
計		2,832,393	2,778,110	2,795,599
		2,465,506	2,598,711	2,889,735
		366,887	179,399	▲ 94,136

資料：外部監査人が作成

2.3.3 精神障害者保健福祉施策

精神障害者についても障害者総合支援法の枠組みで福祉の施策が実施されることとなるが、京都市では市民のこころの健康の保持増進や、精神疾患の予防、適切な精神医療の推進、精神障害のある方の自立と社会参加の促進のための各種事業を行う「こころの健康増進セ

ンター」の運営や、精神障害のある方の地域交流の場であり、生活情報の提供・交換、日常生活の相談など多様な活動の場となる「こころのサポートふれあい交流サロン」の運営などの予算を精神障害者保健福祉施策として計上している。

(1) 精神障害者保健福祉施策予算

精神障害者保健福祉施策の予算額については、令和3年度から令和4年度にかけては減少しているが、令和5年度の予算は再び増加している。

(2) 精神障害者保健福祉施策における予実差異

当初予算額・決算額・予実差異（当初予算額と決算額との差額）の推移

（単位：千円、上段：当初予算額 中段：決算額、下段：予実差異）

項目	主要施策の概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉施策	こころの健康増進センター運営	31,165	29,670	39,179
		25,567	24,757	31,144
		5,598	4,913	8,035
	こころのふれあい交流サロン運営	48,064	47,770	47,639
		48,103	29,773	37,362
		▲ 39	17,997	10,277
	命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実	41,438	39,884	39,479
		52,037	37,913	33,739
		▲ 10,599	1,971	5,740
計		142,624	121,321	130,380
		141,757	92,443	102,245
		867	28,878	28,135

資料：外部監査人が作成

精神障害者保健福祉施策については、「こころの健康増進センター運営」の決算額が令和3年度から令和5年度まで、25,567千円、24,757千円、31,144千円となっているのに対し、当初予算額と決算額の差額はそれぞれ5,598千円、4,913千円、8,035千円となっている。保健福祉局によれば、「こころの健康増進センター運営」は、デイケア事業の実施に必要な費用等を計上したものであるが、決算額が当初予算額を下回る状況が続いている。

また、「命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実」の予算は令和3年度に充実させたものであるが、決算額は年々減少しており、当初予算額と決算額との差異についても令和4年度、令和5年度と当初予算額が決算額を上回り、差額も増加している状況である。

2.3.4 在宅福祉施策

在宅福祉施策予算の7割以上を「重度心身障害者医療費支給事業」、「重度障害老人健康管理費支給事業」、「身体障害者等市バス・地下鉄等無料化」の3つの施策で占めている。

重度心身障害者医療費支給事業は、地方自治体がそれぞれ独自に行う医療費助成制度であり、細かな要件等は各自自治体によって異なるが、重度心身障害者が、健康保険証を使って医療機関等を受診した場合に、窓口で支払う自己負担額を京都市が負担する事業である。

重度障害老人健康管理費支給事業は、重度の障害のある後期高齢者医療の被保険者が、医療機関や薬局等で支払う「一部負担金」に相当する額を京都市が支給する事業である。

そして、身体障害者等市バス・地下鉄等無料化事業は京都市独自の事業であり、障害の程度により、市バスや地下鉄が無料で利用できる福祉乗車証を交付するというものである。また、福祉乗車証が交付されない障害者等には、市バスや地下鉄の運賃割引制度がある。このほか、「重度障害者タクシー料金助成」も京都市独自の事業であり、市バス・地下鉄の福祉乗車証、敬老乗車証を利用していない重度の障害者に対して、タクシー料金の一部の助成を実施している。

(1) 在宅福祉施策予算

前述の各施策の予算額のうち、「重度心身障害者医療費支給事業」と「重度障害者タクシー料金助成」は令和3年度から令和5年度にかけて微減傾向にあり、逆に「重度障害老人健康管理費支給事業」は微増傾向にある。また、「身体障害者等市バス、地下鉄等無料化」については、おおむね横ばいとなっている。

(2) 在宅福祉施策における予実差異

在宅福祉施策の当初予算額と決算額の差異をみると、「重度心身障害者医療費支給事業」、「重度障害老人健康管理費支給事業」、「精神医療対策」、「いきいきハウジングリフォーム」、「外国籍市民重度障害者特別給付金支給事業」、「心身障害者扶養共済事業」の6つの事業で令和3年度から令和5年度まで毎年度当初予算額が決算額を上回っている。特に「重度障害老人健康管理費支給事業」は毎年度 115,000 千円から 192,000 千円ほど当初予算額が決算額を上回っており、差額の大きさが目立つ。

一方、「精神科救急医療システム運営」は令和3年度から令和5年度までの毎年度決算額が当初予算額を上回っている。こちらの差額は 3,000 千円から 5,000 千円程度と大きくはないものの、毎年度の当初予算額では賄えていない状況である。

当初予算額・決算額・予実差異（当初予算額と決算額との差額）の推移

（単位：千円、上段：当初予算額 中段：決算額、下段：予実差異）

項目	主要施策の概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅福祉施策	重度心身障害者医療費支給事業	2,335,514	2,311,817	2,242,920
		2,224,238	2,204,243	2,236,297
		111,276	107,574	6,623
	重度障害老人健康管理費支給事業	1,333,218	1,346,425	1,364,942
		1,217,955	1,154,150	1,173,988
		115,263	192,275	190,954
	精神医療対策	59,549	59,536	62,211
		55,770	57,985	60,480
		3,779	1,551	1,731
	精神科救急医療システム運営	90,094	93,642	94,888
		93,719	99,168	98,930
		▲ 3,625	▲ 5,526	▲ 4,042
	いきいきハウジングリフォーム	21,821	21,380	21,295
		21,797	14,147	17,719
		24	7,233	3,576
	重度障害者タクシー料金助成	154,268	143,359	133,018
		139,168	133,525	143,556
		15,100	9,834	▲ 10,538
	特別障害者手当	775,129	783,014	784,731
		779,800	768,374	785,816
		▲ 4,671	14,640	▲ 1,085
	外国籍市民重度障害者特別給付金支給事業	11,848	10,755	9,774
		9,967	8,884	8,615
		1,881	1,871	1,159
	心身障害者扶養共済事業	594,072	593,041	580,032
		574,418	570,475	577,021
		19,654	22,566	3,011
	身体障害者等市バス、地下鉄等無料化	1,312,417	1,320,469	1,308,862
		1,302,210	1,302,517	1,315,213
		10,207	17,952	▲ 6,351
計		6,705,504	6,703,939	6,620,886
		6,419,042	6,313,468	6,417,635
		286,462	390,471	203,251

資料：外部監査人が作成

2.3.5 社会参加促進

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、スポーツ、文化、芸術等に触れる機会を確保していくための予算が計上されている。特に令和5年度からは「農福連携による障害者雇用創出の更なる推進」のための予算を確保し、障害者福祉サービス等事業所と、担い手の確保が難しい農業分野との農福連携の取組の更なる拡大に取り組もうとしている。

(1) 社会参加促進予算

社会参加促進のための予算は令和3年度から令和5年度まで減少傾向にあるが、前述の農福連携のための予算を計上するなど、新しい取組を行う意図がみられる。

(2) 社会参加促進における予実差異

当初予算額・決算額・予実差異（当初予算額と決算額との差額）の推移

（単位：千円、上段：当初予算額 中段：決算額、下段：予実差異）

項目	主要施策の概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加促進	障害者スポーツセンター運営	196,956	196,956	175,488
		192,458	196,956	175,488
		4,498	-	-
	障害者教養文化・体育会館運営	22,106	22,106	19,697
		22,198	22,106	19,697
		▲ 92	-	-
	障害者スポーツ振興	40,515	32,532	32,427
		14,803	28,471	30,085
		25,712	4,061	2,342
	「障害者芸術」の活性化を契機とした新たな文化芸術の魅力発信事業	2,735	2,735	2,735
		2,735	2,735	2,735
		-	-	-
	障害者就労支援推進事業	57,760	51,864	49,217
		53,542	48,994	47,562
		4,218	2,870	1,655
	農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	-	-	2,500
		-	-	2,500
		-	-	-
計		366,762	356,358	327,297
		285,736	299,262	278,067
		81,026	57,096	49,230

資料：外部監査人が作成

社会参加促進における当初予算額と決算額の差異をみると、「障害者スポーツ振興」、「障害者就労支援推進事業」で令和3年度から令和5年度まで当初予算額が決算額を上回る状況が続いている。しかしながら、両事業ともその差額は年々小さくなっており、当初予算額と決算額の乖離は縮小傾向にある。

2.3.6 難病対策

障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分（平成26年4月からは障害支援区分）の認定などの手続を経たうえで、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障害児にあっては、「児

童福祉法」に基づく障害児支援）が利用できることとなった。そのため、難病対策も障害者福祉予算の中で計上されている。

(1) 難病対策予算

難病対策としては「特定医療費支給事業」が予算計上されているが、これは「難病法」に基づく医療（特定医療費）の一部負担金を助成する制度である。こちらは令和3年度から令和5年度にかけて少しずつ増加している。

(2) 難病対策における予実差異

当初予算額・決算額・予実差異（当初予算額と決算額との差額）の推移

（単位：千円、上段：当初予算額 中段：決算額、下段：予実差異）

項目	主要施策の概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
難病対策	特定医療費支給事業	2,953,829	3,302,319	3,382,511
		3,125,853	3,356,107	3,728,060
		▲ 172,024	▲ 53,788	▲ 345,549
計		2,953,829	3,302,319	3,382,511
		3,125,853	3,356,107	3,728,060
		▲ 172,024	▲ 53,788	▲ 345,549

資料：外部監査人が作成

難病対策「特定医療費支給事業」の当初予算額と決算額の差異をみると、令和3年度から令和5年度まで決算額が当初予算額を上回っている状況である。

この事業は年々決算額が増加しているが、特に令和5年度の当初予算額は令和4年度の当初予算額に比べて約80,000千円の増加で計上されており、令和5年度については当初の見込みに反して決算額が増加したように見受けられる。

2.4 予実差異についての考察

以上のとおり、京都市の障害者福祉について、決算額の推移、予算額と決算額との差額の推移を検証した。

障害者福祉の予算は、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の本質である「障害者の権利保護と支援」に基づいて、障害者がそれぞれの地域で普通に生活していくために必要な事業を実施することを主眼に置いて策定されている。その考え方は当然ではあるが、国や地方自治体の障害者福祉予算が増加している状況を踏まえると、国や地方自治体の財政が逼迫している中では先々行き詰まることも十分に考えられる。持続可能な障害者福祉を目指す観点からは、予算額と決算額を比較した結果、執行率の低い事業をピックアップし、これらの事業について検証と見直しを行い、翌年度以降の予算計上の際にその結果を反映させていくことがより重要となる。これにより、障害者福祉の予算額が徐々に膨らむ中でも最適な予算配分が可能となる。

障害者福祉の予算額と密接な関連があると考えられる身体障害者数の推移を見ると、京都市の身体障害者手帳の交付者数は減少傾向にある。この場合、京都市の身体障害者関連の予算は、京都市の身体障害者数の傾向を反映したものとするのが合理的であると思われる。しかしながら、一方では「介護給付費・訓練等給付費」や「自立支援医療（精神医療）」など予算規模の大きいものにおいて、1人当たりの利用料が伸びているという状況もある。

・介護給付費・訓練等給付費の状況

	介護給付費・訓練等給付費	利用者数	1人当たり給付費	1人当たり給付費伸び率
令和3年度 (令和4年3月請求分)	2,907,081,197 円	20,046 人	145,020 円	
令和4年度 (令和5年3月請求分)	3,299,567,558 円	21,880 人	150,800 円	3.9%
令和5年度 (令和6年3月請求分)	3,698,647,989 円	23,191 人	159,490 円	5.7%

・自立支援医療（精神医療）の状況

	医療費	承認件数	1件当たり医療費	1件当たり医療費伸び率
令和3年度	5,128,501,263 円	32,184 人	159,349 円	
令和4年度	5,259,784,909 円	33,387 人	157,540 円	▲1.1%
令和5年度	5,496,406,630 円	34,149 人	160,954 円	2.1%

（京都市保健福祉局より）

京都市によれば、「介護給付費・訓練等給付費」や「自立支援医療（精神医療）」のような利用者からの請求があれば必ず給付をしなければならない性質のものは、1人（1件）当たりの給付費（医療費）の伸び率も考慮して、ゆとりを持たせた予算組みをしているとのことであるが、現実には「介護給付費・訓練等給付費」は年度によって決算額が当初予算額を上回っている年度もあれば、下回っている年度もあり、「自立支援医療（精神医療）」は少なくともここ3年度の間は決算額が当初予算額を下回っている状況であり、「介護給付費・訓練等給付費」については必ずしもゆとりのある予算組みとは言えない。特に施設整備関連予算のように、その支出の効果が中長期にわたり、その利用者数が障害者数と関連性が強いと考えられるものについては、障害者数の予測を予算に反映させることで将来的にも一定の稼働率を維持することができるものと思料する。

【意見】 障害者福祉事業の当初予算額と決算額の乖離の原因分析を踏まえた予算化

京都市の障害者福祉事業については、当初予算額と決算額を比較すると乖離が毎年発生しているものがある。その乖離が年々小さくなっている事業もあれば、あまり乖離の状況が変わらないものもあるが、その原因としては当初予算策定の際の見積りが十分でないことが考えられる。したがって、前年度や前々年度の当初予算額と決算額の乖離の状況やその原

因を分析し、その結果に基づいて予算策定を行うとともに、持続可能な障害者福祉のため、予算配分についてもこれらの分析結果を活用されたい。

【意見】 障害者福祉事業の施設整備に係る利用者想定を踏まえた予算化

障害者福祉事業のうち、特に中長期的に支出の効果を得ることを目的とした施設整備事業については、将来的な稼働率確保のため、京都市の障害者数の傾向を反映した利用者想定を行って予算化されたい。

3. 京都市の障害者福祉の各事業に関する個別論点

次に、京都市の障害者福祉について個別の論点を取り上げ、これを検証する。

3.1 京都市独自の障害者福祉事業に対する評価

京都市では国の障害者福祉政策に基づく事業に加えて、独自の障害者福祉事業を実施している。保健福祉局予算の障害者自立支援給付事業の中の「民間社会福祉施設援護費」、在宅福祉施策の中の「身体障害者等市バス、地下鉄等無料化」、「重度障害者タクシー料金助成」がそれである。

3.1.1 京都市独自の障害者福祉事業の概要

「民間社会福祉施設援護費」とは、療養介護事業所（旧重症心身障害児施設に限る。）及び医療型障害児入所施設に入所する重症心身障害児者の処遇向上及び施設の円滑な運営を促進するため、入所者数に応じて運営費を補助するという事業である。

「身体障害者等市バス、地下鉄等無料化」とは、障害の程度により、市バス、地下鉄の運賃を無料としたり、割引したりするという制度である。障害の程度に応じて、本人及び介護人又は付添人1名が無料になる場合、本人のみ無料になる場合、本人が（本人が学齢前児童及び小学校在学年齢児童の場合は介護人、付添人も）5割引になる場合がある。無料の要件に該当する場合は、福祉乗車証の交付を受けてこれを乗降車の際に提示し、割引の要件に該当する場合は、乗降車の際、又は乗車券購入の際に手帳を提示することで適用を受けることとなる。また、福祉乗車証と後述の重度障害者タクシー利用券は選択制となっており、重複して交付を受けられないこととなっている。

「重度障害者タクシー料金助成」とは、身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A判定）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者に対し、1枚につき500円のタクシー利用券を1カ月当たり4枚、年間最大48枚を交付することで、タクシー料金の一部を助成する制度である。前述のとおり、福祉乗車証との選択制となっている。

3.1.2 各事業に対する評価の必要性

これら京都市独自の障害者福祉事業については、どれもが障害者にとって必要な事業であることは間違いない。しかしながら、これらの事業に関する決算額の推移や活用状況、助成の対象者の要望等をくみ取ることで、事業の内容についてのアップデートはもちろん、予算配分の観点から適宜見直しを図っていくことが重要である。特に、「身体障害者等市バス、地下鉄等無料化」と「重度障害者タクシー料金助成」の両事業については、利用者の観点からの制度の有効性、そしてそれを踏まえた予算規模の見直しも必要である。しかしながら、京都市によるとこれらの事業を対象とした定期的な利用者へのアンケート調査などは実施していないとのことであった。

【意見】 京都市独自の助成事業に関する定期的な調査の実施

京都市独自の障害者福祉制度である「身体障害者等市バス、地下鉄等無料化」と「重度障害者タクシー料金助成」の両事業については、助成の対象者の要望等についてのアンケート調査などを定期的に行い、より実効性の高い事業にされたい。

3.2 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」について

これは京都市のみならず、京都府及び府下市町村のオール京都体制で取り組んでいる支援策である。平成 18 年度の「障害者自立支援法」の施行に伴い、介護サービスや医療の利用に係る自己負担が、所得に応じた上限設定（23 階層（精神通院は医療費の 5 %））から、定率 1 割、所得に応じた上限設定（4 又は 5 階層）に変更となったが、この際に京都市では、低所得者層の自己負担の増加に配慮するため、上限月額を国基準より細分化したうえで、低額に設定した「京都方式」を開始した。国においても、平成 19 年度から順次、軽減策が実施され、平成 22 年度に障害福祉サービス費・補装具費については、おおむね京都市の軽減策に追いついてきたものの、自立支援医療については、一部医療が対象の範囲に追加されるに留まり、自己負担額に軽減策が講じられておらず、また、障害児通所支援等についても国の軽減策が不十分であったことから、「新京都方式」において支援している。なお、「新京都方式」を採用している事業に関しては、国基準適用後、残る利用者負担分のうち、「新京都方式」による月額上限を超えた分は府 1/2、市 1/2 で負担することとされている。

前掲の「障害者福祉 決算額の推移」では障害者自立支援給付に含まれ、令和 3 年度から令和 5 年度までの決算額はそれぞれ 230,549 千円、228,811 千円、233,422 千円となっており、おおむね横ばいであるが、この「新京都方式」は全国でも珍しい府市一体となった京都全体での障害者福祉への取組であり、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の本質である「障害者の権利保護と支援」に沿った事業であると言える。

3.3 障害者福祉施設・事業所に対する指導監査について

令和6年度の障害福祉サービス等に係る報酬改定により、「就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）」について、事業所でパンやクッキーを製造販売したり、清掃などを受託したりする活動による収支である生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点されることとなった。A型事業所は、障害者へ働く機会の提供を行うとともに、一般企業などで働くために必要なスキルの向上をサポートすることを目的としていることから、そうしたA型事業所が受け取る公費負担の報酬が、生産活動の状況によって増減されることは当然と言える。

しかしながら、A型事業所は開設時に「特定求職者雇用開発助成金」（特開金）を受け取ることを前提に、事業計画を策定しているケースが多いと思われる。特開金とは、ハローワークや民間の職業紹介事業者を通じて、利用者である障害者を継続して雇用した場合に受け取ることができる助成金である。この特開金を受け取った後は、A型事業所は公費負担である報酬と生産活動により受け取る収入により経営をしていかなければならないが、現実には年間で一人も一般企業への就労移行者を出していないA型事業所も多くあると言われている。

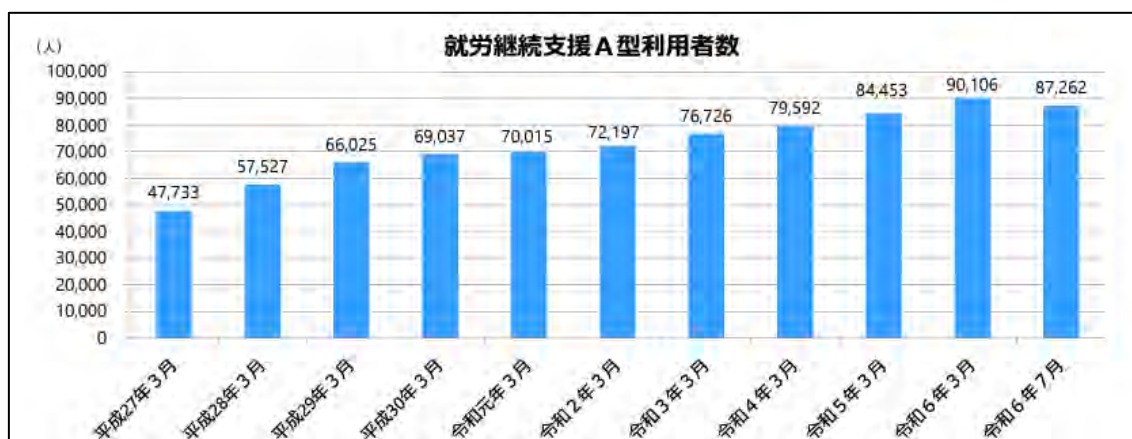
次のグラフはA型事業所数の推移を表しているが、事業所数は令和6年3月まで増加傾向にあった。



出典：「就労継続支援A型の状況について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
職業安定局障害者雇用対策課

ところが、前述の報酬改定が原因と思われるA型事業所の閉鎖が、令和6年度に入って急増している。共同通信の調査によると、令和6年3月～7月までに全国329カ所の事業所が閉鎖となり、そこで働いていた障害者の少なくとも5,000人以上が解雇・退職を余儀なくされたとのことである。

次のグラフはA型事業所の利用者数の推移を表しているが、令和6年3月から7月にかけて約2,900人の純減となっている。利用者数は右肩上がりに増加してきたことから、A型事業所の閉鎖による影響の大きさが理解できる。



出典：「就労継続支援A型の状況について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
職業安定局障害者雇用対策課

A型事業所が閉鎖された影響を直接受けるのは障害者であり、こうした状況のもとでは、A型事業所を含めた障害者福祉サービス事業者を指導監督する京都市の役割も、より大きなものになると思われる。京都市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の実施に当たり、両法及び関連法令の規定に基づき、①法令遵守を徹底し、適正な事業の運営及び事業の透明性の確保がなされているか、②利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか、③②のサービス提供に対し、適正な給付がなされているか、④適切な防災、防犯対策やリスクマネジメントが行われているか、⑤利用者等の個人情報安全管理や適切な取り扱いをしているかなどの観点から、障害福祉サービス事業等を行う事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、指導監査を行っている。

この指導監査は、障害福祉サービス事業者等の育成・支援、障害福祉制度への信頼の維持、利用者の保護に主眼を置いたものとされ、財務諸表等に基づく経営への指導ではない。ただし、A型事業所については、事業所から会計期間終了後、就労支援事業別事業活動明細書等の提出を受け、京都市において経営状況等を確認している。

指導監査そのものは機能していると評価できる。京都市は令和6年11月に就労継続支援B型事業者であるMY1stLLC 合同会社が運営する「上京ハウス」について、不正請求の疑いにより、監査を実施した。その結果、サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったものとして虚偽の記録を作成し、その書類を請求根拠として訓練等給付費を不正に請求し、受領した事実等を確認したため、障害者総合支援法第50条に基づき「指定取消」の行政処分を実施すること、同法第8条に基づき、不正に請求し、受領していた給

付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを当該事業者へ通知したと公表されている。

今後はこれまでの指導監査から、経営状況の把握と改善指導にまで京都市の監督の範囲を広げる必要があるように思われる。京都市への質問に対する回答によると、令和6年3月から7月に閉鎖されたA型事業所は3事業所、これにより解雇・退職となった利用者の数は45名とのことである。全体の329事業所、5,000人からすると決して多いとは言えない。しかしながら、事業所の経営悪化による閉鎖は、利用者である障害者に多大な影響を与えることはもちろん、これらの事業者へ公費負担として支払ってきた報酬の有意性そのものにも疑問を生じさせることにつながる。このことを十分に認識し、今後は、A型事業所のみならず就労移行支援事業、就労継続支援事業全般について、経営状況の確認にとどまらず、業績が悪い事業所には強い指導を行い、改善されない事業所は「指定取消」を行うなど、さらに利用者保護の面に力点を置いた指導監督を行う必要があると思料する。

【意見】 経営状況の悪い就労支援事業者に対する指導監督の強化

利用者保護の観点とそのために京都市が財政負担を強いられることを未然に防ぐ観点から、就労支援事業者より提出された財務資料をもとに、必要に応じて事業者へ経営状況の改善を促し、改善が進まない事業者には、勧告、命令の措置を講じ、改善されない場合は、指定取消又は停止を検討する等の指導監督を行われたい。

3.4 「障害者相談支援事業」に係る消費税問題について

令和5年7月に中日新聞が、多くの市において障害者総合支援法第77条に基づく「障害者相談支援事業」を消費税が非課税であると誤認したままに社会福祉法人等に事業委託していると報道した。中日新聞が中部6県の全114市を調査したところ、半数超の63市が委託料の消費税を誤って非課税としていたとのことである。

消費税法では、社会福祉法に規定する社会福祉事業として行う資産の譲渡等は非課税とされているが、国の説明によれば、市町村が地域生活支援事業として行う「障害者相談支援事業」は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当しないため、消費税の課税対象になるとされた。そして、事業を受託した事業者においても消費税の取扱いについて誤認し、消費税の適正な申告納付ができていない事例が多くあることが問題となった。

この報道を受けて、令和5年10月に当該事業は消費税の課税対象であるとの事務連絡を国が発出したことから、当該事業の受託法人で平成30年度からの委託料に係る税務署への修正申告、消費税等及び延滞税・無申告加算税相当額の追納等が必要となり、京都市では令和6年3月補正予算で必要経費として2億6,800万円を計上し、これを補てんした。

前述のとおり中日新聞の報道では、消費税の取扱いを誤っていたのは、調査対象の114市のうち63市であった。半数以上の市で消費税の認識誤りがあったとのことになるが、逆に言えば半数近くは正しく認識していたと言える。

障害者福祉事業に係る消費税に対する京都市の認識を確認するため、外部監査人は令和3年度の「京都市障害福祉サービス事業所京都市指定管理者募集要項」及び令和5年度の「京都市みぶ身体障害者福祉会館指定管理者募集要項」における該当箇所を検証したところ、それぞれ次のようであった。令和3年度の「京都市障害福祉サービス事業所京都市指定管理者募集要項」では、「8 業務の概要及び運営に係る基本事項」の「(8) 消費税及び事業所税の有無」のところに「消費税及び事業所税は非課税です。」との記載があり、令和5年度の「京都市みぶ身体障害者福祉会館指定管理者募集要項」では、「8 業務の概要及び運営に係る基本事項」の「(6) 消費税等」において「消費税等諸税は課税される可能性があります。」との記載があった。令和3年度の募集は就労継続支援B型事業所に係るもの、令和5年度の募集は身体障害者福祉センターに係るものであり、後者は消費税法上、非課税に該当すると考えられるものの、前者については消費税法により生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等については課税対象となる。

消費税の課税の有無は事業者が指定管理者の応募等に当たって提出する事業計画にも少なからず影響があり、場合によっては、選定はされたものの、前提になかった消費税の課税のため、事業が計画どおりにいかないということも起こるのではないかと懸念される。

【意見】 障害者福祉に関する消費税取扱いの正確な把握

京都市では、令和5年度において事業者への委託金額に対する消費税額を負担するための補正予算を計上した経緯があるのであるから、これを契機として今後は指定管理者等の募集を行う際には京都市としても、必要に応じて消費税の課税の有無について、国税当局への事前確認を行うなどして、正確な把握に努められたい。

3.5 「COCO・てらす」について

「COCO・てらす」は「地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備事業」として、令和3年度から令和5年度まで、それぞれ決算額で307,429千円、1,386,229千円、3,571,153千円をかけて進めてきた事業である。一部鉄骨造の鉄筋コンクリート造5階建、延床面積が約12,685㎡の建物を建設し、ここに3つのセンターを一体化したことにより、今後は各センターが連携し、「からだ」、「こころ」、「こども」に関する相談に総合的に対応し、障害者も、困りごとを抱える児童や家庭も、地域において誰もが生活しやすい社会を目指すための役割を担うことが期待されている。

COCO・てらす



写真：京都市情報館より転載

外部監査人は令和6年11月18日に当該施設の実地監査を実施した。実地監査に際しては、京都市の担当者からの説明も受け、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターが一体化することで、各センター間の連携が密になるなどのメリットがあることが把握できた。

一方で、「COCO・てらす」に3センターが一体化されたことにより、2センターの跡地の売却や有効活用についても注目される。「COCO・てらす」の事業は、京都市の財政状況の立て直しの時期に実施されたものである。現在は財政も改善されたとは言え、跡地の売却や有効活用は財政上の観点からも速やかに実施されるべきである。これについて京都市に質問したところ、現在検討中とのことであった。

【意見】 3センターの一体化による未利用地の売却・有効活用方針の早急な決定

3センターの一体化により、地域リハビリテーション推進センター及びこころの健康増進センターの従前の敷地は未利用地となっている。早急に売却、有効活用などの方針を決定されたい。今後はこうした事業の実施時には、跡地をどうするかについても並行して検討されたい。

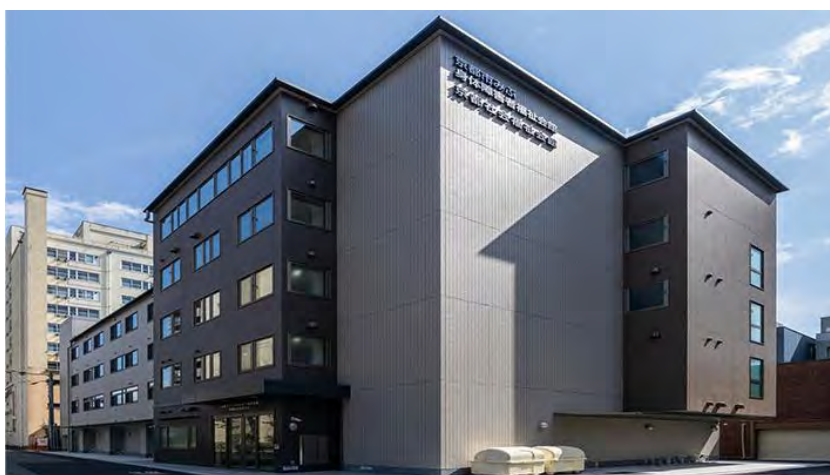
3.6 「京都市みぶ身体障害者福祉会館」について

「京都市みぶ身体障害者福祉会館」は令和6年4月1日にオープンした施設であり、鉄骨造5階建ての建物の4階と5階部分の526㎡を京都市が区分所有している。この計画については、令和3年度から令和5年度まで、それぞれ4,629千円、13,477千円、277,209千円の決算額が計上されている。

1階から3階は京都市ではなく、特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会が所有している。同協議会所有部分は「京都社会福祉会館」と名付けられ、1階には受付、事務室、

ホールがあり、2階には特定非営利活動法人京都難病連、公益社団法人京都市身体障害者団体連合会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、その他2団体の事務所が入居しているほか、会議室3室、相談室、控室が設置されており、3階は京都知的障害者福祉施設協議会、京都府自閉症協会、公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会、その他2団体の事務所が入居しているほか、相談室が設置されている。京都社会福祉推進協議会 HP で公開されている情報によれば、令和5年度末時点での建物と建物附属設備の簿価は合計で約6億円であり、これはすべて京都社会福祉会館（1階から3階部分）に係るものであると考えられる。

京都市みぶ身体障害者福祉会館



写真：公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 HP より転載

外部監査人は令和6年11月18日に「京都市みぶ身体障害者福祉会館」の現地監査を行った。当日は、京都市の担当者と指定管理者である公益社団法人京都市身体障害者団体連合会の担当者の案内により、会館の設備等の確認を行うとともに、会館の利用状況等についての説明を受けた。

現地監査によると、会館のある4階と5階は、4階が3室の研修室、5階が障害者芸術ギャラリーとして展示スペースになっていた。なお、会館の4階研修室は障害者や介助者、身体障害者に関する事業関係者等にも貸し出されているとのことであった。また、5階のギャラリーは「ふれあい喫茶みぶ」として、毎月第2・第4水曜日の10時から11時半まで会館周辺の障害者や高齢者の喫茶スペースとしても利用されていた。

京都市から提供された「京都市みぶ身体障害者福祉会館」の貸館事業の事業実績は次のとおりである。

研修室稼働率（令和6年4月1日～令和7年1月27日）

	利用可能部屋数	貸出部屋数	利用率
昼	855	474	55.4%
夜	855	405	47.4%
総数	1710	879	51.4%

○アートフラワー教室

◇月別受講者数（令和6年4月～令和7年1月）

実施日	4/20	5/25	6/22	7/27	8/24	9/28	10/26	11/16	12/21	1/25
人数	5	7	7	6	6	5	6	6	4	5

○将棋教室

◇月別受講者数（令和6年4月～令和7年1月）

実施日	4/24	5/22	6/26	7/24	8/28	9/25	10/23	11/27	12/25	1/22
人数	6	8	5	5	5	8	7	7	5	6

○ストレッチ教室

◇月別受講者数（令和6年4月～令和7年1月）

実施日	4/18	5/16	6/20	7/18	8/22	9/19	10/17	11/21	12/19	1/16
人数	6	5	5	6	8	8	6	8	6	8

○書道教室

◇月別受講者数（令和6年4月～令和7年1月）

	4月		5月		6月		7月		8月	
実施日	4/9	4/23	5/14	5/28	6/11	6/25	7/9	7/23	8/20	8/27
人数	6	4	4	3	4	4	4	6	6	5
	9月		10月		11月		12月		1月	
実施日	9/10	9/24	10/8	10/22	11/12	11/26	12/10	12/24	1/14	1/28
人数	8	7	7	5	7	4	5	5	4	-

※表はすべて京都市保健福祉局作成

移転前の「京都市みぶ身体障害者福祉会館」は、「身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設」とされており、身体障害者の機能訓練も含めた事業を行っ

ていたとされるが、移転後の会館は機能的には貸研修室とギャラリーの提供がメインと言え、移転前から実施している相談事業や機能訓練等の事業が見えにくくなっている。また、上記の資料を見る限り、4階の貸研修室の稼働率は高いとは言えず、現地調査当日は、5階の芸術ギャラリーには障害者でなく一般の生徒の絵などが掲示されている状況であった。この会館については、「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき指定管理者の公募が行われ、公益社団法人京都市身体障害者団体連合会が指定候補者に選定された。その選定理由として、「移転を機に新たに設置される芸術ギャラリーの活用案として、施設利用者の作品展や会館主催の障害者作品のコンクール開催等の提案があり、効果的な活用策を検討していること」が挙げられていたが、現状は計画どおりに運営されていると言える状況ではない。

これらの施設は、利用者を障害者の関係者に限定しており、利用対象者が利用しやすい状況であることには間違いはないが、京都市が多額の予算を計上して、決して障害者やその介護者にとって交通の利便性が高いとは言えない立地にこのような施設を建設したことには疑問が残る。本会館は障害者やその介護者にとって交通の利便性が高いとは言えないことから、障害者福祉という目的に照らし合わせた場合、障害者向けの施設整備を行うよりも、利便性の高い立地にある民間施設などの利用に補助金を出す方が効率的であり、目的にもかなうと思われる。芸術ギャラリーについても同様で、「はあと・フレンズ・ストア2階ギャラリー」のように、もっと人の目に触れやすい立地のところに設けた方が本来の目的を達成しやすいものと思われる。本会館の貸研修室については、利用者の対象を広げることで稼働率の向上を図ったり、障害者芸術ギャラリーも当初計画どおりの利用方法ができない状況であるなら、事務所利用など他の効率的な活用方法を検討することも必要であろう。

【指摘事項】 京都市みぶ身体障害者福祉会館の利用価値向上の再検討

京都市みぶ身体障害者福祉会館の貸研修室は、現状の稼働率が低いことから、利用価値の向上について再検討されたい。

第8 生活保護

1. 生活保護

1.1 生活保護扶助費

1.1.1 事業の概要

(1) 生活保護制度とは

私たちの一生の間には、病気やけがをしたり、介護が必要な状態になったり、失業したり、生計の中心者を亡くしたり、事故に遭ったりするなど、様々な事情によって生活のやりくりができなくなることがある。

このようなとき、生活が困難な人々に対して最低限の生活を保障し、自立を支援するよう援助するのが生活保護の制度である。

できる限りの努力をしてもなお生活に困る場合には、国で定められた条件を満たせば、国民の誰もが生活保護を受けられることになっている。

(2) 直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
生活保護扶助費	69,799,729	68,516,204	70,306,747

(京都市提供資料より)

(3) 保護の種類

- | |
|------------------------------------|
| ① 生活扶助……衣食など日常生活の費用 |
| ② 住宅扶助……家賃など住まいの費用（ローンの返済は含まれません。） |
| ③ 教育扶助……義務教育の費用 |
| ④ 介護扶助……介護保険の対象になる介護にかかる費用 |
| ⑤ 医療扶助……医療にかかる費用（室料は含まれません。） |
| ⑥ 出産扶助……お産のための費用 |
| ⑦ 生業扶助……高校就学、就職支度のためなどの費用 |
| ⑧ 葬祭扶助……お葬式のための費用 |

(京都市保健福祉局「生活保護のしおり」より)

1.1.2 生活保護費の支給方法

(1) 原則

生活保護費の支給方法については、支給対象者名義の金融機関口座に振り込み支給する「口座振込」の方法を原則としている。

(2) 例外

生活保護費の支給方法について、例外として口座振込以外の方法により支給する「窓口払」の方法を認めており、次に掲げるものをいう。

- ① 保健福祉センター内の所定の場所において支給対象者に現金を手渡しして支給する「事務所渡し」の方法
- ② 支給対象者の自宅、入院又は入所する医療機関若しくは介護施設等に保健福祉センター職員が訪問のうえ支給対象者に現金を手渡しして支給する「宅配」の方法
- ③ 支給対象者の入院又は入所する医療機関等に書留郵便により現金を付して支給する「現金書留」の方法

緊急を要する場合や、初めての支払い等の場合は、各区の窓口で支払っている。過去の支払い実績を踏まえて、窓口払分を、不足が生じないように各区へ現金で前渡をしている。

資金前渡額は下記のとおりである。

各年度の資金前渡額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	174,000,000円	162,000,000円	144,000,000円	144,000,000円
5月	173,000,000円	160,000,000円	149,000,000円	146,000,000円
6月	166,000,000円	154,000,000円	145,000,000円	141,500,000円
7月	160,000,000円	151,000,000円	144,000,000円	140,500,000円
8月	158,000,000円	148,000,000円	144,000,000円	141,500,000円
9月	157,000,000円	150,000,000円	142,000,000円	144,500,000円
10月	155,000,000円	150,000,000円	141,000,000円	143,500,000円
11月	160,000,000円	151,000,000円	150,000,000円	146,500,000円
12月	174,000,000円	162,000,000円	155,500,000円	152,000,000円
1月	161,000,000円	153,000,000円	148,000,000円	148,000,000円
2月	160,000,000円	149,000,000円	147,000,000円	146,500,000円
3月	177,000,000円	158,000,000円	164,500,000円	158,000,000円
合計	1,975,000,000円	1,848,000,000円	1,774,000,000円	1,752,500,000円

(京都市提供資料より)

1.1.3 生活保護費等支給事務、金銭等管理事務

平成18年度に発生した、生活保護ケースワーカーが被保護者の金銭等を騙し取り、逮捕されるという不祥事案を受け、各保健福祉センターにおいては「保健福祉センターにおける金銭等取扱い五原則」に基づき、生活保護費等の支給事務や被保護者等の金銭等管理事務、公金及び金庫等取扱いについて厳正な取扱いを徹底している。

- (1) 令和4年3月4日付け保健福祉局長・子ども若者はぐくみ局長通知「保健福祉センターにおける生活保護費等支給事務、被保護者等の金銭等管理事務、公金及び金庫等の管理に係る厳正な取扱いの徹底について」

平成18年度に相次いで発生した、2名の生活保護ケースワーカーによる不祥事案は、市民生活最後のセーフティネットである生活保護制度の担い手たるケースワーカーが、制度や被保護者の金銭等を騙し取り逮捕されるという、京都市福祉行政への信頼を大きく失墜させる、極めて重大な社会的事件となりました。

本事案においては、福祉事務所で保管していた緊急時に対応するための現金について申請書類を改ざんすることにより詐取し、さらに金庫の施錠漏れに乗じて盗み取る、あるいは、被保護者から生活保護費の返還予定金として訪問先で預かった現金や被保護者の生計維持のために管理を依頼された預金通帳を私的に流用するなどの犯罪行為が行われ、当該ケースワーカーの倫理観が著しく欠如していたという資質の問題があったことは言うまでもないことですが、一方で、当時の福祉事務所において、金銭等の取扱いに係る組織的な管理監督体制が不十分であったことも明らかになりました。

このことを契機として策定した、平成18年9月1日付け保健福祉局長通知「福祉事務所における支給事務等に関する厳正な取扱いの徹底について」は、福祉事務所における現金等の取扱い及び保管等に係る厳正な取扱いルールを定めたものであり、生活保護費等の支給事務や被保護者等の金銭等管理事務における組織的な決定手続や進捗管理等の取組が定着するなど、今日まで大きな役割を果たしてきたところです。

一方で、現行規定では対応困難な事例や非効率的な取扱いや、通知軽視と受け取られかねない事例が発生していることなどから、より適正かつ効率的な取扱いとなるよう必要な見直しを行い、体系的に要綱等を策定したうえで、平成25年4月1日から新たに本通知により運用するとともに、平成29年5月8日の組織改正を受けて、平成29年12月1日付けで、要綱改正を行いました。

しかし、平成30年12月、保健福祉センターで保管していた緊急時に対応するための運用金を紛失するという事案が発生しました。複数年に渡り資金前渡金の精算時における現金の確認、金庫の施錠及び金庫の鍵の管理が不十分であったことが明らかになり改めて公金に対する基本的なルールの意識づけを徹底し、点検の形骸化を防ぐため「保健福祉センターにおける公金及び金庫等取扱要綱」を策定しました。

その後、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定・国会提出され、令和2年12月25日付けで「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」が公布・施行されたことを受けて、押印・署名に係る取扱いを中心に、令和4年3月4日付けで本要綱等の改正を行いました。

（京都市提供資料「保健福祉センターにおける生活保護費等支給事務、被保護者等の金銭等管理事務、公金及び金庫等の管理に係る厳正な取扱いの徹底について（通知）」

(令和4年3月4日付)より抜粋)

(2) 保健福祉センターにおける金銭等取扱い五原則

- 1 金銭等取扱い職員及び手順の明確化
- 2 口座振込の原則と利用勧奨の積極的实施
- 3 生活保護費等の窓口払における取扱規定の遵守
- 4 被保護者等の金銭等管理における取扱規定の遵守
- 5 不適切な事務処理に対する厳正な処分の実施

(「保健福祉センターにおける金銭等取扱い五原則」より抜粋)

1.2 京都市の取組

1.2.1 窓口払について

(1) 対象者について

生活保護費の支給方法については、口座振込を原則としているが、緊急を要する場合や、初めての支払いの場合、障害や傷病により金融機関の窓口で生活保護費を引き出すことができない場合の他、所管課にヒアリングを実施したところ、口座を所持していない、知的障害や精神疾患等で銀行に通えない方には、例外として、各区の窓口で支払っている。

申請時から事情が変わり、居住実態のない場合や、行政からの指導を要する場合には、受給者の現状把握のため、口座振込を止めて本人の来庁を求め、窓口払の方法により支給を行っている。

窓口払の現金の取扱いについては、金庫等において厳重に保管し、複数の職員により現金を数えている。

今後の方針として、例外である窓口払について、また、窓口払を原則である口座振込に移行することについて、国及び京都市のいずれも例外措置の期限や目標は設けていない。その時々々の世帯の事情によって変わるため、目標設定するようなものではなく、生活保護の6割ほどは高齢者世帯のため自然に減少していくと考えているとのことである。

第2章 窓口払

(窓口払の対象者)

第3条 生活保護費の支給は、口座振込により行う。ただし、次に掲げる被保護者については、窓口払を行うことができる。

- (1) 心身等の状況等から口座振込では生活保護費の支給ができない者
- (2) 生活保護費を支給する際において特別な指導が必要な者
- (3) 臨時的又は一時的な需要に基づき生活保護費の支給を受ける者
- (4) 生活保護開始後、初回の定期支払における生活保護費の支給を受ける者

(生活保護費の組織的管理)

第4条 窓口払により支給する生活保護費は、保健福祉センター内の金庫等施設できる場所（以下「金庫等」という。）において、厳重に保管しなければならない。

2 窓口払により支給する生活保護費のうち、未払分を戻入（銀行に入金する場合を含む。）する際には、複数の職員により、必ず現金を数えなければならない。

（「保健福祉センターにおける生活保護費等支給事務取扱要綱」より抜粋）

（2）事務所渡しの開始決定について

窓口払のうち、事務所渡しについては、申請から支給までの下記の手続を行っている。

「心身等の状況等から口座振込では生活保護費の支給ができない者」が事務所渡しを希望し、窓口払申出書（以下「申出書」という。）を提出したとき、ケースワーカーは、窓口払決定書兼管理調書（以下「調書」という。）を作成し、生活福祉課長又は生活福祉課担当課長（以下「生活福祉課長等」という。）に開始の決定を受け、決定後、保健福祉センター長に供覧を行う。

「生活保護費を支給する際において特別な指導が必要な者」に事務所渡しを行うときは、ケースワーカーは、調書を作成し、生活福祉課長等に開始の決定を受け、決定後、保健福祉センター長に供覧を行う。

事務所渡しは必要な期間について行うものとし、その期間は最長で1年とする。また、期間終了後も引き続き事務所渡しを行うことが必要なときは、継続の決定を行う。

「臨時的又は一時的な需要に基づき生活保護費の支給を受ける者」及び「生活保護開始後、初回の定期支払における生活保護費の支給を受ける者」に事務所渡しを行うときは、調書による決定手続を要しない。

（3）事務所渡しの組織的進捗管理について

ケースワーカーは、上記手続の後、調書及び申出書を保護係長へ提出するとともに、保護台帳におけるフェイスシートに決定内容を記載し、必要に応じて援助方針の変更を行う。事務所渡しを行う場合には、保護費支給時の指導経過を保護記録に記載する。

保護係長は、調書及び申出書の内容について、別に定める窓口払登録簿（以下「登録簿」という。）に登載し、これらを管理台帳として整備する。

生活福祉課長等は、整備された管理台帳を四半期ごとに点検する。

（4）事務所渡しの実施方法

事務所渡しにおける現金の準備に当たっては、複数の管理担当職員をもって支給金額に誤りがないことを確認したうえで封入し、準備後の現金は金庫等に保管する。

事務所渡しにおける現金の支給に当たっては、複数の管理担当職員をもって支給対象者を確認のうえ、ケースワーカーを介さずに、直接支給対象者に生活保護費を支給する。

(5) 事務所渡しの終了

事務所渡しが必要なくなったときは、ケースワーカーは、調書の終了決定欄にその旨記入し、生活福祉課長等に終了の決定を受け、決定後、保健福祉センター長に供覧を行う。

ケースワーカーは、供覧終了後、調書を保護係長に提出するとともに、保護台帳におけるフェイスシートに決定内容を記載し、必要に応じて、保護記録への記載及び援助方針の変更を行う。

保護係長は、調書の提出を受け、登録簿から抹消する。

1.2.2 登録簿、保護台帳等の管理について

保護台帳等の資料については紙（原本）で保管されている。生活保護システムのシステム標準化を進めているが、紙で保管している情報のうち、保護記録など一部の資料しか電子化されない見込みである。標準化システムは、原則として独自機能の追加は禁止されているため、受給者から提出される多数の申請書、挙証資料などを全てスキャン等で電子化してもシステムに取り込むことはできないことから、現在は電子化の計画はない、とのことである。

京都市においては、現在約 31,000 世帯が生活保護を受給しており、毎年、約 4,000 世帯が申請、約 3,800 世帯が廃止となっている。保護台帳の管理は京都市の公文書管理規則を踏まえ、京都市生活保護疑義解釈集により保存年限を定めており、生活保護廃止後 5 年は保存することとしている。例外の一例として、不服申立てが提起された保護台帳について、決定又は裁決が確定した後 10 年間は保存することとしている。

電子化をしたとしても、紙（原本）の保存が必要となり、毎年の生活保護受給者の増減から見込まれる数万冊の台帳等が二重管理になり、かえって事務コストは上がるものと考えており、電子化する計画はない、とのことである。

1.2.3 京都市における課題

(1) ケースワーカーの業務負担について

ケースワーカーの配置は、社会福祉法において市部では 80 世帯に 1 人を「標準」として定められている。社会福祉法の標準については、継続的に担当する世帯数で考えているが、現場では、受給者の増加と減少（生活保護の開始と終了）があるため、人数が変わらなくても業務量が増えている、という課題がある。

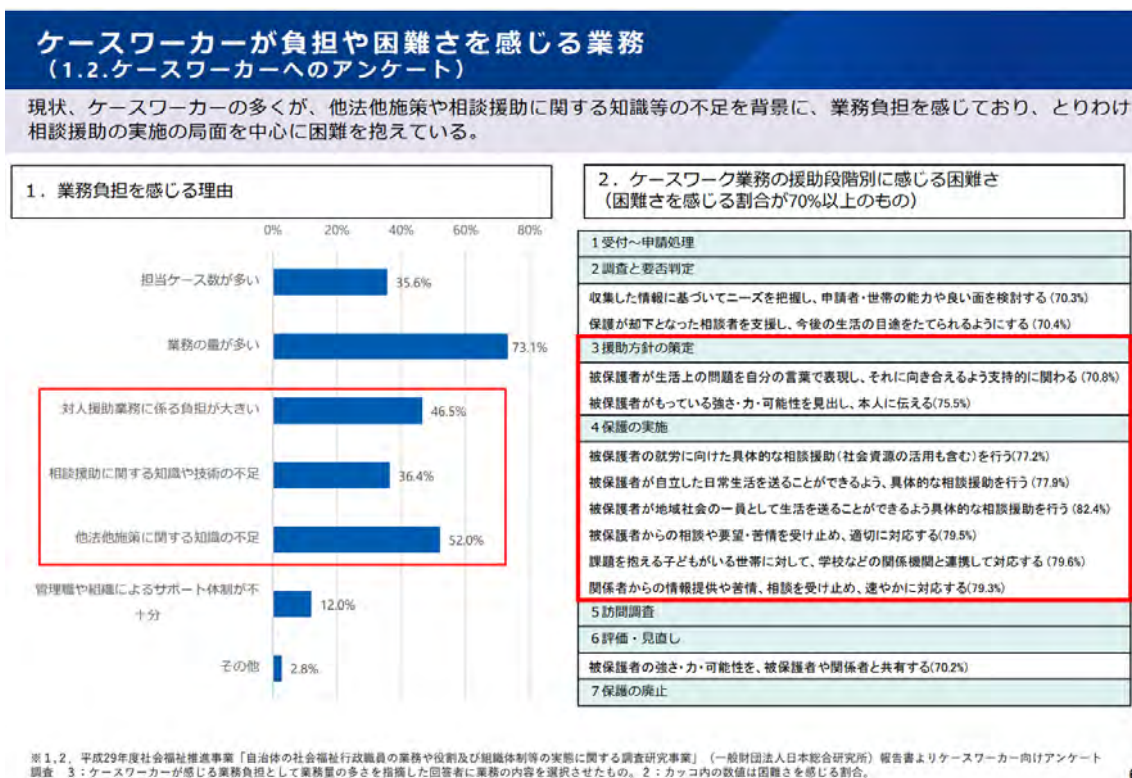
ここでいう生活保護ケースワーカーの標準数とは「現業を行う所員の数」を指しており、地区担当員（いわゆるケースワーカー）だけでなく面接相談員（いわゆるインテークワーカー）も含まれている。例えば、山科区保健福祉センター健康福祉部生活福祉課においては、世帯数 4,055 世帯、現業員 48 人（地区担当員 46 人（うち 2 人は育児休業等による休職であるが、国においては休職等職員であっても現員として計上するものとされている）、面接相談員 2 人）であり、1 人当たりの担当数は 84.5 世帯である。

医療扶助、ホームレス支援、不正受給対策、（廃止世帯にかかる）債権の納入指導等に係

る専門職員を配置するとともに、被保護者の就労意欲を喚起するためのキャリアカウンセラーの派遣や京都労働局と連携したハローワーク窓口の設置、年金受給を支援する社会保険労務士（年金検討員）の派遣を行い、被保護者に対して専門的な支援を行うとともにケースワーカー業務の負担軽減を行っており、人員確保について直ちに改善が必要な状態ではない。

また、生活保護ケースワーカーについて、京都市では社会福祉法で定められた標準数を念頭に各区の地区特性を反映し、より効率的かつ重点的な配置となるよう世帯類型に応じた配置として「高齢世帯 120：1」、「障害・傷病世帯 80：1」、「母子・その他世帯 60：1」で配置している。各区のセンターにおける負担の偏りが発生しないよう人員配置を工夫している。

監査を行った結果、ケースワーカーの業務負担については、問題がないと考えられる。



(平成 29 年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」(一般財団法人日本総合研究所) 報告書より)

(2) 窓口払業務について

担当者からのヒアリングによれば、「必要な期間の終了後も引き続き事務所渡しを行うこ

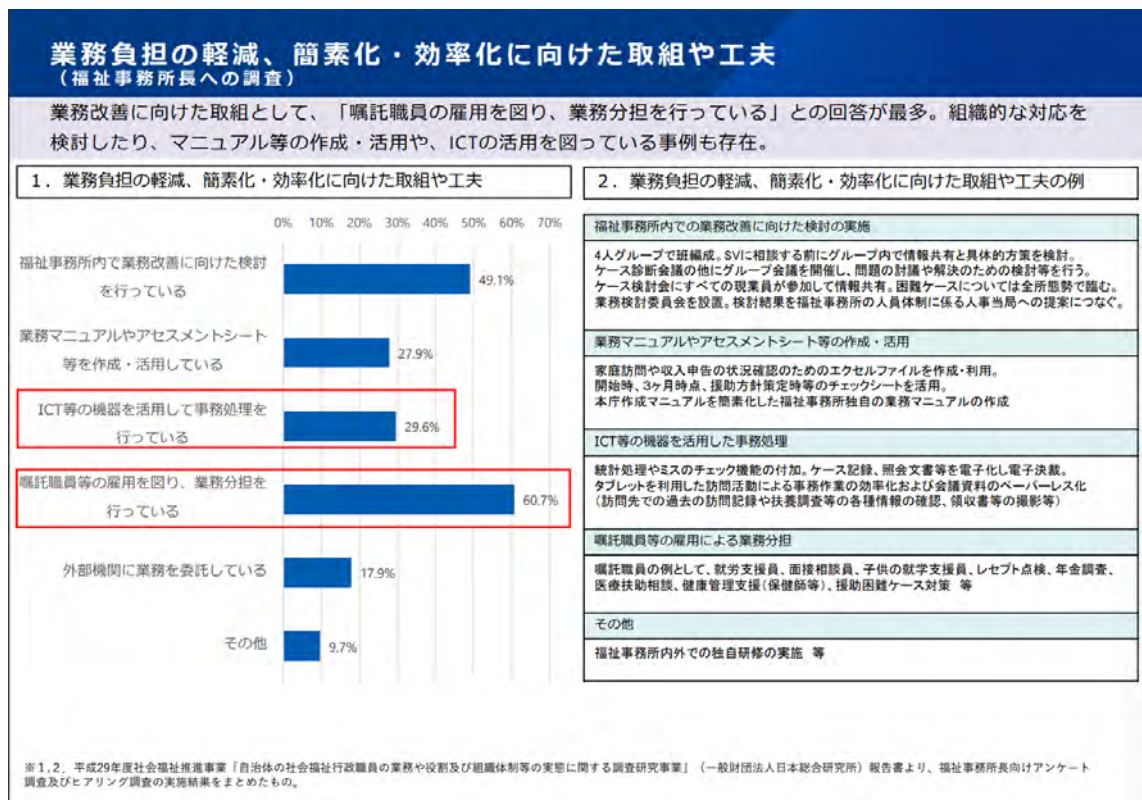
とが必要なときは継続の決定を行う」、とは定められているものの、金融機関で口座開設ができない場合を除き、あくまで例外措置である窓口払については、今後は速やかに件数を減少させていくべきとのことであった。

【意見】 生活保護費の支給方法の改善

生活保護費は、金融機関口座への振込みによる支給のほか、要綱に規定された例外方式として、窓口払による現金支給を行っている。

金融機関に口座を開設していない場合等、受給者の事情は考慮せざるを得ないが、受給までの緊急性や対応する職員の現金を取り扱うことの業務負担を鑑みると、振込みによる支給を原則とすべきであり、窓口払の割合を減らしていくよう、引き続き努力を続けられたい。

(3) 登録簿、保護台帳等の管理について



(平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」(一般財団法人日本総合研究所)報告書より)

各福祉事務所で被保護世帯から相談等を受けた場合も、個々の保護台帳への記録化等で対応しており、その方の特徴や応対を行う上での注意点など、個別の申し送り事項を記した

処理簿等は存在していない。また、前述のとおりデータ化や電子化の計画はなく、国等の主導で ICT 等の機器を活用して事務処理を行うようなことになれば、機材の導入コスト、処理をできる人員の配置や育成が求められる。

【意見】 ケースワーカー間の情報共有について

各福祉事務所に対し、被保護世帯からの相談等を受けた場合、保護台帳への記録化等で対応しており記載事項について一定の基準は示されているものの、世帯状況に応じて変わるため、内容が統一されていない。

今後、国等の主導で I C T 等の機器を活用した事務処理を行うことになれば、被保護世帯とケースワーカーとのやり取りだけでなく、申し送りすべき事項について漏れなく伝達することが可能と想定されることから、電子化を見据えた業務の整理に取り組まれない。

【意見】 業務の D X への取組について

被保護者の世帯状況は様々であり、支援するケースワーカー業務も多岐にわたることから、保護台帳の電子化等を含めた業務の D X に取り組まれない。

1.3 ケースワーカー

1.3.1 京都市におけるケースワーカー

京都市におけるケースワーカーに関する資料

(男女比)

区分	人数	割合
男性	203 人	53.6%
女性	176 人	46.4%
合計	379 人	100.0%

※令和 6 年 4 月 18 日時点。

※休職者は除く。

※短時間勤務職員を含む。

(年齢分布)

区分	人数	割合
20 代	170 人	44.9%
30 代	76 人	20.0%
40 代	54 人	14.2%
50 代	57 人	15.0%
60 代	22 人	5.8%
合計	379 人	100.0%

※令和 6 年 4 月 18 日時点。

※休職者は除く。

※短時間勤務職員を含む。

(経験年数)

福祉事務所名	(a) 経験年数 1 年未満の者	(b) (a) 以外の者	福祉事務所名	(a) 経験年数 1 年未満の者	(b) (a) 以外の者
北福祉事務所	5 人	14 人	南福祉事務所	7 人	29 人
上京福祉事務所	5 人	13 人	右京福祉事務所	17 人	30 人
左京福祉事務所	7 人	19 人	西京福祉事務所	4 人	12 人
中京福祉事務所	7 人	17 人	洛西福祉事務所	3 人	7 人
東山福祉事務所	4 人	8 人	伏見福祉事務所	13 人	40 人
山科福祉事務所	15 人	33 人	深草福祉事務所	5 人	15 人
下京福祉事務所	2 人	17 人	醍醐福祉事務所	5 人	26 人
			合計	99 人	280 人

※令和 6 年 4 月 18 日時点。

※生活保護ケースワーカーの経験年数に係る人数を記載。

※休職者は除く。

※短時間勤務職員を含む。

(京都市提供資料より)

1.3.2 京都市におけるケースワーカーの研修制度

京都市における令和5年度の研修実績は、下記のとおりである。新任の係長や職員、1～3年目のケースワーカーを受講対象とする研修に力を入れて実施している。

研修名（テーマ）	受講対象者	実施回数	実施時間
新任保護係長研修	各区・支所の生活保護担当課に配属された新任係長	1	410
新任管理係長・担当者研修	各区・支所の生活保護管理担当に配属された新任係長及び職員	1	250
新任生活保護現業員研修	生活保護ケースワーカーとなった者のうち、①新任及び②過去に生活保護ケースワーカーの経験がある者で、所属長が適当と認める者	1	160
市民税課税状況調査	生活保護ケースワーカーとなった者のうち、①新任及び②過去に生活保護ケースワーカーの経験がある者で、所属長が適当と認める者	1	47
費用返還（法第63条）起案事務	生活保護ケースワーカーとなった者のうち、①新任及び②過去に生活保護ケースワーカーの経験がある者で、所属長が適当と認める者	1	44
費用徴収（法第78条）起案事務	生活保護ケースワーカーとなった者のうち、①新任及び②過去に生活保護ケースワーカーの経験がある者で、所属長が適当と認める者	1	34
債権管理	生活保護ケースワーカーとなった者のうち、①新任及び②過去に生活保護ケースワーカーの経験がある者で、所属長が適当と認める者	1	23
対人援助（クレーム対応含む。）	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
発達障害に係る相談援助の留意点について	今年度2年目の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
インテーク・アセスメントをはじめとする相談援助活動	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	120
ホームレス・刑務所出所者に係る支援ツール、関係機関	今年度2年目の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
要援護高齢者・認知症に係る相談援助の留意点	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
児童虐待に係る支援ツール、関係機関	今年度2年目の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
スーパービジョンの方法と実際	各区・支所の生活保護担当課に配属された新任係長及び福祉業務に携わる希望者	1	120
令和5年度生活保護担当ケースワーカー全国研修会	経験年数3年未満の生活保護ケースワーカーのうち、資質向上への意欲が旺盛で、本研修内容の保健福祉センター（生活福祉課）への還元を期待できる	2	180
医療扶助の適正化	今年度における新任保護係長、2年目生活保護ケースワーカー及び希望者	1	180
ひとり親家庭に関わる相談援助の留意点	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
権利擁護（成年後見制度）の知識	今年度2年目の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
精神障害に係る相談援助の留意点	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
社会保険の基礎知識	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
ケースワークのための法律知識～交通事故・借金について～	今年度2年目の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
視覚・聴覚・知的障害に係る相談援助の留意点	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	90
母子世帯の扶養の法律知識～別居・離婚をモデルケースとして～	今年度2年目の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60
京都市社会福祉協議会の事業	今年度新任の生活保護、高齢福祉、障害福祉に係る担当ケースワーカー、子育て推進、子育て相談に係る担当職員、生活福祉課管理担当係員	1	60

（京都市提供資料「令和5年度 局区等研修実施報告書」より外部監査人作成）

1.3.3 京都市におけるケースワーカーの休職・退職者について

京都市における、ケースワーカーの休職者及び退職者の人数、休職及び退職理由は下記のとおりである。

（1）休職者数

休職者数	8人
------	----

※令和6年4月18日時点。

※休職者・退職者の勤務年数（生活保護業務に限らず、継続勤務年数）

令和5年度末時点の勤務年数 ・3年未満の者：2人 ・それ以外の者：6人

(2) 休職の理由

精神疾患	6人
身体傷病	1人
その他	1人
合計	8人

(3) 退職者数

退職者数	16人
------	-----

※令和5年度中に退職した者の数（年度末退職を含む）。

※休職者・退職者の勤務年数（生活保護業務に限らず、継続勤務年数）

令和5年度末時点の勤務年数 ・3年未満の者：3人 ・それ以外の者：13人

(4) 退職の理由

定年退職※	8人
転職	4人
体調不良	1人
家庭事情	2人
その他	1人
合計	16人

※定年退職及び再任用満了（非更新も含む）：8人

（京都市提供資料より）

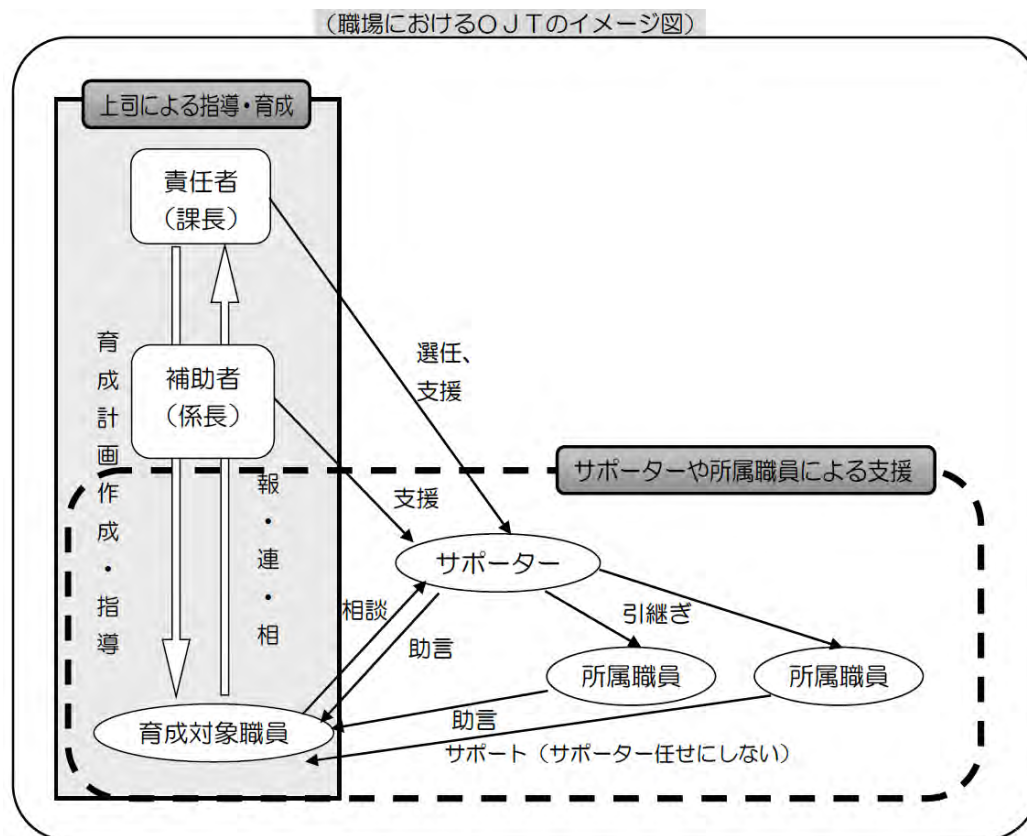
(5) 新入・若手ケースワーカー職員の休職及び退職の状況

令和5年度において、新規採用職員（採用1～3年目の若手職員）かつ生活保護ケースワーカーである職員の数は163人。1年当たりの配属数に換算すると約54人となり、このうち休職者の割合は約4%（2人/54人）、退職者の割合は、約6%（3人/54人）となっている。

なお、令和6年10月25日に発表された厚生労働省統計「新規学卒就職者の離職状況（令和3年3月卒業者）」から、大卒就職者のうち、ここ数年の3年以内の離職（退職）率は、約32～33%となっており、民間との比較において、若手ケースワーカー職員の退職割合は高くはない。

(6) ケースワーカーへのフォロー体制、メンタルヘルスケアへの取組について

新入・若手ケースワーカー職員へのフォロー体制について、京都市では、ケースワーカーに限らず、全庁的にOJT制度を活用しているところであり、新規採用職員や業務経験が乏しく管理監督者が必要と認める者等に対しては、先輩職員、対象者の上司、管理監督者が一体となって、対象者の円滑な業務遂行をサポートする体制を構築している。



(京都市提供資料「OJT サポート制度運用マニュアル」より抜粋)

全ケースワーカーのうち精神疾患による休職者の割合は 1.58%であるのに対し、全庁の割合は 1.55% (令和 5 年度) とケースワーカーと同程度となっており、ケースワーカーの業務を原因として、著しく多くの休職者が生じているということはなく、ケースワーカーの業務内容と不適合である職員については、他の職場へ配置換えを行うなどで対応しており、通常、直ちに退職を選択することはない。

なお、京都市では、ストレスチェック制度をはじめ、メンタルヘルスカウンセリング事業等の相談体制等、メンタルヘルス対策に取り組んでおり、ケースワーカーに限らず全職員に対し、メンタル不調の未然防止や再発予防等に努めている。

2. 生活保護等自立支援事業

2.1 概要

京都市では、平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的・社会的な自立を目指す生活困窮者の支援制度が導入されている。この制度では、生活課題を抱える市民に対し、保健福祉局生活福祉部生活福祉課内に相談窓口が設けられており、専任の相談支援員が個々の状況に応じたサポートを提供することにより、生活困窮者が直面する問題の解決を支援している。

直近 3 年間における事業支出

(単位：千円)

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
生活保護等自立支援事業	2,701,291	1,665,124	429,737

(京都市提供資料より)

令和 5 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策による支援事業が終了したため、決算額が著しく減少している。

2.2 自立相談支援事業

仕事・暮らしのことでお困りの方、あるいは、そのご家族の方からの相談を受けて、どのような支援が必要かを専任の相談支援員と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

手続の同行支援や以下の支援ツールを活用した社会参加から就労までの取組により、安定した生活の実現を目指す。

2.3 ハローワークやカウンセラーによる支援

区役所・支所等庁舎内に設置された「福祉・就労支援コーナー」の利用によるハローワーク求人の紹介や個別求人の開拓とセットになったキャリアカウンセラーによる支援により、就職活動を支援する。

2.4 就労支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に一定期間、プログラムに沿って、就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

(1) 事業の概要

委託業務等名	就労支援事業
委託料	137,488,416 円
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
受注者	株式会社東京リーガルマインド

(2) 業務内容

生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者（以下「被保護者等」という。）を対象に、個々の被保護者等の職歴や生活歴等を丁寧に把握し、きめ細やかな相談を実施することで求職活動を支援する「キャリアカウンセラー業務」及びこの相談を通じて、被保護者等の意向、能力及びレベルを見極め、被保護者等一人一人に応じた求職開拓や職業マッチングを実施する「求人開拓業務」を実施することにより、被保護者等の就労意欲を喚起し、現に就労することで被保護者等の自立促進を図る。

(3) 支援対象者

ア 生活保護受給者
(ア) 保健福祉センターが就労可能と判断した被保護者について、就労へ向けた活動が不十分な者
(イ) 保健福祉センターが就労可能と判断した被保護者について、就労への意欲に乏しい者や就労への課題が多い者等、就労意欲の喚起を図る必要がある者
(ウ) その他保健福祉センターが支援を必要と認めた者
イ 生活困窮者
生活困窮者自立相談支援事業において、本事業による支援が適当であると判断された者

(株式会社東京リーガルマインド「就労支援事業業務完了報告書」より)

(4) 事業成果

支援対象者の受け入れ状況
ア 生活保護受給者
◎新規対象者数 全市統計結果（4～3月度合計）
令和3年度：1,006 名
令和4年度：1,035 名
令和5年度：1,018 名
前年比：△17 名
前年比率：98.4%
イ 生活困窮者

◎新規対象者数 全市統計結果（４～３月度合計）

令和３年度：162名

令和４年度：130名

令和５年度：177名

前年比：＋47名

前年比率：136.2%

◎令和５年度の支援対象者数累計・受入目標達成率

生保 1,018名 目標 1,400名 達成率 72.7%

困窮 177名 〃 200名 〃 88.5%

計 1,195名 〃 1,600名 〃 74.7%

（株式会社東京リーガルマインド「就労支援事業業務完了報告書」より抜粋）

監査を行った結果、生活保護等自立支援事業については、特に指摘すべき問題点はなく、適正に事業が遂行されていた。

3. ホームレス自立支援事業

3.1 概要

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている方が、自立した生活を送れるよう、必要となる支援を行う。

（1）直近３年間における事業支出

（単位：千円）

	令和３年度決算	令和４年度決算	令和５年度決算
ホームレス自立支援事業	241,378	238,687	263,025

（2）令和５年度決算額

（単位：千円）

項目	金額
ホームレス緊急一時宿泊事業	110,132
ホームレス自立支援センター事業	49,806
ホームレス医療福祉訪問相談事業	44,270
ホームレス居宅定着支援事業	12,570
その他	46,247
合計	263,025

（京都市提供資料より）

3.1.1 京都市ホームレス自立支援等実施指針について

この指針においては、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている方が、自立した生活を送れるよう、必要となる支援を示している。

3.1.2 京都市におけるホームレスについて

京都市におけるホームレス数は、平成 30 年までは概ね減少傾向が続いたが、新たにホームレスになる者がいることに加え、支援の拒否など関わりが難しい者が一定数残っているなど、近年は横ばいの状態が続いている。

新型コロナウイルス感染症や、景気や雇用の悪化等で、ホームレスを取り巻く環境も大きく影響を受けている可能性があることから、京都市では、国の概数調査に加えて、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、京都市独自に生活実態調査を行い、路上生活者だけでなく、緊急一時宿泊所など京都市の支援施設に入所されている方の聞き取りを行った。

インターネットカフェやカプセルホテル・サウナ等の 24 時間営業の店舗に対しても、長期間にわたって利用している方の人数や状況の把握を行った。

【ホームレスの実態に関する調査】

1 国の概数調査（国の依頼を受けて京都市が実施）

- ・ 実施期間：毎年 1 回実施（例年 1 月）
- ・ 実施方法：都市公園、河川、道路、駅舎等に起居しているホームレス数を目視により調査

2 国の生活実態調査（同上）

- ・ 実施期間：5 年に 1 回実施（直近では令和 4 年 1 月に実施）
- ・ 実施方法：ホームレスの方と直接面談し、アンケート方式による聞き取り調査

3 京都市独自の生活実態調査

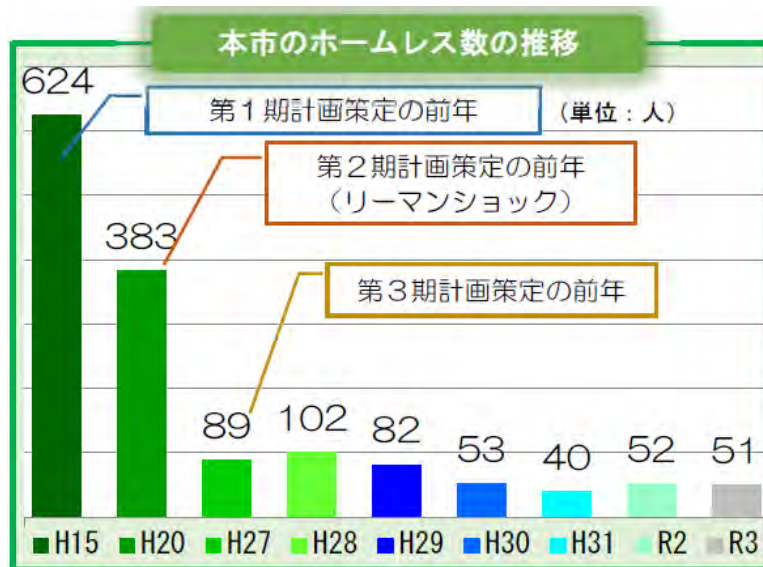
- ・ 実施期間：令和 3 年 3 月～令和 3 年 8 月頃
- ・ 実施方法：都市公園、河川、道路、駅舎等に起居しているホームレスの方に加えて、京都市の支援施設を利用中の方に直接面談し、アンケート方式による聞き取り調査

国の概数調査及び京都市独自の生活実態調査等により確認された、市内のホームレスの状況は次のとおりである。

(1) 京都市のホームレス数

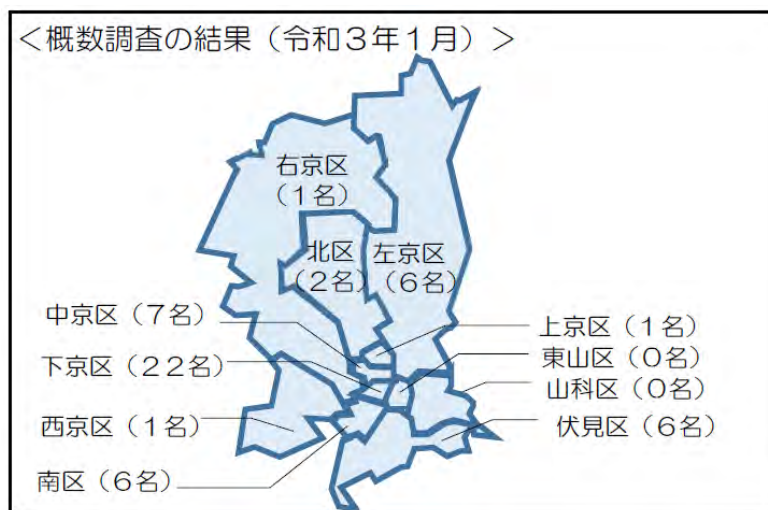
ア 市内全体の数

令和3年1月の概数調査では51人のホームレスを確認した。



(「京都市ホームレス自立支援等実施指針」より外部監査人が抜粋)

イ 区・支所別の数



(「京都市ホームレス自立支援等実施指針」より外部監査人が抜粋)

(2) 京都市のホームレスの特徴

ア 路上生活をしている者の特徴

路上等で生活している者のうち、85%が1年以上にわたるなど路上生活の長期化が進んでいる。生活保護を受給しない理由は、「現状に満足している。」「仕事や年金などで生

活できている。」との回答が多かった一方で、「家族に連絡されると困る。」「生活保護の制度がよく分からない。」などの回答もあった。

イ 京都市の支援施設を利用している者の特徴

支援施設を利用している方のうち、70%が住居を喪失してから1年未満であり、路上生活をほとんど経験せず、支援施設での生活保護の申請や生活訓練及び就労支援などの支援を受け、居宅の確保や高齢者支援施設などへの入所に繋がる者が多くいた。

年齢層は、全体の半数以上を40～50歳代が占めていた。

(3) 24時間営業の店舗の利用者

24時間営業のインターネットカフェ17店舗、カプセルホテル・サウナ9店舗に対して照会を行った結果、1カ月以上にわたって利用を継続している者が23名いることが分かった。市内の店舗総数から推計した場合には、全体で、およそ30名の利用者になると考えている。

収入を得る機会が減少した場合に、直ちに課題が深刻化すると思われるため、相談ツールや支援制度の周知等を継続して実施することとしている。

3.1.3 京都市ホームレス自立支援等実施指針に基づくホームレス支援施策の推進

本指針においては、これまでに実施してきた取組に加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響や、感染症対策として取り組んできた生活支援の内容を盛り込みながら、今後のホームレス支援施策を示す。

具体的には、従来の柱である『路上生活の解消』、『居宅生活への移行』、『移行後の定着支援』に加えて、新たに『路上生活等に至る前の早期支援』を展開することで、早期の生活再建を図る。

取組方針1 路上生活等に至る前の早期支援

具体的な取組項目

- ①住居を失う恐れのある世帯への支援制度周知
- ②要支援世帯に対する迅速な対応（生活困窮者自立支援の取組強化）

取組方針2 路上生活等の解消に向けた総合的な支援の推進

具体的な取組項目

- ①路上等の訪問による相談支援の実施
- ②福祉事務所における生活相談
- ③債務問題等を抱える方の支援
- ④保健及び医療の確保

取組方針3 居宅生活への移行に向けた自立支援施策の推進

具体的な取組項目

- ①一時的な宿泊場所の提供及び自立に向けたアセスメントの実施
- ②就労自立に向けた支援
- ③安定した居住場所の確保
- ④生活保護法による保護の実施

取組方針4 地域移行後の生活の安定と良好な生活環境の確保

具体的な取組項目

- ①居宅生活の安定に向けた支援
- ②公共施設の適正な利用の確保
- ③ホームレスの方の人権啓発
- ④民間支援団体との連携

(「京都市ホームレス自立支援等実施指針」より外部監査人抜粋)

3.1.4 京都市における重点的な取組

上記のホームレス自立支援事業について、京都市ホームレス自立支援等実施指針の中で、「取組方針4」の「①居宅生活の安定に向けた支援」に特に力を入れている。

専門の相談員が、安定した居宅生活を見据えた施設での支援を実施するとともに、居宅移行直後も定着に向けた伴走型支援を実施することとしている。

令和4年度に相談員を1名から2名に増員し、より多くの方へ支援を行っている。

相談実績

年度	相談員数	件数
令和3年度	1名	1,379回
令和4年度	2名	1,506回
令和5年度	2名	1,191回

3.2 京都市ホームレス居宅定着支援事業

ホームレスの安定した居宅生活を見据えた施設及び居宅移行後の支援を行っている。

(1) 委託業者

委託業務等名	京都市ホームレス居宅定着支援事業 (支援員の配置・緊急一時宿泊施設)
委託料	8,493,000円
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
受注者	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター

(2) 支援実績

下記のとおり支援を実施している。

相談支援では月に1～5回（最大15回）、生活支援では月に1～10回（最大14回）を同一のホームレスに対して4月から1年にわたって実施していたにもかかわらず、支援が完了せず継続となっている案件が1件ある。

毎月の支援実績

	相談支援	生活支援	延べ支援回数
4月	16回	94回	110回
5月	26回	74回	100回
6月	16回	89回	105回
7月	25回	80回	105回
8月	10回	91回	101回
9月	14回	83回	97回
10月	15回	92回	107回
11月	24回	75回	99回
12月	19回	74回	93回
1月	16回	75回	91回
2月	11回	86回	97回
3月	20回	66回	86回
合計	212回	979回	1,191回

（「京都市ホームレス居宅定着支援事業実績報告（統計）より」外部監査人作成）

1 支援実績

支援対象件数は男性63名、女性25名の計88名であった。延べ支援回数は相談支援が212回、生活支援が979回の計1,191回であった。

2 事業の成果

総依頼人数は88名とこれまでで最も多い。また20～30歳代の女性の依頼が15名と例年の倍以上となっている。また、区役所・支所からの依頼だけでなく、精神科病院や地域支援センターからの相談があったことも踏まえると当事業が外部にも浸透してきたことが分かる。

3 課題及び今後の対応

近年に見られなかった傾向としてSNSによって障害を持つ男女が結びつき、一時宿泊所に入所して居宅生活に移行するケースが散見された。ただ同居後に二人の間で生活が円

滑に送れず精神的に不安定になってしまうことがあった。

依頼件数が増えたことに伴って面談や居宅の選定支援にも時間を要したため、一人当たりの支援回数も低下した。

当事業も平成 29 年度から始まって連携機関も徐々に増えてきた。次年度以降も新たな連携先を増やすことに努めたい。

(公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター

「令和 5 年度京都市ホームレス居宅定着支援事業（年間報告）」より抜粋)

【意見】 ホームレス居宅定着支援事業報告書の内容の充実について

支援対象者は人数、延べ支援内容は回数が記載されているだけであり、対象者に対してどのような支援をどれだけ実施したか、については一切触れられていない。

また、報告書の事業の成果には、「総依頼人数は 88 名とこれまでで最も多い」、「当事業が外部にも浸透してきたことが分かる」との記載があるが、事業の目的は自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている者が自立した生活を送れるようにすることであり、その成果について触れられていない。

ホームレス支援施設等から居宅への移行後に、1 年間支援を継続したにもかかわらず、安定した居宅生活の定着に至らない者もみられ、本人から支援の方法に問題はなかったのかヒアリングするなど、課題があるなら解決策を検討されたい。

月に 5 回以上支援を行っている、3 カ月以上にわたって支援を行っている、など、一定の基準を定め、それ以上の支援を行った場合は、個別に安定した居宅生活の定着に至らない理由をヒアリング等で検討し、報告書に記載されたい。

第9 医療対策

1. 急病診療所運営について

休日や年末年始等における急病患者に対する医療を確保するため、一般社団法人京都府医師会及び一般社団法人京都府歯科医師会に委託し、市内2箇所の急病診療所を運営し、診療を行っている。

- (1) 京都市急病診療所（小児科・内科・眼科・耳鼻咽喉科）
- (2) 京都市休日急病歯科中央診療所（歯科）

1.1 京都市急病診療所運営について

運営はすべて一般社団法人京都府医師会に委託しており、医師は京都大学、京都府立医科大学、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、京都市立病院の勤務医及び、京都小児科医会、京都内科医会、京都府眼科医会、京都府耳鼻咽喉科医会より派遣されている。75歳以下（運営委員会にて決定）という年齢制限を設けているが、小児科の土曜日の深夜当直については65歳以下、耳鼻咽喉科については69歳以下（耳鼻咽喉科医会で決定）となっている。

診療内容は夜間及び休日等における急病患者に対する応急措置及び投薬であり、診療状況については毎月報告を受けることになっている。

令和5年度京都市急病診療所運営事業に係る収支報告書

（単位：千円）

項目		決算額	摘要
収入	委託料	416,259	令和5年4月17日受領
	収入計(A)	416,259	
支出	診療所運営費	273,601	医師等医療業務従事者出務費、薬品材料費等
	事務局費	74,535	職員給与等
	診療所管理費	13,584	診療所建物管理費等
	その他経費	33,464	公租公課
	投資活動支出	10,200	退職給与引当預金支出・減価償却引当預金支出
	支出計(B)	405,383	
	残額(A) - (B)	10,875	京都市へ返戻

（保健福祉局提供資料）

委託料については、一旦1年間の随意契約により締結した委託料予定額を支払うが、提出された収支報告書を確認することにより診療所運営に係る経費の実費精算をしている。なお、委託料の残額については、契約期間終了後2カ月以内に返還を受けている。

京都市急病診療所運営事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特
にない。

1.2 京都市休日急病歯科中央診療所運営について

運営はすべて一般社団法人京都府歯科医師会に委託しており、医師は歯科医師会会員の
うち、レセプトコンピューターの操作が可能な医師（年齢制限なし）が派遣されている。

診療内容は、診療日における歯科の急病患者に対する応急措置及び投薬であり、診療状況
については毎月報告を受けることになっている。診療日は、日曜日、国民の祝日に関する法
律に規定する休日並びに1月2日から1月4日まで、8月15日、16日及び12月29日から
12月31日までで、診療時間は午前10時～午後6時である。

令和5年度京都市休日急病歯科中央診療所運営委託事業報告書

（単位：千円）

項目		決算額	摘要
収入	事業委託費	40,734	
	休日診療報酬	12,001	
	収入計(A)	52,735	
支出	事業費	40,734	従事者経費、材料費、診療所運営費等
	休日診療報酬納付金	12,001	
	支出計(B)	52,735	
	残額(A) - (B)	0	

（保健福祉局提供資料）

委託料については、京都市急病診療所運営事業と同様、一旦締結した委託料予定額を支払
い、収支報告書により診療所運営に係る経費の実費精算をしている。なお、委託料の残額が
ある場合について契約期間終了後2カ月以内に返還を受けることになっていることも急病
診療所と同様である。

京都市休日急病歯科中央診療所運営事業について京都市提出資料を監査したところ、指
摘事項等は特にない。

2. 休日・夜間救急患者受入体制確保

京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則により、入院を要する重症患者のため
に市内（一部近隣市町を含む。）の病院を4ブロックに分け、輪番で空床を確保し、受入体制
を整備するための事業に要する費用を補助している。

(1) 京都市病院群輪番制病院運営事業補助金

京都市における救急医療の確保を図るため、病院群輪番制病院運営事業（以下「事業」という。）を実施する病院の開設者に対する補助金で、当該事業の要件は次に掲げるものである。

- ① 救急医療のための専用病床又は優先的に使用される病床を有すること。
- ② 救急医療について、相当の知識及び経験を有する医師が診療に従事していること。
- ③ 救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
- ④ 事業を実施する病院と共同して輪番方式により救急医療体制を整えること。

なお、補助金は事業に要する費用のうち、給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師等雇上費）について交付する。

令和５年度 京都市病院群輪番制病院運営事業補助金

（単位：千円）

支払先	金額
医療法人愛寿会 他 53 件	64,420

病院群輪番制病院運営事業補助金の交付申請時には、当番担当日及び当日の診療体制といった事業計画の提出が必要であり、事業所要額明細書により給与費等の金額を確認している。

二次救急である病院群輪番制は、救急告示病院による救急医療体制と併せ、より幅広い体制で京都市内を含む京都・乙訓圏域の救急医療を支える役割を担っているため、地域における救急医療の必要性が高いものである。

(2) 京都市病院群輪番制病院運営事業連絡調整事業補助金

京都市における病院群輪番制病院運営事業の円滑な実施を図るため、当番病院の調整及び医療機関への周知等の連絡調整事業（以下「事業」という。）を行う団体に対する補助金で、交付の対象となる団体は次に掲げる団体である。

- ① 一般社団法人京都私立病院協会
- ② 一般社団法人京都府医師会
- ③ 一般社団法人京都府病院協会

なお、補助金は事業に要する費用のうち、人件費、会場費、通信運搬費、旅費交通費、印刷製本費、消耗品費及び雑費等について交付する。

令和５年度 京都市病院群輪番制病院運営事業連絡調整事業補助金の内訳

(単位:千円)

支払先	金額
一般社団法人京都私立病院協会	2,200
一般社団法人京都府医師会	400
一般社団法人京都府病院協会	400
計	3,000

京都市病院群輪番制病院運営事業連絡調整事業補助金の交付申請時には事業計画書の提出が必要であり、京都市はその事業計画書の中の予算書により補助金の対象となる事業費用の金額を確認している。

輪番制病院運営事業の円滑な事業運営のためには、円滑な当番病院の連絡調整等が必要である。輪番制病院運営事業の重要性から、当該事業の重要性を計ることができる。

休日・夜間救急患者受入体制確保事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

3. 看護師等養成所運営助成

看護師等を養成している施設のうち、特定の親病院をもたない市内４箇所の看護師等養成事業を促進させるため、運営費を補助している。

直近３年間における事業支出

(単位:千円)

	令和３年度決算	令和４年度決算	令和５年度決算
看護師等養成所運営助成事業	50,461	47,016	45,682

令和５年度 京都市看護師等養成所運営費補助金の支払先

(単位:千円)

支払先	金額
学校法人京都中央看護師養成事業団	17,920
京都府医師会看護専門学校	12,600
学校法人京都保健衛生専門学校	11,760
一般社団法人京都府歯科医師会	3,402
計	45,682

当該補助金は、看護師等養成所における教育内容の向上を図り、市内の医療機関に対して、

看護師等の安定した供給を図ることを目的とした次に掲げる項目の全てに該当する看護師等養成所に対し交付する。

- (1) 京都市内に所在する看護師等養成所であること。
- (2) 看護師等養成所を運営する法人が病院を経営していないこと。
- (3) 公的な機関が運営する看護師等養成所でないこと。
- (4) 系列病院（提携関係にあることを自ら周知している病院又は病院グループをいう。）への就職者が、過去２年間に於いて、当該年度の卒業生（就労者に限る）の半数に達したことがないこと。

また、申請時には事業計画書等の提出が必要であり、事業完了時には収支計算書の他に卒業生の進路状況の報告も必要である。

添付書類

申請時	事業完了時
①当該年度事業計画書	①当該年度収支決算見込書
②当該年度予算書	②当該年度末における生徒数（学年別）、教職員数の一覧
③当該年度当初における生徒数（学年別）、教職員数の一覧	③当該年度卒業生進路状況
④学校概要のわかるもの（パンフレット、学生募集要項等）	④その他参考資料

各看護師等養成所の事業実績について、京都市は事業終了後に提出される実績報告書を元に事業内容を確認するとともに、各養成所の運営主体が実施する会議へ参加するなど必要に応じて、確認を行っている。

看護師養成事業は次の世代を担う看護師を育てるという人材不足対応の根幹を成すものであり、事業の補助は優秀な看護師養成の一翼を担う有用な補助である。しかしながら、令和３年度は京都府医師会看護専門学校の一部学科閉鎖による新規生徒募集が停止されたこと及び京都府看護専修学校が令和４年度末に閉校したことにより補助額の算定基準である定員数が減少したため、事業支出の金額が年々減少している。経済的支援だけでなく、各看護師等養成所と病院の連携を強化しシミュレーション授業を充実するなど、教育環境及び内容を充実させる支援も必要であろう。

看護師等養成所運営助成事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

4. 看護師確保対策事業

質の高い看護師の養成と市内医療機関等の看護師確保を図るため、看護師修学資金融資制度や市内民間病院における離職看護師の再就業支援等を行う。

直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
看護師確保対策事業	25,812	25,227	26,595

(1) 京都市看護師修学資金融資制度

市内私立大学四年制看護学科の学生に対し、京都市が予算の範囲内で、金融機関からの修学資金融資をあっせんし入学一時金(市内出身者のみ)等の給付を行っている。また毎年度、当該年度に金融機関へ返済された利子分について全額補給し、さらに修学資金融資を受けている学生が大学卒業後に、看護師又は助産師として地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務した場合は、毎年度、本人から交付申請を行うことにより、当該年度に金融機関へ返済する元金に相当する額を京都市が交付する制度である。

令和5年度 看護師修学資金融資制度補助金の内容

(単位：千円)

項目	金額
入学一時金の給付	1,100
利子補給金交付	11,212
元金補給金交付	11,046
計	23,358

看護師修学資金融資制度補助金の申請ができるのは、①京都市の区域内における私立大学四年制看護学科に在学しており、当該私立大学から奨学金の給付又は貸与を受けていること、②経済的理由により学資の負担が困難なこと、③学習状態が良好であること、④将来京都市の区域内における医療機関等において看護職員として就業する意思を有していること、という要件のすべてを満たしている必要がある。そのため、看護師修学資金融資制度補助金の申請書には、融資希望金融機関及び融資希望金額の記載だけでなく、申請者が在学する大学長の承認が必要であり、京都市は当該申請書を確認することにより予算の範囲内で交付を行っている。

また、融資金額は年額120万円、4年間で480万円が上限であり、入学一時金は10万円である。令和5年度の利用者は46名(令和4年度は37名、令和3年度は44名)でありほぼ横ばいであるが、就学資金を融資し看護師等を目指す学生の負担を減らすことで学生が

志望する学校への進学を後押しすることができ、将来の看護師等の人材不足解消に効果的であろう。

(2) 看護師確保対策事業

(ア) 京都市離職看護師復帰支援対策補助金

離職後しばらく経過している看護師（以下「離職看護師」という。）の再就業を支援し、もって京都市の区域内における医療機関の看護師確保に資するため、一般社団法人京都私立病院協会が京都市の区域内において行う離職看護師能力再開発事業に要する経費のうち必要と認める額を京都市が補助している。

申請時には、①事業計画書、②収支予算書、③その他市長が必要と認める書類を提出する必要がある。

(イ) 京都市離職看護師復帰支援対策委託事業

離職看護師が職場復帰する際に必要となる知識及び技術の修得等、円滑な職場復帰を支援する研修を実施する。事業の対象者は、京都市内に所在する医療機関等への復帰を希望する離職看護師である。

(ウ) 京都市看護職能力向上・定着確保研修事業

看護師の看護能力の高さに応じ、看護に関する学習を支援するための研修を実施する。事業の対象者は、京都市の区域内の医療機関等に勤務する看護師である。

令和5年度 事業費の内訳

(単位:千円)

項目	支払先	金額
離職看護師復帰支援対策補助金	一般社団法人京都私立病院協会	500
委託費（離職看護師復帰支援対策）	京都府医師会看護専門学校	700
委託費（看護職能力向上・定着確保研修事業）	学校法人京都育英館京都看護大学	2,037
計		3,237

京都市は事業にかかる実績報告書を元に事業内容を確認し、委託先が実施している研修の現地視察を行っている。

看護師確保事業については即戦力となる人材の確保につながるため、人材不足の解消にはより即効性がある。これらの事業により、育児休暇を取得後の産後復帰等の窓口の広い病院が増え、復帰にあたり不安を抱える看護師の減少につながることが望まれる。

看護師確保対策事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

5. 市立病院機構運営費交付金

京都市は地方独立行政法人法に基づき、京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）に対し、その性質上、法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等に対する交付金を支給している。具体的には総務省が定めている「地方公営企業繰出基準（病院事業）」に基づき、元利償還金の 1/2 や、政策医療等に係る不採算部門の赤字相当額を負担している。

直近 3 年間ににおける事業支出

（単位：千円）

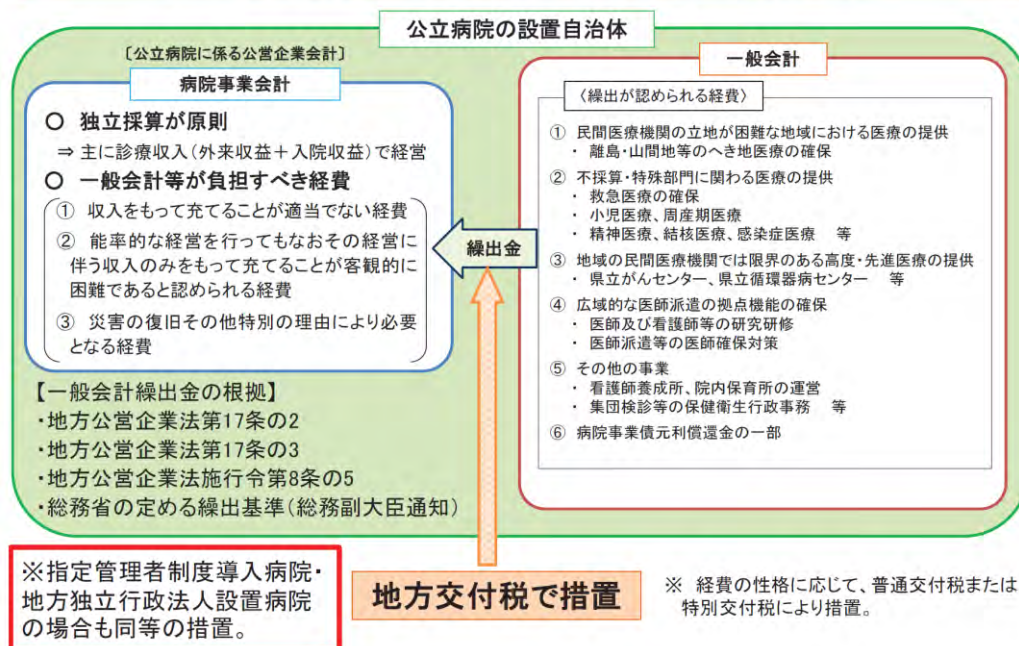
	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
市立病院機構運営費交付金	1, 972, 401	1, 873, 071	1, 669, 789

令和 5 年分 市立病院機構運営交付金内訳

（単位：千円）

項目	金額
市立病院分	1, 421, 413
感染症・結核医療負担金	417, 716
救急医療負担金	279, 508
保健衛生行政負担金	33, 791
高度医療負担金	200, 026
企業債元利償還金負担金	467, 722
運営費交付金	22, 650
京北病院分	248, 376
へき地区医療負担金	4, 408
救急医療負担金	38, 118
特殊医療負担金	18, 017
企業債元利償還金負担金	30, 266
不採算地区病院負担金	151, 795
医師確保対策負担金	525
運営費交付金	5, 247

病院事業に対する一般会計の負担（一般会計繰出金）



1

（総務省「病院事業の地方財政措置 令和5年12月」より）

交付金については、市立病院・京北病院の各病院ごとに運営費負担金及び運営費交付金の繰入額を地方独立行政法人京都市立病院機構の依頼に対し、一旦概算払いし、経費の額が確定後、精算書を作成し実績精算をしている。

市立病院及び京北病院は、平成23年4月の地方独立行政法人化以降、迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な運営を行うことで、市民のいのちと健康を守る自治体病院としての使命を果たせるよう取り組んでいる。

事業報告書によると、特に市立病院は、自治体病院として政策医療の役割を適切に担うとともに高度な急性期医療を提供する地域の中核病院として、市立病院内の新興感染症対策、がん治療や救急医療、災害医療の充実・質の向上及び周産期医療の充実を図るだけでなく、地域における他の医療施設等との役割分担、連携・協力体制の構築を図り、一方の京北病院は、自治体病院の役割を適切に担うとともに京北地域における唯一の病院として診療体制の確保に努め、救急医療をはじめ、回復期や慢性期、在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行っている。これらの感染症医療事業、大規模災害・事故対策事業、救急医療事業、周産期医療事業、及び地域医療連携の推進事業が交付金の対象となる政策事業である。

京都市の市立病院機構運営費交付金について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

第10 感染症予防対策

1. 予防接種事業について

1.1 事業目的及び概要

京都市では予防接種法等に基づき、定期予防接種及び一部任意接種（風しん抗体価の低い妊娠を希望する女性等を対象にした風しん予防接種、骨髄移植等の医療行為により、それまでに受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に診断された方への再接種）を実施している。

また、令和2年12月9日より、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンが予防接種法の「特例臨時接種」に位置付けられた。そのため厚生労働大臣のもと都道府県の協力により、市民の安心・安全かつ円滑な接種のために、身近な診療所・病院等における「個別接種」を基本としつつ、同時に、地域の拠点となる医療機関や京都市が運営する会場での「集団接種」を実施した。

直近3年間における事業支出

（単位：千円）

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
予防接種事業	16,054,883	13,095,094	6,708,474

1.2 京都市が実施する子どもの定期予防接種

京都市は予防接種法に基づき、次のとおり子どもの定期予防接種を実施している。

種類	接種対象年齢（標準的な接種期間）	接種回数
小児肺炎球菌感染症	生後2月から60月（5歳）未満 （生後2月から7月までに接種開始）	【接種開始が生後2月～7月未満】初回3回、追加1回 【接種開始が生後7月～12月未満】初回2回、追加1回 【接種開始が生後12月～24月未満】2回 【接種開始が生後24月～60月未満】1回
B型肝炎	生後1歳未満（生後2月から9月まで）	3回
ロタウイルス※1	【ロタリックス】 出生6週0日後から出生24週0日後まで （生後2月から出生14週6日後までに初回接種） 【ロタテック】 出生6週0日後から出生32週0日後まで （生後2月から出生14週6日後までに初回接種）	2回 3回

種類	接種対象年齢（標準的な接種期間）	接種回数
五種混合※2 (DPT-IPV-Hib)	生後2月から90月（7歳6月）未満 (生後2月から7月までに接種開始)	<第1期 初回接種> 3回 <第1期 追加接種> 1回
ジフテリア・破傷風 (DT)	11歳以上13歳未満（11歳時）	<第2期> 1回
結核 (BCG)	生後1歳未満 (生後5月から8月まで)	1回
麻疹・風しん (MR)	生後12月から24月未満 小学校就学前の1年間 (いわゆる幼稚園等の年長相当)	<第1期> 1回 <第2期> 1回
水痘（水ぼうそう）	生後12月から36月未満 (生後12月から15月までに接種開始)	2回
日本脳炎※3	生後6月から90月（7歳6月）未満 (3歳時に初回接種、4歳時に追加接種) 9歳以上13歳未満（9歳時）	<第1期 初回接種> 2回 <第1期 追加接種> 1回 <第2期> 1回
ヒトパピローマウイルス感 染症※4	小学校6年生から高校1年生相当の女子 (中学校1年生時) ※接種開始年齢	2価・4価：3回 9価（15歳以上※）：3回 9価（15歳未満※）：2回

- ※1 ロタウイルスワクチンは2種類あり、接種回数等が異なるが、予防効果や安全性に差はないということである。また、接種するワクチンは、医療機関により異なる。
- ※2 DPT-IPV → 4種混合ワクチン、Hib → ヒブワクチンのことを指す。
令和6年4月1日以降、新たに接種を開始される場合は、五種混合ワクチンでの接種が基本となるが、それ以前に四種混合ワクチン及びヒブワクチンで接種を開始している場合は、原則、引き続き同一ワクチンで接種する。
- ※3 日本脳炎の予防接種については、平成17年度から平成21年度の間日本脳炎の予防接種の機会を逃した平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の方について、特例措置として定期的予防接種（第1期・第2期）が受けられる。
- ※4 ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの予防接種は、平成25年6月以降、積極的な接種勧奨を差し控えていたが、令和3年11月26日付けで、厚生労働省から、積極的な勧奨を再開する旨の通知が発出されたことにより、現在は京都市でも接種勧奨を進めている。

（京都市HPより外部監査人作成）

1.3 予防接種（HPV ワクチンを除く。）の接種件数及び接種比率

○予防接種の接種件数・接種率（過去3年間）

上段…対象者数、中段…接種件数、下段…接種率（接種件数÷対象者数）

	種類	R3	R4	R5	備考
定期 A類	ヒブ	34,788	32,860	31,028	
		34,107	32,571	30,609	
		98.0%	99.1%	98.6%	
	小児肺炎球菌	34,788	32,860	31,028	
		34,059	32,602	30,588	
		97.9%	99.2%	98.6%	
	三種混合 （二種混合を含む）	35,230	32,860	31,474	
		0	7	1	
		0.0%	0.0%	0.0%	
	四種混合	35,230	33,256	31,474	
		34,364	32,609	32,888	
		97.5%	98.1%	104.5%	
	ジフテリア・破傷風第2期	10,880	10,879	10,556	
		6,775	6,591	9,305	
		62.3%	60.6%	88.1%	
	ポリオ（IPV）	35,230	32,860	31,474	
		5	9	2	
		0.0%	0.0%	0.0%	
定期 B類	麻しん・風しん	19,758	18,744	17,954	※麻しん単体ワクチン 風しん単体ワクチン含む
		18,266	17,266	16,818	
		92.4%	92.1%	93.7%	
	日本脳炎	39,656	38,427	37,015	
		24,350	38,325	40,638	
		61.4%	99.7%	109.8%	
	水痘	18,278	17,222	16,406	
		16,574	15,190	15,302	
		90.7%	88.2%	93.3%	
	BCG	8,697	8,215	7,757	
		8,477	8,218	7,694	
		97.5%	100.0%	99.2%	
	B型肝炎	26,091	24,645	23,271	
		25,294	24,203	22,695	
		96.9%	98.2%	97.5%	
定期 B類	高齢者インフルエンザ	20,120	19,021	18,540	
		18,973	18,133	17,691	
		94.3%	95.3%	95.4%	
	うち65～74歳	3,025	1,266	746	対象者数が不明のため 接種率は算出していない
		-	-	-	
		-	-	-	
	うち75歳以上	396,410	394,507	393,134	
		221,743	221,127	215,209	
		55.9%	56.1%	54.7%	
	高齢者肺炎球菌	186,045	175,383	165,101	
		88,547	84,279	75,978	
		47.6%	48.1%	46.0%	
任意	風しん（妊娠希望）	210,365	219,124	228,033	
		133,196	136,848	139,231	
		63.3%	62.5%	61.1%	
任意	風しん（妊娠希望）	57,151	60,347	60,017	
		10,028	8,564	12,469	
		17.5%	14.2%	20.8%	
任意	風しん（妊娠希望）	1,963	1,628	1,701	対象者数が不明のため 接種率は算出していない
		-	-	-	
		-	-	-	

（保健福祉局提供資料より外部監査人抜粋）

対象者数は標準接種年齢を参考に、令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口から算出しているため、標準接種年齢外（定期接種期間内）での接種や人口変動等の理由によって、接種件数が対象者数を超えるものがでている。

ポリオ、三種混合ワクチンについては、四種混合ワクチン（ポリオ＋三種混合）での接種が多く行われているため、重複する両ワクチンの接種率は低いものとなっている。

高齢者インフルエンザについては、接種率が令和4年度は令和3年度より増加しているものの、令和5年度は令和3年度より減少している。75歳以上については対象者数の増加に伴い、接種件数は増加しているものの、接種率は令和3年度から令和5年度にかけて、年々減少している。

1.4 HPV ワクチンの定期予防接種について

厚生労働省の勧告に基づき、平成25年6月から積極的な接種勧奨が差し控えられていた子宮頸がんの原因を予防する、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの予防接種について、国の審議会において、安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められたことから、令和3年11月、勧奨を再開することが決定された。

過去に厚生労働省の勧告によって接種勧奨が差し控えられていた経緯から不安要素がぬぐい切れない市民が多いと考えられるが、厚生労働省が作成しているリーフレットを確認できる専用ページを京都市のホームページ内に設け、国の通知に基づき下記の対象者へ個別通知を再開し、過去の勧奨の差控えにより接種機会を逃した市民に対しても、接種案内を送付して接種勧奨に取り組んでいる。

（1）定期接種対象者

小学6年生（12歳となる日に属する年度の4月1日）から高校1年生相当（16歳となる日の属する年度の3月31日）の女性

（2）積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方（キャッチアップ接種対象者）

平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性も対象。過去の積極的な勧奨の差控えにより、接種機会を逃した可能性があることから、救済措置として、令和7年3月31日まで（※）公費による定期接種が可能である。

※ 令和7年1月29日に開催された国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会においてヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンのキャッチアップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）を、条件付きで1年延長することが決定した。

（対象）令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に、少なくともヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンを1回以上接種している、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子

（期間）キャッチアップ接種期間終了後1年間

1.4.1 HPV ワクチン累計初回接種率

(平成 22 年度生～令和 5 年度生まで)

対象者	対象者数	接種件数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	接種率
小6	H23年度生	5,290	181													181	3.4%
中1	H22年度生	5,291	794												72	722	15.0%
中2	H21年度生	5,386	1,366											87	354	925	25.4%
中3	H20年度生	5,576	1,859										59	220	472	1,108	33.3%
高1	H19年度生	5,461	2,130									29	132	268	446	1,255	39.0%
17歳	H18年度生	5,484	2,243								3	64	127	781	810	458	40.9%
18歳	H17年度生	6,205	2,395							4	35	37	210	1,543	218	348	38.6%
19歳	H16年度生	7,194	1,992						5	5	26	65	773		447	671	27.7%
20歳	H15年度生	7,828	1,730					5	7	11	46	137			740	784	22.1%
21歳	H14年度生	8,336	1,649				1	11	1	20	62				637	917	19.8%
22歳	H13年度生	8,575	1,670			34	12	9	4	34					724	853	19.5%
23歳	H12年度生	8,777	1,625			214	11	14	8						635	743	18.5%
24歳	H11年度生	8,494	4,119		3,448	102	5	4							189	371	48.5%
25歳	H10年度生	8,543	4,699	2,951	1,237	73	4								161	273	55.0%
26歳	H9年度生	8,132	4,626	1,023	2,408	786	42								149	218	56.9%
接種件数計			1,023	5,359	5,471	465	33	43	25	74	172	332	1,301	2,899	6,054	9,827	-

※上記の学年・年齢は令和 5 年度時点のもの

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンの接種件数については、接種勧奨が再開されて以降年々増加してきており、令和 5 年度初回接種件数は 9,800 件を超えた。

次に掲げる厚生労働省の資料を見ると、全国的にも積極的勧奨を差し控えた期間中に定期接種の時期を迎えていた方へのキャッチアップ接種を開始した令和 4 年度より医療施設へのワクチン納入数が一気に増加し、接種者数が増加したことがわかる。

しかしながら、京都市の接種対象者数の合計は 104,572 人であることを考えると全体の 9.39% であり、累計初回総接種件数 (33,078 件) の割合は 31.63% である。定期接種対象である平成 19 年度生まれから平成 23 年度生まれについては平均 23.44% であり、平成 19 年度生まれは 39.0% であるが平成 23 年度生まれは 3.4% である。

1.4.2 HPV ワクチン予算と決算額の推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算	15,261	1,476,000	950,815	757,490
予算現額	15,261	296,000	732,815	1,562,490
決算額	128,935	270,319	674,366	-

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンの予算と決算額については、令和 4 年度におい

て当初予算額と決算額との乖離が大きい。これは、令和3年11月に接種勧奨が再開され令和4年4月からキャッチアップ接種が開始されることから予算額を計上したものの、ワクチン接種に対して不安感を抱く市民がまだまだ多かったと想定される。それに対し令和5年度は、当初予算額と決算額についてまだ乖離はあるものの、その差額については縮まってきたことから、市民のワクチンに対する理解度が深まってきたといえる。

1.5 新型コロナワクチン接種

令和元年に発生し、感染拡大した新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは、令和3年に日本で製造販売承認されてから、令和5年度までは特例臨時接種として無料接種対象であった。

令和5年度は、市民の安心・安全かつ円滑な接種のために、身近な診療所・病院等における「個別接種」を基本とし、同時に、地域の拠点となる医療機関や京都市が運営する会場での「集団接種」を実施した。

令和5年度接種実績（令和6年7月時点の対象人口における接種率）

	全体	65歳以上
令和5年春開始接種	17.52%	49.99%
令和5年秋開始接種	18.55%	48.01%

（保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

新型コロナワクチンの接種状況

新型コロナワクチン接種の状況

接種率の算出方法

年代ごとの接種回数÷住民基本台帳年齢階級別人口（令和5年1月1日時点）から算出

1 1～7回目の接種数・接種率（令和6年7月1日（月）VRS情報）

○接種率

	7回目	6回目	5回目	4回目	3回目	2回目	1回目
全人口	12.18%	18.26%	27.26%	41.55%	64.34%	79.19%	79.57%
（年代別）							
65歳以上	37.81%	52.74%	68.91%	81.43%	89.95%	93.54%	93.75%
60～64歳	8.06%	18.32%	34.91%	59.91%	82.73%	91.69%	91.88%
50～59歳	3.55%	7.35%	16.96%	40.56%	72.90%	88.41%	88.67%
40～49歳	1.67%	3.56%	9.00%	24.87%	56.66%	77.74%	78.09%
30～39歳	0.92%	2.20%	6.46%	19.84%	54.96%	79.76%	80.18%
20～29歳	0.31%	0.99%	3.59%	14.07%	49.70%	74.72%	75.27%
12～19歳	0.00%	0.13%	1.60%	8.39%	26.72%	49.12%	49.53%
5～11歳	0.00%	0.01%	0.27%	0.94%	3.02%	6.37%	6.52%
生後6か月～4歳	0.00%	0.00%	0.00%	0.53%	1.49%	1.73%	1.80%

○接種数

	7回目	6回目	5回目	4回目	3回目	2回目	1回目	人口
全人口	168,783 回	252,886 回	377,584 回	575,574 回	891,170 回	1,036,941 回	1,102,255 回	1,385,190 人
(年代別)								
65歳以上	146,719 回	207,434 回	271,024 回	320,439 回	353,748 回	367,901 回	368,722 回	393,290 人
60～64歳	6,364 回	14,463 回	27,561 回	47,295 回	65,311 回	72,379 回	72,533 回	78,942 人
50～59歳	7,110 回	14,726 回	33,964 回	81,250 回	146,009 回	177,077 回	177,596 回	200,298 人
40～49歳	3,185 回	6,808 回	17,200 回	47,546 回	108,309 回	148,599 回	149,259 回	191,141 人
30～39歳	1,373 回	3,275 回	9,625 回	29,584 回	81,930 回	118,901 回	119,537 回	149,079 人
20～29歳	500 回	1,612 回	5,824 回	22,831 回	80,660 回	121,272 回	122,162 回	162,299 人
12～19歳	0 回	118 回	1,490 回	7,807 回	24,865 回	45,717 回	46,101 回	93,070 人
5～11歳	0 回	7 回	197 回	685 回	2,206 回	4,653 回	4,768 回	73,101 人
生後6か月～4歳	0 回	0 回	0 回	216 回	604 回	704 回	733 回	40,644 人

【参考】

- ・人口は令和5年1月1日時点のもの
- ・全体の接種数には「登録なし（死亡者等）」を含む。

(保健福祉局提供資料)

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種については、特に高齢者に対し接種勧奨の効果がみられる。猛威を振るった新型コロナウイルス感染症であったがその影響が落ち着いてくるとともに接種率が下がってくるのは致し方ないことである。

予防接種の決算額について、令和3年度の16,054,883千円、令和4年度の13,095,094千円に対し、令和5年度は6,708,474千円(令和3年度比58.2%減、令和4年度比48.7%減)となっている。京都市では、希望者が安心安全かつ円滑に接種できる状態を整えていたが、ワクチン接種件数が減少したことが大きな要因である。

1.6 京都市の予防接種勧奨

京都市によれば、新型コロナワクチン接種は1年に1回定期的に接種するものではない臨時接種であった。すなわち、令和3年度は年度内に1～3回目接種が実施され、令和4年度以降は対象者が高齢者や基礎疾患を有する方等に絞られている期間が存在したことに加え、小児や乳幼児など対象者の範囲が増加したことなど、各年度が同じ条件の下での比較にならないため、接種件数増減の要因の判断が困難だということである。しかしながら、前述したとおり京都市の接種勧奨の効果がみられることから、接種環境を整えていたことが認められる。

流行が懸念されたインフルエンザの予防接種についても、コロナ禍の対策により様々なウイルスに対する免疫力が低下したことが問題視されている中、特に重症化リスクの高い高齢者に対し接種環境を充実させる等市民の安全安心のために努めていたことが認められる。令和5年度は、高齢者インフルエンザ予防接種について接種環境の充実をはかるため、①重症化リスクの高い75歳以上の後期高齢者の自己負担額を1,500円から1,000円に軽減し、②例年に比べ異例の早期流行となったため、接種開始時期を10月15日から10月1日に前倒しして実施した。

また、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの接種勧奨については、国も定めていな

いことから接種率の目標は掲げていないものの疾病蔓延の防止、子宮頸がんの予防効果があることを踏まえると、可能な限り多くの方への接種を実施したいという姿勢が接種件数の増加という効果につながっていると認められる。一度ネガティブな印象を与えられたヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについての勧奨業務は非常に大変であると考えられるが、対象者の子宮頸がんリスクを軽減できるよう今後もより一層の積極的勧奨に期待したい。

京都市の予防接種事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

2. 感染症その他疾病予防対策事業

本事業の目的は、京都市内の医療機関等と連携を図り、必要な検査体制の確保、医療体制の充実のほか、医療物資・機材の確保や備蓄など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるものである。また、ウィズコロナ下における新型コロナウイルス感染症への対応として、高齢者・障害者施設内療養者に対する医療体制の強化、抗原検査キットによる随時・頻回検査等を実施するほか、妊娠を希望する女性等を対象とした任意予防接種及び風しん第5期予防接種（定期予防接種）を実施するにあたり、抗体の有無を調べるため、抗体検査等も実施している。

直近3年間における事業支出

（単位：千円）

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
感染症その他疾病予防対策事業	8,320,018	12,369,578	3,381,079

令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行し、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本とする対応に転換されたことから、経過措置を設けた段階的な見直しについて対応した。

5月7日以前	5月8日以降
1. 「きょうと新型コロナ医療相談センター」において、夜間や医療機関が休みのとき、また、かかりつけ医のいない方などの電話相談に対応	継続実施
2. 「京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター」の体制拡充等により保健所体制を確保	継続実施
3. 高齢者施設等における従事者への集中的検査、高齢者施設等新型コロナ医療コーディネートチームの設置、高齢者施設の施設内療養者に対する施設訪問診療等協力機関及び協力機関等による往診に対する協力金の支給等を実施	継続実施

4. 休日の診療・検査体制整備支援金を交付し、日曜、祝日及びゴールデンウィークの診療・検査・相談体制を確保	終了
5. 医療機関や訪問看護ステーション等と連携した健康観察業務を実施	終了
6. 訪問診療による 24 時間体制の医療管理体制を整備し、自宅等で療養される重症化リスクが高い方への医療提供体制を確保	終了

※上記取組は、令和 6 年 3 月末ですべて終了

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

令和 5 年度 感染症その他疾病予防対策事業費の内訳

(単位:千円)

項目	金額
予防対策（細菌検査等）	5,191
結核・感染症発生動向調査	19,461
感染症診査協議会（協議会報酬）	4,050
性感染症予防対策	5,829
〇 1 5 7 検査	2,574
〇 1 5 7 予防啓発用品	418
肝炎ウイルス検査	31,838
風しん抗体検査	15,617
風しん抗体検査（充実分）	46,241
新型コロナウイルス感染症対策	1,108,288
新型コロナウイルス感染症対策（患者治療費）	416,622
新型コロナウイルス感染症対策（検査扶助費分）	205,748
新型コロナウイルス感染症対策（保健所業務軽減対応）	784,469
新型コロナウイルス感染症対策（宿泊施設利用補助）	92
新型コロナウイルス感染症対策（高齢者施設対策）	734,641
計	3,381,079

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

新型コロナウイルス感染症対策委託事業の内訳

(単位:千円)

事業	委託先	金額
新型コロナウイルス感染症対策		
きょうと新型コロナ医療相談センター運営業務委託	株式会社 J T B 京都中央支店	366,091
新型コロナウイルス感染症軽症患者移送業務委託	都タクシー株式会社	3,559
新型コロナウイルス核酸検出検査業務 (PCR 検査) 委託	エムケイ株式会社	51,225
新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査業務委託	国立大学法人京都大学	25,749
重症化リスクの高い自宅療養者に対する 24 時間医療管理コーディネート及び医療管理業務委託	一般社団法人 K I S A 2 隊	37,526
新型コロナウイルス感染症対策 (保健所業務軽減対策)		
新型コロナ陽性者フォローアップセンター運営業務委託	東武トップツアーズ株式会社	683,279
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣	アデコ株式会社	8,988
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣 (※)	株式会社パソナ (パソナ・京都)	8,801
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣 (※)	株式会社メディカル・コンシェルジュ	51,396
新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等療養者の健康観察業務委託	東武トップツアーズ株式会社	12,179
令和 5 年度感染症自己報告システムの運用支援業務委託	ネオス株式会社	12,760

※ 株式会社パソナ (パソナ・京都) 及び株式会社メディカル・コンシェルジュの委託料の一部は「新型コロナウイルス感染症対策」にも含まれる。

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

新型コロナウイルス感染症対策に係る委託事業については、令和 3 年度から初めて対応することになった感染症対策であったこと、対応に緊急を要するため業務内容を熟知している事業者である方がスムーズに対応できることから、そのほとんどが当初より契約した事業者と継続して契約をしている。

京都市の感染症その他疾病予防対策事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

3. エイズ対策

エイズのまん延防止を目的として、正しい知識と HIV 陽性者の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進、相談体制・関係機関連携の充実及び人材育成、市民が受けやすい検査体

制の整備、HIV 感染者が安心して医療を受けられる医療体制の整備など、総合的なエイズ対策を推進している。

直近 3 年間における事業支出

(単位：千円)

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
エイズ対策事業	48,979	48,810	48,989

令和 5 年度 エイズ対策事業費のうち委託費の内訳

(単位：千円)

項目	支払先	金額
検査委託業務	一般財団法人京都工場保健会	44,968
夜間 HIV 検査通訳派遣委託業務	特定非営利活動法人チャーム	310
研修委託費	一般社団法人京都府医師会	250
検査委託費	株式会社ファルコバイオシステムズ	158
エイズ学会プレイベント代	株式会社 J R 西日本コミュニケーションズ 京都支社他	86
計		45,772

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

京都市では検査業務を委託する一般財団法人京都工場保健会において、無料で平日検査（週 1 回の昼間検査、月 2 回の夜間検査）、休日検査（土・日曜日それぞれ月 2 回）を行い、即日検査結果を通知している。

京都市においては、毎年 10～20 人の新規エイズ患者・HIV 感染者の報告がある。令和 3 年度と令和 4 年度は減少したものの、約 10 年横ばいで推移しており、令和 5 年は上期 3 件、下期 10 件の計 13 件の報告があった。令和 6 年上半期には 4 件の報告があり、そのうち 2 件についてはエイズに発症して初めて HIV 感染に気付く、いわゆる「いきなりエイズ」であった。

医療の進歩により、多くの方は感染前と同じ生活を送ることができるようになり、さらにはウイルス量の抑制も可能となったことで他人への感染も防げるようになったが、未だに正確な知識を持たず、偏見による差別がある。そのため、京都市は正しい知識と HIV 陽性者の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進に取り組んでいる。

京都市のエイズ対策事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

4. 結核対策

市民への定期的な結核健診、結核医療費の公費負担、結核の感染が疑われる者への健診等を実施し、結核の発生予防・まん延防止を推進するものである。

直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
結核対策事業	63,922	92,127	69,916

令和5年度 結核対策事業費の内訳

(単位：千円)

項目	金額
結核医療費公費負担	30,499
定期結核	26,352
定期外結核	9,009
結核対策特別促進事業	4,055
計	69,916

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

4.1 結核患者医療費公費負担

京都市は結核医療に必要な費用の95%を各種医療保険と公費で負担している。感染症法第12条第1項に基づき医療機関は結核患者等を診断したときには直ちに結核発生届を京都市に提出することが義務付けられているが、結核患者の医療費が公費負担されるためには、当該患者等が京都市に結核患者医療費公費負担申請書の提出をし、京都市感染症診査協議会で承認されることが必要である。また、結核公費負担医療を行えるのは原則結核指定医療機関のみとなっている。

4.2 結核定期健康診断

感染症法第53条の2及び第53条の7に基づき、事業者、学校長及び施設の長は、毎年結核健康診断を実施し報告することになっており、京都市は当該健康診断を実施後すみやかに結核定期健康診断実施報告書の提出を求めている。

京都市は、これらの当該健康診断の実施・報告義務のある施設のうち、65歳以上の入居者に対し結核定期健康診断を実施する社会福祉施設、当該年度入学した学生・生徒に対し結核定期健康診断を実施する大学等に対し、当該健康診断に要した費用の一部を補助金として交付している。当該定期結核健康診断費補助金の交付にあたっては、定期結核健康診断費補助金交付申請書の提出が必要であり、京都市は当該申請書に記載された実支出額と感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱に定める基準単価を基に算定した金額と比較し

て、少ない方の額の 3 分の 2 を交付する。

結核定期健康診断の実施義務者及び対象者

施設区分	対象者	実施時期
病院、診療所、助産所 介護老人保健施設、介護医療院	業務に従事する者	毎年度
社会福祉施設	業務に従事する者	毎年度
	65 歳以上の入居者	65 歳に達する日の属する年度以降、毎年度
小学校・中学校等	業務に従事する者	毎年度
大学（短期大学含む）、高等学校 高等専門学校・専修学校又は各種学校	業務に従事する者	毎年度
	当該年度入学した学生・生徒	入学した年度
刑事施設	20 歳以上の被収容者	20 歳に達する日の属する年度以降、毎年度

（京都市 HP より外部監査人作成）

京都市の結核患者の状況は、公表されている令和 4 年の報告によると、新登録患者は前年より 20 人減少したものの、新登録患者数に占める高齢者の割合が 65 歳以上の割合が 75.7%（前年 75.6%）、80 歳以上の割合が 46.5%（前年 54.1%）で高いまま横ばいで推移している。また、全国と比較すると京都市の罹患率が高くなっていることから、京都市はコロナ禍が落ち着き、再び入国者数の増加が予想される外国生まれの方や高齢者など、感染・発病及び重症化リスクが高い対象者への感染拡大防止のための啓発や検診受診等の勧奨に引き続き取り組むこととしており、取組を通じて、更なる罹患率の低下を目指している。

京都市の結核対策事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にな
い。

第 11 生活衛生対策

1. 環境衛生関係営業施設対策

1.1 事業の概要

公衆衛生の見地から、衛生関係営業の許可・監視指導や民泊対策事業等に取り組み、市民の衛生的生活環境の安定を図る。

(1) 環境衛生関係営業施設対策

旅館業法等に基づく許可や届出を行っていない違法な「民泊」や、適正な運営が確保されていない不適正な「民泊」に係る通報等を受け付ける「民泊通報・相談窓口」の運營業務、旅館業法等に基づく許可や届出を行った宿泊施設の管理運営状況調査業務、「民泊」仲介ウェブサイト等に対する監視・点検業務を行う。

(2) 環境衛生関係営業施設対策に係る費用

①直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
環境衛生関係営業施設対策	69,332	75,697	87,880

②令和5年度の決算額

(単位：千円)

項目	金額
民泊通報・相談窓口運營業務等の委託等	65,810
公衆衛生に係る補助金	15,350
その他	6,720
合計	87,880

(京都市提供資料より)

1.2 民泊通報・相談窓口運營業務

1.2.1 事業の概要

「民泊通報・相談窓口」は、「民泊」に関することについて、「通報、苦情、相談、問合せ、意見等」を受け付ける窓口である。

「民泊」に対する不安に的確に対応し、旅館業法等の許可を取得した宿泊施設を増やすために「民泊」に関する法制度等について説明していくことが必要と考え設置している。

「民泊通報・相談窓口」は、電話、メールで利用することができる。

下記のとおり、民泊通報・相談窓口運營業務等を委託している。

委託業務等名	令和５年度民泊通報・相談窓口運營業務等
委託料	52,963,442 円
履行期間	令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで
受注者	株式会社ＪＴＢ 京都支店

1.2.2 業務の内容

(1) 業務内容

利用者からの電話による通報・相談等（問合せ、苦情も含む）については、オペレーターが必要事項を聞き取り、直ちに関係部局に供覧する。利用者への対応は、定型的な内容の場合、オペレーターが対応する。それ以外のものについては、所管課に内容を伝える。これらの流れは、ＦＡＸ及び電子メールも同様とする。その他、オペレーターは、通報・相談等の取りまとめや報告、その他各種対応、事前研修の受講等を行う。

実働は２名以上で、専用電話２台、専用ＦＡＸ１台、専用パソコン２台を受託者で準備する。処理件数の変動に応じて、他業務への配置転換など柔軟なシフト体制を組み行う。

業務期間は下記のとおりである。

業務期間…令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで （ただし、土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。） 電話、ＦＡＸ、電子メールで通報・相談等を受ける。 開業時間…午前１０時～午後５時（電話のみ） ※ ＦＡＸ、電子メールは、土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を含め２４時間受信

（京都市提供資料「業務委託仕様書」より抜粋）

(2) 主な聞き取り内容（電話の場合）

- ア 無許可等疑いに係る通報
- イ 施設営業に関する苦情・問合せ
- ウ 開業等に係る相談

（京都市提供資料「業務委託仕様書」より抜粋）

(3) 通報・相談件数

過去の実績からも分かるように、相談方法としては電話による通報・相談が最も多いが、電話窓口の受付時間外であっても、電子メールや京都市ＨＰの受付フォームにより民泊に係る通報・相談を受け付けている。

民泊に係る通報・相談内容については、感染症や食中毒などの人の健康被害につながる可能性がある事案と異なり、無許可営業が疑われることの通報や、騒音やゴミの捨て方に関する苦情等であり、至急の調査を要さないことがほとんどである。

仮に通報・相談に即応できる体制を構築するのであれば、現行の人員体制では不可能であり、追加の人員配置が必要になると考えられるが、人の健康被害につながる可能性のない案件に相応の費用をかけることは、費用対効果の観点からも適切でないと考えられる。

①過去の実績（相談内容別）

	通報・苦情	開業相談	その他意見	合計
平成 28 年度※	1, 148 件	211 件	364 件	1, 723 件
平成 29 年度	1, 010 件	107 件	843 件	1, 960 件
平成 30 年度	1, 095 件	139 件	899 件	2, 133 件
令和元年度	468 件	41 件	370 件	879 件
令和 2 年度	159 件	15 件	136 件	310 件
令和 3 年度	91 件	4 件	59 件	154 件
令和 4 年度	83 件	11 件	60 件	154 件
令和 5 年度	199 件	56 件	97 件	352 件

※平成 28 年 7 月 13 日から受付開始

（京都市提供資料より外部監査人作成）

②過去の実績（相談方法別）

	電話	メール	F A X 等	合計
平成 28 年度	1, 028 件	638 件	57 件	1, 723 件
平成 29 年度	1, 278 件	639 件	43 件	1, 960 件
平成 30 年度	1, 563 件	547 件	23 件	2, 133 件
令和元年度	689 件	181 件	9 件	879 件
令和 2 年度	255 件	54 件	1 件	310 件
令和 3 年度	116 件	38 件	0 件	154 件
令和 4 年度	116 件	36 件	2 件	154 件
令和 5 年度	255 件	96 件	1 件	352 件

※平成 28 年 7 月 13 日から受付開始

（京都市提供資料より外部監査人作成）

1.3 宿泊施設に対する管理運営状況調査業務

(1) 業務内容

宿泊施設について、旅館業法、住宅宿泊事業法及び京都市関係条例等に基づき、標識の掲示や駐在体制など、適正に管理運営が行われているか調査を行う。

調査については、事前に調査を行う旨の通知を営業者及び管理者等の営業責任者へ書面の郵送（約 6,000 件）をもって行い、京都市と協議しながら調査が完了するまで繰り返し行

う。

(2) 調査事項

ア インターネットへの掲載状況

イ 現地調査

ウ 管理運営調査

エ 夜間等駐在確認調査

※ 調査方法、調査事項等については、施設ごとに協議のうえ、追加することがある。
(京都市提供資料「業務委託仕様書」より抜粋)

(3) 調査の内容

施設への駐在確認調査を行い、呼びかけ方法や駐在の有無、掲載サイト等を記録した調査票を作成している。

(4) 調査・指導状況

○無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況（平成28年4月～令和6年10月末時点）

(単位 施設)

年度	延べ通報等 回数 ^{※1}	延べ現地 調査回数	調査指導 対象施設数 ^{※2}		調査・ 指導中	営業中止 ・撤退	旅館業 に該当 せず ^{※3}
				新規			
平成28	1,901	2,143	1,159	1,159	727	352	80
29	1,337	2,996	1,339	612	1,006	228	105
30	870	2,564	1,689	683	24	1,482	183
令和元	203	498	203	179	4	110	89
2	38	40	38	34	0	22	16
3	14	10	13	13	1	3	9
4	35	36	25	24	1	5	19
5	68	65	63	62	1	31	31
6 ^{※4}	429 ^{※5}	79	420	419	97	292	31
			【累計】	3,185		2,525	563

※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市への通報等があったもの

※2 前年度から継続調査の必要な施設を含む（平成28年度から集計開始）。

※3 住居として使用していたもの等

※4 令和6年10月末時点

※5 ウィークリーマンション等と称する369件の無許可営業疑い施設を含む。

(京都市 HP より)

(5) 京都市の宿泊施設数の推移

(参考) 宿泊施設数の推移 (※令和5年11月末時点)

年度	旅館業												住宅宿泊事業		
	①旅館ホテル				②簡易宿所				旅館業合計 (①+②)						
	総施設数	総客室数	新規許可件数	廃止件数	総施設数	総客室数	新規許可件数	廃止件数	総施設数	総客室数	新規許可件数	廃止件数	総施設数	新規届出件数	廃止件数
H28	550	27,753	25	7	1,493	6,134	813	16	2,043	33,887	838	23			
29	575	29,172	38	13	2,291	9,247	871	73	2,866	38,419	909	86	0 ^{※1}	0 ^{※1}	0 ^{※1}
30	624	33,608	73	24	2,990	12,539	846	147	3,614	46,147	919	171	490	502	12
R 元	656	36,243	61	29	3,337	17,228	602	255	3,993	53,471	663	284	716	307	81
2	679	39,729	72	49	3,104	16,454	350	583	3,783	56,183	422	632	614	59	161
3	680	42,065	51	50	2,887	16,551	152	369	3,567	58,616	203	419	590	28	52
4	650	42,579	25	55	2,794	16,001	118	211	3,444	58,580	143	266	560	37	67
R5.11	641		21	30	2,777		125	142	3,418		146	172	601	60	19

(「民泊通報・相談窓口運營業務等に関する公募型プロポーザル参加者募集要項」より)

1.4 「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務

(1) 業務内容

「民泊」サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な「民泊」の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法が平成30年6月に施行されたが、依然として住宅宿泊仲介業者のサイトによっては、違法あるいは直ちにその適法性が確認できない物件が掲載されており、今後も、観光庁による住宅宿泊仲介業者の登録が進む中で、日々変動する掲載物件の定期的な点検が必要となっている。

違法物件については、特定の仲介業者のサイトから掲載が削除されたとしても、拠点を国内外の別の仲介サイト等に移し、集客行為を継続している可能性があるため、住宅宿泊仲介業者の登録者、未登録者にかかわらず、それらが運営する仲介サイト（SNSを含む。）等についても監視を行い、違法物件の掲載状況や適正な施設情報の掲載状況調査を実施する。

(2) 調査事項

「民泊通報・相談窓口運營業務」等の実施過程で得られる最新の訪日外国人等の宿泊施設の予約動向等に基づき、住宅宿泊仲介業者の登録者、未登録者にかかわらず、それらが運営する「民泊」仲介サイト、SNS、その他宿泊サービスの提供を主とする事業を実施することを掲載するHP等を調査し、インターネットを介した京都市宿泊施設（適法・違法を問わない。）の取引実態の可視化、適法性等の確認及び掲載情報の収集を行う。

監査を行った結果、環境衛生関係営業施設対策については、特に指摘すべき問題点はなく、適正に事業が遂行されていた。

2. 食品営業許可、監視指導

2.1 事業の概要

「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、飲食店等の許可・監視指導や食品の検査などを実施し、市民等の健康の保護と増進を図る事業である。

(1) 食品営業許可

飲食店（レストラン、カフェ、バーなど）の営業や、食品の製造、加工販売（鮮魚介類、生肉など）には、食品衛生法に基づく許可が必要である。

京都市では、申請に対して審査及び許可を行っており、許可処分となれば、営業許可証を発行している。

また、営業者が遵守すべき基準として、「HACCPに沿った衛生管理（※）」を行う必要がある。衛生管理計画を作成し、計画に沿って実施し、記録するステップを全て行うよう監視、指導を行っている。

※HACCPに沿った衛生管理

HACCPに沿った衛生管理とは、食品衛生法に基づき、原則として全ての食品等事業者を対象に実施することが義務化されている。業種や規模等により、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と「HACCPに基づく衛生管理」の2種類に分類される。
--

令和3年6月1日から



ハサップ HACCPに沿った衛生管理の 制度化開始！

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年6月13日公布)

平成30年6月に食品衛生法が改正され、これまで都道府県等の自治体が条例により規定していた、食品等事業者が実施する衛生管理の基準が変わります。

これにより、原則として全ての食品等事業者は、令和3年6月1日までに、施設の内外の清潔保持等の「一般的な衛生管理」に加え、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められることとなりました。

●「HACCPに沿った衛生管理」とは？

取り扱う食品の特性に応じて、これまで実施してきた衛生管理を元に「衛生管理計画」を作成し、計画どおりに実施し、実施した結果を記録する、一連の作業のことです。

「HACCPに沿った衛生管理」には、事業者の規模や業種などにより、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と「HACCPに基づく衛生管理」の2種類があります。

どちらの衛生管理方法が必要となるかは、下表又は中面ページの判定フロー図で確認してください。

現行

令和3年5月31日まで

改正法施行後

令和3年6月1日から

本市では「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」により規定

一般衛生管理

都道府県等の自治体が条例で基準を規定

一般衛生管理…施設の内外の清潔保持や、使用水の管理、ねずみ及び昆虫の対策等

HACCPに沿った衛生管理

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

工程管理(HACCP)

手引書に基づく衛生管理計画の作成・実施・記録

一般衛生管理

国が法律に基づき基準を規定

事業者の規模や業種などにより、原則として[※]、いずれかのHACCPに沿った衛生管理の実施が求められる。

※公衆衛生に与える影響が少ない営業については、一般的な衛生管理の実施は求められるものの、衛生管理計画の作成や記録の保管は必須ではない。

HACCPに基づく衛生管理

工程管理(HACCP)

コーデックスHACCPに基づく危害要因分析・重要管理点の設定(衛生管理計画の作成)及び継続的な監視・記録等

一般衛生管理

国が法律に基づき基準を規定

ハサップ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

小規模な事業者等(食品衛生法で規定。具体的な業種は以下のとおり。)

- 飲食店営業、喫茶店営業
(学校や病院等の営業以外の給食施設、調理機能付き自動販売機を含む。)
- そうざい製造業、パン(おおむね5日程度の消費期限)製造業
- 食品の製造・加工業のうち、製造所等での小売販売が主な業
- 容器包装済食品のみの貯蔵、運搬、販売業
- 食品を分割し、包装して販売する業
- 上記以外に、食品を取り扱う従事者が50人未満の小規模な食品の製造、加工、販売等の業

ハサップ HACCPに基づく衛生管理

- と畜業
- 食鳥処理業(認定小規模食鳥処理業を除く。)
- 左欄で規定する小規模な事業者等以外の業
(公衆衛生に与える影響が少ない営業を除く。)

(京都市 HP より)

(2) 食品営業許可、監視指導事業に係る費用

①直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
食品営業許可、監視指導	56,899	53,564	51,730

②令和5年度の決算額

(単位：千円)

項目	金額
食品等検査用物品の購入費用等	30,254
検査機器の保守点検やリース費用等	15,505
その他	5,971
合計	51,730

(京都市提供資料より)

食品等検査用物品の購入費用等については、食品等検査に使用する試薬、消耗物品を購入している。購入した物品は、試薬の性状や関連法令を遵守し冷暗所、鍵のかかる保管庫等にて適切に保管している。

監査を行った結果、食品営業許可及び監視指導については、特に指摘すべき問題点はなく、適正に事業が遂行されていた。

3. 衛生環境研究所運営

3.1 事業の概要

京都市衛生環境研究所は管理課と4つの部門で構成されており、それぞれの部門特性に応じた検査・調査・研究を行っている。

3.2 施設の概要

京都市衛生環境研究所 (管理課、食品化学部門、微生物部門、環境部門)	京都市伏見区村上町 395
食品化学部門	京都市下京区朱雀分木町 80 京都市中央卸売市場第一市場内
食肉検査部門	京都市南区吉祥院石原東之口町 2 京都市中央卸売市場第二市場内

3.3 各部門の取組について

3.3.1 食品化学部門

食品化学部門は、主な担当分野を監視指導担当、食品検査担当、理化学担当及び家庭用品担当の4つに分けて業務を行っている。

(1) 監視指導担当

京都市では「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」を定め、食品等事業者や市民の皆様と共に食の安全安心対策に取り組んでいる。

その一つとして、食品衛生法に基づく「京都市食品衛生監視指導計画」を策定し、市内で製造又は流通する食品の安全性を確保するため、計画的に食品を採取して検査を行っている。

(2) 食品検査担当

食品検査担当では、食品中の添加物や残留農薬、有害化学物質などの検査、食品の成分規格検査、食品の放射能汚染検査等の検査を行っている。

(3) 理化学担当

安心してきれいな水を飲むためには、定期的な検査が重要で、正確な水質検査を行うには、高度な技術と高精度な検査機器が不可欠である。

茶碗、湯呑み、タッパーウェアや天ぷら敷紙などの食品に係る容器包装などの規格検査（「食品衛生法」で定める基準に適合しているかの検査）を行っている。

その他、プール水等の水質検査、医薬品医療機器等法に基づく医薬品成分の検査を行っている。

(4) 家庭用品担当

衣料品や洗剤など日常生活で使用する家庭用品には機能や品質の向上のため、様々な化学物質が使用されており、これらが人体に有害な影響を与えるおそれもあるため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、その含有量に基準を設けて規制を行っている。

家庭用品を試買し、理化学検査を行っている。

3.3.2 微生物部門

微生物部門は、感染症担当、食品衛生担当の2つの担当で業務を行っている。

細菌、ウイルス、真菌類など多くの微生物が存在しており、「微」生物の名のとおり、非常に小さく、肉眼では見ることができない。細菌の大きさは約 $1\mu\text{m}$ ～ $10\mu\text{m}$ で、光学顕微鏡を使って確認されているが、ウイルスの大きさは約 20nm ～ 200nm とさらに小さく、電子顕

微鏡を使わないと見るできない。

微生物の多くは人間に影響を与えるものではないが、中には人間の健康を害する原因となる微生物（病原微生物）もいる。微生物部門ではそれら微生物の検査及び調査研究により、感染症の拡大防止、食中毒病因物質の究明、食品衛生対策、環境衛生対策を行っている。

また、京都市感染症情報センターとして、京都市内での感染症の患者発生状況や病原体の検出情報について、市民や医療従事者に向けて情報発信を行っている。

(1) 感染症担当

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）で定められている各種感染症について、行政機関（保健所等）からの依頼により検査を行っている。三類感染症（腸管出血性大腸菌や細菌性赤痢等）や、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、麻疹や風疹及びデングウイルス等はこのような形で検査を行っている。その他、社会福祉施設や保育所等で感染性胃腸炎の集団発生が起きたときに、その原因を調査するためのウイルス検査を行っている。

また、感染症法に基づき実施する「京都市感染症発生動向調査事業」において、病原体検査を行っている。同事業では、定点医療機関の協力により収集された検体から病原ウイルス・細菌の分離・検出を行い、分離・検出された病原体は、病原性や感染力などの解析に役立てている。また、一年を通じて検査（調査）を行うことで、感染症の流行を予測する一助となっている。

これらの検査で分離、検出された病原体の情報は国へ報告し、全国的な感染症対策に役立てられている。

(2) 食品衛生担当

京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市内に流通する食品の微生物検査、食品の安全性確認を行っている。

食中毒発生時には食中毒起因病原微生物を対象として糞便や食品等の検査を行う。必要に応じて免疫学的検査や遺伝子解析を実施し、感染源の解明の一翼を担っている。

(3) その他

衛生的な生活環境を確保するため、浴槽水やおしぼり等の生活衛生に関する細菌検査や、河川水、事業場からの排水等の環境衛生に関する細菌検査も行っている。

3.3.3 食肉検査部門

食肉は、中央卸売市場第二市場に併設されたと畜場で、牛・豚の生体から枝肉になるまでの間に、と畜検査員が検査し、安全・安心の確保をしている。

と畜検査員は、京都市職員の獣医師の資格を有する職員の中から、市長が任命する。

生体検査から内臓検査・枝肉検査（解体後検査）等の肉眼的検査、BSE 検査・細菌検査・病理検査・理化学検査等の精密検査を行い、不合格の内臓や枝肉は廃棄処分され、合格となった枝肉だけが市場でのセリ売り等によって売買されて、市内に流通する。

また、病気等で廃棄処分となった家畜のデータを集約して生産者へ還元し、家畜保健衛生所と連携を取り、生産（肥育）段階からの安全・安心確保に役立てている。

3.3.4 環境部門

環境部門は、主な担当分野を大気担当（常時監視）、大気担当（大気分析）及び水質担当（水質分析）の3つに分けて業務を行っている。

(1) 大気担当（大気分析）

「大気汚染防止法」・「悪臭防止法」・「京都府環境を守り育てる条例」などの法令に基づき、事業場などから排出される悪臭物質や有害物質の分析などを行っている。

さらに、大気中の人の健康を損なう恐れのある有害物質のモニタリング調査、アスベストのモニタリング調査、酸性雨及び降下ばいじんに関する調査を行っている。

これらの業務の他、環境省が実施している各種化学物質の環境中の残留状況などを把握するための化学物質環境実態調査（エコ調査）へも参加している。

(2) 水質担当（水質分析）

毎日の暮らしの中で使ったたくさんの水は、下水道を通り、きれいに処理され、川へ流れ、海に流れ込む。海などから蒸発した水は、雲に変わり、雨や雪となってふたたび地上に戻る。このように、水はさまざまな形に変化しながら、自然のなかを循環し、ふたたび私たちの暮らしにめぐってくる。

通常、川や海に流れ込んだ汚れは、水中の微生物によって、少しずつきれいになるが、たくさんの汚れが一度に流れ込むと、微生物の働きが追いつかなくなり、水が浄化されない。

水質担当（水質分析）では、工場・事業場排水、ゴルフ場排水、浄化槽放流水、河川水、河川底質、地下水、土壌などについて、BOD（生物化学的酸素要求量）、pH、重金属、農薬などの理化学検査、また、河川水については、環境ホルモン調査や、河川事故の原因物質の調査を行っている。

また、国からの委託を受け、酸性雨が池沼水に与える影響について、「沢の池」（右京区）での調査を行っている。

3.4 京都市衛生環境研究所の運営に係る費用

(1) 直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
衛生環境研究所運営	96,000	93,259	93,948

(2) 令和5年度決算額

(単位：千円)

項目	金額
研究所の維持管理にかかる費用（府市共同施設）	51,304
研究所設備の保守及び修繕にかかる費用（市単独使用）	4,948
市場施設内の検査室にかかる負担金（光熱水費等）及び使用料	14,125
廃棄物等処理にかかる費用等	1,867
その他	21,704
合計	93,948

(京都市提供資料より)

研究所（府市共同施設）の維持管理にかかる費用については、京都府との間で締結した覚書で定める費用負担区分に基づき、毎年度京都府に支出しており、令和5年度は負担金53,580,318円のうち、他所属から執行委任されている共同利用機器保守に係る費用2,276,808円を除いた、51,303,510円が運営費である。

監査を行った結果、衛生環境研究所運営については、各部門とも特に指摘すべき問題点はなく、適正に事業が遂行されていた。

4. 京都動物愛護センター運営等

4.1 事業の概要

京都府と共同で設置・運営する「京都動物愛護センター」を拠点として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の収容・管理業務や動物の愛護や適正飼養等に関する普及啓発等の推進、災害時における避難所でのペットの受入体制の整備及びペットの救護対策の強化等を図る。京都動物愛護センターの役割は下記のとおりである。

- ・災害時における動物の保護、被災動物のための救援物資の保管及び配布
- ・夜間動物救急診療所の開設（獣医師会との連携）
- ・しつけ教室や動物愛護週間事業等の動物愛護事業の推進
- ・収容動物の適切な管理、譲渡事業の推進

- ・動物由来感染症など動物に関する幅広い情報発信

(京都動物愛護センターHP より)

4.2 施設の概要

4.2.1 所在地

京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地

4.2.2 面積

全体面積：11,312.30 m²

建物面積：1,273.33 m²

ドッグラン：2,724.40 m²

4.2.3 京都動物愛護センターの運営に係る費用

(1) 直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
京都動物愛護センター運営等	32,720	34,011	37,075

(2) 令和5年度決算額

(単位：千円)

項目	金額
物品購入費等	8,955
施設の維持管理に係る委託等	5,658
光熱水費	4,528
京都動物愛護センター支所運営費に係る負担金	6,139
京都動物愛護フェスティバルに係る委託等	5,790
その他	6,005
合計	37,075

(京都市提供資料より)

4.2.4 施設の特徴

(1) 「環境先進都市・京都」としての取組

本センターでは、太陽光発電システム(21kw)、太陽熱利用システムを設置するとともに、施設内の全ての照明についてLED照明を導入するなど、省エネ設備を積極的に取り入れ、温室効果ガス排出量の削減を図っている。

特に犬猫の収容室における床の冷暖房に活用する地中熱利用システムは、国内の動物愛

護センターにおいて導入された事例としては、全国初となる。

(2) 自然と調和した緑豊かな施設

本センターは緑豊かな上鳥羽公園内に設置している。「区民誇りの木」として指定されているケヤキやトウカエデがあり、自然と調和した施設となっている。

(3) 災害に強い施設

災害時には、本センターを拠点として、動物愛護団体や獣医師会等との連携のもと、飼い主とはぐれた動物を保護・収容し、疾病のある動物については、できる限りの治療を行うとともに、被災動物用の食糧や動物用医薬品等の救援物資を保管や配布を行う。

また、本センターは災害時に停電が生じた場合においても、一定の機能が維持できるように、太陽光発電システムで生み出した電気を保管するための蓄電池を設置している。

(4) 「京都方式」の導入

本センターでは、犬の保護・引取から譲渡に至る過程の大部分、すなわち、選別（一次判定）、行動修正及び譲渡について、外部の専門家の高度なノウハウや広範なネットワークを大胆に活用し、その監修の下に、職員とボランティアスタッフが協働で現場作業などを行う「京都方式」を確立している。

これまで行政では困難であった問題行動のある犬の譲渡や新たな譲渡ネットワークの開拓などが可能となり、殺処分ゼロに向けた取組が大きく進展することが期待される。

4.2.5 業務内容

狂犬病予防、動物の愛護と適正飼養に関する事業を行っている。

- ・犬・猫等、ペット動物に関する適切な飼養管理の普及啓発事業
- ・所有者不明犬の保護収容
- ・負傷動物の保護収容
- ・保護・収容した犬猫の譲渡
- ・犬猫等の健康管理、適正給餌給水、飼育環境の衛生管理等に係る相談受付
(以下、京都市域のみ)
- ・保護・収容した犬猫の返還
- ・咬傷犬（人を咬んでしまい、事故を起こした犬）の調査と狂犬病検診
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく動物取扱業の登録、届出及び監視指導・「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく特定動物の飼養保管許可、届出及び監視指導

(京都動物愛護センターHP より)

4.3 犬・猫の引取数、譲渡数等の統計（数値実績）について

4.3.1 犬の引取数、譲渡数等の統計

(1) 犬の引取数

	引取数（※1）	迷い犬、野良犬等	収容数（※2）
令和元年度	19	49	69
令和2年度	16	96	112
令和3年度	11	68	80
令和4年度	10	31	41
令和5年度	25	28	53

※1 「引取数」：やむを得ない事情により飼えなくなった犬を飼い主から引き取った頭数

※2 「収容数」：動物愛護センターで引取り、保護した犬の頭数

（京都市 HP より）

(2) 犬の返還、譲渡、殺処分数

	返還数	譲渡数	殺処分数 【1】	殺処分数 【2】	殺処分数 【3】
令和元年度	21	45	15	0	2
令和2年度	21	45	31	0	7
令和3年度	9	28	41	0	9
令和4年度	11	21	15	0	1
令和5年度	5	24	19	0	1

（動物愛護管理基本指針にある殺処分の3分類）

殺処分【1】 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

殺処分【2】 【1】以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

殺処分【3】 引取り後の死亡

（京都市 HP より）

4.3.2 猫の引取数、譲渡数等の統計

(1) 猫の引取数

	引取数 (※1)	野良猫の子猫等	収容数 (※2)
令和元年度	52	855	907
令和2年度	52	715	767
令和3年度	107	522	629
令和4年度	93	470	563
令和5年度	33	443	476

※1 「引取数」：やむを得ない事情により飼えなくなった猫を飼い主から引き取った頭数

※2 「収容数」：動物愛護センターで引取り、保護した猫の頭数

(京都市 HP より)

(2) 猫の返還、譲渡、殺処分数

	返還数	譲渡数	殺処分数 【1】	殺処分数 【2】	殺処分数 【3】
令和元年度	4	173	99	500	113
令和2年度	5	223	95	337	120
令和3年度	4	166	105	265	92
令和4年度	4	143	95	217	92
令和5年度	1	241	42	112	74

(動物愛護管理基本指針にある殺処分の3分類)

殺処分【1】 譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)

殺処分【2】 【1】以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)

殺処分【3】 引取り後の死亡

(京都市 HP より)

監査を行った結果、京都動物愛護センター運営等については、特に指摘すべき問題点はなく、適正に事業が遂行されていた。

5. 中央斎場運営

5.1 事業の概要

中央斎場は、緑豊かな環境の中に、故人を送るにふさわしい荘厳かつ環境保全等にも配慮した設備を設け、昭和56年に開設された。旧来、花山火葬場、蓮華谷火葬場等が設けられていたが、施設の老朽化に伴い、旧花山火葬場を全面撤去し、その跡地を拡張、造成のうえ、現在の中央斎場を開設した。人生最後の葬送の場にふさわしい施設としての運営に努めている。

5.2 施設の概要

5.2.1 所在地

京都市山科区上花山旭山町 19-3

5.2.2 施設内容

本館（火葬炉 24 基、告別ホール 4 室、収骨室 7 室）

別館（事務室、待合室、フードコート等）

第二別館（胎児炉 1 基、告別ホール 1 室）

駐車場 120 台収容

5.3 中央斎場運営に係る費用

(1) 直近 3 年間ににおける事業支出

(単位：千円)

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
中央斎場運営	280,125	360,620	587,132

(2) 令和 5 年度予算の減額補正について

(単位：千円)

	当初予算額 (増減額)	予算現額	決算額
中央斎場運営	717,606 (△70,000)	647,606	587,132

光熱水費が想定を大幅に下回ったことにより、当初予算額から 70,000 千円の減額補正が行われている。

また、第二別館改修事業等の入札等による契約決定額が見込みを 32,401 千円下回ったことが、予算額を執行できなかった要因となっている。

(京都市提供資料より)

5.4 残骨灰から発生した貴金属の売却について

5.4.1 概要

中央斎場では、火葬及び収骨の後に残されたお骨や灰等（以下「残骨灰」という。）を宗教的感情及び故人の尊厳の対象として丁重に取り扱うため、斎場敷地内に設けた専用の施設に収蔵している。この収蔵施設の長寿命化を図り、引き続き残骨を収蔵していくため、令和 3 年度から残骨灰の減容化（お骨とそれ以外のものに分別し、お骨を細かく砕くなどにより、かさを減らすこと）を行っている。

残骨灰の減容化の主目的は、収蔵スペースを延命化するためのもので、他の自治体でも実施されており、減容化の過程で灰等の中から貴金属が抽出されるため、今後の中央斎場の修繕や利用者の利便性向上等を目的として、これを売却し、京都市の収入としている。

＜残骨灰の減容化による貴金属売却の流れ＞

- ・残骨灰減容化等業務（貴金属の精錬・買取等を業務内容に含む）委託として事業者を公募（プロポーザル）
- ・事業者選定後、減容化に着手、貴金属の量が確定した時点で貴金属売却の仮契約締結
- ・動産（貴金属）売却の議案を市会に提案。議決後、議決日をもって本契約を締結（売却価格は議決日の市場価格）
- ・貴金属売却収入を基金に積み立て
- ・基金を取り崩し、改修工事の財源等に充当

（京都市提供資料より）

本事業を開始するにあたり、減容化と貴金属の売却をそれぞれ別の事業者へ委託する方法を検討したが、以下の理由により同一の事業者に委託することとなった。

- ・他都市の先行事例から、入札価格時から売却時までのタイムラグがあるため、入札を成立させようとすると予定価格をその時点の市場価格よりも低めに設定せざるを得ず、本市の収入を最大化できない。高めに設定した場合においても、価格の変動状況によっては本市がリスク（損）を被る可能性を排除することができないことから、入札ではなく、本市と事業者のどちらか一方がリスクを負うことのない合意可能な手法として、予め決められた日で売却する現在の手法が最適と考えた。
- ・残骨灰の減容化と貴金属の買取を別の事業とすると、いったん貴金属を本市の責任において保管する必要があり、本市が直接保管とした場合の管理面の課題が生じ、また、金融機関等に保管を委託する場合は利用料金が別途必要になることから、貴金属買取を委託する業者については、減容化を委託する業者と同一の事業者に行わせる手法が最適と考えた。

（京都市提供資料より）

5.4.2 貴金属の買取価格及び売却益の活用について

相場価格における買取価格の品目ごとの最高価格により確定した売却額は下記のとおりである。

売却益は、今後の中央斎場の利用環境の向上や施設・機器の修繕、改修等の財源とする。

(1) 貴金属の売却額等

品目	数量	グラム単価（税込）	合計
金（Au）	17,059.90g	11,629 円	198,389,578 円
プラチナ（Pt）	72.40g	4,780 円	346,072 円
銀（Ag）	57,428.50g	128.04 円	7,353,146 円
パラジウム（Pd）	19,220.00g	5,049 円	97,041,780 円
合計			303,130,576 円

（京都市 HP より）

※減容化を行った残骨灰は令和4年10月から令和5年9月の間に中央斎場で火葬を執り行ったもの及び過去に収蔵されたものの一部（約113トン）

(2) 売却先

株式会社三豊

(3) 売却益の活用事業（令和5年度）

空調設備の更新（約869万円）及び胎児専用火葬炉等の改修（約1,587万円）に活用されている。

(4) 残骨灰減容化事業抽出実績

貴金属の量については、貴金属の精錬会社が発行する精製仕切報告書（金属塊から精錬された貴金属の重量等を証明する報告書）にて確認している。なお、抽出量については、残骨灰の状態（粒度など）によって、貴金属の抽出量等が大きく変動する可能性がある。

貴金属の売却額については、京都市と委託業者双方で確認のうえ、売却契約議案の議決日における各貴金属の相場により決定している。

		令和 3 年度 3 年 4～12 月分	令和 4 年度 4 年 1～9 月分	令和 5 年度 4 年 10～5 年 9 月分 + 聖土槽 1 槽分 (R2 年度頃分)
残骨灰処理料 (kg)		39,198	37,434	113,487
減容化後のお骨 (kg)		2,336	1,797	3,404
抽出量	金 (g)	7,187.50	5,661.13	17,059.90
	抽出割合 (%)	0.018	0.015	0.015
	銀 (g)	21,102.60	20,464.34	57,428.50
	抽出割合 (%)	0.054	0.055	0.051
	プラチナ (g)	244.30	55.08	72.40
	抽出割合 (%)	0.0006	0.0001	0.0001
	パラジウム (g)	6,284.20	6,645.24	19,220.00
	抽出割合 (%)	0.016	0.018	0.017
合計 (g)		34,818.60	32,825.79	93,780.80
抽出割合 (%)		0.089	0.088	0.083
委託業者		株式会社三豊 (愛知県)	株式会社西日本環境 (兵庫県)	株式会社三豊 (愛知県)

(京都市提供資料より外部監査人作成)

5.4.3 改修工事

残骨灰の減容化による貴金属売却により生じた売却益については積立金を計上し、中央斎場改修工事の財源等に充当している。その後に行った改修工事は下記のとおりである。

(1) 第二別館工事

工事名	京都市中央斎場整備工事 ただし、第二別館外壁及び屋上防水その他改修工事 京都市中央斎場整備工事 ただし、管理棟バルコニー防水その他改修工事
請負代金	19,754,900 円
受注者	株式会社北村工務店
工期	令和 5 年 11 月 10 日から令和 6 年 2 月 29 日まで

(2) 空調設備工事

工事名	京都市中央斎場整備工事 ただし、空調設備その他改修工事
請負代金	84,597,700 円
受注者	春日設備工業株式会社
工期	令和 5 年 7 月 7 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 第二別館汚物炉工事

工事名	京都市中央斎場整備工事 ただし、第二別館汚物炉改修工事
請負代金	143,000,000 円
受注者	株式会社宮本工業所
工期	令和 5 年 5 月 8 日から令和 6 年 3 月 20 日まで

監査を行った結果、中央斎場運営については、特に指摘すべき問題点はなく、適正に事業が遂行されていた。

6. 墓地・墓園運営

6.1 市営墓地

6.1.1 事業の概要

京都市の市営墓地は、宗教宗派の別なく、市民に広く墳墓を提供する目的で設置されている。

歴史的には、明治 6 年の火葬禁止令により、京都府が墓地の区画を指定したものを、明治 22 年に市制が施行されたときに京都市に移管されたもので、墓地として区画、造成されたものではなく、自然発生的に利用者が開拓を行って墓地を形成してきたものである。

なお、平成 27 年度に京都市深草墓園の敷地内において、新たに墓地の造成を行い、平成 28 年度から、市営初の造成墓地となる深草墓地の供用を開始している。

また、現在、定期的に使用者の新規募集を行っており、募集にあたっては、事前に市民しんぶん（全市版）及びホームページでお知らせしている。

直近 3 年間における事業支出

（単位：千円）

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
墓地、墓園運営	110,672	107,462	106,050

（京都市提供資料より）

6.1.2 施設の概要

(1) 所在地

施設名称	所在地
住吉山墓地	右京区御室住吉山町
若王子山墓地	左京区鹿ヶ谷若王子山町
大日山墓地	左京区栗田口大日山町
清水山墓地	東山区清閑寺下山町
地藏山墓地	東山区今熊野日吉町
宝塔寺山墓地	伏見区深草宝塔寺山町
深草墓地	伏見区深草石峰寺山町

(2) 総面積

114,455 m²

(3) 施設の利用状況

約 5,600 区画（令和 5 年度末時点の使用区画数）

(4) 墓地使用料

墓地の使用許可時に納める使用料は下記のとおりである。

なお、墓地の区画が第 1 区から第 4 区までのいずれに該当するかは、市長が定める。

区分	使用料（1 m ² あたり）			
	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区
若王子山墓地	200,000 円	160,000 円	120,000 円	80,000 円
大日山墓地	250,000 円	200,000 円	150,000 円	100,000 円
地藏山墓地	750,000 円	600,000 円	450,000 円	300,000 円
宝塔寺山墓地	500,000 円	400,000 円	300,000 円	200,000 円
深草墓地	1,000,000 円	800,000 円	600,000 円	400,000 円
その他の墓地※	300,000 円	240,000 円	180,000 円	120,000 円

※住吉山墓地、清水山墓地

（京都市 HP より）

(5) 墓地管理料

墓地の利用者が毎年度納める管理料金は、各墓地とも 1,990 円（1 m²あたり）である。

6.2 京都市深草墓園

6.2.1 事業の概要

京都市では、市営墓地とは別に納骨堂・樹木型納骨施設である深草墓園を運営している。

6.2.2 施設の概要

(1) 所在地

京都市伏見区深草石峰寺山町

(2) 敷地面積

21,260 m²

(3) 建物

納骨堂 鉄筋コンクリート造平屋建 158.67 m²

事務所 鉄筋コンクリート造平屋建 82.00 m²

集会室棟 木造平屋建 74.46 m²

監査を行った結果、墓地、墓園運営については、特に指摘すべき問題点はなく、適正に事業が遂行されていた。

第12 地域福祉

1. 社会福祉協議会助成事業

1.1 事業目的及び概要

京都市は「社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱」に基づき、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会（市社協、区社協）の各事業に対して補助を行っている。

直近3年間における事業支出

（単位：千円）

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
社会福祉協議会助成事業	392,761	358,369	361,408

1.2 補助金対象事業の概要

社会福祉協議会補助金の交付対象となるのは次に掲げる事業等にかかる市社協人件費である。

補助金対象事業	事業の概要
①地域福祉を目的とする事業の円滑な執行及び健全な発達を図るために必要な事業	・ 会員、関係機関等との連携事業 ・ 広報の充実による地域福祉に関する啓発活動 ・ 地域の子育て支援と地域公益活動の推進
②市社協事業にかかる状況把握及び事業の活性化に向けた助言・指導等の運営統括	・ 区社協事業に係る連絡調整、事業支援 ・ 区社協活動支援 ・ 関係機関、団体、施設とのネットワークの強化 ・ 地域支援委員会、生活支援委員会、障害福祉委員会の運営 ・ 京都市社会福祉施設連絡協議会の事務局運営

（保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

1.3 助成金支給金額について

社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために交付する市社協への助成金は、地域福祉活動及び推進活動を行う各部署にかかる人員の人件費実費相当額である（社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱第2条第2項）。ところが、多くの学区社会福祉協議会を有する区社協を統括する市社協の補助金対象事業は前述のとおり幅広い。そのため、京都市は事業報告書の提出の際に勘定科目ごとの決算額及び対象経費の支出実績額についても報告を求め、補助事業項目ごとに対象経費への支出を精算し、支出実績額が補助金額を下回る場合はその下回った部分の金額は返還を受けている。

また、補助金について、市社協より受けた実績報告と公開されている計算書類とも照合がなされている。

令和5年度 補助金対象人件費の内訳

(単位:円)

項目	金額
職員給与及び社会保険料	361,408,000
〈市社協人件費〉人件費支出	110,065,000
〈市社協人件費〉事務費支出	1,290,000
〈市社協人件費〉サービス区分間支出	5,400,000
〈区社協人件費〉人件費支出	228,523,577
〈区社協人件費〉事務費支出	1,729,423
〈区社協人件費〉拠点区分間支出	14,400,000

(保健福祉局提供資料より外部監査人抜粋)

※対象職員は市社協（総務部、地域支援部、子育て支援事業、生活支援）18名、区社協（地域福祉）36名

※人件費支出は、給料賞与及び法定福利費

※事務費支出は、出産休暇や病気休務の職員への見舞金や通勤手当の一部、給与振込手数料

※サービス区分間・拠点区分間の繰入金支出は、退職金制度の掛金であり職員退職積立基金事業サービス区分にて繰入金収入

(参考)

令和5年度 対象経費一覧における差額説明書

(単位:円)

補助対象となる勘定科目	法人決算		差額	差額の内容
		うち対象経費		
〈市社協人件費〉人件費支出	110,065,000	110,065,000	0	
〈市社協人件費〉事務費支出	1,290,000	1,290,000	0	
〈市社協人件費〉サービス区分間支出	5,400,000	5,400,000	0	
〈区社協人件費〉人件費支出	235,471,000	228,523,577	6,947,423	その他の財源をもとに雇用している職員の人件費
〈区社協人件費〉事務費支出	1,782,000	1,729,423	52,577	〃
〈区社協人件費〉拠点区分間支出	14,400,000	14,400,000	0	
合計	368,408,000	361,408,000	7,000,000	

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

社会福祉協議会助成事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

2. 福祉ボランティアセンター運営

2.1 事業目的及び概要

京都市福祉ボランティアセンターは、京都市福祉ボランティアセンター条例に定めるとおり、豊かで活力ある地域社会の形成に資するため設置されている。当該福祉ボランティアセンターの運営は京都市から業務委託を受けた市社協が管理運営を行っており、区ボランティアセンターと連携しながら市全域の福祉ボランティア活動を総合的に支援している。京都市は委託料としてその運営費用を支払っている。

直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
福祉ボランティアセンター運営事業	233,973	233,722	241,584

2.2 福祉ボランティアセンターの事業

京都市福祉ボランティアセンターは、京都市の福祉ボランティア活動へのボランティア・市民活動の一層の発展を図るため、活動に対する理解の促進、市民参加の促進、ネットワークづくり、活動のための環境整備などの総合的な取組を進めており、京都市内には、福祉ボランティアセンターの他に、行政区毎にボランティアセンター（運営：区社協）がある。

市社協の令和5年度事業報告書によると、新型コロナウイルス感染症の5類移行により休止・停滞していたボランティア活動等が再開され、ボランティア団体やボランティアをはじめたい人への対面やオンラインでの様々な活動支援を求める人が増えたようである。

生活困窮の深刻化の課題や、社会的孤立、ひきこもり、ヤングケアラー、セクシャルマイノリティなど、多様な生きづらさが浮き彫りになっている現在、当事者の思いに寄り添った社会参加の場や、多様性を認め合う地域づくりのため、社会課題に対応した福祉教育の充実と多機関との協働に重点をおいて活動している。ホームページ上でも、ボランティア活動をしてみたい人を募集するページ、支援を求めている個人や団体について検索できるページ等を掲載し、両者がつながれるようにサポートしている

また、災害時の支援として、京都市での発災に備えたセンター機能の強化と京都府災害ボランティアセンターをはじめ多様な機関・団体との連携の構築に努めるよう活動をしており、令和6年1月に発生した能登半島地震の際には京都市災害ボランティアセンターとして被災地支援に取り組んだ。

2.3 事業の実施状況

令和5年度 京都市福祉ボランティアセンター事業 実施状況

1. 福祉ボランティアセンター利用状況	
(1)利用登録団体数	798 団体（延べ数）
(2)来所者数	延べ 68,304 人
(3)施設・備品利用状況	
①ミーティング室	934 件
②印刷機材	1,552 件
③録音室	110 件
④パソコン利用（3 階パーク内）	147 件
⑤その他備品（プロジェクターなど）	218 件
2. 情報収集・発信事業	
(1)インターネットによる情報収集、発信	
①HP アクセス件数	76,062 件（月平均 6,339 件）
②メールマガジンによる情報提供 （「ボランティア京都」「助成金情報」）	・ ボランティア京都：登録者 835 名 ・ 助成金情報：登録者 604 名、発信回数 298 回
③SNS による情報提供	・ X：103 回、Facebook：103 回、Instagram103 回
④「団体・活動情報サーチ」登録団体	191 団体
(2)情報誌の発行（月刊誌「ボランティアーズ京都」）	12 回・各 10,000 部（発送先：2,109 箇所）
(3)福祉・ボランティア活動に関する資料等の集積・提供（書籍、報告書、ビデオ、DVD）	2,681 件
3. 研修・人材養成事業	
(1)Let's ボランティア！ボランティア入門講座	12 回
(2) Let's チャレンジ！助成金準備講座	1 回
(3)グラフィック・レコーディングセミナー	2 回
(4)助成金活用セミナー	2 回
(5)はじめて主催する人のための Zoom 講座 等	2 回
4. 福祉教育・ボランティア学習事業	
(1)思いを聴く～当事者・当事者家族の思い～	11 回
(2)思いを聴く～当事者・当事者家族の思い～トークセッション	2 回
(3)思いを聴く～当事者・当事者家族の思い～新たな福祉教育推進事業	10 回
(4)ほほえみ交流活動支援事業 等	ほほえみ交流活動事業推進委員会への出席
5. 災害ボランティア活動	
(1)市災害ボランティアセンターの共同運営	市・区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施（実施区）11 行政区 （主な内容） ・ 区災害ボランティアセンター設置候補地での設置・運営検証訓練

(2)災害ボランティア入門講座の開催 (3)災害ボランティアセンター運営サポーター養成講座 (4)災害時要配慮者支援に関する研修 (5)出張型災害ボランティア講座 等 (6)被災地へのボランティアバスの派遣	・設置運営マニュアルに基づく机上配置シミュレーション 等 1 回 ○ 回※予定していた講師が令和6年能登半島地震被災地への支援活動に従事されることから中止となった。 1 回 8 回 4 回(京都府綾部市 1 回、石川県七尾市 3 回)
6. 協働、連携、ネットワーク事業	
(1)kyoto こころつながるプロジェクトの開催 (2)大学及び大学ボランティアセンターとの連携 (3)企業・団体等の社会貢献活動との連携	(内容) すべての人が、つながり支え合い、多様な価値観を認め合う社会を目指して、市区社協総体で「kyoto こころつながるプロジェクト」を開催。 ア 市区社協・事業所を含めた取組（通年） ・イベント・研修等 14 団体、38 件、のべ 4,498 人 ・情報発信 11 団体、13 件 ・その他 1 件 イ 強化期間の取組 ・シンポジウム「社会福祉施設との協働でひろがるまちづくり～人と地域をつなぐ地域公益取組～」(キャンパスプラザ京都) ・作品展示、ワークショップ「こころつながれ～わたしのお気に入り、私の日常、ワタシの気持ち～」(ひと・まち交流館 京都) ・ワークショップ/交流イベント「つながるフェス」(ゼスト御池) 等 「大学のまち京都 災害ボランティアに係るパートナーシップ宣言」参加の5大学(※)と意見交換を実施。 ※市内5大学(京都産業、同志社、佛教、立命館、龍谷)と京都市社協とが協働し、災害時に学生が災害ボランティアセンターの運営を担う人材として活動できるよう養成を進めることを表明したもの セブン・イレブン・ジャパンとの協定に基づく商品寄贈：8 回(食品 108 箱、雑貨 166 箱)
7. 相談・コーディネート事業	
(1)ボランティア活動に関する相談 (2)民間助成事業に関する相談 (3)広報・情報発信に関する相談	828 件 推薦団体数 8 団体、助成交付団体 6 団体 情報発信件数 497 件
8. 活動促進・サポート事業	
(1)ボランティア保険 (2)福祉行事保険	加入者数 31,859 名 加入者数 144,902 名
9. 調査・研究	
利用登録団体へのアンケート	センターの利用頻度や目的等を調査 送付数 382 団体、回答数 198 団体

2.4 令和5年度 福祉ボランティアセンター運営費用の内訳

(単位:千円)

項目	金額
人件費	45,117
事務費（光熱水費、通信運搬費等）	9,970
事業費（情報発信や講座・研修の開催等）	19,450
ひと・まち交流館京都共用部分管理運営費	167,047
合計	241,584

3. 区ボランティアセンター運営

3.1 事業目的及び概要

区ボランティアセンターは、区ボランティアセンター運営事業実施要綱に定めるとおり、「ボランティア活動に参加したい人が誰でも参加できるよう地域住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な援助を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備に努めるため、円滑な区ボランティアセンターの運営を支援し、もって区域におけるボランティア活動の一層の充実・発展を図ることを目的」としている。京都市は各区社協に設置されている区ボランティアセンターの運営に対する補助を行っている。

直近3年間における事業支出

(単位:千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
区ボランティアセンター運営事業	23,463	6,270	6,270

3.2 各区ボランティアセンターの事業

- (1) 活動振興援助事業：部屋や機材の貸付
- (2) 情報の収集・啓発事業：広報誌発行、ホームページやSNSによる情報発信
- (3) 災害対策のための環境整備事業：研修・防災訓練開催
- (4) その他：ワークショップの開催、各種相談

3.3 各区ボランティアセンター事業の収支決算書

京都市は各区ボランティアセンター運営費用のうち事業費を負担することとなっており、各区ボランティアセンターの収支決算書を確認しても実費相当額を負担しているように見える。

そこで、各区ボランティアセンターの決算書を確認すると、活動振興援助事業、情報の収集・啓発事業、災害対策のための環境整備事業、その他のボランティア活動に関して様々な

支援を行っており、その内容については、事業区分ごとの出金額の多寡から各区の重点施策が垣間見える。

例えば左京区を見ると広報誌を年間 59,400 部を発行し、災害対策のための環境整備事業については防災研修会や訓練を 11 回開催するなど積極的に事業を行っている。これらの支出総額は約 599 千円であり、そのうち 570 千円については「市社協受託金」を財源としている。

令和 5 年度 左京区ボランティアセンター事業 決算書

【収入】

	収入合計	①市社協受託金		②市災害VC助成金		③自主財源	
		決算額	説明	決算額	説明	決算額	説明
	599,457	570,000		27,130		2,327	賛助会費

【支出】

項目	支出合計	①市社協受託金		②市災害VC助成金		③自主財源	
		決算額	勘定科目	決算額	勘定科目	決算額	勘定科目
1 活動振興援助事業	91,110	91,110	消耗器具備品費	0	—	0	—
2 情報の収集・啓発事業	481,217	478,890	消耗器具備品費 印刷製本費 通信運搬費 業務委託費 手数料	0	—	2,327	消耗器具備品費
3 災害対策のための環境整備事業	27,130	0	—	27,130	消耗器具備品費 賃借料	0	—
合計	599,457	570,000		27,130		2,327	
収支差異	0	0		0		0	

※単位：円

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

京都市の説明によれば、全行政区で同程度の事業活動を実施する必要があることから、「1 活動振興援助」、「2 情報の収集・啓発」、「3 災害対策のための環境整備」の 3 項目について、それぞれ 217 千円、300 千円、53 千円、合計 570 千円を 1 行政区にかかる事業補助金の金額として設定しているということである。この補助金は市社協を通じて各ボランティアセンターに交付される。

ところが、例えば上京区ボランティアセンター事業の決算書を確認すると、支出総額はちょうど 570 千円である。今回提出を受けた 11 行政区のボランティアセンターの事業決算書のうち、支出合計が 570 千円を超えるのは 8 件、ちょうど 570 千円が 3 件、570 千円未満で

あるのは0件であった。

これら支出金額が 570 千円である決算書が作成された3件について、予算措置が適切であった事例である可能性もあるが、同額になるのは不自然であり、京都市からの補助金額ありきで作成されたために生じた歪みであるとの疑念も生じる。補助金を交付するにあたり、適正な経費支出がなされているか否かの確認が望まれる。

令和5年度 上京区ボランティアセンター事業 決算書

【収入】

	収入合計	①市社協受託金		②市災害VC助成金		③自主財源	
		決算額	説明	決算額	説明	決算額	説明
	570,000	570,000					

【支出】

項目	支出合計	①市社協受託金		②市災害VC助成金		③自主財源	
		決算額	勘定科目	決算額	勘定科目	決算額	勘定科目
1 活動振興援助事業	287,090	287,090	業務委託費、賃借料、保険料				
2 情報の収集・啓発事業	267,876	267,876	消耗器具備品費、印刷製本費、手数料				
3 災害対策のための環境整備事業	15,034	15,034	通信運搬費				
合計	570,000	570,000		0		0	
収支差異	0	0		0		0	

※単位：円

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

【意見】 区ボランティアセンター運営事業に係る補助金支出金額の適正性の確認

区ボランティアセンター運営事業への補助金の支出に際しては、支出金額の内容についても確認する等適正な運営費用を補助されたい。

4. 日常生活自立支援事業

4.1 事業目的及び概要

京都市は「日常生活自立支援事業補助金交付要綱」に基づき、認知症高齢者、知的障害、精神障害のある方が地域で生活する上で必要な福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業について、事業の実施主体及び基幹的社協の業務を実施する市社協に対し補助

を行っている。補助の対象となるのは当該事業に要する経費のうち人件費及び事務費に相当する部分である。

直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
日常生活自立支援事業	167,947	168,939	176,249

令和5年度日常生活自立支援事業補助金の内訳

(単位：千円)

項目		金額
1 実施主体分 34,681	人件費(スーパーバイザー1名)	7,706
	人件費(ソーシャルワーカー1名)	5,009
	人件費(賃金職員1名)	1,586
	事務費	3,380
	生活保護受給者利用料公費負担	17,000
2 基幹的社協 142,434	人件費(@4,000千円 x 32名)	128,000
	事務費(11箇所分)	14,434
合 計		177,115
実費差額返納金		866
差引決算額		176,249

(保健福祉局提供資料)

4.2 日常生活自立支援事業とは

市社協の令和5年度事業報告書によると、「認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉サービスの利用にかかる援助、日常的な金銭管理、郵便物の確認等、日常生活を支援(お手伝い)する事業」である。京都市からの補助金(国補助含む。)と利用者からの利用料(生活保護受給者は無料)で運営されている。

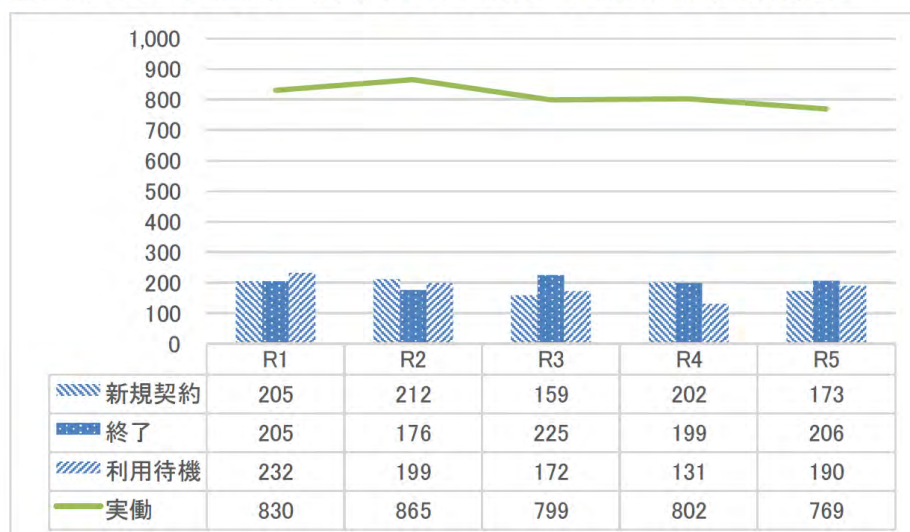
援助の内容は、①福祉サービスの利用援助(福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払いなどに関する支援)、②金銭管理に関する相談、助言(生活費の払い戻し、公共料金、家賃、医療費などの支払いのための金融機関への同行、または代行)、③通帳・印鑑の預かり(①と②の支援にあたって必要な通帳(高額の通帳を除く。))・

印鑑（金融機関届出印）の預かり）、④郵便物の管理（郵便物の内容確認と行政などへの必要な手続きの支援）である。京都市における利用料は以下のとおりである。

支援内容	料金
①福祉サービスの利用援助	30 分ごとに 500 円
②金銭管理に関する相談、助言	30 分ごとに 500 円
③通帳・印鑑の預かり	1 カ月 250 円
④郵便物の管理	30 分ごとに 500 円

4.3 事業の実績

■ 日常生活自立支援事業 日常生活自立支援事業 実働件数・待機件数の推移



（市社協事業報告より）

報告書によると、市社協（実施主体）による区社協（基幹的社協）へのサポートの強化をはじめ、新規支援相談窓口（申請受付）の市社協への集約を本格化するとともに、市・区社協相互に利用契約の締結に至るまでの進行管理並びに待機解消に向けた取組に努めたものの、令和6年3月末現在で190件の待機があり、引き続き待機者の解消が課題となっている。

補助金の支出金額は増加しているが、実働件数については令和5年度は例年より低い。支援業務を円滑に行うために区社協へのサポートを強化したことなど業務量の増加がその理由であれば、待機者の解消のためにもサポートする人員の増員の検討が望まれる。そのためには補助内容についての見直しも必要ではないかと考えられる。

【意見】 日常生活自立支援事業に係る補助金支出金額の適正性の確認

補助金の支出金額が増加しているのに対し、日常生活自立支援事業の事業実績は例年と比較して実働件数が低くなっている。実働件数の減少に 1 件あたりの支援業務の増加が影響しているのであれば、事業をサポートする人員を増加できるほどの補助金を増額するなど補助内容を検討されたい。

5. 地域あんしん支援員設置事業

5.1 事業目的及び概要

事業の目的として「京都市地域あんしん支援員設置事業実施要綱」に、社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない方等に対し、地域あんしん支援員が継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結び付けることで、誰もが安心して日常生活を営むことを実現し、京都市の地域福祉の向上を図ることと掲げられている。

京都市は事業が円滑に行えるように事業の実施を市社協に委託し、必要な支援を行っている。

直近 3 年間における事業支出

(単位：千円)

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
地域あんしん支援員設置事業	83, 129	81, 522	81, 972

5.2 地域あんしん支援員と支援状況

(1) 地域あんしん支援員の配置状況

事業開始の平成 26 年度に 3 名（中京区・下京区・伏見区醍醐支所）を配置、その後平成 27 年度に 3 名（北区、山科区、西京区（洛西支所含む。）、平成 28 年度に 3 名（上京区、左京区、右京区）、平成 29 年度に 3 名（東山区、南区、伏見区本所、伏見区深草支所）、令和 2 年度に 2 名（西京区洛西支所、伏見区醍醐支所）と順次、支援員（配置区）が増員された。現在は区役所・支所単位で全区に配置され、14 名の体制で支援を実施している。

(2) 支援状況

令和 5 年度の市社協報告書によると、保健福祉センターと選定会議や支援会議等で協議のうえ、335 ケースを支援対象として各ケースの支援課題を設定して寄り添い支援と支援機関へのつなぎ等を実施している。令和 6 年 3 月末現在、支援対象のうち約 7 割に当たる 234 ケースで課題が解消又は改善され、支援の終結に至るなど、事業の成果が上がっている。

地域あんしん支援員の支援状況

○支援世帯数累計

令和6年3月末現在

課題と改善														改善率 (%)	改善 世帯数	総結	備考					
実施区	ケース 数	支援 会議	寄り 添い 支援	うち 月当 たり	ごみ 堆積	利用 拒否	就労	孤立	困窮	その他	合計	改善率										
上段-課題数 下段-改善数																						
合計	合計	335	1,697	37,744	458	課題	159	185	78	184	85	75	766	改善	50	41	19	49	23	16	198	
						改善	73	96	20	71	35	20	315									

【関係機関地域・区社協】

○区別支援状況

記 置 年 度	区	ケース 数	支援 会議	寄り 添い 支援	うち 月当 たり	課題と改善										改善 解決率	改善 世帯数	特約	他区・ 支所へ の移管	備考
						ごみ 堆積	利用 拒否	就労	孤立	困窮	その他	合計	改善 解決率							
														一段目-課題数	二段目-改善(△)数					
27年度	北	23	131	3,222	21	課題 改善 解決	4 3 1	8 0 4	7 2 1	15 2 9	3 2 3	6 1 1	43 18 19	62.8%	13	16				
28年度	上京	25	149	3,366	125	課題 改善 解決	10 4 3	16 5 7	5 1 1	16 4 7	5 0 3	8 1 3	60 15 24	65.0%	18	15				
28年度	左京	31	142	1,613	11	課題 改善 解決	20 6 10	16 4 6	9 4 2	12 5 4	8 2 2	5 1 3	70 22 27	70.0%	21	25				
26年度	中京	31	160	4,642	20	課題 改善 解決	20 5 13	18 1 16	4 1 0	15 3 6	7 2 5	8 3 2	72 15 42	79.2%	27	25				
29年度	東山	22	97	2,109	26	課題 改善 解決	7 3 2	14 9 3	2 0 0	10 2 4	6 3 3	10 2 3	49 19 15	69.4%	15	15				
27年度	山科	42	185	4,312	68	課題 改善 解決	14 3 9	31 7 14	4 0 2	19 5 7	10 1 4	7 0 4	85 16 40	65.9%	30	33				
26年度	下京	29	131	4,342	25	課題 改善 解決	14 2 9	19 1 14	3 0 1	16 3 9	8 3 3	6 0 2	66 9 38	71.2%	22	21				
29年度	南	15	102	1,616	17	課題 改善 解決	9 3 4	10 3 6	6 2 1	9 3 3	9 2 5	3 0 0	46 13 19	69.6%	12	8				
28年度	右京	32	118	2,200	9	課題 改善 解決	17 6 3	15 2 7	9 2 1	21 3 1	5 8 3	6 2 0	73 23 15	52.1%	18	26				
27年度	西京 本所	18	75	2,442	13	課題 改善 解決	12 4 7	5 0 5	6 1 4	8 3 4	3 1 1	3 1 2	37 10 23	89.2%	14	14				
27年度	西京 洛西支所	13	81	2,941	51	課題 改善 解決	6 3 2	10 0 7	2 0 1	6 1 4	3 2 1	2 0 0	29 6 15	51.7%	10	7				
29年度	伏見 本所	19	101	1,460	27	課題 改善 解決	9 3 4	10 3 4	7 3 1	13 1 5	7 1 1	4 3 0	50 12 15	30.0	11	12				
29年度	伏見 深草支所	12	73	907	31	課題 改善 解決	7 1 3	7 4 1	2 1 0	9 4 2	3 0 1	3 10 7	30 10 7	23.3	7	3				
26年度	伏見 醍醐支所	24	152	2,572	14	課題 改善 解決	11 5 3	6 2 2	12 3 5	15 5 4	10 5 2	4 2 0	58 22 16	27.6	16	12				

(保健福祉局提供資料)

市社協から京都市に毎年年度末に提出される事業報告書には、支援実績が平成26年度からの累計で記載されている。したがって、支援活動が長期に渡ることから累計での記載は項目として必要であるものの、各年度の活動実績、とりわけ令和5年度の活動実績が読み取れない。この点において、京都市は毎月提出される月次報告書からデータを集計することで補完している。

よりそい支援実績件数

配置年度	行政区・支所	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
27	北区	331 (27)	280 (23)	272 (22)
28	上京区	415 (34)	860 (71)	903 (75)
28	左京区	267 (22)	263 (21)	201 (16)
26	中京区	559 (46)	535 (44)	580 (48)
29	東山区	351 (29)	262 (21)	343 (28)
27	山科区	450 (37)	423 (35)	1,118 (93)
26	下京区	332 (27)	342 (28)	223 (18)
29	南区	189 (15)	220 (18)	327 (27)
28	右京区	264 (22)	99 (8)	120 (10)
27	西京区本所	448 (37)	321 (26)	400 (33)
27	西京区洛西支所	429 (35)	279 (23)	535 (44)
29	伏見区本所	189 (15)	214 (17)	156 (13)
29	伏見区深草支所	78 (6)	195 (16)	335 (27)
26	伏見区醍醐支所	147 (12)	360 (30)	304 (25)
計		4,449	4,653	5,817

※カッコ書きはひと月当たりの平均件数

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

支援実績件数を確認すると、令和 5 年度のひと月当たりの平均実績件数が 10 件から 93 件と地域によって差があり、各区役所・各支所に配置されたあんしん支援員が 1 名であることから負担の差が大きいと考えられる。

また、例えば上京区の支援実績件数は令和 3 年度は約 400 件であるのが令和 4 年度以降は約 860～900 件になり、山科区については令和 3、4 年度は約 420～450 件であったのが令和 5 年度は約 1,100 件となっている。ただ、これらの報告書では 1 件当たりの業務量が不明であるため、その業務の負担について計り知れない。そのため、業務量について程度の差のある支援活動（短い電話連絡に対し、自宅を訪問等するなど 1 件当たり時間と労力を有するものなど）によってカウント数を調整するなど業務量を含めて支援活動内容を読み取れる報告書にすることが望ましい。

【意見】 地域あんしん支援員設置事業に係る報告書の記載方法の検討

地域あんしん支援員設置事業については、活動実績の件数だけでなく支援活動における業務量の程度についても読み取れる報告とすることも検討されたい。

6. 民生児童委員活動支援事業

6.1 民生児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねている。そこで、京都市では「民生児童委員」として、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動と妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。

核家族化が進み、地域社会のつながりが希薄になっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある人・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあることから、民生児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める細やかな支援が求められている。

京都市では現在 2,728 人が民生児童委員として活動し、406 人が主任児童委員に指名されている。

6.2 事業目的及び概要

民生委員法第 26 条により、民生児童委員が安定して継続的に活動できるよう、負担軽減、活動に必要な知識及び技術の向上を図るとともに、福祉関係団体との連携等を通じて、市内民生児童委員のサポートを行っている。

令和 5 年度は、新たに民生児童委員活動支援員（1 名）を配置し、学区民生児童委員協議会からの相談に対する必要な助言や対応等のサポートを実施した。また、ホームページ等の広報媒体等を活用した民生児童委員制度や活動について市民周知や啓発を実施している。

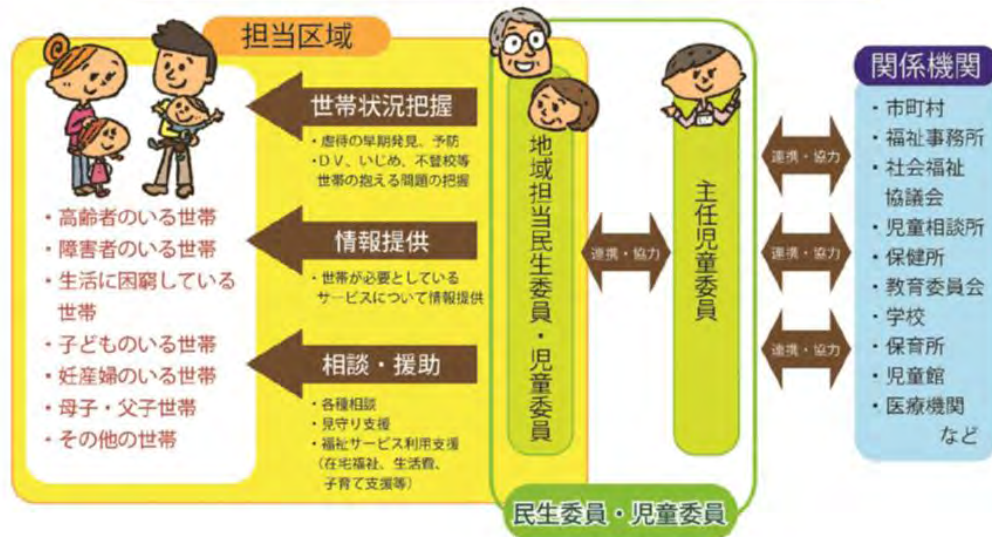
支援事業費の内訳

(単位:千円)

項目		金額
民生児童委員活動支援員配置		5,500
民生児童委員の研修	全体研修会	437
	行政区別研修会	1,318
	各種研修参加経費	1,872
民生児童委員活動の把握・情報共有等		4,000
計		13,127

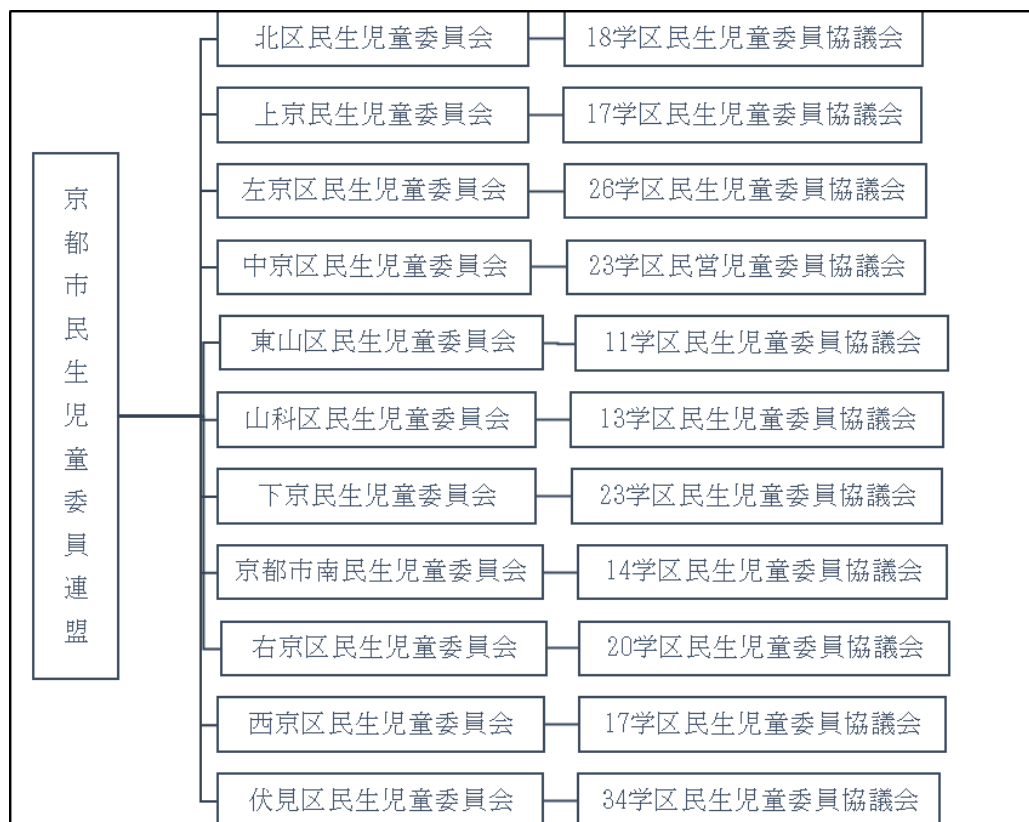
(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



（政府広報オンラインより）

組織図



（京都市民生児童委員連盟 HP より）

6.3 民生児童委員活動費について

令和５年度 各区民生児童委員活動にかかる費用支出

	民生児童委員	民生委員・児童委員活動費用弁償金		民生児童委員協議会活動推進費	民生委員協議会交付金	計
	人数 (人)	金額 (千円)	一人あたり (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
北	228	14,071	62	194	2,442	16,708
上京	197	12,044	61	180	2,250	14,474
左京	336	20,728	62	267	3,548	24,542
中京	215	13,231	62	215	2,884	16,330
東山	118	7,155	61	126	1,426	8,707
山科	212	12,823	60	165	1,910	14,898
下京	196	12,125	62	210	2,825	15,160
南	191	11,508	60	163	1,942	13,613
右京	340	20,882	61	238	2,982	24,102
西京	236	14,405	61	192	2,370	16,967
伏見	258	15,679	61	208	2,631	18,519
深草	107	6,413	60	93	814	7,320
醍醐	94	5,839	62	114	1,255	7,209

※洛西支所の弁償金は西京区に含む

(保健福祉局提供資料より外部監査人作成)

(1) 民生委員・児童委員活動費用弁償金

民生児童委員が行っている相談・援助活動の実費弁償分として支給しているものである。京都市が学区民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）に支払い、各委員に支払われる。

(2) 民生児童委員協議会活動推進費

民児協が一層の活性化を図り地域福祉を推進するため、地域の特性に応じた民生委員・児童委員活動を実施できるよう交付するものであり、交付の対象は次のいずれかの要件を満たしている学区単位民児協（活動推進モデル民児協）で、特に地域の特性を活かした重点事業に要する経費とする。

- ① 民児協の基本的活動（月 1 回の定例民児協の開催、活動記録の全委員からの提出、委員の役割分担の具体化）ができていること。
- ② 各種団体との連携が保たれていること。
- ③ その他民児協活動に積極的に現在取り組んでいるか又は取り組もうとしていること。

民児協活動推進費の額についても、京都市の定める予算の範囲内と定められており、各区の予算配分額は市長が決定するものとされ、1 民児協当たりの金額は年額最高 10 万円とされている。

（3）民生委員協議会交付金

民児協の一層の活性化と地域福祉の推進を図るため「民生委員協議会交付金」（以下「民協交付金」という。）を交付する。

民協交付金の配分額は、均等割・人員割の合計額とし、別途市長が金額について決定する。

各区の民生児童委員の活動は地域に密着した地道な活動である。報酬としては無報酬であり、活動費は実費弁償金分を含め大体一人当たり年間 7 万円程度である。

6.4 民生児童委員活動支援

今日地域における福祉ニーズが増大し、多様化する中、住民の立場に立った相談や援助を行う地域福祉推進の主要な担い手として、民生児童委員の果たす役割はますます大きくなってきている。

一方、令和 4 年の一斉改選における民生児童委員定数充足率は 99.2%（全国平均で 93.0%）であり、21 名（全国で 15,191 名）の欠員が生じるなど、民生児童委員のなり手不足が深刻となっている。

民生児童委員の活動状況は、地域福祉活動や自主活動といった訪問活動の件数が多くなってきたが、民生児童委員の年齢層としては全国的にも 65 歳から 75 歳が全体の 60%を占めている。体力的にも厳しいことがあると考えられるが、活動にかかる経費は実費精算されるもののボランティアであることから、働き盛りの若い世代はほとんどいない。

そのような民生児童委員を支援し、民児協からの相談に対する必要な助言や対応等のサポートを実施するために民生児童委員活動支援員を設置したのである。

令和５年度 民生児童委員活動支援事業の実績

民生児童委員活動支援事業

R5年度	
活動事項	件数
効果的な民生児童委員活動の推進	
学区民児協に対するモデル民児協実施に向けた助言	0
民生児童委員活動における相談対応	
地域住民への個別対応に関する悩み	1
対応に苦慮する困難な課題を抱える学区民児協からの相談	1
同行訪問	0
福祉団体・関係機関との連携	0
その他（研修の講師等の相談）	1
民生児童委員への研修	
各区研修会（ブロック含む）の実施総数	3
研修会等への参加派遣の実施	2
福祉団体による民生児童委員向け講習会の実施	0
その他（民生児童委員全体研修会（7/6）、地域福祉推進セミナー準備）	2
民生児童委員活動の把握・情報共有	
ホームページに掲載（民生児童委員向け）	12
モデル民児協の好事例等を学区民児協等に紹介・発信	132
民生児童委員情報交換会の実施（市民連理事会）	8
その他（民生児童委員協議会活動事例収集、市民連ホームページに民生児童委員専用ページ開設等）	4
民生児童委員制度や活動の普及啓発	
ホームページに掲載（市民向け）	2
その他（ポスター作製・配布、市民連ホームページリニューアル等）	7
その他（民生児童委員活動の推進を図る上で実施したこと）	
京都市民生児童委員イメージキャラクター募集等	2

（保健福祉局提供資料）

支援員の令和５年度の事業実績としては、京都市によると民生児童委員活動における相談対応、民生児童委員に対する研修などの民生児童委員に向けて直接実施されるものの他、民生児童委員活動の把握・情報共有活動や制度・活動の普及啓発に向けた対外的な活動があり、活動件数としては対外的なものが多い。

件数としては多くないが、細やかな支援を行うための民生児童委員の研修については、１件あたり１日に約１～４時間、市外の研修（全国民生児童委員大会等）になると１～３日間に及ぶものもある。また、民生児童委員活動の把握・情報共有について、月に１回程度、約

2～3時間の京都市民児連理事会の開催等を実施し、残りの項目については、必要に応じて、委託先の職員の勤務時間内に実施している。

支援員の設置は民生児童委員活動にとって力になるものであり、今後成果が実現していくと考えるが、業務を行いながらたった1名で民児協等との連携をとり相談事項に応じてサポートしていくことは相当の負担と推測される。この負担の現状について把握し、今後の円滑な民生児童委員活動のためには支援員の増員も含め検討していく必要がある。

【意見】 民生児童委員活動支援員設置効果の検証

人手不足に悩む民生児童委員の活動をサポートするために設置された民生児童委員活動支援員であるが、サポート人数が充足しているかの検証ができていない。所管課は、かかる負担について把握し、当該制度が効率よく機能するように指導されたい。

7. 不良な生活環境を解消するための支援及び措置

7.1 事業目的及び概要

ごみ屋敷等の不良な生活環境の解消を推進し、①要支援者が抱える生活上の諸課題の解決、②市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保、③市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与することを目的に、清掃の指導や支援のみにとどまらず、要支援者の社会的な孤立の解消等を図るための福祉サービスの利用や地域住民による声掛け・見守り等を行っている。

直近3年間における事業支出

(単位：千円)

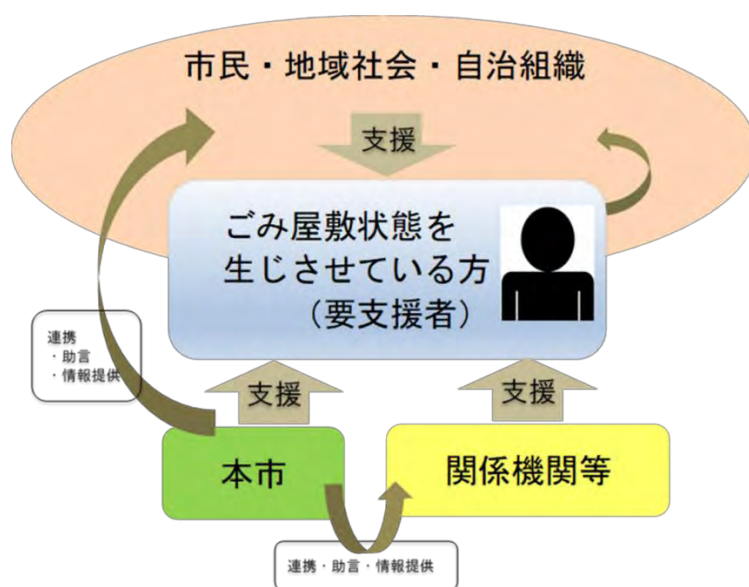
	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
不良な生活環境を解消するための支援事業	649	879	1,294

事業費支出の内訳

(単位：千円)

項目	支払先	金額
委託料（清掃に係る助言・支援）	株式会社れおイレブン	277
需用費（清掃用品）	株式会社河合商店他	885
報償費（措置に係る意見聴取等）	弁護士法人京都総合法律事務所他	88
保険料		14
その他		30
計		1,294

京都市における取組の基本方針として、不良な生活環境（ごみ屋敷等）の解消はできる限りその状態を生じさせた当事者本人が行うこととしている。しかし、社会的孤立や疾病などによる心身状態の低下等により本人だけでは解消が難しい場合には、区役所・支所をはじめとした京都市の各部署や関係機関が、地域と十分な連携を取り、本人が抱える生活課題に向き合い、「人」に寄り添った支援を行って不良な生活環境の解消を目指している。



(京都市 HP より)

事業支出の金額が年々増加しているのは、対応件数が令和3年度は288件（うち解消世帯は258件）、令和4年度は304件（うち解消世帯は274件）そして令和5年度は320件（うち解消世帯は290件）と増加してきているからであり、解消後も再発防止のために必要な支援を継続している。

また、清掃規模の大きいものや危険性の高い作業を要する清掃支援を行う場合は民間清掃事業者からのサポートを受けており、このサポートの回数も令和3年度は4回であったのに対し、令和4年度は5回、令和5年度は9回と増加してきている。

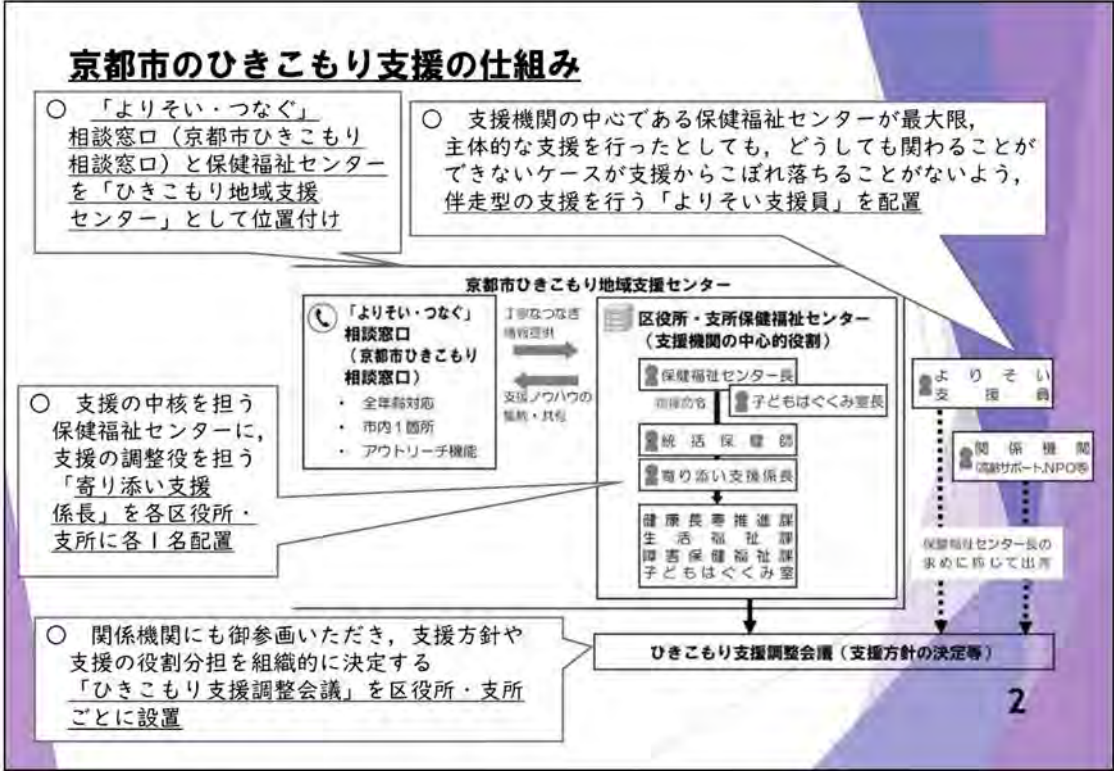
京都市の不良な生活環境を解消するための支援及び措置について、京都市提出資料を監査したところ指摘事項等は特になし。

8. ひきこもり支援

8.1 事業目的及び概要

人生を通じた孤立のきっかけは、「孤立した育児」や「虐待」（幼年期）、「いじめ」や「ヤングケアラー」、「無業」（児童・青年期）、「失業」や「（老親などの）介護」（壮年期）、「配偶者との死別」や「家屋の貧困」（老年期）などに分類できる。早期の孤立がのちの人生に影響を及ぼすことも指摘されるだけでなく、死亡事例も多いことから、平成30年4月まで

にすべての都道府県及び指定都市（67 自治体）に「ひきこもり地域支援センター」が設置されたが、令和 4 年度から、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して当該設置主体は市町村に拡充されている。



（京都市 HP より）

京都市では、京都市の委託を受けた市社協が運営する「よりそい・つなぐ」相談窓口と各区役所・支所保健福祉センターにより、「ひきこもり地域支援センター」を構成しており、支援のネットワークによる連携が必要な場合は、区役所・支所保健福祉センターが中心となって、支援方針や役割分担を考えながら支援にあたっている。

直近 3 年間における事業支出（令和 4 年度より開始）

（単位：千円）

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
ひきこもり支援事業	—	82, 323	80, 723

令和5年度 ひきこもり支援事業費の内訳

(単位:千円)

	項目	金額
補助金	ひきこもり支援事業補助金	1,705
報償費	家族懇談会等講師謝礼	135
需用費	ミーティング必要物品等費用	21
使用料等	ミーティング会場費用等	42
委託料	ひきこもり相談窓口	43,040
	ひきこもり相談窓口賃借料見合い(ひとまち)	3,106
	よりそい支援員	30,674
	チャレンジ就労体験(1日体験)	2,000
計		80,723

(京都市資料より外部監査人作成)

8.2 ひきこもり支援事業補助金

京都市は、ひきこもり状態にある者やその家族に対し、新たに支援事業を開始する団体(以下「事業実施団体」という。)に対して補助金を交付している。

京都市のひきこもり支援事業補助金交付要綱で定める「ひきこもり」とは、おおむね6箇月以上継続して家族以外の者と交流を行わず、外出(家族以外の者との交流を目的としないものを除く。)をしていない状態(傷病をその原因とするものを除く。)であって、本人又はその家族がその改善を必要としているものをいう。

また、補助金対象事業は、事業実施団体が補助金の交付を受けようとする年度中に実施する事業であって、次のいずれかに該当するものである。

(1) スタートアップ部門

新たに開始する支援に資する事業

(2) 受入環境整備部門

既存の事業に、従来は対象とならなかったひきこもり状態にある者やその家族を受け入れる事業

京都市のひきこもり支援事業にかかる支援事業補助金は、スタートアップ部門については事業費の10分の10(上限30万円)、受入環境整備部門については事業費の4分の3(上限10万円)である。補助金の交付対象経費は事業開始にあたる準備経費であり、申請団体の事務所固定資産に係る費用や人件費等は対象外となっている。

申請・実績報告・補助金確定という手続きで支払われ、事業実績については公表される。

令和5年度 京都市ひきこもり支援事業補助金 事業一覧

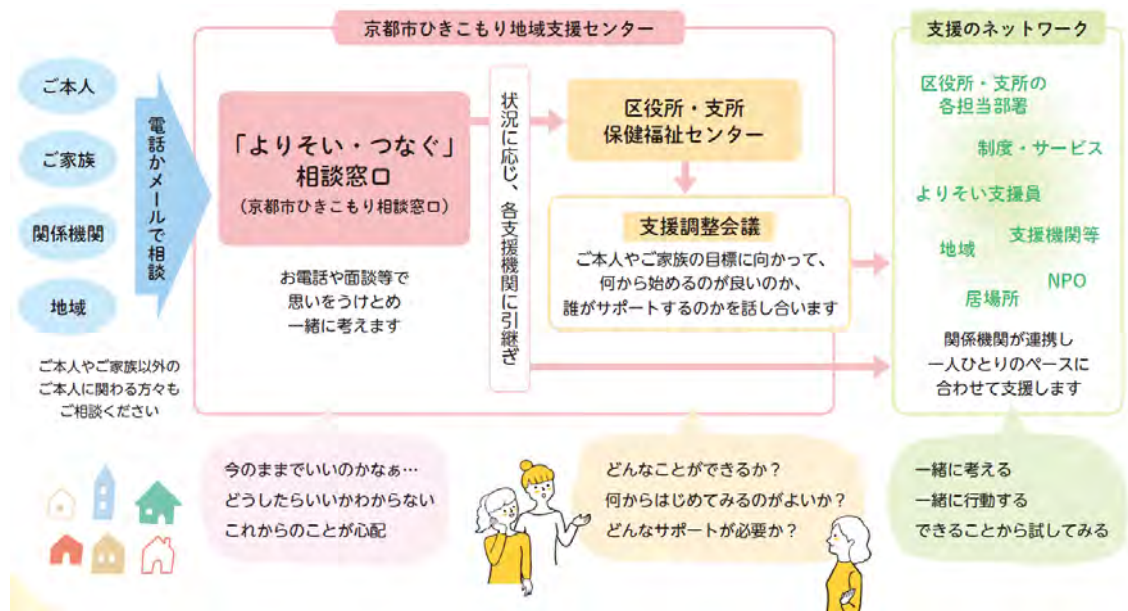
事業区分	事業名	事業概要
スタートアップ (1年目)	日本文化の「茶の湯」体験を通じた居場所づくり	茶師による2回の「茶の湯」体験講座を通して、心身ともにリラックスした状態を作り、本音で話せる居場所づくりを行うとともに、対象者やその家族、支援者同士のコミュニティ形成を図る。
スタートアップ (1年目)	「発達障害とひきこもり」シンポジウム～医療・心理・就労・当事者・家族 それぞれの立場から～	7月～9月の間に京都市内でシンポジウムを開催。内容は、「既存の支援につながることが最も困難」といわれる「知的障害を伴わない発達障害」「境界知能」の課題に特化したものとし、パネリストからの課題提供、パネルディスカッション、質疑応答を行うことで、膠着状態にあるケースの前進の機会となることを図る。
スタートアップ (1年目)	ナイスラボ	希死念慮と向き合う取り組みとして、ワークショップ形式の交流の場を設けることによる孤独支援を行う。ひきこもり当事者や周囲の方が安心してコミュニケーションをとれる環境をつくることで、孤立しなくても良いと思える実感を持つきっかけとする。長期休暇中の孤独感にスポットを当て、令和5年度は全5回のワークショップを計画しており、今後も継続を計画している。
スタートアップ (1年目)	鬼あげひまわり	ひきこもり当事者が、安心して食事できる環境を作り、人と一緒に食事がとれる場所を提供する。
スタートアップ (2年目)	ひきこもり支援ネットワーク構築事業	○ひきこもり状態の人が孤立せず安心安全に豊かに暮らせる環境を実現することを目的に、多様な主体と連携して支援ネットワークを構築し、当事者に対するきめ細やかな生活支援を実現する。 ○2年目である令和5年度は、当事者交流会や、ひきこもり支援に携わる職員をアドバイザーとして呼び、当事者が悩み事を相談できる「相談カフェ」を実施する。また、団体職員が、コレクティブハウスやコミュニティづくりのノウハウを学ぶ講座を受講し、支援に活かす。
スタートアップ (1年目)	藤袴地域交流事業	藤袴の栽培や藤袴の匂い袋制作を通して、地域に住む、ひきこもり状態にある方又はその家族、孤立している高齢者の方々の交流を図る。また、事務所にも藤袴や野菜の植木を置き、気軽に立ち寄りやすい環境をつくる。

(保健福祉局提供資料より外部監査人抜粋)

支援事業補助金は申請に基づき予算額を限度に支払われている。

8.3 ひきこもり支援委託事業

相談から支援までの流れ



(京都市 HP・リーフレットより)

8.3.1 ひきこもり相談窓口

京都市ひきこもり相談窓口については、市社協に運營業務を委託し、業務委託契約に基づき委託料を支払っている。

市社協の令和5年度事業報告によると、新規相談は369件、継続相談を含めると439件の相談があり、総相談回数は、電話や面談、メール、訪問等の手段により、延べ1,874回であった。

また、最近の傾向として、ひきこもりの課題だけでなく世帯の多様な課題を受けとめ、整理した上でひきこもりの課題に向き合うような対応を求められる相談が多いことが挙げられる。そのため様々な相談をひとつひとつ受けとめ、寄り添いながら丁寧に対応するとともに、関係機関と連携することにより、迅速に必要な支援を行うことができた。支援機関と連携した実績としては、保健福祉センターに13ケースを引継いだことが挙げられる。

8.3.2 よりそい支援員

よりそい支援員とは、ひきこもり状態にある者又はひきこもり状態の前段階にある者やその家族等（以下「ひきこもり者等」という。）の社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して伴走型支援を行うものであり、アウトリーチ等による積極的な情報把握や集中的な支援等を行うことでひきこもり者等の社会参加及び自立を促進することを目的として、市社協に設置事業を委託しているものである。

「京都市よりそい支援員設置事業実施要綱」に定める「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」等をいい、支援対象者は、「ひきこもり者等のうち、京都市に居住し、かつ支援が必要であると認められる者であり、複合的な課題を抱える者」である。

よりそい支援員の活動について、市社協は、本人もしくは家族のペースにあわせて週に1回から月に1回のペースで面談や家庭訪問を行ない、月に1回はゲームなどをする本人交流会を開催している。社会参加の支援を行っていることをホームページで案内しており、市社協の令和5年度事業報告によると、令和5年度は、当事者に対する支援2,866回（前年度は1,761回）とその家族に対する支援1,236回（前年度は741回）を実施した。令和2年9月の事業開始以降、令和6年3月までに96ケースを支援し、そのうち22ケースが令和5年度に発生したもの、23ケースが生活保護や障害支援サービスつながる等により支援が終了したものである。

よりそい支援員設置事業についても、運営業務を委託した市社協に対し、業務委託契約に基づく委託料を支払っている。

8.3.3 チャレンジ就労体験

チャレンジ就労体験事業は、就労に対する不安を抱え、ひいては、社会との関わりに不安や不信感を抱いているために就労に至ることが困難な市民に対し、就労への関心を持たせるための動機付け、その関心を高めるための多種多様な就労体験先の提供、さらには就労体験終了後のフォローアップ等により、きめ細かに寄り添い、支えることで就労や社会と関わることへの不安の払しょくを図り、更には自立につなげることを目的として、京都市が市社協に委託する事業である。

市社協令和5年度事業報告によると、「直ちに一般就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者（京都市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱に基づく自立支援機関が支援する生活困窮者）を対象とする事業であり、」令和5年度、121名の申込を受け付け、98名の体験を実施した。また、就労体験までは難しく、働くことのスタートラインに立つことに不安がある人の社会参加のきっかけづくりとして、令和3年7月から「一日体験」を実施しており、令和5年度は62名の「一日体験」を実施した。さらに、「一日体験」から就労体験へつながった対象者も12名いた。

令和5年度における体験修了者は68名であり、保健福祉センターと連携し丁寧な支援を行った結果、その8割強に当たる57名については、体験前に比べ就労に対する意欲等の上昇が見られ、さらに、約9割以上の63名について目標へのステップアップや就労や社会参加につながっている。

就労体験先を広げる取組により、令和5年度においては体験先の登録が199箇所になり、地域の企業の協力も得て福祉分野以外の多様な体験先確保ができるようになるなど、事業内容の充実を図っている。

8.3.4 委託事業契約

ひきこもり支援委託事業については履行期間を3年として契約を締結しているが、京都市との連携が不可欠であり、ノウハウや地域ネットワークを勘案した点、事業実績に不審な点は見当たらない。また、よりそい支援員設置事業では令和2年9月の設置から年間平均23件程度の新規支援ケースがあり継続している支援ケースを含めると96件を取り扱っていること、支援回数も前年より本人及び家族支援を合わせて1,600件増加していることから、本活動の重要性がわかる。

ひきこもり支援事業について、京都市提出資料を監査したところ指摘事項等は特にない。

第 13 災害対策

1. 避難行動要支援者名簿の活用事業

1.1 事業目的及び概要

災害発生時の避難行動に特に支援を要する方を登載した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時には各避難所に提供し、安否確認を行う。また、平常時からの地域への提供に不同意の意思表示を示した方を除いて、地域団体等に提供し、災害時の円滑な避難支援に繋がるよう、顔の見える関係づくりを進める。

1.2 避難行動要支援者名簿

京都市では、平成 20 年 9 月より、災害時の避難に特に支援が必要な市民（避難行動要支援者）の避難支援等に活用するために、「避難行動要支援者名簿」を作成している。さらに、平成 24 年 7 月からは、居住地域への情報提供に同意した市民を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時の迅速な対応に繋がる日常的な見守り活動に活用してきたが、より多くの市民の情報を地域で共有するため、令和 3 年 12 月に制定した「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に基づき、個人情報地域に提供することに不同意の意思表示を示した方を除いて、地域に提供することが可能になった。

京都市は普段から地域でこの名簿を活用して、支援を必要とする市民を把握し、日頃からの声掛けや見守り活動に役立てている。

1.3 避難行動要支援者

京都市内に居住し、次のいずれかに該当する者。

- ① 要介護 3 以上の者等（※）
- ② 65 歳以上で要介護 1・2 の者及び要支援 1・2 の者の内、一人暮らしの者等（※）
- ③ 身体障害者手帳 1 級・2 級の者及び療育手帳 A 判定の者の内、一人暮らしの者等（※）
- ④ 障害支援区分 4 以上の者
- ⑤ 京都市の緊急通報システム事業を利用されている者
- ⑥ 65 歳以上で一人暮らしの者（同意のあった者）等

（※）その他の避難行動要支援者に該当する者のみと同居している者を含む。

1.4 記載内容

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、身体の状態（要介護度や障害支援区分、障害者手帳の種類等）、暮らしの状態（独居等）、世帯主の氏名、緊急連絡先など、災害対策基本法に定める項目や、避難支援等の実施に必要な項目が記載されている。

1.5 提供先

地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、障害者福祉団体、各民児協、各学

区社会福祉協議会、地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体（学区単位の自主防災会など）等、避難支援等関係者である地域の関係機関に提供する。この他、個人情報の取扱いに関する協定を結んだ団体に提供する場合がある。

1.6 提供した個人情報の取扱い

名簿を提供するすべての団体と、この活動の目的以外に情報を使用しないことや厳格な情報管理等を定めた協定を締結する。情報の提供を受けた者は、災害対策基本法及び京都市条例により守秘義務が課せられる。

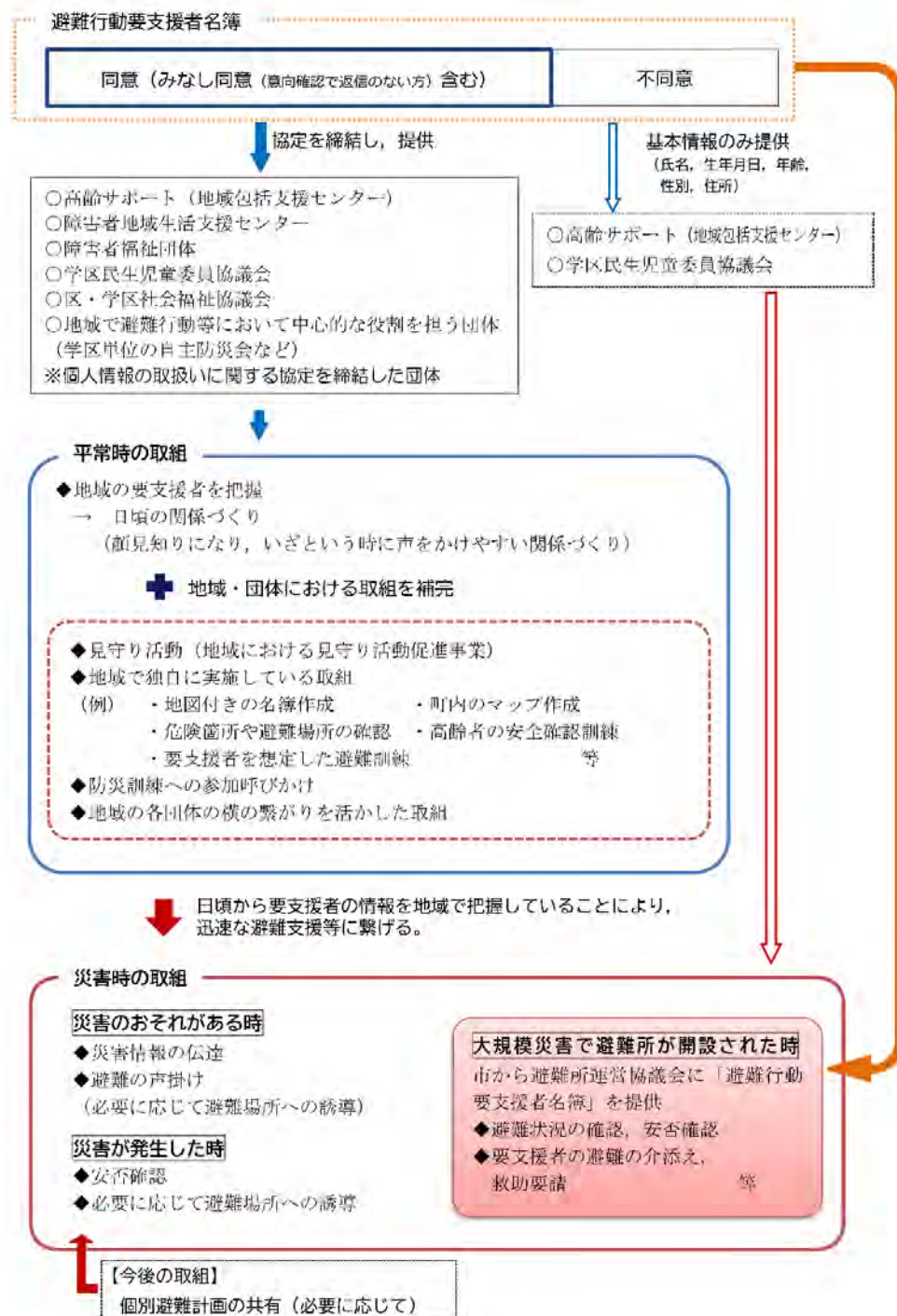
1.7 避難支援等

①避難の支援、安否の確認

- ・災害発生時又は発生のおそれのある時に、避難行動要支援者を安全な場所に避難させること
- ・被災家屋に取り残されていないか等の安否の確認など

②その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

- ・災害発生時に迅速な避難支援等が行えるよう、平常時からの避難訓練の実施や、見守り活動等を行う中で地域に居住する避難行動要支援者を把握など



（京都市避難行動要支援者名簿の活用の手引き～いざという時に備えて～より抜粋）

1.8 令和5年度事業費の内訳

直近3年間における事業支出

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
避難行動要支援者名簿の活用事業	—	13,592	13,901

令和5年度事業費の内訳

(単位：千円)

項目	支払先	金額
委託料（意向確認結果データ作成等業務）	株式会社ジャパンインターナショナル 総合研究所	10,212
委託料（名簿の管理業務）	地域包括支援センター	3,111
需用費等（印刷代等）		578
計		13,901

1.8.1 名簿の管理業務

避難行動要支援者として名簿に登録される対象には、「65歳以上の単身世帯で名簿に登録することに同意」している市民が含まれることから、一人暮らし高齢者宅への訪問活動等を行う地域包括支援センターに対し、当該業務の際、高齢者に名簿についての説明を行い同名簿への登録の同意を得る業務を委託している。京都市によれば、当該業務委託の結果、令和5年度は説明を行った16,803名のうち165名から同意を得て名簿へ登録したということであるから、対象者へ名簿登録について説明をするタイミングが作りやすいこと、また普段から顔なじみの担当者が説明を行うことで同意を得やすいという点でも効果的であることが確認できる。

登録人数についても、避難行動要支援者名簿活用事業を開始した令和4年度が171人、令和5年度が165人と推移している。

1.8.2 意向確認結果データ作成等業務

避難行動要支援者名簿については、作成時に新規名簿登録者に対して関係団体に名簿を提供することの可否を確認しており、京都市は当該業務を民間業者へ委託している。京都市によれば令和5年度は、15,965人の方に対して意向確認を実施し、8,764人から同意の回答を得た（未回答者はみなし同意とする）ということである。

民間業者に委託している契約内容は「避難行動要支援者名簿に新たに登録される市民に対して、地域への個人情報の提供に同意するか否かを確認する書類を作成及び郵送し、意向確認を行うこと」とされている。

京都市のホームページ掲載の要介護認定者推移表によると、要介護3以上の人数は近年

あまり変動がなく、約 32,000 人である。要支援 1・2 及び要介護 1・2 の認定者数についても約 64,000～65,000 人で大きな変動もなく、また 1 級及び 2 級の身体障害者手帳交付者数について資料は令和 4 年度までのものであるが、こちらも約 30,000 人である。65 歳以上単身世帯については最新の国勢調査結果が令和 2 年のものであるため少し情報が古く約 90,000 世帯であるが、京都市が毎月公表している推計人口のうち 65 歳以上の人数にあまり大きな変動がないことから単身世帯数についても大きな変動はないと想定される。

したがって、令和 3 年 12 月に新たに「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定したことから当該意向確認業務が開始されたこと、それ以前は当該確認業務が行われていなかったことを考えると、令和 4 年度からの業務であるので相当数の確認が必要であることは想像に難くない。

しかしながら、京都市が随意契約を締結する際の理由について意向確認書類の発送及び意向確認については対象者を年間 18,000 人と想定した説明がなされている。京都市によれば、市内在住の 65 歳以上の単身高齢者から既に避難行動要支援名簿に登載されている人数を除いた人数の概算が約 20 万人であるとのことなので、それを踏まえても年間 18,000 人の想定及び実際業務対象となった 15,965 人は少ないのではないかと考えられる。毎年新しい対象者が生じることから、特に事業初期については効率的に作業を進めることが望ましい。

要介護度別・要介護認定者数の推移

(単位:人)

	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
令和 2 年 4 月	13,257	10,014	7,663	30,934
令和 3 年 4 月	13,545	10,408	7,325	31,278
令和 4 年 4 月	13,846	10,674	7,421	31,941
令和 5 年 4 月	13,938	10,954	7,547	32,439
令和 5 年度計画	14,274	10,930	7,907	33,111

(単位:人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	計
令和 2 年 4 月	10,998	15,002	15,249	19,391	60,640
令和 3 年 4 月	11,450	15,797	16,109	19,848	63,204
令和 4 年 4 月	11,458	16,238	16,423	19,715	63,834
令和 5 年 4 月	11,289	16,698	16,821	20,148	64,956
令和 5 年度計画	12,080	17,023	16,514	20,880	66,497

(京都市 HP 資料より外部監査人作成)

等級別身体障害者手帳交付者数

(単位:人)

	1 級	2 級	計
令和 2 年 3 月	20,382	11,629	32,011
令和 3 年 3 月	20,054	11,314	31,368
令和 4 年 3 月	19,599	10,870	30,469
令和 5 年 3 月	19,052	10,674	29,726
令和 6 年 3 月	18,609	10,402	29,011

(京都市 HP 資料より外部監査人作成)

65 歳以上人数及び単身世帯数の推移

	平成 27 年 10 月	令和 2 年 10 月	令和 3 年 10 月	令和 4 年 10 月	令和 5 年 10 月	令和 6 年 10 月
65 歳以上人数	391,876	413,331	413,284	411,091	409,800	408,761
65 歳以上単身世帯	86,310	95,220	-	-	-	-

(京都市 HP 資料 (国勢調査結果) より外部監査人作成)

1.9 避難行動要支援者名簿の利用

避難行動要支援者名簿の利用については、災害時に避難所に提供して要配慮者の安否確認を行うだけでなく、名簿の提供を希望する関係団体と協定を締結したうえで、学区の社会福祉協議会や自治連合会等に提供しているものである。

京都市は、令和 5 年度には 8 学区の優れた取組を活用事例集としてまとめ、全市域において避難行動要支援者名簿の活用が進むよう京都市のホームページ等で公開するなど、発災時に円滑な避難行動支援が可能となるよう平時から当該名簿の活用を各団体に依頼している。高齢者の見守り活動や学区の防災訓練など様々に活用されているようであるが、京都市はあくまでも「避難行動要支援者名簿の活用は地域の実情に応じて創意工夫を行っていた、任意の活動」という認識である。

災害時については、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、避難行動要支援者名簿の登載情報を提供することが可能となっていることから、当該名簿を各区・支所災害対策本部から各指定避難所の避難所運営協議会へ提供し、避難行動要支援者の安否確認に用いることとしている。避難所運営協議会に派遣した京都市職員が、避難行動要支援者名簿を管理し、その利用方法等について監督している。

避難行動要支援者名簿が氏名、住所、年齢をはじめ、要支援者本人の要介護度や障害区分等を記載した非常に高度な個人情報であることから、その管理については細心の注意を払う必要がある。京都市ではその取扱いについて「京都市避難行動要支援者名簿取扱要綱」を定め遵守を求めている。

【意見】 避難行動要支援者名簿への登載意向確認対象者の明確化

名簿登載者に対して行う地域への個人情報提供に同意するか否かの意向確認業務については、委託業務の適正な遂行のために、進捗度を考慮したうえで対象者の範囲を明確化し、委託業者が効率よく進められるよう準備されたい。

2. 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業

2.1 事業目的及び概要

避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者の住まいや身体の状態に応じた避難計画を作成している。作成後、京都市に提供のあった個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と同様、災害時には各避難所に提供し、安否確認等に活用する。

2.2 京都市における取組

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。個別避難計画については、国が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂）において、優先度が高いと判断する者について、改正法施行後、概ね5年程度で作成に取り組むこととされている。

京都市では、令和元年度から単身の重度障害者を対象として一部地域でモデル的に作成していた個別避難計画について、令和4年度以降は国の指針等を踏まえて対象を拡大して取り組んできた。特に避難行動要支援者のうち要介護3以上又は障害支援区分4以上で災害発生時に危険なハザードエリア地区に居住している市民を優先作成対象者に設定し、ケアマネジャーや相談支援専門員といった福祉専門職による作成支援を行うなど積極的に取り組んできた点は評価できる。

また、上記以外の優先作成の対象とならない避難行動要支援者については、本人や親族による個別避難計画作成を勧奨しており、令和5年度に個別避難計画の作成ポイントをまとめたリーフレットを作成して区役所や消防署での防災訓練時に配布するなどし、個別避難計画作成の推進に取り組んでいる。

令和6年4月現在名簿登載されている市民のうち優先作成対象者である約2,700名（推定）について、令和5年度は新規446名、更新2名の計448名分（死亡・転居・施設入所などにより名簿登載から削除された分を除くと441名分）が作成された。また約2,000件の個別避難計画に着手しており、国の指針に則している。

個別避難計画については、新規に作成した場合1件当たり7,000円、更新した場合は1件あたり3,500円の作成報酬を支払っている。更新に係る変更は、本人の状態（要介護度、障害支援区分）の変更や住所変更に伴い災害時の配慮事項が変更したとき、また本人以外の関連情報（世帯構成、緊急連絡先、避難支援者、避難場所や経路の情報等）が変更したとき等をいう。

なお、京都市は個別避難計画作成支援にかかる事業報告書の提出は求めている。当該事業の対象である要介護３以上又は障害支援区分４以上の方は、一般的に介助者の援助がなくては個別避難計画の提出が難しい。したがって、提出する個別避難計画書にその介助者について避難支援者として記載することをもって、京都市は当該避難計画書作成支援の完了を確認している。

直近３年間ににおける事業支出（令和４年度より開始）

（単位：千円）

	令和３年度決算	令和４年度決算	令和５年度決算
避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	—	627	4,933

事業費の内訳

（単位：千円）

項目	支払先	金額
リーフレット作成委託料	アインズ株式会社	1,430
計画作成報酬（上期）	社会福祉法人西山福祉会他 12 件	182
計画作成報酬（下期）	社会福祉法人西山福祉会他 117 件	2,573
計画作成経費	社会福祉法人成望館他 2 件	374
需用費等（郵便料金等）		374
計		4,933

避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

第 14 国民年金事務その他

1. 国民年金事務

法定受託事務である国民年金事務を市町村が処理するものである。

国民年金第 1 号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については法定受託事務として各市町村が受託していることから、京都市においても同事務作業を担っている。

また、京都市は政令指定都市であり住民との接点となる窓口である区役所が重要であるため、各区をサポートすることも大切にしている。

年金広報（2018. 4. 13 4 月号）で京都市の取材記事が掲載されていた。記事によると、平成 14 年地方分権一括法施行後、市町村の業務範囲が縮減されたことで国民年金事業を担当する職員も縮減されることになり、業務のスペシャリストの育成が困難になったといわれており、一方、業務範囲が増加した年金事務所は手が回らなくなり、職員の対応スキルが低下したともいわれていたということである。さらに、受付をする市町村では日本年金機構での処理状況を把握できないため、サービスの低下を招くことにつながっているともいわれている。

窓口業務は住民との接点となる重要な業務であるため、京都市は平成 20 年 4 月には年金相談員制度を創設するなど年金事務所との連携体制の強化に努め適切な住民サービスを提供できるよう取り組んでおり、今後もより一層の奮励努力を期待する。

国民年金事務事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

直近 3 年間における事業支出

(単位：千円)

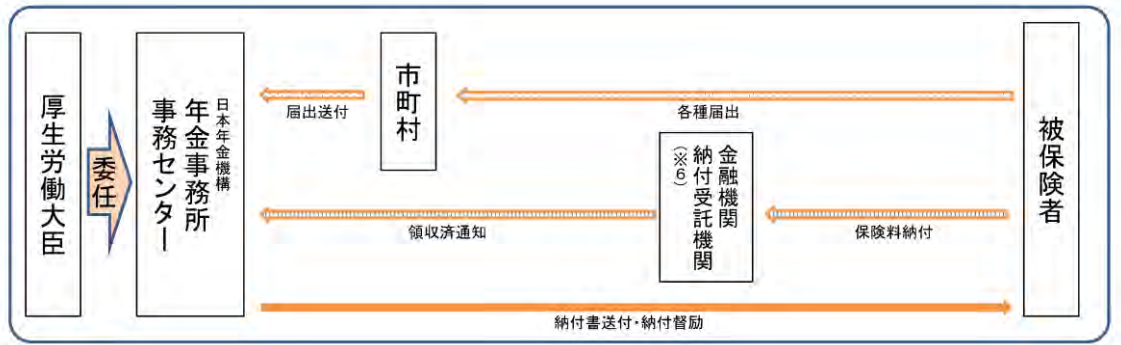
	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
国民年金事務事業	97, 376	68, 081	54, 148

令和 5 年度 事業費の内訳

(単位：千円)

項目	支払先	金額
委託料（オンラインシステム保守等）	日本電気株式会社	8, 189
需用費（印刷用備品）	株式会社松本事務光機ほか	1, 234
需用費（書籍等）	株式会社社会保険実務研究所ほか	3, 664
通信費（郵送料）等		1, 221
その他		39, 840
計		54, 148

(国民年金適用・徴収に関する事務処理の流れ)



(厚生労働省 HP より)

(参考)国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告(平成9年9月2日 地方分権推進委員会)を踏まえ、地方分権推進一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号))により整理されたもの。

	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係			
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料			1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)		市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁
H22.1.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	年金事務所	年金事務所	年金事務所	年金事務所	日本年金機構 (国民年金原簿)		市町村	年金事務所	年金事務所	日本年金機構

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

(厚生労働省 HP より)

2. 社会福祉法人等の指導監督

2.1 事業目的及び概要

社会福祉法人等の適正な運営を確保し、利用者等の処遇を向上させることを目的として、社会福祉法人及び社会福祉施設、介護保険及び障害福祉サービス事業者等に対する指導、監督を行っている。

直近 3 年間ににおける事業支出

(単位：千円)

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
社会福祉法人等の指導監督事業	7,711	7,786	7,941

2.2 監査実施状況

令和 5 年度京都市の社会福祉法人等に対する監査実施状況

	実地監査 (件数)	書面監査 (件数)	合計 (件数)
社会福祉法人	96	—	96
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く。)	323	87	410
障害者支援施設	9	—	9
障害児入所施設等	13	—	13
老人福祉施設	43	—	43
施設合計	388	87	475

(京都市 HP「令和 5 年度社会福祉法人・施設 監査結果概要」より。

保健福祉局所管分以外を含む。)

直近 3 年間の社会福祉法人指導監査実績 (保健福祉局所管分)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象総数	110	109	109
監査実施	27	45	41
監査未実施	83	64	68
指摘事項を改善予定としている	20	16	17
2 年連続で指摘改善予定事項がある	—	2	2
3 年連続で指摘改善予定事項がある	—	—	1
前年に指摘改善予定事項があるが 監査未実施	—	17	13
前々年に指摘改善予定事項があるが 前年以降監査未実施	—	—	17

※指摘事項について改善済の件数については記載していない

(京都市 HP「社会福祉法人等指導監査結果 (保健福祉局所管分)」より外部監査人作成。

保健福祉局所管分以外を含む。)

社会福祉法人に対する指導監督は、厚生労働省「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に基づき実施し、同要綱に従い、「違反が認められる事項」及び「法

人運営に資するものと考えられる事項」を法人に通知している。

京都市は社会福祉法人の指導監査については、厚生労働省が定めた社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、法人運営等に大きな問題が認められない法人は原則3年に1回の周期で、問題があると認められる法人は毎年度実施しており、老人福祉施設等についても原則3年に1回、障害者支援施設については原則2年に1回の一般監査を実施している。

現在、社会福祉法人について毎年指導監査をしている法人は、日々の相談・指導等を含め徐々に改善が図られているということであるが、直近3年間の社会福祉法人指導監査結果を見ると、指摘事項について改善予定としている社会福祉法人等が多い。数年ごとの役員等改選に係る事項など即日に改善できるような事項ではない項目があること等から、その点が直ちに問題であるとは言い難いが、改善予定とされている指摘事項があるにもかかわらず翌年以降も監査を実施していないケースが多い。これについては、指導監査の効率化・重点化を図るという国の要綱の趣旨に則り、指摘事項の軽重や法人の運営状況を考慮したうえで、連続で指導監査をする法人を決定しているということである。

また、直近3年間連続で指摘事項について改善予定としている社会福祉法人がある。京都市としても注意すべきであるとの意識から3年連続で指導監査を実施されているのだろうが、このように毎年複数点指摘事項が生じるようなケースについては、改善が図られない場合は国の法令及び要綱に基づき改善勧告等の措置を講ずるということを含め、今後も適切な指導を行われたい。

社会福祉法人等指導監督事業について京都市提出資料を監査したところ、指摘事項等は特にない。

3. 京都市くらし応援給付金支給事業

物価高による負担感が大きい世帯への支援として、国の交付金を活用し、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を、低所得者の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を、それぞれ申請手続きを必要としないプッシュ型により支給した。

①令和5年度に複数回補正予算を編成することになった理由

令和5年度では、補正予算を4回（5月、11月、12月、3月）計上している。

国からの通知に基づいて給付を行っており、国の制度内容の詳細が判明次第、順次補正予算を計上したため、複数回の補正予算計上に至っている。判定基準は次の表のとおりであり、国から示された条件に合致する対象者を、税データや過去の支給実績から推計し、不足が無いように計上している。

内 容	判定基準	国実施決定時期	補正時期	給付額
①住民税非課税世帯	令和５年度住民税課税台帳	令和５年３月	令和５年５月	３万円／世帯
②住民税非課税世帯（追加給付）		令和５年１１月	令和５年１１月	７万円／世帯
③住民税均等割のみ課税世帯		令和５年１２月	令和５年１２月	１０万円／世帯
④低所得者の子育て世帯への加算 ②③世帯の１８歳以下の児童が対象				５万円／児
⑤新たに住民税非課税世帯となる世帯 新たに住民税均等割のみ課税世帯となる世帯 ＋⑤の子育て世帯への加算	令和６年度住民税課税台帳		令和６年３月	１０万円／世帯 ＋５万円／児
⑥定額減税の恩恵を十分受けられないと見込まれる所得水準の方々	令和６年度住民税課税台帳及び令和６年分推計所得税額			定額減税可能額を減税しきれない額

（保健福祉局提供資料より）

②支給実績（世帯数）

	３万円給付	７万円・１０万円給付	５万円給付
住民税非課税世帯	251,230	254,237	—
家計急変世帯	345	—	—
住民税均等割のみ課税世帯	—	893	—
低所得子育て世帯	—	—	15,847
合計	251,575	255,130	15,847

（保健福祉局提供資料より）

京都市ホームページに掲載されている推計人口データによると、令和５年１月１日の京

都市における世帯数は 739,522 世帯であり、令和 6 年 1 月 1 日の同世帯数は 745,914 世帯である。プッシュ型支給であることから、対象世帯の多くに支給されたということである。つまり、京都市における非課税世帯は計算上、全世帯数の約 34%を占めることになる。この現状の厳しい事実は、助け合い、支え合うまちづくりのためにも、市民に情報発信していく必要がある。

京都市くらし応援給付金支給事業について、京都市提出資料を監査したところ指摘事項等はない。

4. 高齢者福祉施設等における物価高騰への対応

長引くコロナ禍による影響と物価高騰に直面する中で、高齢・障害者施設等が、利用者負担を増やすことなく、これまでどおりに栄養バランスや量を保った食事の提供を行えるよう、京都市内に所在する高齢・障害者施設等に対し、食材費における物価高騰分を支給するものである。

直近 3 年間ににおける事業支出（令和 4 年度より開始）

（単位：千円）

	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算
高齢者福祉施設等における物価高騰への対応事業	—	720,721	4,297,547

令和 5 年度の実績

（単位：千円）

	高齢者施設・事業所		障害者施設・事業所	
食材費高騰対策支援金※	2,746 件	801,386	1,231 件	114,155
物価高騰対策支援金※	11,829 件	2,708,235	6,566 件	636,365
就労継続支援事業所等生産活動活性支援	—	—	134 件	29,534

※上半期、下半期、追加支援分を延べでカウントしたもの

（保健福祉局提供資料より外部監査人作成）

4.1 食材費高騰対策支援金

高齢者及び障害者の入所・通所施設、要介護高齢者等を対象とした配食サービスにおいて提供される食事について、食材費の高騰分を施設及び事業者に対して支給することで、利用者負担を増額することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事が提供されるよう支援を行った。

京都市は食材費高騰対策支援金については、支援金の給付対象施設から提出される請求

書兼誓約書に基づいて請求金額を支給し、給付対象期間終了後に支援金給付を受けた施設等から提出される実績報告書を確認していた。

請求書兼誓約書には、請求額、支給対象施設・事業所として運営している事実、入所者・利用者に食事を提供している事実、食費の値上げを行わないことを約することが記載され、食費の金額と食事を提供していることを証する書類が添付されている。

また、実績報告書には値上げを実施しなかったことの実事確認ができる項目のほかに支援金に残額があった場合の報告欄がある。これは京都市「令和5年度食材費高騰対策支援金」給付要綱第9条第1項第3号に規定されているとおり、支援金を全額使用せず、残額が生じた場合には返還義務が生じるためであるが、報告書に添付された書類について確認したところ、残額に関する記載項目は第2号様式「「令和5年度食材費高騰対策支援金」実績報告書」に生じた残額の金額を記載するのみであり、記載された金額について収支を確認する資料がない。今後、支援給付金について返還金額が生じる場合は、収支明細書の添付を義務付ける等、返還金の有無及び返還金額を確認できる仕組みにされたい。

給付対象施設等と支援金額

食材費高騰対策支援金 給付対象施設		1日あたり 支援単価
(1) 高齢者施設・事業所	ア 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム	70円
	イ 介護老人保健施設	70円
	ウ 介護医療院	70円
	エ 介護療養型医療施設	70円
	オ 認知症高齢者グループホーム	70円
	カ 特定施設入居者生活介護事業所	70円
	キ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	70円
	ク 軽費老人ホーム	70円
	ケ 養護老人ホーム	70円
	コ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	70円
	サ 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	23円
	シ 通所リハビリテーション事業所	23円
	ス 小規模多機能型居宅介護事業所	23円
	セ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	23円
(2) 障害者施設・事業所	ア 療養介護事業所	70円
	イ 施設入所支援事業所	70円
	ウ 共同生活援助事業所	70円
	エ 短期入所事業所	70円
	オ 生活介護事業所	23円
	カ 自立訓練事業所（機能訓練）、自立訓練事業所（生活訓練）	23円
	キ 就労移行支援事業所	23円
	ク 就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所	23円
(3) 京都市配食サービス実施事業所		24円

（京都市「令和5年度食材費高騰対策支援金」給付要綱より外部監査人作成）

第2号様式「令和5年度食材費高騰対策支援金実績報告書」

第2号様式（第8条関係）

【管理番号】R5食-599 介護老人福祉施設

「令和5年度食材費高騰対策支援金」実績報告書

(宛先) 京都市長	2024 年 / 月 25 日
住所 〒 京都市	(ふりがな) 法人・団体名及び代表者氏名

施設（事業所）の名称	
------------	--

京都市「令和5年度食材費高騰対策支援金」支給要綱第8条の規定により、以下のとおり報告します。

☒	令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に、食費の値上げを行っていません。
☒	支援金は、食費の値上げを実施することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事を提供するために活用し、全額使用しました。

※ 上記項目を確認のうえ、☒をしてください。

※ 上記項目全てに☒がない場合は、要綱第9条の規定により返還を求める場合があります。

支援金を全額使用せず、残額が生じた場合は、以下にその金額を記載してください。

円

※ 上記残額については、要綱第9条第3号の規定により返還を求めます。

連絡先・書類送付先

担当者氏名	
電話番号	
不備等があった場合 の書類送付先	☐ 同上 ☒ 以下のとおり 住所： 氏名：

(保健福祉局提供資料)

4.2 物価高騰対策支援金

長引くコロナ禍に引き続く原油価格・物価高騰に直面する中で、高齢者・障害者施設等（以下「施設等」という。）が安定的な運営を行えるよう、人件費と食材費を除いた運営経費に活用できる支援金を給付するものである。

支援金額は、原則施設等の月当たりの運営費のうちの物件費（運営費に施設・事業所のサービス種別ごとに定めた物件費割合を乗じて算出したもの）に、物価上昇率3.3%及び支給対象期間の月数を乗じた額とし、京都市は物価高騰対策支援金について、支援金の給付対象施設から提出される請求書兼誓約書に基づいて請求金額を支給していた。なお、物価高騰対策支援金については、事業報告書の提出は求めていないが、支給対象期間中の施設等の廃

止・休止及び不正な手段で支援金の支給を受けたことが返還の要件となっている以上、支給対象期間中に事業を継続していたことを確認する手続を盛り込むことが望ましい。

給付対象施設等

物価高騰対策支援金 給付対象施設	
(1)高齢者施設・事業所	(2) 障害者施設・事業所
ア 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 介護療養型医療施設 オ 認知症高齢者グループホーム カ 特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 キ 養護老人ホーム ク ケアハウス ケ 短期入所生活介護事業所 コ 短期入所療養介護事業所 サ 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所 シ 通所リハビリテーション事業所 ス 小規模多機能型居宅介護事業所 セ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ソ 訪問介護事業所 タ 訪問入浴介護事業所 チ 訪問看護事業所 ツ 訪問リハビリテーション事業所 テ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ト 夜間対応型訪問介護事業所 ナ 居宅療養管理指導事業所 ニ 居宅介護支援事業所 ネ 介護予防支援事業所	ア 療養介護事業所 イ 短期入所事業所 ウ 施設入所支援事業所 エ 共同生活援助事業所 オ 生活介護事業所 カ 自立訓練事業所（機能訓練）、自立訓練事業所（生活訓練） キ 宿泊型自立訓練事業所 ク 就労移行支援事業所 ケ 就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所 コ 就労定着支援事業所 サ 自立生活援助事業所 シ 地域活動支援センター（デイサービス） 地域移行支援事業所 ス 日中一時支援事業所 セ 居宅介護事業所 ソ 重度訪問介護事業所 タ 同行援護事業所 チ 行動援護事業所 ツ 地域移行支援事業所 テ 地域定着支援事業所 ト 計画相談支援事業所 ナ 移動支援事業所 ニ 訪問入浴サービス事業所 ネ 重度障害者等包括支援事業所

（京都市「令和5年度物価高騰対策支援金」支給要綱より外部監査人作成）

【意見】支援金等に係る実績報告書の記載事項の検討

今後返還金が生じる支援金等の給付を実施する場合は、実績報告書に返還要件該当性について判定する項目欄を設けた上で、該当しないことを証する書面を添付する形式にされたい。また返還金額の総額のみを提示させるだけではなく、返還金額の内容を確認できる仕組みにされたい。

第15 総括

1. 保健福祉の社会的意義

京都市の高齢化及び人口の減少は著しく進んでおり、それは税収の減少、ひいては行政サービスの低下となり、それが更なる人口減少に直結し、悪循環となることが予想される。そうならないためにも市民が安心して暮らせる仕組みを構築することは肝要である。その中でも保健福祉は市民のライフラインとして重要な根幹を担っている。

これらの社会的な問題は一朝一夕で解決するようなものではなく、長期的な視野に立った施策が必要である。すぐに効果が得られなくても長期的な視点に立ったうえで有効であると判断できるのであればその施策は有効であるものとして継続する必要がある。一方で長期的な計画であっても時代時代に合わせてアップデートは必要である。完成に10年の歳月を要するような事業であれば、10年前は画期的な仕組みであったとしても陳腐化してしまい、完成時にはニーズに合っていないようなものになってしまうおそれがある。行政サービスには基本的に収益性は求められていない。そうであるからこそ、長期的な計画の中で有効なサービスとなっているか、ニーズの検証は常に行っていく必要がある。

2. 持続可能な社会の実現に向けて

「いのち」と「暮らし」、共生社会の実現に向けた取組の推進という京都市の掲げる2つのテーマは市民が安心して暮らせる仕組みを構築するために重要なものである。そのテーマが適切に効果的に実現できるかについて、各章において抽出された課題の検討と対策が急務である。

前段でも述べたとおり、行政政策は本来、長期的な視野で行わなければならないが、市長の任期、在籍する職員の異動等により、どうしても短期的な目線での政策になりがちである。そこを柔軟に対応していき、10年後、20年後、あるいはもっと先の京都が素晴らしい都市として他の都市の手本となることを切に願う。

実地監査やヒアリングを通じて、各所管課で業務をされておられる方々が日夜奮闘し、市民のライフラインを守られていることを知ることができた。現在は落ち着いているもののコロナ禍での対応がかなり厳しかったことは想像に難くない。市民の暮らしを守るために奮闘されておられる皆様に改めて敬意を表したい。

本監査において、保健福祉局の方々には、通常業務に追われるなかで、丁寧な対応をしていただいた。また、ヒアリング等でもよりよい姿を目指して切磋琢磨して意見等をまとめる前向きな姿勢に感銘を受けた。また、監査がスムーズに進行するように監査事務局及びコンプライアンス推進室の方々にも裏方となってきめ細やかに動いていただいた。この場をお借りして、深く感謝申し上げる。

＜指摘事項・意見一覧＞

	指摘事項	意見
第4 健康増進対策	0	3
1. フレイル対策支援事業について		「フレイル」対策支援事業への認知の向上、広報活動の充実
2. がん対策について		がんの早期発見のための情報発信
3. がん対策（ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託）について		がんの早期検診、早期治療のための情報発信の工夫
第5 生きがい・社会参加	1	4
2. 高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務等）について		公園の除草業務等に係る委託料の妥当性の検証不足
3. 全国健康福祉祭参加者派遣等事業について		ねんりんピック参加者への助成の在り方の検討について
		ねんりんピック事業費について
4. 敬老乗車証	敬老乗車証のIC化	
		敬老乗車証の負担額の更なる見直しの検討
第6 在宅福祉施策	1	5
1. 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	健康すこやか学級事業の学区負担について	
		介護予防研修会の学区担い手と居場所運営者との交流について
		健康すこやか学級事業再委託費について
		健康すこやか学級事業の男性利用者数について
2. 成年後見制度の推進事業		市民後見人の利用者数増加の推進
		市民後見人の活用促進

第7 障害者福祉	1	6
2. 京都市の障害者福祉予算		障害者福祉事業の当初予算額と決算額の乖離の原因分析を踏まえた予算化
		障害者福祉事業の施設整備に係る利用者想定を踏まえた予算化
3. 京都市の障害者福祉の各事業に関する個別論点		京都市独自の助成事業に関する定期的な調査の実施
		経営状況の悪い就労支援事業者に対する指導監督の強化
		障害者福祉に関する消費税取扱いの正確な把握
		3センターの一体化による未利用地の売却・有効活用方針の早急な決定
	京都市みぶ身体障害者福祉会館の利用価値向上の再検討	
第8 生活保護	0	4
1. 生活保護		生活保護費の支給方法の改善
		ケースワーカー間の情報共有について
		業務のDXへの取組について
3. ホームレス自立支援事業		ホームレス居宅定着支援事業報告書の内容の充実について
第12 地域福祉	0	4
3. 区ボランティアセンター運営		区ボランティアセンター運営事業に係る補助金支出金額の適正性の確認
4. 日常生活自立支援事業		日常生活自立支援事業に係る補助金支出金額の適正性の確認
5. 地域あんしん支援員設置事業		地域あんしん支援員設置事業に係る報告書の記載方法の検討
6. 民生児童委員活動支援事業		民生児童委員活動支援員設置効果の検証
第13 災害対策	0	1
1. 避難行動要支援者名簿の活用事業		避難行動要支援者名簿への登載意向確認対象者の明確化
第14 国民年金事務その他	0	1
4. 高齢者福祉施設等における物価高騰への対応		支援金等に係る実績報告書の記載事項の検討